

平成25年度
総合的海洋政策の策定と推進に関する調査研究
各国および国際社会の海洋政策の動向

報告書
(参考資料編)

平成26年3月

海洋政策研究財団
(一般財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団)

参考資料編 目次

資料 1. 米国・国家海洋政策実施計画（2013 年 4 月策定）	1
資料 2. 欧州連合・共通漁業政策に関する欧州議会及び理事会規則	33
(No. 1380/2013) (2013 年 12 月 11 日署名、2014 年 1 月 1 日施行)	
資料 3. ニュージーランド・排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に 関する法律（2012 年 9 月 3 日裁可、2013 年 6 月 28 日施行）	87
資料 4. 中国・国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画（2011 年～2015 年）	169
資料 5. 中国・国家海洋局主要機能・内設機関・人員構成規定	195
(2013 年 6 月策定)	
資料 6. 韓国・第 2 次沿岸統合管理計画（2011 年～2021 年）	205
資料 7. 韓国・北極総合政策の推進計画（2013 年 7 月 25 日）	273

資料 1 (海洋政策研究財団 訳) ※

米国・国家海洋戦略実施計画 (2013 年 4 月策定)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家海洋政策実施計画

国家海洋会議

2013年4月

(国家海洋会議の関係省庁の列挙、省略)

(共同議長によるはし書き及び署名、省略)

目次

I. イントロダクション	5
本文書の構成	8
II. 海洋経済	8
経済成長の支援	10
雇用の促進	11
熟練海洋労働力の開発	12
III. 安全・安全保障	13
海域認識の向上	14
変動する北極における海上安全・安全保障の提供	14
港湾・水路における安全・安全保障の向上	16
IV. 沿岸域・海洋の回復能力	17
悪条件の低減	18
変化への備え	19
海洋の健全性の回復・維持	20
V. 地域的意思決定	22
地域的活動のためのツールの提供	23
地域的パートナーシップの強化	24
地域的優先課題の支援	25
VI. 科学・情報	27
海洋・沿岸域の系に対する理解の向上	28
海洋データ獲得及び情報提供の能力強化	29
情報に基づく意思決定のための科学的基礎を有する製品・サービスの向上	30
VII. 結語	31

文末注

I. イントロダクション

海洋・沿岸域・五大湖は、我々の最も貴重な資源の一角をなし、我が国のアイデンティティ及び未来の不可欠な構成要素である。健全な海洋環境は我が国に糧をもたらし、経済を活性化し、文化を支援し、レクリエーションの場を提供する。健全で生産的で回復能力の高い海洋・沿岸域・五大湖は、我々の生活の質に大きく貢献する。

同時に、これらの資源は、その健全性・生産性・回復能力を減殺する人間の諸活動や影響に対して脆弱である。例えば、汚染によって海洋の生息域は劣化し、レクリエーションへのアクセスや商業機会は減少し、公衆衛生・安全は脅かされる。生息域の喪失は海域人口の安定性にも影響し、深刻な経済的・文化的帰結をもたらす。過剰漁獲は現在及び将来における遊漁業・商業漁業の機会を脅かし、我が国の食糧安全保障を脅かし、海洋生態系のかく乱からの回復能力を減殺する。海面上昇などの気候変動のもたらす影響は、沿岸域コミュニティの暴風雨損害に対する脆弱性を増大させる。さらに、これらの問題は相互に作用し合い、全体として海洋の健全性に対する影響を増幅させる。

加えて、海洋利用者の増加によって海域利用における競合が増大しており、それは、漁業、海運、軍事活動、従来型のエネルギー開発といった既存の利用と、再生可能エネルギー開発や養殖業といった新規な利用の両方について言えることである。こうした競合によって利用者間での紛争が惹起され、決定権者にとっての新たな課題となっている。政府の非効率的な意思決定によって問題が悪化し、経済的機会が阻害され、商業上及び環境上の利害関係者双方による起業精神に溢れた問題解決のための努力に水が差される可能性がある。

同時に、我が国は海洋についての理解——海洋の仕組みはどのようなものか、どうすればその健全性や回復能力を維持したまま利用を拡大できるか——を向上させる新たな機会に直面している。海洋環境の仕組みやその人間の諸活動との間の相互作用をより良く理解するためには、研究・科学・技術の進歩が必要である。こうした知識の適用によって、地域によってなされる管理活動に対する情報提供がなされ、海洋の健全性が改善・維持され、雇用や新たな経済機会が支援され、我が国の安全・安全保障が向上され、海洋を価値ある資源として保護する一助とされるであろう。

こうした課題と機会とを認識し、そして 2 つの超党派の委員会の勧告を土台として、オバマ大統領は、2010 年 7 月 19 日の大統領令 13547 によって、海洋・沿岸域・五大湖のステewardシップに関する国家政策を策定した。国家海洋政策（以下、「本政策」とも言う）においては、海洋・沿岸域・五大湖の健全性を改善・維持する我々の責任が強調され、常識

と科学に基づく問題解決を通じて主要課題に取り組むに際しての州・部族との協働の重要性が認識されている。本政策は、我々の海洋・沿岸域・五大湖の価値ある資源が、我が国の厚生・安全・繁栄を支える豊かな利益を提供し続けることの確保を目的としている。

原則的に言って、国家海洋政策は、国家海洋会議の設置を通じて連邦諸機関の海洋関連活動を調整し、官僚制の弊害の低減、協調・統合の促進、財政上の責任の観点からのより良い効率性・実効性を実現するものである。本政策は、新たな規則を創設したり、既存の規則に取って代わったり、またいかなる機関の既存の任務・管轄・権能も改変するものではない。そうではなくて、より効率的な意思決定のために、連邦のあらゆる機関による既存の諸規則の実施の調整を支援するものである。本政策は、議会により割り当てられた予算を付け替えたり、既存の計画から予算を引き上げるよう諸機関に命令するものではない。そうではなくて、限られた資源を集中して納税者の税金をより効率的に用いることを支援するために、省庁間の協働と優先課題の決定を促進するものである。

この国家海洋政策実施計画（以下、「本計画」とも言う）は、国家海洋会議の諸機関の協働によって発展させられ、また 2009 年の省庁間海洋政策タスクフォースによって開始された作業を元にして、連邦諸機関に対して明確な方向性を提示し、パートナー・利害関係者に対してより高い具体性を提供した。本計画は、最新の科学・情報を開発・適用し、政府活動をより効率的に行い、州・部族・地方当局・海事産業・その他の利害関係者との協働をより実効的に行うというコミットメントを反映したものである。本計画は、主要課題に取り組む、連邦の諸活動を合理化し、納税者の税金を節約し、経済成長を促進するために、国家海洋政策上の諸目的を現場レベルでの変化へと転換するための具体的な諸活動について記述している。

広範囲の利害関係者及びパートナーが、海洋・沿岸域・五大湖のステewardシップ及び健全性を促進するこれらの活動からの利益を享受するであろう。例えば、

- ・州や部族は、連邦諸機関の協調の改善、意思決定のための情報の促進、地域的優先課題及び解決への支援からの利益を享受するであろう。
- ・遊魚者は、保存計画を促進し健全で生産性の高い海域への持続的アクセスの保障を支援する諸活動からの利益を享受するであろう。
- ・商業漁業者は、持続可能な漁業機会の増加を支援する科学の進歩を通じて、我が国で増大している健全な海産食品への需要に対してより良く対応できるであろう。

- ・商業海運・港湾産業は、安全で効率的な航行のためのより正確な海図を得るであろう。
- ・我が国の軍は、現在及び将来の国家安全保障上の要請を満たすために、検査・訓練の能力を確保するための海事利害関係者との協調の促進からの利益を享受するであろう。
- ・洋上エネルギー産業は、潜在的な開発サイトの特定のためのより良いデータ・情報、より実効性の高いリース・許可の手続、安全なアクセス・安全な活動・他の利用者との紛争の低減を促進する計画からの利益を享受するであろう。
- ・養殖産業は、合理化された連邦からの許可、持続可能な養殖業を支援する協調的な研究努力からの利益を享受するであろう。
- ・ビーチに行く人々、バードウォッチャー、自然保護論者、そしてその他の人々は、より健全な沿岸域・海洋の生息域及び生態系からの利益を享受するであろう。

本計画は、生態系全体を考慮した資源管理を通してこれらの利益を実現するため、常識と科学に基づくアプローチを提示している。本計画により支援される生態系ベースの管理目標とは、人類が欲しまた必要としている利益及び資源を継続的に提供することのできる健全で生産的で回復能力の高い海洋を維持することである。この目標を実現するためには、優れた科学的基盤と、諸条件の変化や新たに生起する課題・機会に対応可能な管理実践へのコミットメントの両方が必要である。資源管理者、海洋利用者、そして他の利害関係者が協働し、知識・経験の増加に応じて実効的な実践を学習・共有することで、生態系ベースの管理を漸進的に開発・適用することが可能となる。

重要なこととして、本計画は、国家・地域・地方レベルのあらゆる海事部門の利害関係者——部族・州・地方の政府、民間部門のパートナー、科学者、そして一般公衆——の思慮深いインプットから情報を得た。本計画は、広範なパブリックコメント——とりわけ、漸進的変化、パイロット計画、地方・地域の能力と自己決定、より良い質・量の情報に対する根本的必要に関連するもの——に対する熟慮を反映している。

本計画は、連邦支出におけるより高いシナジーと効率性を促進するために、多様な機関の優先課題及び活動をより良く調整するものである。今日の制約的な財政状況を前提とし、そして予算及び割当プロセスの不明確性を認識すれば、決定された期限内に全ての活動を完了できるか否かは、資金及び資源の利用可能性に依存するであろう。

そうした流れから、本計画は生きた文書たることを意図している。新たな情報や変わり行

く諸条件に対応できるように設計されており、そして、定期的に——進展が見られ、教訓が得られ、新たな活動が計画された時に、そして現在及び将来世代の利益のために我が国が海洋・沿岸域・五大湖のステewardシップの改善を不断に追求するに際して——更新される予定である。

本文書の構成

本計画では、以下の各セクションにおいて、国家海洋政策を実施する具体的な諸活動がどのような利益をもたらすのかを記述する。すなわち、(1) 海洋経済、(2) 安全・安全保障、(3) 沿岸域・海洋の回復能力における利益であり、それらは(4) 地域的意思決定、(5) 科学・情報の支援によって実現される。各サブセクションにおいては、かかる利益を増進する具体的な諸成果と、それを実現するために連邦諸機関が行う活動の諸類型を記述する。計画されている具体的活動については、本計画に含まれる付属書に記述されている。これらの活動の多くは、コミュニティー・海洋利害関係者・一般公衆の即時的ニーズに応えるものであり、短期的に利益をもたらすであろう。中・長期的に、主要な成果を支援するための基礎的構成要素を創造する活動もある。本計画における諸活動は、政策における国家的優先目標 (National Priority Objectives of the Policy) に基礎付けられている。この目標において以前から認識されていた試みを包含しており、海洋・沿岸域・五大湖が直面する最も差し迫った諸課題の解決とそこに依存している人々・コミュニティー・ビジネスへの利益提供に向けて我が国を前身させるであろう活動である。

こうした諸活動の多くは多様な成果を支援するものであり、全国民に利益をもたらす成果物・サービスを提供する連邦諸機関の仕事を集中・調和させる共通の価値観を反映している。とりわけ、観測システム、地図・海図作成、他の情報ツールを向上させる科学・情報に基づいた多数の活動は、国家・地域・地方の様々な利用者に利益をもたらす。従って、そうした諸活動については複数のセクションを設けて議論し、本政策のそれぞれの目的をどのように促進するのかを説明する。

II. 海洋経済

海洋・沿岸域・五大湖は、我々の最も貴重な資源、そして最も強力な経済的推進力の一角をなす。2010年、海運、海洋構築物、エネルギー開発、商業漁業、遊漁業及び船遊び、養殖業、ツーリズムといった海洋経済活動は、国家経済のGDPの中の2580億ドルを占め、280万人の雇用を支えた。非常に多数の人々が海岸付近に居住しているので、我が国の2010年のGDPである6兆ドルの中の41パーセントが、五大湖を含む米国本土及び米国領の沿

岸地域において創出されている。これらの沿岸地域は、4400 万人の雇用と 2.4 兆ドルの賃金を支えている。我が国の国民にとっての海洋の価値——通商、エネルギー、レクリエーション、食糧、文化、国家安全保障——は、現在及び将来世代の生活の質の基盤を提供している。

海洋国家として、我々は、健全で生産的な海洋がもたらす経済的利益を維持・促進するという課題に直面している。海洋・沿岸域・五大湖の生態系の健全性が低下することによって、我が国の経済の多くが依存しているそれらの海域における産出物・サービスの供給能力が脅かされる。例えば、外来の海洋・水生生物種によって、我が国経済における漁業・ツーリズム・沿岸インフラに対して毎年数十億ドルの損害が出ている。他の例としては、サンゴ礁の白化によって我が国の漁業・ツーリズムが影響を受け、過去 50 年間で 48 億ドルの損害が出たと試算されており、また沿岸域の暴風雨損害に対する脆弱性も増大している。我が国の海岸線における海洋ゴミの拡散によって、ツーリズム・レクリエーション・漁業を含む多数の海洋分野に大きな経済的影響がもたらされている。

これらの問題に加えて、政府の非効率性も指摘し得る。例えば、2011 年に我が国で消費された海産物の 91 パーセント（金額ベース）が輸入であり、その中の半分が外国産の養殖であった。2011 年の海産物における貿易赤字は 112 億ドルで、その数値は年々増加している。養殖業の立地・許認可プロセスにおける政府の非効率性が、国内養殖業の成長を阻害している可能性がある。調整の不備や計画の非効率性は、雇用や経済的安定を脅かすのみならず、計画の遅延や増え続ける海洋利用者間の紛争・コストの増加の原因となり得る。

本計画は、連邦諸機関の既存の権限・予算の下での活動に焦点を当てて調整すること、そして健全で持続可能な海洋経済を確保するために必要なツールを提供することによって、そうした諸課題に対応するものである。また、経済成長、より効率的な許可・意思決定、より健全で回復能力の高い海洋生態系——それにより、雇用、地域経済、熟練した多様な海上労働力が支え続けられるであろう——を支えるための、科学・情報の向上を促進するものである。

健全な海洋環境は大きな経済的利益をもたらす。例えば、毎年数百万の国民が海洋・沿岸域・五大湖での遊漁・船遊びを経験しており、それは我が国経済に大きく貢献している。2010 年の海洋ツーリズム・レクリエーションは、海洋経済全体によって創出される総雇用 190 万人の中の 70 パーセントを創出した。このように、健全で生産的な海域を維持し、その海域への遊漁や他の活動のためのアクセスを維持することは、非常に多数の国民が享受する利益を維持するために極めて重要である。遊漁・舟遊びのコミュニティーは、多数の海洋保全プログラム、州の野生生物及び漁業プログラム、そして釣魚回復・船遊び基金 (Sport

Fish Restoration and Boating Trust Fund) などを通じてさらなる利益をもたらす他の取組みに対して、直接的に献金したり資金調達を補助（物品税やライセンスの販売を通じて）している。こうしたことは、健全な海域によってもたらされる価値の一例に過ぎない。

以下の諸活動は、既存の及び新たな海洋産業を支え、沿岸域のコミュニティー及び地域の活力を維持・向上し、我々の生活の質を支える海洋生態系を保全するであろう。

経済成長の支援

海洋資源に依存する産業界、コミュニティー、政府は、質の高い科学的情報・データを必要としている。より質の高いデータ・情報によって、海事産業、資源管理者、政府のあらゆるレベルの意思決定者が実効的かつ責任ある決定を下せるであろう。連邦諸機関は、向上したデータ・情報へのアクセス及び強固で持続的な観測システムを通じて我が国経済を強化する以下の活動を行う。

- ・ **多様な経済活動を支援するため、我が国の地図・海図作成能力を向上させ、成果物を改善する。** 我が国の港湾を通過する数兆ドルの物品の流れや海洋・沿岸域・五大湖に依存する多数の業界を維持するため、諸機関はより良い地図・海図を作成するために協働する。それによって、我が国の海洋経済活動は保全・保護・拡大されるであろう。地図・海図作成の向上及び成果物の改善は、より安全な航行、より良い事故防止を通じて海上通商の効率性を向上させ、そして、アップデートされた水路図・海底地図は洋上エネルギーなどの海洋産業を支援するであろう。また、これらの成果物は、沿岸域コミュニティーに対して、災害による経済的悪影響を緩和する計画の策定のためのより良い標高・水深データを提供するであろう。
- ・ **商業漁業、海運、養殖、洋上エネルギーなどの商業的市場・産業を支援するためのデータ・情報へのアクセス可能性を向上させる。** 諸機関は、研究・計画策定・意思決定の支援のための情報アクセスをより容易ならしめるため、関連する海洋データを入手し易くするための一連の措置を取る。さらに諸機関は、生態系サービス——例えば、商業的・レクリエーション的に重要な魚種の産卵・生育・摂餌を支える健全で生産的な湿地など——の価値を認知し伝達するための助けとなる公共的なインプット、地域的・伝統的な知識、科学的情報を利用する。こうした情報は、決定権者が経済的影響を持ち得る諸活動を評価する際にこれらの生態系サービスの価値を考慮する助けとなり得る。
- ・ **海上通商・海事産業上の経済的利益のため、観測システムを維持しさらに開発する。**

連邦諸機関は、海洋観測システムの開発・維持を支援する。物理・海洋学的リアルタイムシステム（Physical Oceanographic Real-Time System）などの海洋・沿岸域・五大湖の観測システムからのリアルタイムの水路状況に関する情報は、全国規模の海上通商のみならず、海洋環境に依存する地域的・地方的な事業における日々の諸活動及び効率性を直接的に支えている。連邦の海洋観測プログラムの持続的な開発によって、民間部門における海洋技術の発達が刺激され、新たなイノベーションのための厳格な試験台が提供されるであろう。

雇用の促進

海洋産業は大きな雇用供給源である。2010年、我が国の商業港は1300万人以上の雇用を支えた。同様に、2011年、商業漁業は120万人の雇用と53億ドルの商業的な水揚げを、遊漁業は45万5千人の雇用を支えた。2012年3月、洋上海域からのエネルギー・鉱物の生産は、我が国への経済的寄与分で約1210億ドルを計上し約73万4500人の国民の雇用を支えた。洋上風力発電は、発電される1メガワット毎時あたり20.7人の直接雇用を支えるポテンシャルを備えている。我が国海域内に54ギガワットの発電能力を備えた洋上風力発電施設を設置すると、運用・保守のための4万3千人以上の雇用が創出される。我が国の海岸線沿いには、劣化した生息環境を回復し、そこからもたらされる漁業やレクリエーションの機会を回復するための多数の雇用を創出する大きなポテンシャルが存在する。沿岸域の回復事業は、100万ドルの投資ごとに17~30人の新規雇用を沿岸域に創出する——沿岸域は、商業漁業・遊漁業における主要な生息域の70パーセント以上をもたらす。我が国における養殖業は、直売価格にして3億2千万ドルの価値を有し、最大で35,000人の雇用を支えている。国家貝類イニシアティブ（National Shellfish Initiative）を通じた持続可能な海洋養殖業の成長支援や、メキシコ湾漁業管理評議会の養殖業計画（Gulf of Mexico Fishery Management Council's Aquaculture Plan）などの既存の取組みの推進によって、さらなる雇用をもたらされる可能性がある。

連邦諸機関による以下の活動は、規制の効率性を向上し、経済的機会を阻害する環境上の影響を回復し、我々の自然資源の経済的価値を最大化する活動を支援するための情報を提供することによって、既存の雇用の維持と雇用拡大の促進を助けるであろう。

- ・ **許可プロセスの改善、計画・認可プロセスにおける調整機関の参加によって、意思決定における効率性を向上する。** 本政策の主要な目的は、健康・安全・環境を保護しつつも、海洋産業や政府のあらゆるレベルの決定権者の時間及び費用を節約するために、許可・計画・認可プロセスを含む連邦諸機関における効率性を改善することである。既に進行中の省庁横断的な作業の中には、より効率的な貝類養殖活動に対する許可が

含まれており、それによって、さらなる国産海産物及び雇用がもたらされ、また他の海洋商業部門を支援するための類似の活動のためのテンプレートが提供されるであろう。関連する利害関係者の協働で発展されたパイロット計画を通じて、連邦諸機関は、要求される適切な環境上その他のセーフガードを保障しつつ、種々のプロセスを合理化して労力の重複を減らす機会を認識する。

- ・ **沿岸域の湿地・サンゴ礁・その他の自然界の系を保護・回復することで、雇用及び経済的価値をもたらす。** 回復活動は直接的な経済的機会をもたらす、健全な自然界の系はツーリズム・レクリエーション・商業漁業などの産業における雇用を支える。諸機関は、湿地・サンゴ礁・その他の優先順位の高い海洋・沿岸域・五大湖の生息域を保護・回復・向上させるために協調する。また諸機関は、責任を持って魚介類の養殖業の商業的価値を最大化すると共に、栄養過剰や魚類生息域などの環境上の利益を実現するために、既存の国家貝類イニシアティブを通じて、商業的・回復的な養殖業コミュニティと共に活動する。
- ・ **環境劣化に伴う雇用機会の喪失や経済的損失を防止する。** 低酸素や有害藻類は経済的・公衆衛生上・生態系上の重大な悪影響をもたらす。外来種は、地域のコミュニティ及び産業に経済的損失をもたらす大きな課題であり、我が国に年間 1200 億ドルの損失をもたらしている。連邦諸機関は、低酸素・有害藻類・外来種・健全な系に対するその他の脅威によって引き起こされる広範な経済的影響を防止・回復するための種々の措置を取る。諸機関は、沿岸域経済への有害な影響の最小化・緩和に必要な情報を決定権者に提供するため、低酸素・有害藻類のモニタリング・科学・データアクセス・モデル化・予測を強化する措置を取る。諸機関は、商業漁業・遊漁業上の資源を保護し、健全な沿岸海域生態系に依存する雇用・産業の維持を支援し、歳入減の中で数百万ドルを節約し、インフラへのダメージを回避するために、沿岸域・海洋の生息域において外来種を探索・低減する我々の能力を向上させる措置を取る。

熟練海上労働力の開発

海洋科学における世界的リーダーとしての我が国の地位を維持し、海洋・沿岸域・五大湖の情報に基づく管理・利用を確保するためには、分野横断的な技術及び訓練を積んだ多様な労働力が必要とされる。諸機関は、海洋・沿岸域・五大湖の生態系の管理及び研究が可能な限り高水準であることの確保に必要な科学・技術・エンジニアリング・数学（STEM）と管理職の能力を開発するために協調する。

- ・ **海洋研究と海洋資源管理の実施に必要な人的能力・熟練労働力を開発する。** 諸機関は、

教育プログラムが多様な学生グループを包摂し、高度な能力を有する労働力が開発されることを確保するために協調する。諸機関の活動によって、海洋・沿岸域・五大湖の科学及び管理に関連する学問分野を専攻する学生、とりわけ人数が不足している学部・大学院レベルの学生が増加するであろう。このことによって、海洋における研究・開発や最良の管理実践における我が国のリーダーシップが支えられるであろう。例えば、諸機関は、教育・訓練の機会を提供する海洋研究・海洋研究機関・自然科学における既存の連邦投資を活用したスカラシップ・フェローシップ・インターンシップの機会を提供するために、既存の教育・訓練資源を利用する。また諸機関は、海洋関連のキャリアパスに有益な中学生・高校生対象の海洋に焦点を当てた定期的な学問コンペに資金提供する。

III. 安全・安全保障

海洋・沿岸域・五大湖は、我が国の安全・安全保障にとって決定的に重要である。我が国の海域への安全・安心で生産的なアクセス及び利用は、軍事力・強い経済・全国民の高い生活の質を維持するために不可欠である。海域は、我が国の物理的境界を含み、我が国の軍隊の機動性及び訓練を支援し、エネルギー、通商、ツーリズム・レクリエーション、商業漁業・遊魚業・舟遊び、その他の産業のための経済的に不可欠な基礎を提供する。多数のネイティブ・部族コミュニティ、沿岸域の住民にとって、これらの海域は生活と文化を直接的に維持するものである。これらの海域をより良く理解・保護・維持することは、基本的に我が国の利益に最も適うのである。

産業界・政界・学界・一般公衆は、多様な目的の下で、我々の海岸線・海域・五大湖において数多くの活動を行っている。実効的な協調及び状況認識を向上させることで、これらの入り混じった諸活動は、国民の安全・安全保障、財産、海洋環境の健全性を考慮に入れるであろう。連邦諸機関は、海域に対する我々の全般的認識を向上させるため、海洋環境の責任ある管理者であるため、そして我が国の港湾・水路の安全・安全保障を向上させるために協働する。

国際協力も同様に重要である。我が国の国連海洋法条約（以下、「本条約」とも言う）への加入は、我々の航行の権利及び自由——軍艦と、民間船及びその貨物との両方——の保護、海洋における我が国の経済的利益の促進のために極めて重要である。本条約は我が国に対して、海岸域から 200 海里以遠における石油・ガス・魚類などの海底資源に対する排他的権利を含む洋上資源に対する拡張的権利、そして 200 海里以遠のいくつかの広範な海域における石油・ガスを含む海底資源に対する追加的権利を認めている。また本条約への加入

は、我が国が様々な条約機関——深海底における鉱物資源について規律する諸規則を発展させている機関や、200 海里を超える大陸棚に関する加盟国の申請に関する勧告を出す機関を含む——において候補者を立てる機会を得ることを意味する。本条約への参加は、海洋及び重要な天然資源に対する我々のアクセスを向上させることによって、我が国の国益を増進する。

海域認識の向上

海洋・沿岸域・五大湖における広範な諸活動・インフラ・環境条件をしっかりと理解することによって、当該海域で発生する出来事に対して情報に基づいた反応・対応をすることが可能になる。海域認識は、情報の効率的な収集・共有と、海洋の観測・遠隔探知システムのための我が国のインフラ改善によって実現される。また、他国とのより良い情報・専門技術・知識の共有のためには、国際社会とのさらなる協働に焦点を当てること重要である。

- ・ **海域認識を支援するため、海洋観測のための遠隔探知システムを向上させる。** 連邦諸機関は、海域におけるリアルタイムでの海洋・気象・生態的な状況の認識を向上させるため、向上した遠隔探知システムの利用を最適化する。海洋観測のために設計された遠隔探知資源が統合されたシステムは、海洋環境のより完全なイメージを提供することによって、決定権者を支援する。
- ・ **海洋における政策事項に関する情報・専門技術・知識を交換するため、国際的に取り組む。** 我が国は、優先順位の高い海洋政策事項に取り組むための情報・専門技術・知識を交換するに際して、国際海事機関 (International Maritime Organization) やユネスコ政府間海洋学委員会 (Intergovernmental Oceanographic Commission) などの国際機構・組織や他国と協働する。こうした努力によって、とりわけ我が国と海洋境界を接する諸国家との間での海域における諸活動への認識を向上させ、優先順位の高い海洋政策事項に取り組む我が国の能力を効率的・実効的に向上させる。

変動する北極における海洋安全・安全保障の提供

北極は急速に変動している。最も劇的な変化の 1 つは海氷の減少であり、それによって我が国沿岸の北極圏における船舶航行が増加する可能性が高い。商業船舶はより迅速な航路を利用できるかもしれず、クルーズ船やレクリエーション船舶はより多数の旅行客を当該海域に案内することが予想され、漁場はシフトし、石油・ガス関連企業は探査活動を前進させて北極圏の海底を掘削するためのリースを獲得しようとしている。こうしたことから、

我が国の北極における通信システムや環境対応管理能力——海氷を観測・予測する能力、当該地域の地図・海図の正確性——を向上する必要がある。北極における我が国の海洋安全・安全保障は、以下の活動に依存する。

- ・ **海難事故及び環境影響に対する予防・対応能力を向上するため、北極における通信システムを強化する。** 連邦諸機関は、技術的能力及びパートナーシップの双方を強化することによって、北極における通信システムを向上させる。諸機関は、船舶・航空機・沿岸基地が互いに効率的に通信できるようにするため、そしてリアルタイムでの天候や海氷予測などの情報——それによって、海洋における人命喪失や財産・環境への損害のリスクが大きく引き下げられるであろう——を得られるようにするため、既存の通信システムを強化する。諸機関は、新たな通信システムを構築するにあたり利用者のニーズと既存の能力を認識するため、他の機関、先住民コミュニティ、産業界、そして必要に応じて他国と連携する。
- ・ **諸機関の協調的な活動を保障し、災害の蓋然性を最小化し、対応活動を促進するため、北極における環境事故に対する予防・対応を強化する。** 北極圏における船舶交通量の増加によって、人命喪失や財産・環境への損害をもたらし得る衝突、座礁、その他の深刻な海難事故のリスクが増加している。協調的かつ準備された全方位的危機対応・管理によって、脆弱な北極圏のコミュニティ・生態系に対する海洋汚染事案の影響が緩和されるであろう。対応を強化するため、連邦諸機関は、油流出対応のための共同のワークショップ及び演習を行い、北極環境対応管理アプリケーション（Arctic Environmental Response Management Application）などの対応調整・意思決定補助ツールを開発し、氷に覆われた海域における油流出の予防・封じ込め・対応のためのインフラ・計画・技術を向上させる。
- ・ **海洋安全の支援のため、北極における海氷予測を強化する。** 海氷予測は、北極圏において最も喫緊かつ時宜に適った問題の 1 つである。安全な活動及び計画策定のために最善な戦術的・長期的な海氷予測を保障するため、連邦諸機関は、海氷の融解及び再凍結の割合をより精確に計量し、氷の分布パターンの変遷を理解し、より精確な氷縁地図を作成し、海氷観測プログラムへの参加を拡大し、そしてより広範囲におけるより優れたモデルに基づく観測を可能にするために国際的パートナーと協働する。観測の強化は予測の強化に貢献し、それによって北極における海洋安全・安全保障に対してより良い情報提供がなされるであろう。
- ・ **航行安全及びより精確な位置測定のため、北極における地図・海図の作成を強化する。** 海図作成の進歩は、有害な海難事故のリスクを低下させることによって北極圏にお

る航行安全を促進するであろう。連邦諸機関は、先住民コミュニティー及び利害関係者との協調の下、海岸線・水路の調査活動のため、海図を作成し、優先順位付けを行う。また、アラスカ州の重力マップのデータによって、北極圏の位置測定における数メートル単位の誤差を正すことができるであろう。そうした努力によって、北極における我が国の海軍・沿岸警備隊の活動が支援され、全ての船員の安全が保障されるであろう。

港湾・水路における安全・安全保障の向上

我が国の国民・財産・海洋環境の安全・安全保障と海上通商の持続力は、安全・効率的・安定的な航行及び水路管理システムに依存している。その中には、違法な人間活動・気候変動・異常気象その他の自然災害からの港湾に対する差し迫った脅威に対する実効的な計画策定及び対応が含まれる。連邦諸機関は、我が国の港湾・水路の健全性・持続力によって生計を立て、レクリエーションを楽しみ、依存している全ての人々の安全・安全保障を確保するため、協調して、既存の資源を活用するいくつかの措置を取る。

- ・ **水路管理及び他の航行上の優先課題に関する決定を支援するため、水路の調査及び管理システムの評価や、港湾アクセスルートの研究を行う。** 我が国港湾の内外における商用船舶・レクリエーション船舶・政府船舶の安全かつ安定的な航行は、我が国の水路の精確かつ時宜に適った評価に依存している。連邦諸機関は、我が国の海洋の安全・安全保障、我が国の港湾の経済的活力、我が国の海洋生態系の全体性の確保のために必要な改善点を認識するため、我が国の水路管理システムの性能を継続的に評価する。
- ・ **海面上昇・異常気象その他の自然災害に対する我が国港湾の脆弱性を評価し、リスク及び影響をより実効的に低減させる措置を可能ならしめる。** 我が国の港湾・水路インフラは、経済や安全・安全保障に関わる多数の活動を支援している。気候変動による我が国の港湾・水路への潜在的影響をより良く理解することによって、重要な資産を保全するための適切な対応・適応が準備されるであろう。脆弱性の評価は、異常気象・海面上昇・その他気候変動の兆候が我が国の海岸線にどのように影響するかを理解するために重要である。連邦諸機関は、州・部族・地域・地方の取組みとの協調の下、そうした評価を行う。連邦諸機関は、気候変動の中での天然資源・住民・インフラの回復能力を評価するための手法・ベストプラクティス・基準を開発・発信する。
- ・ **我が国の港湾・水路における搜索救難活動及び油流出対応をさらに強化するため、海洋観測システムを発展させる。** 海洋観測システムによってリアルタイム及びほぼリアルタイムの海洋学的・気象学的・生態学的データが提供され、搜索救難や油流出経路モデルに取り入れられている。海洋観測システムのデータの信頼性・品質・精度はモデルのアウトプットに直接的に影響し、そして搜索救難や油・有害物質流出対応の活

動上の決定に影響する。我が国の海洋観測システムインフラの能力・信頼性を強化することによって、我が国の経済的に不可欠な港湾・水路における生命・財産・海洋環境のさらなる保護がなされるであろう。

IV. 沿岸域・海洋の回復能力

沿岸の生息域——サンゴ礁、湿地、マングローブ、塩性湿地、海草藻場など——の健全性及び全体性は、我が国の価値ある沿岸域・海洋の生態系とそれらが我々にもたらす豊かな利益を維持するための要である。全国のアウトドア愛好者は漁業・船遊び・野鳥観察・ハイキングのために沿岸の生息域にアクセスし、コミュニティはハリケーンに対する緩衝として沿岸域の湿地に依存し、ダイバーはサンゴ礁の美を享受し、商業漁業者は我々の食卓に新鮮な海産物をもたらす。沿岸の生息域は、魚・貝・渡り鳥・水鳥に産卵場・生育場・生息場・食糧を提供し、沿岸域のコミュニティ・住居・インフラ・商業を侵食や洪水から保護し、数十万の雇用を支え、流水によるろ過・解毒で水質を改善し、疫病・病原菌の発生を抑制し、炭素を捕獲・貯蔵し、命を救う薬剤のための化合物を産出する。健全な流域・海岸は、沿岸域のコミュニティ・住民・商業・産業・生態系に豊かな清浄水をもたらすことによって、我が国を支えているのである。

沿岸の生息域及び生態系の劣化は、その健全性を低減し、我が国に環境的・経済的・社会的な奉仕をもたらす能力を低減する。我が国は、1998年から2004年までに毎年6万エーカー近くの沿岸域湿地を失った。我が国の管轄下にあるサンゴ礁のうちおおよそ半分は、海洋温暖化・疾患・人間活動が原因で「悪い (poor)」か「水準以下 (fair)」の状態にある。生息環境は土着の水生生物を脅かす外来種によって改変され、自然及びインフラへの損害額は毎年数十億ドルである。我が国水路におけるゴミによって、野生生物が殺傷され、生息域が劣化し、航行が阻害され、公衆の健康・安全が脅かされ、海運・漁業・ツーリズム・沿岸域コミュニティに対する追加的負担が生み出されている。様々な淵源からの汚染は、我が国の小川・河川・河口・海岸に影響を与えており、我が国の水質問題の最大の原因である。そうした汚染は、海洋・沿岸域の生態系の健全性が急速に低下している大きな一因となっている。

これらの脅威は、気候変動及び海洋酸性化の環境影響とその結果としての野生生物の個体数の変化によってさらに深刻化する。海面上昇、異常気象の増加、海水温度の変化、塩水侵入は、インフラ破壊、洪水氾濫、耕作地喪失、数百万の人々の潜在的移住を通じて、低地沿岸域のコミュニティに対する深刻かつ増大する脅威となっている。また、気候変動によって五大湖の水位が変化し、それによって湖水の循環・供給、生息域、経済的利用

が変化すると予測されている。海洋酸性化——二酸化炭素濃度の上昇によって海水の酸性値が上昇する——によって、遊魚業・商業漁業に重要な魚・貝の成長が阻害される可能性がある。魚介類養殖などの海事産業及びそれを支える雇用・コミュニティは、我が国の海水の科学的変化の影響の増大に直面している。

連邦諸機関は、海洋・沿岸の生息域、水質、生態系の劣化に対して備え、対応し、緩和・回復するための国家・州・部族・地域の種々の取組みを支援するために、能力の改善、積極的なスチュワードシップ、研究の強化、協力の促進を通して協働する。諸機関は、気候変動、海洋酸性化、海面上昇、異常気象の影響を理解し、最小化し、順応するための取組みを可能ならしめ支援して、沿岸域コミュニティの回復能力を強化する。

悪条件の低減

国家海洋政策の諸活動を通して、数千エーカーの湿地及び優先順位の高い生息域が保護され、回復され、改善されるであろう。我が国のサンゴ礁は、既存の諸機関のより良い協調と、有害な影響を予防又は緩和する諸計画の実施によって改善されるであろう。外来種を発見・監視・統制・根絶するためのパートナーシップや取組みを支援する諸活動によって、土着の水生物及びその生息域が保護されるであろう。協調的な流域回復の取組みは、沿岸域・海洋の生息域の保全の総合的成功のために重要である。メキシコ湾、ミシシッピ川流域、五大湖における、北西太平洋のサーモンのための回復の取組みは、協調的で自発的な上流域における保全・回復の素晴らしい例である。

- ・ **沿岸域の湿地喪失を低減する。** 連邦諸機関は、沿岸流域における湿地喪失の基礎的な原因、そして湿地がもたらす重要な機能及び価値をより実効的に保護・回復する機会を認識するために協働し、州や部族と協力する。諸機関は、沿岸域の湿地喪失の共通の基礎的要因と、それに対処するために最も有効なツールを特定するためのパイロット計画を実施する。これらの諸活動によって、メキシコ湾岸回復評議会（Gulf Coast Ecosystem Council）や南フロリダ生態系回復タスクフォース（South Florida Ecosystem Restoration Task Force）などの、沿岸域の湿地の生態系の保護・回復を目指す既存の州・地方・部族政府の諸計画が補完されるであろう。
- ・ **沿岸域・海洋の生息域を保護・保全・回復する。** 諸機関は、健全な沿岸域・海洋の生息域を実現するための科学的に有効な生態系ベースのアプローチを利用・提供するために協調する。例えば、米国サンゴ礁タスクフォース（U.S. Coral Reef Task Force）を通して、諸機関は、サンゴ礁の生態系に対する主要な脅威——陸域由来の汚染、気候変動、海洋酸性化、計画に基づく活動（権限を付与された活動）、計画に基づかない活

動（船舶の座礁・油流出など）を含む——に対処するために協調する。

- ・ **外来種を発見・統制・予防・根絶する。** 連邦諸機関は、生態系・商業・レクリエーション・文化的に重要な海洋生物種及びその生息域を保護するため、早期の発見・対応に焦点を当てて外来種からの影響を予防・低減する能力を向上させる。
- ・ **清潔な水を供給して水道、コミュニティ、生態系をより健全化するため、我が国の沿岸域・河口域の水質を向上・保全する。** 自発的なプログラム・パートナーシップ・パイロット計画のより効率的な利用を通じて、諸機関は、過剰な栄養素・沈殿物質・その他の汚染物質を低減するために活動する。また諸機関は、水質の監視・評価のための重点地域を特定し、自発的な保全活動を行おうとする民間の土地所有者に財政的支援を提供することによって、沿岸域の高い水質の保護・保全・維持を支援する。その他の諸活動によって、多数の沿岸域及び内陸の州が直面している低酸素や有害な藻の繁殖が低減されるであろう。

変化への備え

諸機関は、沿岸域コミュニティの回復能力を向上させ、気候変動・異常気象・海洋酸性化からの影響に適応する彼らの能力を向上させるための多数の活動を行う。諸機関は、グローバルな海面上昇の推定を行い、利用可能な沿岸域の氾濫や水位変化の視覚化情報及び意思決定支援ツールを地域・州・部族・地方の決定権者に関連付ける。諸機関は、脆弱性評価の設計・実施の方法に関するツール及び訓練課程を提供し、気候変動・海洋酸性化の両方に対する沿岸域及び海洋の脆弱性についての全国的評価を推進する。

諸活動は、気候変動・海洋酸性化に関する連邦の他のプログラム及び戦略——気候変動における水質管理のための国家活動計画（National Action Plan for Managing Freshwater Resources in a Changing Climate）、国家魚類野生動植物適応戦略（National Fish, Wildlife and Plants Climate Adaptation Strategy）、連邦海洋酸性化研究監視戦略計画（Strategic Plan for Federal Research and Monitoring of Ocean Acidification）、米国グローバル気候変動研究プログラム（U.S. Global Change Research Program）、国家気候評価（National Climate Assessment）、省庁間気候変動適応タスクフォース（Interagency Climate Change Adaptation Task Force）を含む——との調和の下で行われる。

- ・ **影響について早期警告・リスク評価・予測する我が国の能力を向上させるため、監視サイトの調和的ネットワークの観測を強化・統合する。** 諸機関は、我が国の保護区・研究サイト・観測システムからの観測を強化・統合し、調和的な気候監視サイトのネットワ

ークを構築する。これは、気候変動におけるリスクを低減し海洋・沿岸域の環境・コミュニティの回復能力を向上させるために必要な情報を決定権者に提供する、効率的・実効的な方法である。

・**生態系・経済・コミュニティに対する相互作用的なストレスの影響を決定する。**

諸機関は、要因が複数かつ相互作用的であることに起因する影響についての我々の現在の理解の空白部分への対処を支援するために研究課題の統合を推進し、将来の計画・決定に対するより良い情報提供と既存政策の実施の改善のモデル・ツール・サービスの開発のための基盤を構築する。こうした統合的・学際的な課題によって、気候変動・海洋酸性化に起因する生態系・経済・社会システムの変化をより良く予測し、コミュニティに対するリスク・負の影響の低減を目的とした適応活動の実効性を改善するための情報が提供される。例えば、水位上昇の予測の向上によって、洪水災害マップ開発のための情報を提供することができる。

・**沿岸域コミュニティ及び海洋環境の気候変動・海洋酸性化に対する脆弱性を評価し、部族・沿岸域コミュニティ・州とのパートナーシップの下、脆弱性を低減するための適応戦略を設計・実施する。** 諸機関は、国家気候評価などの既存の取組みを参照して、気候変動に対する諸資源の脆弱性及び回復能力を評価するための手法・ベストプラクティス・指針を開発する。これらのツールによって、決定権者が地方の脆弱性を評価し、コミュニティの脆弱性を増大させ又は天然資源を劣化させる活動を避け、自然の系とコミュニティの両方の回復能力を増大させる活動を行うことが可能になる。また諸機関は、災害からの回復能力を組織的に向上させ、沿岸域・海洋の生物種・生息域のための適応戦略を将来の計画・管理プロセス・インフラ投資に組み込むための機構・メカニズム・能力を強化する。

海洋の健全性の回復・維持

諸機関は、自然的及び人為的な環境変化に関する長期的な課題・影響に対処する我が国の能力を向上させるため、多数の活動を行う。これらの活動によって、科学的に有効な生態系ベースの管理を通じた協働が強化されるであろう。

海洋の健全性に影響する諸活動の実効的管理のためには、海洋生態系における複数の相互関連的な関数、生態系がもたらす諸資源、人間活動が生態系それ自体及びそれに依存するコミュニティにどのように影響するか、を考慮する必要がある。これまでの管理アプローチのほとんどは単一の資源又は事項に焦点を当てており、策定される解決策も当該資源又は事項のみに焦点を当てたものであった。例えば、漁業管理の通常のアプローチは、単

一の種に焦点を当て、第一義的にはその中のどれくらいを漁獲して良いかを制限することによって、その供給能力の確保に取り組んできた。統合的・生態系ベースの管理はその先に行くものであり、魚類の成長に必要な食糧資源・生態系やそれらに影響を与える諸要素をも扱うことによって、魚類のより豊かな資源量・分布・多様性、より大きな雇用、より好況な漁業者コミュニティという目標を支援する。それらの繋がりを理解することによって、管理者がシステムにおける全ての構成要素を支援する決定を下すことが可能になり、それによって魚類の総量が増加する可能性がある。連邦の漁業管理者は既により統合的な管理アプローチを適用しているが、しかしそれは漁業に影響を与える非漁業的要素——水質など——に対する考慮を含んでいない。

以下の活動が一体となって、我が国が健全な海洋・沿岸域・五大湖の生態系から引き出している多数の不可欠な利益を促進するための永続的基盤が提供されるであろう。

- ・ **生態系ベースの管理を促進するための協働の枠組と共有された諸目標を確立する。** 諸機関は、既存の制定法・規則に基づく生態系管理アプローチの開発・実施における効率性・一貫性・透明性を向上させるため、他のレベルの政府機関・専門家・実務家・利害関係者との協働を拡大する。諸機関は、統合的な生態系ベースの管理の推進を支援するための原則・目標・達成度の尺度を開発する。
- ・ **より良い監視・調整・計画を通じて、沿岸域・河口域の回復の取組みを向上させる。** 回復の取組みを監視することによって、回復に関する科学を進歩させ回復活動の社会的利益を追跡するための重要なデータ・情報——魚類の総量の増加や、荒天からの海岸線保全の向上など——が提供される。沿岸・河口の生息域の回復計画に出資し実施している連邦諸機関は、その効率性・実効性を確保するため、これらの取組みを追跡する。
- ・ **より良い予報、数を増やしたより統合的な監視、備えの強化を通して、我が国の環境災害に対する備え及び対応を改善する。** 諸機関は、公衆衛生の担当官や人間・生態系の健全性に対する海洋関連の脅威の管理者に対して、疾病・毒物・病原体に対する警告を発する健全性早期警告システム（Healthy Early Warning System）を創設する。我が国の食糧安全保障及び安全保障を向上するため、他の諸活動によって、対象地域での汚染物質監視や疾病監視プログラムが強化され、水産物の汚染・腐敗を検出する新しく迅速な評価手法が開発されるであろう。またさらなる諸活動によって、コミュニティベースの補助金のような手法を通じた非規制的な予防・減少・除去の手法を強化することによって、ゴミや海洋デブリの負の影響が低減されるであろう。加えて、諸機関は、北極のコミュニティ・生態系を潜在的な油流出・その他の汚染事故からより良く保護するための調和のとれた対応管理システムを開発・実施する。

・生態系プロセスの維持を確保するため、自然的・文化的に重要な海洋・五大湖の区域及び十分な生息域を保護する。集中的な保護又は管理のために生態系・文化的に重要な区域を特定することによって、海洋資源の長期的な持続可能性が支えられる。複数の連邦諸機関が、既存の権限ある当局の下での管理又は保護のために重要な海域を特定する手続を有している。諸機関は、州・部族・地域・地方・利害関係者からのインプットを得ながら、主要な魚類の生息域の保護に取組み、国家海洋禁猟サイト評価リスト（National Marine Sanctuary Site Evaluation List）の再活性化を支援する。本リストは、国家海洋禁猟区とされる可能性のある海域を透明かつ公共的な仕方でも評価するための公的プロセスである。

V. 地域的意思決定

我が国全域には、海洋経済を支援・育成し、生活の質を支える環境を保護・保全し、固有の社会的・文化的アイデンティティーを維持するための、無数の部族・州・地域・地方の取組みが存在する。しかし、優先課題は地域によって様々であり、それぞれの地域のアクターがそれに取組むことを選択する仕方もまた様々である。

全ての地域は、自らの経済を成長させ強いコミュニティを支える雇用を提供することに共通の利益を有しているが、彼らはそれを様々な、そしてしばしば固有の海洋利用のやり方を通じて行う。例えば、彼らの利益は従来型エネルギーから再生可能エネルギーにまで及んでおり、様々な商業漁業・遊漁業を行い、様々なツーリズム・レクリエーション活動を提供している。また彼らは、環境保護・海洋資源利用について異なる優先課題を有している。太平洋・カリブ海では、サンゴ礁の生態系の保全に焦点が当てられており、他方で北西太平洋では、地域の魚介類養殖業者に対する海洋酸性化の影響への対処が最優先課題である。メキシコ湾では、有害な藻の繁殖による人の健康への影響を最小化する取組みが進行中であり、五大湖では諸州が、外来種を統制しそれが商業・地域インフラ・五大湖の生態系にもたらす損害を最小化するために活動している。

北極のコミュニティにおいては、気候変動の影響への適応が地域的な優先課題であり、チェサピーク湾のコミュニティは、水質改善のためのアプローチに集中している。どのような事項に対処するにせよ、コミュニティ・利害関係者は、より多くのより良い情報と、地域の関連事項に対処する連邦機関の即応的な活動を必要としている。国家海洋政策の下での諸活動によって、地域・州・部族・地域スケールでの活動を支援・構築するツール・サービスが提供される。それらによって、あらゆるレベルの政府機関相互のパートナーシップや、地域・地方の利害関係者・コミュニティとのパートナーシップが強化され

るであろう。

地域的活動のためのツールの提供

科学及びデータは、部族・州・地方・地域の活動を支援するための情報・ツールの基礎的要素を提供する。観測及び情報への効率的なアクセスによって、生態系における事象——生息域における喪失・変化、サンゴの白化など——や長期的な計画策定・意思決定を理解・予測する我が国の能力が向上する。生態系ベースの管理に焦点を当てたパイロット計画によって、科学者・管理者・利害関係者が、管理可能なスケールかつ関連する諸事項の文脈で、生態系の作用に影響を与える多くの要素を把握・対処することが可能になる。情報をより効率的に開示しアクセスすることによって、事象を理解・予測・予防・緩和する部族・州・地方・地域の計画担当者の能力が向上する。脆弱性評価もまた、気候変動・海洋酸性化・異常気象が海洋環境及び沿岸域コミュニティに及ぼす影響への対応を準備するための重要なステップである。

- ・ **海洋・沿岸域の資源の管理における提携のため、生態系ベースのアプローチを利用するパイロット計画を確認・実施する。** 地方・地域・部族の実務家と協働して、連邦諸機関は、生態系ベースの管理のためのベストプラクティスを盛り込んだパイロット計画を確認・実施し、決定支援ツールの実地での実効性を検証し、生態系ベースのアプローチの実際的な有用性を示す。パイロット計画によって、どのような追加データ・ツール・訓練が必要であるかが決定され、協働的・科学的枠組みがより有用となるためにはどのような変更を要するかが理解され、決定権者・管理者が特定の資源管理目標を地域的スケールで扱うにあたって生態系ベースの管理が最も実効的に実施される方法を理解することが可能になる。
- ・ **気候変動・海洋酸性化に対するコミュニティ・海洋環境の脆弱性を評価し、情報に基づく決定を促進する適応戦略を支援・実施する。** 諸機関は、気候変動・海洋酸性化に対するコミュニティ・インフラ・資源の脆弱性を評価するためのベストプラクティス・指針を開発し、沿岸域コミュニティのこれらのリスクへの対処を支援する適応ツール・戦略を開発・推進する。これらのツールによって、あらゆるレベルの政府機関の決定権者が、地方の脆弱性を評価し、短期的・長期的な投資に対して情報提供し、脆弱性を増大させる活動を回避することが可能になる。
- ・ **地方・部族・州・地域の意思決定を支援するため、海図や沿岸域の地図を含めた連邦の非機密データ及び決定支援ツールの開示・アクセスを拡大・改善する。** 既存の連邦データの全てが、容易にアクセスできたり地域的意思決定・計画策定のために利用可能なフ

フォーマットになっていたりするわけではない。諸機関は、国家情報ポータル（ocean.data.gov）を通して連邦の非機密データを標準的なフォーマットで公的に利用可能にするために協調する。計画に関連した海洋・沿岸・五大湖のデータのためのこのポータルによって、あらゆるレベルの政府機関の計画担当者のための新しくかつ／又は改善された決定支援ツールのさらなる開発を支援するデータ及びその派生物の開示・アクセスが容易になるであろう。

地域的パートナーシップの強化

連邦諸機関は、既存の地域的パートナーシップを強化・活用し、また新規のものを創設するために活動する。諸機関は、政府対政府の関係、信託上の義務、連邦が認めた部族に対する連邦政府の助言義務を履行し、部族・ネイティブのコミュニティとのパートナーシップを拡大する。諸機関は、海洋・沿岸域・五大湖の健全性を保護するための地域的連携ネットワークを強化するため、州と連携・支援する。地方政府・民間利害関係者とのパートナーシップも、限られた資源を活用するために必要である。

海洋・五大湖の既存の地域的パートナーシップは、通常は複数州にまたがる自発的なフォーラムで、優先課題が共有されていることを認識した州知事によって創設されるものであり、それらの地域に関連する広範な事項について重要な活動を行う。それらはそれぞれに異なる構造を持ち、地域の生態系及び経済の健全性を向上するために様々な手法・アプローチを採用する。そうした取組みには、民間の利害関係者、複数の州、そして沿岸・海洋の管理に関わる連邦諸機関が関わる。連邦諸機関の活動によって、海洋部門の中でのコミュニケーションが増加し、プロセスが効率化し、資源が活用され、あらゆるレベルの政府機関の中での調整が促進されるであろう。

- ・ **地域的優先課題を支援し、地域の重要事項に対処する地域的パートナーシップの能力を向上させる。** 連邦諸機関は、データ収集・分析などの地域的優先課題を支援し、地域に拠点を持つ連邦部局の中の調整を促進することによって、実地のプロセスを向上させる。諸機関は、地域連携・既存のパートナーシップの継続的な発展について、資源・パートナーを活用する機会を認識する。このことは、地域的取組みを促進するために必要なデータ収集・分析、互いの地域的目標の達成を促進するために利用可能な資源の蓄積、海洋・沿岸域の全ての地域的主体に広く適用可能な最良の管理実践を認識・周知すること（例えば、利害関係者を引き込み、パートナーシップを推進し、優先課題を特定し、地域的活動計画を策定し、成否を判断するための方法など）を含むであろう。
- ・ **利害を有する部族の権限ある機関の参加を支援し、部族の情報を利用する。** 諸機関は、

それぞれの地域の優先課題の設定や計画策定における部族の関与——先住民グループによって収集された生態系に関する伝統的知識や科学的データの統合を含む——を支援するために、利害を有する部族の政府と協働する。諸機関は、部族との協働の下で、部族の利益・土地・条約・その他の留保された権利を保障し、それぞれの地域における共同管理に関する協定は適切に考慮され盛り込まれる。

地域的優先課題の支援

海洋計画は、特定の海洋管理の課題に取り組む、経済発展や保全目標を推進するために、地域が利用できる科学に基づいたツールである。海洋計画は、地域のニーズ・利益・能力に基づいて、当該地域における活動・意思決定を支援し、そこで決定された優先課題に対処する。他分野において連邦諸機関が州・部族・地方の政府や森林・草原の利用者と協働しているように、海洋計画によって、より調和的・即応的な連邦政府のプレゼンスと、地域の沿岸・海洋における全ての利害関係者が情報を共有し活動を調査させる機会が提供されるであろう。このことによって、意思決定の効率性・実効性がさらに向上し、地域の経済・環境・社会・文化的な厚生が向上するであろう。同様に、地域的活動によって、海洋経済を成長させ、規制の効率性・一貫性を向上させ、環境的に敏感な区域に対する悪影響を低減するという国家的目標が支援される。

海洋計画の射程・規模・内容は、地域が自分たちに固有の利益・参加能力・手法を反映して諸問題を解決するために、地域自身によって決定される。海洋計画は、既存の計画・パートナーシップ・イニシアティブを組み込み、補完すべきである。その意図するところは、地域が最良であると自身で判断したアプローチを推進できるように保障するということである。

こうしたアプローチは、地域的利益と国家的利益のバランスをとるものであり、地域の利益・能力に見合った活動によって最も即時的な地域的利益が提供されるであろうことを認識している。知識・経験が時間と共に蓄積され、国家的目標の達成に貢献するであろう。

- ・ **地域で決定された経済・社会・環境・文化的な利益を促進するため、海洋計画を支援する。** 州・部族、地域漁業管理理事会（Regional Fishery Management Council）は、国家海洋政策に関する大統領令、本実施計画、国家海洋会議が公表予定のガイダンスに基づいて創設された地域的計画機関に参加することを選択できる。州・部族、地域漁業管理理事会の地域的計画機関への参加は任意のものである。

ある地域の全ての州がそこでの地域的計画機関に参加しないことを選択した場合には、地

域的計画機関は設立されない。その代わりに、連邦諸機関が、大統領令に記載された海洋計画に関連する重要な科学・情報・海洋管理事項を特定し取組む。その際、連邦諸機関は、連邦の活動が地域と国家の両方の利益を支援・促進することを確保するため、非連邦のパートナーや権限ある機関——州、連邦に認められた部族・漁業管理理事会、利害関係者を含む——と協調する。

地域的計画機関によって策定された海洋計画は、既存の管理措置に対してより良い情報提供をするため、利害関係のある特定の事項・資源・区域に関する情報を提供することができる。すなわち、海洋計画は、将来的に望ましい条件を記述し、地域的活動の前進を支援する情報・指針を提供することができる。それぞれの地域は、その地域が実現したいこと、活動に利用可能な資源、最良の方法を学習するために要する期間に応じて、時間をかけて柔軟に計画の内容を策定する。海洋計画において焦点を当てられる可能性がある分野の例は以下の通り（但し、以下に限られるわけではない）である。

- ・洋上エネルギー施設など特定の種類の活動について、州・連邦・部族の権限ある機関による実効的な審査・許可を促進するデータを開発する。
- ・洋上再生可能エネルギーの立地を支援するため、環境条件や現在・将来の海洋空間利用の性質を明らかにする。
- ・特定の地域的利益に関する活動のより効率的な管理を支援するデータ・情報——沿岸域の作図を支援するリモートセンシング・データなど——の取得計画を策定・実施する。
- ・特定の地理的領域を認識し、複数の政府による取組みによって利益を受ける管理課題に対処する。
- ・地域にとって重要な洋上開発活動に適用される絶滅危惧種法、海産哺乳類保護法、国家環境政策法の下での機関又は政府間協議体により資する情報を特定・開発する。
- ・複数の既存及び新規の海洋利用——商業漁業、軍事訓練、新規エネルギー施設開発など——の実効的な共存に資する地図・情報を開発する。

活動が各地域で生じる多様な利益及び相互作用についての完全な理解に基づくことを保障するためには、利害関係者の強力な関与と公衆の参加が不可欠である。科学者・技術専門家・商業コミュニティー・伝統的知識を有する人々に助言を求めることが、海洋計画の基礎である。

地域的計画機関は規制機関ではなく、規制を行ったりあるいは直接に連邦・州・部族・地方政府の活動に対して直接に命令したりする独立の法的権限を有しない。全ての活動は、既存の権限ある機関によって引き続き規制される。例えば、商業漁業・遊漁業は関連する州・連邦の漁業管理者と地域漁業管理理事会又は委員会によって引き続き排他的に管理される。

活動の第一歩として、国家海洋会議は、上記のような地域的計画機関を通して前進することを選んだ地域における海洋計画を支援するための追加的指針を提供する。

VI. 科学・情報

科学技術の進歩によって、我々は世界をより良く理解することが可能になる。知識の蓄積によって、新たな課題により適切に対応し、変化する諸条件に適応し、我が国の利益となる新たな機会を生かすことが可能になる。強力な科学・技術・エンジニアリングの能力と、情報提供を受けた市民・コミュニティーは、沿岸域から深海にまで至る海洋環境についての我々の理解を向上させ、海洋環境がもたらす価値ある多数の資源に影響を及ぼす諸活動の最良の管理方法についての我々の決定に対して情報提供するための基礎である。

継続的な科学調査と革新的な技術によって、海洋資源を維持・回復し、開発・投資の機会を誘導し、海上災害から生命・財産を保護し、国家安全保障を促進し、気候変動・海洋酸性化の影響に対して準備・対応し、公衆衛生を向上し、海洋資源を保護するために必要な高品質の情報がもたらされる。また我が国の科学・技術・エンジニアリングの能力を向上させることによって、国家の競争力が増大し、我が国の経済を駆動し我々の生活の質を向上させるイノベーションが促進される。究極的には、我々の海洋資源の利用・管理のあり方が改善されるか否かは、我々の日常生活と我が国の長期的な福利厚生にとって海洋・沿岸域・五大湖が重要であるということについての一般公衆の理解・認知の醸成にかかっている。

このセクションにおける諸活動によって、既存の優先課題に取組み、我々の管理アプローチの改善及び我々の責任ある機会の探求に資する新たな知識を適用するため、パートナー・利害関係者が重要かつ長期的な科学的・技術的・教育的な支援に貢献することが保証されるであろう。発見や技術的進歩によって、意思決定を改善し管理活動の実効性を向上させるデータ・情報がもたらされるであろう。基礎研究・探査に焦点を当てることによって、科学に対する基本的理解の継続的な向上が確保されるであろう。社会が情報提供を受ける

ことによって、革新的・実効的な起業精神・スチュワードシップが可能となるであろう。総合的に言えば、これらの活動によって、経済を支え、人間の福利厚生を改善し、環境の健全性を向上させ、安全・安全保障を高めるために必要な情報・能力がもたらされるのである。

海洋・沿岸域の系に対する理解の向上

我が国が、我々の福利厚生と自然環境の健全性との間の繋がりを理解して行動しながらも世界のリーダーであり続けるためには、海洋・沿岸域・五大湖についての知識の探求・普及を続けることが必要である。管理及び政策の決定は、有効な科学によってもたらされる文脈に基づかなければならず、自然科学と社会科学のデータ・情報・知識の統合を通じたものでなければならない。国家海洋政策における諸活動によって、科学の質の向上への貢献がなされ、かかる科学に基づく情報が決定・活動への指針提供のために利用可能となるよう確保される。科学調査によって得られた知見、観測の進歩、革新的技術によって、代替的な管理シナリオとの間のトレードオフを評価し、生態系における相対立する要請の間での比較衡量を行う能力を向上し、我が国の経済的・科学的な競争力を強化することが可能になる。同時に、我が国の国民・コミュニティの中での海洋・沿岸域・五大湖に対する理解の向上によって、海洋資源に対するより良い情報提供に基づく公共的スチュワードシップが強化されるであろう。

・ **探査・調査を通じて基礎的な科学的知識を向上させる。** 連邦の調査・探査活動や NGO とのパートナーシップを通じた海洋における新発見によって、海洋・五大湖の生物多様性・生物地球科学的プロセス・生態系サービス・気候的相互作用についての我々の知識・理解が拡大するであろう。諸機関は、研究の方向性を決定するに際して、海洋調査優先課題計画（Ocean Research Priority Plan）——海洋科学技術のコミュニティからのインプットを基に作成された文書——を利用するであろう。諸機関は、海洋・五大湖の中の未知あるいは少ししか知られていない地域における調査を実施するであろう。また諸機関は、自然科学・社会科学・行動科学の情報を決定支援ツールに取り込み、それによって連邦・州・部族・地域・地方の権限ある機関がより効率的・実効的に海洋・沿岸域・五大湖を管理することが可能になるであろう。

・ **陸地・海洋・大気・氷・生物・社会のグローバルな規模での相互作用の複雑性を探査しより良く理解するための技術を向上させる。** 環境観測によって、決定権者への情報提供の基礎が提供される。新技術——より進歩した遠隔探査システムを含む——やそれを開発・実施する必要がある諸機関内での調整は、海洋・沿岸域・五大湖における物理的・生態学的プロセスを理解し、それらの生態系のより効率的な監視方法を発見するために

極めて重要である。連邦諸機関は、観測変数の経時的な変化を明らかにするグローバルな観測能力を支援するため、観測データを最も効率的に統合する方法を評価し、海洋における探査・通信の規格を分析・開発し、データ・モデリング技術を実施する。

- ・ **海洋・沿岸についてのリテラシーを向上させる。** 海洋・沿岸の科学や我々の惑星における海洋の重要性についての公衆の理解の向上によって、市民・コミュニティーが海洋資源のより良い管理者となることが可能となり、それらの資源に関連した機会に対する意識が高まるであろう。また、海洋・沿岸域・五大湖が直面している諸事項への取組みに対する関心も高まるであろう。諸機関は、12年間の教育課程及び非公的な教育システムの中に海洋の話題・概念を体系的に盛り込むための機会を提供する。また諸機関は、学校・水族館・科学センター・国立公園・その他の機構において利用するための最新の海洋科学を盛り込んだコンテンツを開発し、学校や他の教育機会において海洋観測データを提供する展示計画を実施する。

海洋データ獲得及び情報提供の能力強化

我が国における海洋・沿岸域の研究・管理にとって不可欠なものは、現代的な船舶・潜水艇・停泊地・衛星・実験室・機材・観測システムである。これらの施設・インフラを通じてセンサーや科学者を海洋に送り込む我々の能力によって、海上災害から人命・財産を保護し、安全・安全保障を向上させ、グローバルな気候変動・海洋酸性化を理解・予測し、海洋の健全性を向上させ、海洋資源を保護・持続的利用・享受するための重要な情報がもたらされる。科学技術の進歩によって、科学者集団によるより確実な変化の予測や、コミュニティー・資源管理者・商業的利害関係者などへの指針の提供が支援される。

- ・ **将来の計画策定のための情報を提供し、より効率的な省庁横断的管理アプローチを確保するため、連邦海洋学船団の現状を評価する。** 連邦海洋学船団（Federal Oceanographic Fleet）は、連邦機関及び学術団体の海洋学上の活動・調査・研究を広範なニーズに渡って支援する重要な国家インフラである。船団によって、海洋・五大湖へのアクセスが提供され、海洋資源の責任ある利用・管理を支援する重要な情報の収集が可能になる。連邦諸機関は、北極を含む全国における広範なニーズ——情報の収集・分析、気象・気候、海図作成、海洋・海底における物理的・化学的・地理学的・生物学的なプロセスなど——に対する連邦海洋学船団の支援能力を認識するため、船団の一覧表及び現状報告書を利用する。
- ・ **多様な利用者を支援するため、海洋・沿岸域・五大湖の観測システムのインフラを更新・維持する。** 我が国の海洋観測システムのハードインフラ——種々のセンサーや、ブイ・

グライダー・埠頭・護岸・その他のプラットフォーム（衛星など）を含む——は、全国の統合的観測システムの基礎をなしており、海洋環境に関するリアルタイムの情報——気象学的・海洋学的・生態学的な諸条件を含む——をもたらしている。そうした情報は、多数かつ多様な利用者——商業的・レクリエーション的な利害関係者から、政府・学界に至るまで——にとって、日常的かつ多様な目的において価値のあるものである。連邦諸機関は、海洋観測システム——統合的海洋観測システム、海洋観測イニシアティブなど——のインフラを更新・維持し、それらが増加する利用者集団に対して価値あるデータ・情報を提供する能力・信頼性・持続性を確保する。また連邦諸機関は、新たな自動潜水艇技術や水柱の持続的観測に取り組むため、全国海洋観測・監視計画を策定する。

- ・ **リアルタイムでの観測を支援するため、統合的な海洋・沿岸域のデータ・情報の管理システムを開発する。** 諸機関は、我が国の海洋観測システムのための全国の統合的な情報管理システムを開発するために協調する。我々は、海洋・沿岸域・五大湖の観測システムに対する国家的投資のポテンシャルと利益を実現するために、このシステムを——省庁横断的なデータ管理ポリシーによる支援と併せて——必要としている。こうした取り組みによって、研究・計画策定・決定の支援のための関連する海洋観測データ・情報へのアクセスが容易になり、国家海洋計画情報ポータル（ocean.data.gov）や他の海洋・沿岸域の情報ポータル・サービスと密接に関連付けられるであろう。
- ・ **北極における変化を観測し、その社会経済・生態系への影響についての我々の理解を向上させるために、北極において割り当てられた生物学的観測を実施する。** 北極における変化や人間活動が、生態系及びそれに依存するアラスカの人々に及ぼす影響についてはほとんど知られていない。北極圏における変化のプロセスを理解するための基盤を形成するためには、継続的な観測が必要である。諸機関は、統合的な北極観測ネットワーク（Arctic Observing Network）の構成要素として割り当てられた生物学観測隊——すなわち、北極の海洋環境における生物物理学的な反応を継続的に観測するための一連のサイト——を引き続き推進・配備する。地域的な協働・パートナーシップによって、環境上の諸条件の変化を監視・評価する能力が向上し、北極における沿岸域・海洋の資源管理の改善が支援されるであろう。

情報に基づく意思決定のための科学的基礎を有する製品・サービスの向上

質の高い科学及び情報は、我が国の経済及び環境を保護・維持するために活動するあらゆるレベルの政府機関における決定のための情報提供を支援することのできる新規かつ改善された成果物・サービス——決定支援ツールや情報表示を含む——の開発のための基礎である。連邦諸機関は、全ての利害関係者・決定権者が可能な限り最良の情報に基づいて決

定できるよう確保するため、以下の諸活動を推進する。

- ・ **意思決定を支援するため、科学的枠組みを改善する。** 生態系ベースの管理には、利用可能なあらゆる科学的ツール・手法（例えば、観測・監視・統合・仮説検証・モデル化・予測・報告など）からの支援が必要である。諸機関は、生態系ベースの管理の開発・実践を推進するために必要な基本的な自然的・社会経済的データが欠如していることを認識し、それを埋めるための計画を策定し、指針やベストプラクティスの開発に際してはパートナー・利害関係者の関与を得る。
- ・ **科学に基づく意思決定と生態系ベースの管理を支援するために必要な質の高いデータ・ツールを提供する。** 強力な決定支援ツール及びプロセスによって、時宜に適った効率的な意思決定を支援する自然科学・社会科学・伝統的知識からの情報が提供される。実際的な範囲において、これらのツール及びプロセスは、連邦・州・部族・地域・地方の情報ポータル及び地域的情報共有システムを利用しまたそれらに基礎を置いており、他の連邦情報政策イニシアティブと協調している。
- ・ **沿岸域の陸地の保護・回復に関する優先課題を認識するため、決定支援ツールを開発・共有する。** 決定支援ツールを開発・共有することによって、沿岸地形における保護・回復に関する優先課題を認識するに際して、連邦諸機関と地方・州・地域・部族の主体との間のより良い協調が促進されるであろう。パイロット計画として、連邦諸機関は、チェサピーク湾沿岸の陸地の保全・回復計画を支援するため、同湾における決定支援ツールの第一次的な設計を完了し、湾内において協働的パートナーシップを構築する。

VII. 結語

本実施計画は、健全で生産的で回復能力の高い海洋・沿岸域・五大湖、活気ある沿岸域コミュニティ、強固で安全な海洋経済を支援するために連邦諸機関が行う実際の・効率的で責任ある諸活動を明らかにするものである。本計画は、既存の関係を強化し、新たなパートナーシップの構築を支援し、海洋・沿岸域・五大湖に影響が及ぶ決定における利害関係者や公衆からの広範な参加を可能にするものである。根本的には、本計画によって、我が国の全国民の生活の質を維持・向上するために我が国が必要としている科学及びツールが提供されるであろう。

(文末注、省略)

(以上)

資料 2 (海洋政策研究財団 訳) ※

**欧州連合・共通漁業政策に関する 2013 年 12 月 11 日付欧州
議会及び理事会規則 (No. 1380/2013) (2013 年 12 月 11 日署
名、2014 年 1 月 1 日施行)**

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

**理事会規則 (EC) No 1954/2003 及び (EC) No 1224/2009 を改正し、理事会規則
(EC) No 2371/2002 及び (EC) No 639/2004 並びに理事会決定 2004/585/EC を
廃止する、共通漁業政策に関する 2013 年 12 月 11 日付欧州議会及び理事会規則
(EU) No.1380/2013**

欧州議会及び理事会は、
欧州連合の機能に関する条約 (TFEU)、とりわけ第 43 条 2 項を考慮に入れ、
欧州委員会による提案を考慮に入れ、
立法提案の国内議会への送付後、
欧州経済社会評議会の意見を考慮に入れ¹、
地域欧州委員会の意見を考慮に入れ²、
以下の点を踏まえつつ、通常立法手続に従って決定を行い³、本規則は採択された。

- (1) 理事会規則 (EC) No 2371/2002⁴は、共通漁業政策 (CFP) に基づく、漁業資源の保全及び持続可能な開発のための共同体システムを構築した。
- (2) CFP の範囲には、海洋生物資源の保全及びこれらの捕獲目的の漁業管理が含まれる。これに加え、1982 年 12 月 10 日に採択された国連海洋法条約 (UNCLOS) ⁵第 117 条の規定を考慮し、旗国の第一義的な義務に予断を与えることなく、加盟国、第三国を旗国とする漁船及び第三国登録船、欧州連合の漁船又は欧州連合加盟国民が加盟国の領域又は欧州連合の海域で行う、淡水生物資源及び水産養殖活動並びに水産物や養殖品の加工及び取引等を支援する目的で行われる、市場措置や金融措置に関するものも含まれる。
- (3) 遊漁は漁獲資源に大きな影響を及ぼす可能性があるため、欧州連合加盟国は CFP の目的に合致する方法で遊漁を行うことを保証しなければならない。
- (4) CFP は、漁業及び水産養殖が長期的な環境上、経済上及び社会上の持続可能性に寄与することを確保するものとする。これには、欧州連合内で取引される製品のトレーサビリティ (追跡可能性)、安全性 (セキュリティ) 及び品質の保証を目的とする規則が含まれる。また、CFP は生産性の増大や小規模漁業を含めた漁業部門の公平な生活水準の実現及び市場の安定化に貢献するとともに、食糧の入手及び良心的な価格での消費者への供給を確保するものとする。さらに、CFP は、賢明、持続可能且つ包括的

¹ OJ C 181, 21.6.2012, p.183.

² OJ C 225, 27.7.2012, p.20.

³ Position of the European Parliament of 6 February 2013 (not yet published in the Official Journal) and position of the Council at first reading of 17 October 2013 (not yet published in the Official Journal). Position of the European Parliament of 9 December 2013 (not yet published in the Official Journal).

⁴ Council Regulation (EC) No 2371/2002 of 20 December 2002 on the conservation and sustainable exploitation of fisheries resources under the Common Fisheries Policy (OJ L 358, 31.12.2002, p.59).

⁵ The United Nations Convention on the Law of the Sea and of the Agreement on the implementation of Part XI thereof (OJ L 179, 23.6.1998, p.3).

な成長を目的とする「欧州 2020」に寄与し、その目標の実現に尽力するものとする。

- (5) 欧州連合は、UNCLOS の当事者であり⁶、また、理事会決定 98/414/EC に基づき⁷、1995 年 12 月 4 日に採択された（海洋政策財団注：協定の採択は 1995 年 8 月 4 日であり、原文表記は間違いであると思われる。）ストラドリング魚種資源及び高度回遊性魚種資源の保存及び管理に関する千九百八十二年十二月十日の海洋法に関する国際欧州連合条約の規定の実施のための協定（国連公海漁業協定）の当事者であり⁸、さらに、理事会決議 96/428/EC に基づき⁹、国際欧州連合食糧農業機関で 1993 年 11 月 24 日に採択された保存及び管理のための国際的な措置の公海上の漁船による遵守を促進するための協定の当事者である¹⁰。
- (6) こうした国際文書は、その大部分が、国家管轄権下の海域及び公海の双方において、最大持続生産量を生産することのできる水準で海洋資源を保全し管理する義務、他の加盟国との協調を目的とした保全及び管理上の措置を講じる義務、公海漁業の保全、管理及び開発にあたり幅広く予防手段を適用する義務、様々な管轄の立場にある海域にて海洋資源が生産される際に生じる管理措置や保全に係わる互換性を確立する義務、並びに、海洋のその他の合法的な利用に対する十分な配慮義務を含む、保全に係わる義務を課すものである。従って、CFP は、当該国際文書に基づく欧州連合の国際的な義務の履行に寄与すべきであり、加盟国が CFP の枠内で権限を有する保全及び管理措置を導入しようとする場合、当該国際文書に基づく保全及び協力に係る国際的義務に完全に一致する方法で行わなければならない。
- (7) 2002 年に開催された持続可能な開発に関するヨハネスブルグ・サミットにて、欧州連合及びその加盟国は、多くの魚種資源の継続的な減少に対して行動を起こすことを確約した。従って、欧州連合は合理的な期間内に、海洋生物資源を開発、最大持続生産量を生産、及び維持することができるような漁獲率を導入することで CFP の改善に努めるべきである。この漁獲率は 2015 年までに実現されるものとし、2015 年までにこれを実現することが関連する社会及び経済上の持続可能性を著しく危険に晒す場合にのみ、2015 年以降にこの目標を達成することが認められる。その場合は 2020 年ま

⁶ Council Decision 98/392/EC of 23 March 1998 concerning the conclusion by the European Community of the United Nations Convention of 10 December 1982 on the Law of the Sea and the Agreement of 28 July 1994 relating to the implementation of Part XI thereof (OJ L 179, 23.6.1998, p.1).

⁷ Council Decision 98/414/EC of 8 June 1998 on the ratification by the European Community of the Agreement for the implementing of the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the conservation and management of straddling stocks and highly migratory fish stocks (OJ L 189, 3.7.1998, p.14).

⁸ Agreement on the implementation of the provisions of the United Nations Convention on the Law of the Sea of 10 December 1982 relating to the conservation and management of straddling fish stocks and highly migratory fish stocks (OJ L 189, 3.7.1998, p.16).

⁹ Council Decision 96/428/EC of 25 June 1996 on acceptance by the Community of the Agreement to promote compliance with international conservation and management measures by fishing vessels on the high seas (OJ L 177, 16.7.1996, p.24).

¹⁰ Agreement to promote compliance with international conservation and management measures by fishing vessels on the high seas (OJ L 177, 16.7.1996, p.26).

での可能な限り早い段階での達成を目指すものとし、こうした時期決定にあたって科学情報が不十分である場合は概算によるパラメータを考慮に入れることができるものとする。

- (8) 最大持続生産量に関する管理上の意思決定をする際は多様な漁業におけるあらゆる魚種の捕獲の難しさを考慮に入れるべきである。とりわけ、使用する漁具の選択性が増えると「種の絶滅」を回避することが極めて難しいという科学的な助言も行われている。こうした状況を回避するためには学術団体に適切な漁獲量についての助言を求めらるべきである。
- (9) CFP は、「生物多様性戦略計画 2011-2020」に関する生物多様性条約締約国会議によって決定された漁業目標、及び、2010 年 3 月 25・26 日の欧州理事会にて採択された生物多様性目標と一貫していることを確保しなければならない。
- (10) 海洋生物資源の持続可能な開発は、有用な科学的データを考慮し、TFEU 第 191 条 2 項第一段落にて言及されている予防原則に由来した予防手段に基づいたものでなければならない。
- (11) CFP は、海洋環境の保護、漁業目的で開発される全ての種の持続可能な管理、及び、とりわけ、欧州議会及び理事会指令 2008/56/EC¹¹ 第 1 条に規定されている、2020 年までに優れた海洋環境状態を達成できるよう、寄与するものとする。
- (12) また、CFP は、欧州連合へ高栄養食糧を供給し、欧州連合市場の輸入食糧に対する依存度を軽減するよう努めるとともに、沿岸地域における直接及び間接的な雇用創出と経済開発を促すよう寄与しなければならない。
- (13) 漁業活動が及ぼす環境的影響を最小限に食い止め、不必要な漁獲を可能な限り防止、縮小するために漁業管理に対する生態系に基づくアプローチを行うことが必要である。
- (14) CFP の管理は良いガバナンスの原則によって導かれることが大切であり、こうした原則には最良の科学的な助言や幅広い利害関係者の関与及び長期的な展望に基づいた意思決定が含まれる。CFP の管理の成功は、欧州連合、地方、国家及び地域の責任を明確に定義し、採用される措置に対する相互互換性を発揮することができるかどうか、また、欧州連合の他の政策との整合性を図ることができるかどうかにか委ねられている。
- (15) CFP は、漁業従事者の安全性及び労働条件の向上に寄与すべきである。
- (16) CFP は、動物の健康や福祉、その食料及び飼料の安全性に十分な配慮をすべきである。
- (17) 欧州の海洋に係る全ての事柄は相互に関連しているため、CFP を実施するには、欧州連合の他の政策と適合する方法、及び、とりわけ、他の海洋政策海域との相互作用

¹¹ Directive 2008/56/EC of the European Parliament and of the Council of 17 June 2008 establishing a framework for community action in the field of marine environmental policy (Marine Strategy Framework Directive) (OJ L 164, 25.6.2008, p.19).

を考慮に入れなければならない。また、バルト海、北海、ケルト海、ビスケー湾、イベリア沿岸、地中海及び黒海の内海盆内で異なる管理政策が存在しているため、それらの一貫性を確保することが必要である。

- (18) 欧州連合の漁船は、CFP の規則に基づき、欧州連合の海域及び資源に平等にアクセスできるものとする。
- (19) 加盟国の 12 海里内の資源のアクセスを制限する既存の規則は、十分に運用されており、欧州連合が最も慎重に扱うべき水域における漁業行為を制限することでその保全に有効に作用している。これらの規則はまた、社会及び経済発展が強く漁業に依存する一部の地域においてその伝統的な漁業活動の保全にも貢献してきた。従って、これら既存の規則は今後も適用され続けるものとし、加盟国は小規模の職人及び沿岸域の漁業従事者を優遇するような手段を提供することに努めるものとする。
- (20) 漁業に依存する沖合の島嶼については特別に認識し、それらが存続、繁栄できるよう支援を提供しなければならない。
- (21) TFEU 第 349 条第一段落で言及されている欧州連合の最も外側の地域周辺に生息する海洋生物資源は、その地域の社会構造及び経済状況に鑑みると、それらは当該領海の地域経済の保全に寄与しているため、特別の保護が必要である。従って、当該水域での特定の漁業活動は当該領域の港湾にて登録された漁船に限定されるものとする。
- (22) 欧州連合は、海洋生物資源及び生態系の保全に寄与する目的で、生物学的に影響を被りやすい地域を保護区に指定するものとする。当該地域では、漁業活動を制限及び禁止することができ、漁獲量が最小保全規模を下回る場合や産卵場所となっている地域として生物地理的に影響を被りやすいと明らかに立証される地域には既存の保全地域のことを考慮に入れつつも特別な配慮を払わなければならない。こうした地域の指定に関する作業を円滑にする目的から、加盟国は一貫したネットワークの一部を構成する地域を含む該地域を特定し、可能な限りの相互協力のうへ、共同勧告を作成し、欧州委員会へ送付するものとする。また、加盟国はより効果的に保護区を確立するために多年次計画の策定を行う権利を欧州委員会に付与することができるものとする。さらに、欧州委員会は適切な水準で民主的な管理と説明責任が果たせるよう、当該保護区の機能性に関して定期的に欧州議会及び理事会に報告を行うものとする。
- (23) 海洋生物資源の持続可能な開発の目的は、多様な漁業の特性を反映した多年次計画を最優先として確立し、多年的なアプローチを行うことで漁業管理をより効果的に実現させることにある。
- (24) 多年次計画には、可能な限り、共同開発される資源を複数織り込むものとし、海洋資源や生態系の持続可能な開発に係わる枠組を確立すると同時に、予期せぬ展開に対する期間やそれに対抗する措置を明確に定義するものとする。この計画は海洋資源の持続可能な開発及び海洋生態系の保護に貢献するために明確に定義された管理目標によって統制されるものとし、こうした計画は、諮問機関や漁業産業の従事者、科学

者並びに漁業管理に興味を持つその他の利害関係者との話し合いにて導入されるものとする。

- (25) 欧州議会及び理事会指令 2009/147/EC¹²、欧州理事会指令 92/43/EEC¹³並びに 2008/56/EC は、特別保護区、特別保全区及び海洋保護区に関し、加盟国にそれぞれ特定の義務を課しており、これらは加盟国に CFP に基づく措置を講じることを求める場合がある。従って、加盟国は EU 法の下、自らの主権下又は管轄下の海域にて、他の加盟国の利益に影響を及ぼさないような保全措置を講じることが望ましい。そうした措置が他の加盟国の漁業面における利益に影響を及ぼすような場合は当該措置を講じる権限を欧州委員会に付与し、海洋資源は関係加盟国間の地域的連携をもって管理するものとする。
- (26) 漁獲量については現在の不必要な高い割合を削減し、廃棄を徐々に減少させるような措置を講じる必要がある。不必要な捕獲や廃棄は相当量の無駄を生み出しており、海洋生物資源や海洋の生態系の持続可能な開発及び漁業の財務上の実行可能性にも悪影響を及ぼしている。欧州連合の漁船が欧州連合の海域内で行う漁業活動では、漁業水域内において種の捕獲量に制限を設ける義務（「水揚げ義務」）や地中海において最小捕獲量を定める義務を策定し、段階的に実施することが必要である。また、これまで漁師に投棄を義務付けてきた規則も廃止すべきである。
- (27) 水揚げ義務は漁業活動ごとに導入されるものとし、漁業従事者は、利用可能な最善の科学的助言に基づき、海に放流する際に高い生存率を誇る種に関しては継続して廃棄することが認められるものとする。
- (28) 水揚げ義務の効率化を図り、年間を通して変動する漁獲内容の影響を緩和するために、加盟国には一定の割合を上限とする年間ごとの漁獲割当の変更が認められるものとする。
- (29) 水揚げ義務の管理では加盟国が最大限の努力にて、不必要な捕獲の削減に取り組むことが必要である。この目的を達成するためには不必要な捕獲を回避し、削減するために推奨される漁業技法への改善が最優先事項であり、加盟国が漁業において見込まれる種の構成を反映した、可能な限り多様な漁船間の割当配分を実施することが重要である。その割当と実際の漁業パターンとが適合しないような場合、加盟国は、恒久的な措置を含め、他の加盟国との間で割当の交換を行うなどの調整措置を講じるものとし、同時に、生産者団体又は漁船所有者団体、あるいは漁船所有者個々の割合に応じてその促進を図るものとする。最終的には、混獲種の保全状況に応じて目標種の混獲に対する割当について検討するものとする。
- (30) 最小の保全基準規模における魚獲水揚地を限定し、ここでは人間の消費を目的とし

¹² Directive 2009/147/EC of the European Parliament and of the Council of 30 November 2009 on the conservation of wild birds (OJ L 20, 26.1.2010, p.7).

¹³ Council Directive 92/43/EEC of 21 May 1992 on the conservation of natural habitats and of wild fauna and flora (OJ L 206, 22.7.1992, p.7).

た販売について除外すべきである。

- (31) 不必要な捕獲を削減する目的であらゆる措置が講じられている場合でも、その不必要な捕獲を回避することが困難な場合には、主に多年次計画を通じ、水揚げ義務が適用される漁業に一定の僅かな適用除外を設けるようにするものとする。
- (32) 漁獲量を記録する義務を含めた水揚げ義務が適用される地域において、科学的な助言を前提として、最大持続可能漁獲量を維持する、又は漁獲死亡数を増加させないという目的を損なわずに、且つて廃棄されていた魚が水揚げされるという事実を考慮に入れ、関連する漁業機会を増やすことができるよう努めなければならない。
- (33) 漁業を行う方法は、環境、社会及び経済的性質の基準を含めた透明性の高い、客観的な基準に基づくものとする。加盟国は環境に及ぼす影響を最小限にとどめる方法で漁業に従事し、社会に大きく貢献する漁業従事者に対する奨励策を提供することで責任ある漁業の振興に努めるものとする。
- (34) 多年次計画が未策定の海洋資源については、捕獲又は漁獲努力の制限を設けることで最大持続可能漁獲量の実現が可能な漁獲率を確保すべきである。利用可能なデータが不十分の場合は適切なパラメータを採用して漁業の管理を行うものとする。
- (35) 各加盟国は漁業産業の不安定な経済状況並びに特定の沿岸地域の漁業に依存した現状を考慮し、各加盟国で予測が可能な資源配分に基づいて、加盟国間で漁業機会を割り当てることで漁業活動の相対的な安定性を図ることが必要である。
- (36) 1976年11月3日付の欧州理事会決議¹⁴及び同決議附則 VII にて決定された通り、地域社会がとりわけ漁業関連活動に依存している場合、こうした漁業活動における相対的な安定性については海洋生物の資源状況がその都度変動することを最大限に考慮し、それらを保護しなければならない。
- (37) 従って、相対的な安定性という概念はこうした意味で理解されるものとする。
- (38) 漁業活動の結果として、海洋生物資源又は海洋生態系に深刻な脅威を及ぼし、早急な措置が求められるような状況下では、欧州委員会に一時的な措置を講じる権限が付与されるものとする。このような措置は規定の時間枠内で策定され、一定期間において運用が可能なものでなければならない。
- (39) 加盟国は、地域レベルの協力を通じ、環境法の保護下にある漁業活動に影響を及ぼすような保全措置等の策定及び実施を目的とした、共同勧告やその他の文書の採用を行うものとする。欧州委員会は、地域協力の枠組において、地域内の関連加盟国全てが共同勧告に同意するような行動又は委託行為の実施を通じてのみ、保全措置の採択を行うものとし、共同勧告が存在しない場合は欧州委員会が TFEU に基づく関連措置を提起するものとする。
- (40) 加盟国には、欧州連合加盟国の国旗を掲げる漁船にのみ適用される、海洋資源に係

¹⁴ Council resolution of 3 November 1976 on certain external aspects of the creation of a 200-mile fishing zone in the Community with effect from 1 January 1977 (OJ C 105, 7.5.1981, p.1).

る保全及び管理措置を採択する権限が付与されるものとする。

- (41) 加盟国には、12 海里水域において、欧州連合の全ての漁船に適用される保全及び管理措置を採択する権限が付与されるが、そうした措置が他の加盟国によって無差別に欧州連合の漁船に適用されるような場合は、関連する加盟国同士で事前に協議した上で個別に 12 海里水域の保全及び管理に関する問題に対処するものとする。
- (42) 加盟国は、譲渡可能な漁業特権制度を導入することができるものとする。
- (43) 加盟国は、漁船の漁獲能力と漁業機会が均衡しているかという評価に基づき、欧州連合の漁船数が利用可能な資源に適合するよう、具体的な措置を講じることに努めるものとする。そうした評価は、欧州委員会のガイドラインに準じて実施され、年次報告書の形式で欧州委員会に提出されなければならない。当該報告書は一般に開示される。各加盟国は、過度の漁獲能力を縮小する目的で講じる措置や手段を選択することができるものとする。
- (44) これに加え、廃止された財政的支援に関連する国家の包括的な政策や漁船の定員数に強制的な上限を設けるといった規制は、漁獲能力を管理し、調整する目的のために維持される必要がある。
- (45) 加盟国は、国旗を掲げる欧州連合の漁船の特徴や活動に関する最低限の情報を記録するものとし、こうした記録は、加盟国の漁船の規模を監視する目的上、欧州委員会が閲覧できるものとする。
- (46) 最善の科学的助言に基づいた漁業管理には、整合された、信頼性の高い正確なデータが必要である。従って、加盟国は、とりわけ漁業資源について廃棄を含む漁業活動が海洋生態系に及ぼし得る影響に関する調査を行い、それらに関する情報を収集するとともに、収集した情報をエンドユーザーやその他の利害関係者が閲覧できるよう欧州委員会と互いに協力して管理するものとする。また、加盟国はそれらの情報の収集過程において第三国とも協力するものとする。さらに、それら进行评估する目的から、一般開示されることになる情報収集活動に関する年次報告書を欧州委員会に提供するものとする。
- (47) 収集されるべき情報には、漁業部門、水産養殖、漁業及び養殖製品の加工、並びに関連産業における雇用傾向に関して経済予測を手助けするような情報を含むものとする。
- (48) 欧州委員会決議 2005/629/EC¹⁵によって設置された、漁業に関する科学技術及び経済欧州委員会 (STECF) は、海洋生物資源の保全及び管理に係る事項を協議し、とりわけ、生態、経済、環境、社会及び技術上の規律の適用において、高い能力を有する科学専門者が必要とする支援を提供することができる。
- (49) 政策本位の漁業科学は、広く採用された漁業科学情報収集法や、他の加盟国と協力

¹⁵ Commission Decision 2005/629/EC of 26 August 2005 establishing a Scientific, Technical and Economic Committee for Fisheries (OJ L 225, 31.8.2005, p.18).

して実施された研究及び改革計画、並びに欧州連合内の研究及び新しい枠組内で実施された方策にて強化されるべきである。また、漁業と科学間のより一層の協力も同様に推し進められるべきである。

- (50) 欧州連合は、CFP の目的を国際的に普及させ、欧州連合水域外における漁業活動についても欧州連合の規則と同じ原則と基準が適用されることを確保するとともに、欧州連合内外の漁業従事者の立場の公平性を促進することに努めなければならない。こうした目的を実現するために欧州連合は、地域及び国際的な機関の機能を強化した上でそれらを牽引することを目指し、違法・無報告・無規制漁業（IUU）を含む、範囲内の海洋生物資源の保全及び管理の効率化・円滑化を目指すものとし、IUU 漁業の防止をはじめとする国際措置の遵守向上という目的から第三国や国際機関と協力するものとする。また、欧州連合の見解は最善の科学的助言に依拠するものとする。
- (51) 第三国との持続可能な漁業パートナーシップ協定は、第三国の水域内で行う欧州連合の漁業活動が利用可能な最善の科学的助言及び関連情報の交換に基づいて実施されることを保証し、海洋生物資源の持続可能な開発及び余剰漁獲量の判断に関する透明性、及び、その結果、CFP の目的に合致した資源管理が行われることを保証するものである。欧州連合からの財政支援と引換えに、欧州連合の利益と同島の資源アクセスを提供するこうした協定は、高品質の統治枠組の設定に寄与し、とりわけ、効率的な情報収集、監視、管理及び監督措置を確保するものである。
- (52) 世界人権宣言及びその他の関連する国際人権文書にて規定されているような、民主主義の原則及び人権の尊重並びに法の支配の原則は、具体的な人権条項を含んだ持続可能な漁業パートナーシップ協定の本質的要素を構成するものである。漁業パートナーシップ協定への人権条項の導入は、欧州連合の開発政策目標全般と完全に合致する必要がある。
- (53) 水産養殖は、欧州連合全体の持続的な食糧生産の潜在性の保全に寄与するものであり、食糧供給をはじめとする長期的な食糧の安全、及び、欧州連合市民の繁栄及び雇用に約束し、増え続ける世界の水産食品需要を満たすことに貢献するものである。
- (54) 2009 年に採択された欧州水産養殖の持続的な開発に係わる欧州委員会戦略は、既に理事会にて好意的に受止められ且つ承認され、欧州議会でも好意的に受止められた。同戦略では持続的な開発の礎としての公平な競争の場の創造及び振興に対する必要性について言及している。
- (55) 欧州連合内での水産養殖活動は、活動従事者への権限の付与を含め、国境を越える様々な条件の影響を受ける。それ故、国家戦略計画に関する欧州連合戦略ガイドラインは、水産養殖産業の競争力向上を主旨とし、水産養殖産業の開発及び改革を支援し、経済活動及び生物の多様性を促進することで沿岸部と内陸部の住民の生活の質を向上させることを目指すものとする。さらに、事業への保障、欧州連合水域及び空間へのアクセス、並びに、許可書付与手順の単純化に係わる国内措置の一致という公平な

手法を通じて加盟国間で情報や成功事例のやり取りを行う仕組みも導入すべきである。

- (56) 水産養殖特有の性質は、水産養殖に影響を及ぼし得る欧州連合政策に関して利害関係者の諮問機関から助言を得る必要がある。
- (57) 欧州連合の漁業及び水産養殖の競争力を強化し、その生産やマーケティング活動を単純化することで、より優れた管理体制を構築する必要がある。漁業及び水産養殖製品に係わる共同市場はその原産地とは無関係に、欧州連合内で市販されるそれらに対して公平な競争の場を提供することを約束し、消費者が十分な情報に基づいた製品の選択をすることを可能にすべきである。また、欧州市場及び供給過程に対する経済的知識と理解の向上にも努めなければならない。
- (58) 共同市場組織は、とりわけ、世界貿易機関の規定に関しては、欧州連合の国際公約に従って実施する。
- (59) CFP 規則の遵守を確保するため、管理、検査及び執行の実効的制度を確立するものとし、これには IUU 漁業に対する戦いが含まれる。
- (60) 管理、検査及び執行を実効的に実施するための制度枠組は、近代的且つ独自の技術を採用する。加盟国及び欧州委員会は、責任を持って、新しい管理技術と情報管理システムに関する試験的なプロジェクトを実施するものとする。
- (61) 加盟国間で異なる管理及び執行規則の適用条件の比較を可能にするため、実効的、均衡的及び抑止的なペナルティーに関する加盟国間の協力が求められる。
- (62) 欧州連合に関する情報収集、並びに管理・検査を効果的に実施することを目的とした欧州連合システムに事業者が関連していることを確保するため、加盟国は当該事業者に対して相応の事業コストに比例した経費負担を求めることができる。
- (63) 加盟国の漁業産業の開発と管理が直面する諸問題、並びに漁業資源の制約について考慮すると、加盟国単独では CFP の目的を達成することが不可能である。それ故、これらの目標達成に寄与するため、CFP の優先事項に焦点を置き、個々の加盟国の漁業産業の独自の特徴に合わせた多年次に亘る欧州連合による資金援助を行うものとする。
- (64) 欧州連合による資金援助は、漁船所有者を含めた加盟国及び漁業従事者による CFP 規則の遵守を前提に実施されるものとし、採択される具体的な規則に従って、加盟国による CFP の特定義務の不履行又は漁業従事者による規則の重大な違反が発覚した場合には、停止、中断又は修正されるものとする。
- (65) 利害関係者との対話が CFP の目的達成にあたって不可欠であることは明らかである。欧州連合の水域において条件の多様性及び CFP の地域化が進んでいることを考慮し、諮問機関は、全利害関係者の知識及び経験を CFP に反映できるようにすべきである。
- (66) 最も外側の地域、水産養殖、市場及び黒海の特性に鑑み、これらそれぞれに新しく諮問機関を設置することが相応しい。
- (67) TFEU 第 290 条に従って、加盟国による特定の環境義務を履行することを伴う保全措

置の採択、欧州連合の国際義務の遵守という目的での水揚げ義務の適合、地域化プロセスを採用したその他の種に関する水揚げ義務の確保、地域化プロセスを採用した具体的な投棄計画の採択、義務の履行に関してその他の措置が採択されていない場合は水揚げ義務に係る僅かな例外措置の採択、及び、諮問機関の機能にまつわる詳細な規則の制定などに関する権限は欧州委員会に付与すべきである。とりわけ、欧州委員会が専門家レベルを含め、準備段階において適切な協議を実施することが重要である。欧州委員会は、委任立法の準備及び草案作成にあたり、欧州議会及び理事会に対し、関連文書を並行して適時に、且つ、適切に送付する。

- (68) 本規則の履行に際して条件の統一を図るため、海洋生物資源の保全に及ぼす重大な危機を緩和することを目的とする暫定措置、漁船管理における包括的な計画、欧州連合に登録された漁船情報に関する記録、書式及び送達にまつわる権限を行使する権利は欧州委員会に付与されるべきである。これらの権限は、欧州議会及び理事会規則 (EU) No 182/2001¹⁶に従って行使される。
- (69) 欧州連合条約第 5 条に規定する均衡性の原則に従い、本規則はその目的達成への必要性を超えないものとする。
- (70) 欧州理事会決定 2004/585/EC¹⁷は、本規則に応じて対応する規則の発効をもって廃止する。
- (71) 修正事項の数と重要性を理由として、規則 (EC) No 2371/2002 は廃止する。

第 1 部 総則

【第 1 条 範囲】

1. 共通漁業政策 (CFP) は以下を包含する。
- (a) 海洋生物資源の保全並びに漁業及び当該資源の捕獲を行う漁船の管理
 - (b) CFP の履行を支援する市場措置及び金融措置に拘わる、淡水生物資源、水産養殖、並びに、漁業及び水産養殖生産品の加工販売
2. CFP は、第 1 項に規定する活動に以下の活動を包含する。
- (a) TFEU が適用される加盟国の領域
 - (b) 欧州連合の水域で行われる、第三国を旗国とする、又は、第三国で登録された漁船による活動
 - (c) 欧州連合の水域外における欧州連合の漁船による活動、又は、
 - (d) 旗国の主たる責任に予断を与えることなく行われる、加盟国の国民による活動

【第 2 条 目的】

¹⁶ Regulation (EU) No 182/2011 of the European Parliament and of the Council of 16 February 2011 laying down the rules and general principles concerning mechanisms for control by Member States of the Commission's exercise of implementing powers (OJ L 55, 28.2.2011, p.13).

¹⁷ Council Decision 2004/585/EC of 19 July 2004 establishing Regional Advisory Councils under the Common Fisheries Policy (OJ L 256, 3.8.2004, p.17).

1. CFP は、漁業及び水産養殖活動が環境的に長期間持続可能であり、且つ、経済的、社会的、及び雇用面に利益をもたらすとともに、食糧の安定供給に寄与するという目的のために一貫して管理することを確保する。
2. CFP は漁業管理に対して予防的アプローチを適用し、海洋生物資源の開発は、最大持続生産量を上回るように捕獲种群の保存及び維持を確保することを目的とする。

最大持続生産量を上回るように捕獲种群の保存及び維持を確保するという目的の達成のために、最大持続生産量率は可能な限り、2015年までの達成を目指すものとする。それが不可能な場合でも段階的に計画を推し進めることで、少なくとも2020年までには全資源についての達成を実現するものとする。
3. CFP は、漁業管理において生態系に基づくアプローチを採用し、漁業活動が海洋生態系に及ぼす影響を最小限に抑えられるようにする。また、水産養殖及び漁業活動が海洋環境の劣化を助長しないような取組を行う。
4. CFP は、科学情報の収集に寄与する。
5. CFP は、とりわけ、
 - (a) 利用可能な最善の科学的助言を考慮に入れ、不必要な捕獲や投棄を可能な限り減らし、計画的に海洋資源を水揚げすることで、個々の状況に応じた廃棄の段階的な削減を目指す。
 - (b) 最低保全参照規模を下回る海洋資源の市場を創造することなく、不必要な捕獲により水揚げされた海洋資源を最大限に活用する。
 - (c) 経済上実行が可能で競争力のある漁獲、加工産業及び陸主体の漁業関連活動に関する条件を規定する。
 - (d) 海洋生物資源の過度な開発を伴わず、経済上実行が可能な範囲で漁船の漁獲能力を第2項に規定する漁業量レベルに調整するような措置を講じる。
 - (e) 欧州連合の食糧供給、保安及び雇用に寄与するような持続可能な水産養殖活動の開発を促進する。
 - (f) 沿岸部の漁業及び社会経済的な側面について配慮し、漁業活動に依存する住民の公平な生活水準を守ることに寄与する。
 - (g) 漁業及び水産養殖製品市場を効率的且つ透明性の高いものにし、欧州連合内で販売される漁業及び水産養殖製品に公平な競争の場を提供することに寄与する。
 - (h) 消費者及び生産者双方の利害について考慮する。
 - (i) 社会経済的な側面を考慮しに入れ、沿岸部の漁業活動を促進させる。
 - (j) 欧州連合の環境に関する法令、とりわけ、他の欧州連合の政策と同様に、指令 2008/56/EC 第1条1項に規定する、2020年までの良い環境状態の目標を遵守する。

【第3条 良いガバナンスの原則】

CFP は以下の良いガバナンス原則を指針とする。

- (a) 欧州連合、地域的、国家及び地方レベルでの責任の明確な規定

- (b) 地域化アプローチを通じた地域の特性の考慮
- (c) 利用可能な最善の科学的助言に準じた措置の立案
- (d) 長期的な視野
- (e) 運営管理上のコストの効率化
- (f) 措置の構想から実施に至るあらゆる段階における、利害関係者、とりわけその諮問機関等の適切な関与
- (g) 加盟国たる旗国の主たる責任
- (h) 欧州連合の他の政策との一致
- (i) 必要に応じた環境影響評価の利用
- (j) CFP の内的範囲と外的範囲の一貫性
- (k) 既存の法的要件に基づく情報取扱に関する透明性、私生活、個人情報保護及び守秘義務規則に対する相応の尊重、適切な科学団体、科学又は管理上の利害を有するその他の団体及びその他定義されたエンドユーザーに対する情報の利用性

【第4条 定義】

1. 本規則の目的上、以下の定義を適用する。
 - (1) 「欧州連合の水域」とは、TFEU 附属書 II 記載の領域に接する水域を除く加盟国の主権下又は管轄下の水域を意味する。
 - (2) 「海洋生物資源」とは、昇流魚及び降流魚を含む、捕獲が可能な海洋水生生物種を意味する。
 - (3) 「淡水生物資源」とは、淡水に生息しており、捕獲が可能な淡水水生生物種を意味する。
 - (4) 「漁船」とは、海洋生物資源の商業用途開発又はクロマグロ捕獲のための仕掛けを搭載した船を意味する。
 - (5) 「欧州連合の漁船」とは、加盟国を旗国とするか、欧州連合内で登録された漁船を意味する。
 - (6) 「漁船の登録」とは、漁船を当該加盟国の漁船として登録することを意味する。
 - (7) 「最大持続生産量」とは、再生プロセスに重大な影響を及ぼすことなく、既存の平均的な環境条件下において水産資源から継続して平均的に漁獲可能な理論上最大の平衡収率のことを意味する。
 - (8) 「漁業管理に対する予防的アプローチ」とは、国連公海漁業協定第 6 条にて規定される通り、十分な科学的情報がないことを理由に目標種、関連種又は依存種、及び非目標種やその環境を保全する管理措置を実施することを延期したり拒否したりすることができないという概念に準じた手法を意味する。
 - (9) 「漁業管理に対する生態系に基づく手法」とは、境界内の漁業管理において生態上有意な統合手法を採用することを意味し、漁業や人類によるその他の活動を考慮に入れた天然資源の利用管理を目指すと同時に、生物の生態や非生物及び人間的要素に関わ

る知識と不確定要素を考慮に入れ、影響を被る可能性のある生態系の生息地や構造及び機能性に関して、その生体系の豊富さや進化の過程を保全することを目的とする手法を意味する。

- (10) 「投棄」とは捕獲後、海洋生物を海に還すことを意味する。
- (11) 「低影響漁業」とは、海洋生態系に及ぼす有害な影響を最小限に抑える、又は燃料の排出を最小限に抑える、もしくはその双方を実践することを意味する。
- (12) 「選択的漁業」とは、漁業手法又は漁具を駆使し、海洋生物を大きさや種類別で捕獲することで捕獲を目的としない標本の捕獲を避ける、あるいは無傷で解放することを可能とする漁業を意味する。
- (13) 「漁業死亡率」とは、所定期間中に漁業活動によって生物量又はその個体が海洋資源から除外される割合を意味する。
- (14) 「資源」とは、所定の管理海域にて発生する海洋生物資源を意味する。
- (15) 「漁獲制限」とは、所定の期間内に、水揚げ義務の対象となっている魚類資源又は魚類資源群の捕獲に関する量的制限、もしくは、所定の期間内に、水揚げ義務が適用されない魚類資源又は魚類資源群の水揚げに関する量的制限を意味する。
- (16) 「保全参照値」とは、漁業管理にて使用され、許容範囲内の生態上のリスクレベルや望ましい漁獲量レベルを示す、(生物量あるいは漁業死亡率等のパラメータなどの)魚類資源母集団パラメータ値を意味する。
- (17) 「最低保全参照規模」とは、海洋生物種の規模を考慮に入れて欧州連合法が規定したものであり、その規模を下回る種に関しては漁業活動による捕獲を回避、又は制限するという狙いを持っている。この用語は必要に応じて、「最小水揚げ規模」に置換えられる。
- (18) 「生態制限内の安全な資源」とは、前年度末の時点で予想された産卵生物量が限界生物量参照値を上回り、且つ、前年度の予想漁業死亡率が限界漁業死亡率参照値を下回る可能性の高い資源を意味する。
- (19) 「予防手段」とは、望ましくない事象の発生防止を目的とした予防措置を意味する。
- (20) 「技術的措置」とは、漁具の構造や使用に関して条件を課し、漁業域へのアクセス制限を設けることで、捕獲する種や規模を制限し、その結果として、漁業活動が生態系に及ぼす影響を規制する措置のことを意味する。
- (21) 「漁業成果」とは、漁船の能力及び活動の成果のことを意味し、漁船群の場合は当該漁船集団による漁業成果の総計を意味する。
- (22) 「直接の管理利益を持つ加盟国」とは、加盟国の排他的経済水域又は公海における伝統的漁場である地中海にて生じる漁業機会、又は漁場のいずれかから生じる利益を有する加盟国を意味する。
- (23) 「譲渡可能な漁業特権」とは、各加盟国に割り当てられる、又は理事会規則 (EC)

No 1967/2006¹⁸第 19 条に従って各加盟国により採用された管理計画にて規定された、漁業機会の特定の部分に対する取消可能且つ譲渡可能な利用者特権を意味する。

- (24) 「漁船能力」とは、「理事会規則」(EEC) No 2930/86¹⁹第 4 条及び 5 条にて規定されている漁船 1 隻の GT (総トン数) 単位のトン数及び kW (キロワット) での動力のことを意味する。
- (25) 「水産養殖」とは、海洋生物の生産量を増加させるという目的をもった技術を駆使し、自然環境の中でそれを養殖するという行為を意味する。養殖される海洋生物は育成段階から収穫段階までにおいて自然人又は法人の財産となる。
- (26) 「漁業ライセンス」とは、「理事会規則」(EC) No 1224/2009²⁰第 4 条 9 項に定義されるライセンスを意味する。
- (27) 「漁業許可」とは、「理事会規則」(EC) No 1224/2009⁽³⁾ 第 4 条 10 項に定義される許可を意味する。
- (28) 「漁業活動」とは、漁、漁具の投かん、設置、けん引、搬送、船上での捕獲、積替、維持、加工、生捕り、肥育及び水揚げを意味する。
- (29) 「水産製品」とは、漁業活動の結果としての水生生物又はその派生製品を意味する。
- (30) 「漁業関係者」とは、水産及び養殖製品の製造、加工、販売、流通及び小売業のいずれかの段階に係る活動に従事する、あるいはそれらを請け負う自然人又は法人を意味する。
- (31) 「重大な違反」とは、理事会規則 (EC) No 1005/2008²¹第 42 条 1 項 及び理事会規則 (EC) No 1224/2009 第 90 条 1 項 を含む、欧州連合の関連法令にて定義された違反を意味する。
- (32) 「科学情報のエンドユーザー」とは、漁業部門情報の科学分析を行う研究組織又はその管理において利害を有する組織を意味する。
- (33) 「許容範囲を超過した漁獲」とは、沿岸部の加盟国が捕獲しないことから漁獲許可範囲量を下回り、且つ個体数が維持されている種に関して、利用可能な科学的助言に基づき、許容範囲を超過した場合でもその種の一部を捕獲することができるということを意味する。

¹⁸ Council Regulation (EC) No 1967/2006 of 21 December 2006 concerning management measures for the sustainable exploitation of fishery resources in the Mediterranean Sea, amending Regulation (EEC) No 2847/93 and repealing Regulation (EC) No 1626/94 (OJ L 409, 30.12.2006, p.11).

¹⁹ Council Regulation (EEC) No 2930/86 of 22 September 1986 defining characteristics for fishing vessels (OJ L 274, 25.9.1986, p.1).

²⁰ Council Regulation (EC) No 1224/2009 of 20 November 2009 establishing a Community control system for ensuring compliance with the rules of the common fisheries policy, amending Regulations (EC) No 847/96, (EC) No 2371/2002, (EC) No 811/2004, (EC) No 768/2005, (EC) No 2115/2005, (EC) No 2166/2005, (EC) No 388/2006, (EC) No 509/2007, (EC) No 676/2007, (EC) No 1098/2007, (EC) No 1300/2008, (EC) No 1342/2008 and repealing Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1627/94 and (EC) No 1966/2006 (OJ L 343, 22.12.2009, p.1).

²¹ Council Regulation (EC) No 1005/2008 of 29 September 2008 establishing a Community system to prevent, deter and eliminate illegal, unreported and unregulated fishing, amending Regulations (EEC) No 2847/93, (EC) No 1936/2001 and (EC) No 601/2004 and repealing Regulations (EC) No 1093/94 and (EC) No 1447/1999 (OJ L 286, 29.10.2008, p.1).

- (34) 「養殖製品」とは、養殖活動の結果として、生命サイクルのいずれかの段階にある水生生物、又はその派生製品を意味する。
- (35) 「産卵資源生物量」とは、雄雌を問わず、胎生生殖で繁殖する魚が所定の期間内において繁殖する規模の推定量を意味する。
- (36) 「混合漁業」とは、同一の漁業にて二以上の種が捕獲される可能性の高い漁業を意味する。
- (37) 「持続可能な漁業パートナーシップ協定」とは、欧州連合からの資金提供と引換えに、海洋生物資源の剰余分を持続可能な形で開発できるよう、水域や資源を利用する権利の取得を目的として第三国との間で締結される国際協定を意味する。これには部門別の支援が含まれる場合がある。
2. 本規則の目的上、以下の地理的範囲の鶏的定義を適用する。
- (a) 「北海」とは ICES 区域²²IIa 及び IV を意味する。
- (b) 「バルト海」とは ICES 区域 IIIb、IIIc 及び III d を意味する。
- (c) 「北西水域」とは ICES 区域 V (Va を除く Vb の欧州連合の水域のみ)、VI 及び VII を意味する。
- (d) 「南西水域」とは ICES 区域 VIII、IX 及び X (アゾレス周辺水域)、並びに CECAF 区域²³34.1.1、34.1.2 及び 34.2.0 (マデイラ及びカナリー諸島周辺水域) を意味する。
- (e) 「地中海」とは西経 5 度 36 分線の東までの海域を意味する。
- (f) 「黒海」とは決議 GFCM/33/2009/2 にて規定される GFCM (地中海共通漁業欧州委員会) 地理的副区域を意味する。

第 2 部 水域へのアクセス

【第 5 条 水域へのアクセスに関する原則】

1. 欧州連合の漁船は、第 3 部に基づいて採択される措置を条件として、第 2 項及び 3 項に規定する以外の全ての欧州連合の水域の海域及び資源に対して平等な権利を有する。
2. 加盟国は、2022 年 12 月 31 日までに、自らの主権下又は管轄下にある基線から 12 海里までの水域について、隣接する港湾から出航し、伝統的な漁業に従事する漁船の活動を制限する権限を有する。加盟国を旗国とする欧州連合の漁船については、附属書 I に記載の通り、各加盟国の地理上の領域での漁業活動が推進され、漁業に関わる種が生息する各加盟国の沿岸域内に固定するものとする。加盟国は本項に基づいて行われる規制や制限等を欧州委員会に通知する。
3. 加盟国は、2022 年 12 月 31 日にまでに、TFEU 第 349 条の第 1 項に規定する欧州連合

²² ICES (International Council for the Exploration of the Sea) zones are as defined in Regulation (EC) No 218/2009 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2009 on the submission of nominal catch statistics by Member States fishing in the north-east Atlantic (OJ L 87, 31.3.2009, p.70).

²³ CECAF (Eastern Central Atlantic or FAO major fishing zone 34) zones are as defined in Regulation (EC) No 216/2009 of the European Parliament and of the Council of 11 March 2009 on the submission of nominal catch statistics by Member States fishing in certain areas other than those of the North Atlantic (OJ L 87, 31.3.2009, p.1).

の最も外側の地域における基線から最長 100 海里までの水域において関係する領域の港湾にて登録される漁船の漁業活動を制限する権限を有する。こうした制限等は当該水域にて伝統的な漁業に従事する欧州連合の漁船には、従来の漁業成果を超えない限り適用されないものとする。加盟国は本項に基づいて行われる規制や制限等を欧州委員会に通知する。

4. 上記の第 2 項及び 3 項にて規定される取極が失効した後に適用されることとなる措置は、2022 年 12 月 31 日までに採択されるものとする。

第 3 部 海洋生物資源の保全及び持続可能な開発のための措置

第 1 章 保全措置

【第 6 条 一般規定】

1. 第 2 条に規定する、海洋生物資源の保全及び持続可能な開発に係る CFP の目標を達成するという目的のため、欧州連合は第 7 条に規定する保全措置を採択する。
2. 欧州委員会は本規則の適用にあたり、関連諮問機関及び科学機関と協議を行うものとする。保全措置の採択については、STECF やその他の諮問機関が作成する報告書、諮問欧州委員会からの助言及び第 18 条に準じて加盟国が行う共同勧告を含む、利用可能な科学技術及び経済上の助言を考慮に入れて行うものとする。
3. 加盟国は、第 11 条、第 15 条及び第 18 条に基づく措置を採択する目的のため、相互に協力するものとする。
4. 加盟国は、第 20 条 2 項に基づく国内措置の採択の前に相互に協力するものとする。
5. 特定の場合には、とりわけ、地中海地域に関し、加盟国は、保全措置を含め、CFP の範囲で法的拘束力のある法律を採択する権限が付与される。場合によっては、第 18 条が適用されるものとする。

【第 7 条 保全措置の種別】

1. 海洋生物資源の保全及び持続可能な開発の措置は、とりわけ、以下を包含する。
 - (a) 第 9 条及び第 10 条に基づく多年次計画
 - (b) 漁業が海洋環境に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的とした資源の保全及び持続可能な開発並びに関連措置の目標
 - (c) 漁船の漁業能力を利用可能な漁業機会に適応させる措置
 - (d) より精選された漁業手法や不必要な捕獲を可能な限り回避、削減するような漁業手法、並びに海洋生態系や水産資源に与える影響が小さい漁業手法などの促進を目的とした漁業活動に対して、漁業機会や経済的性質の面から与えるインセンティブ
 - (e) 漁業機会の整備及び割当に関する措置
 - (f) 第 15 条の目的を実現するための措置
 - (g) 最小保全参照規模
 - (h) 漁業管理技法の代替種別及び選択性の増加若しくは漁業活動が海洋環境に及ぼす悪影

響を最小化するような漁具に関する試験的なプロジェクト

- (i) 第 11 条に基づき採択される欧州連合の環境法令に基づく義務の遵守に必要な措置
 - (j) 第 2 項に規定する技術的な措置
2. 技術な措置は、とりわけ、以下を包含する。
- (a) 漁具の特徴及びその使用についての規則
 - (b) 以下を含む、漁具の構造に関する仕様
 - (i) 選択性を改善する、若しくは、生態系に及ぼす悪影響を最小限に抑える目的での改良又は付加的装置
 - (ii) 絶滅危惧種、絶滅の危機に瀕した種、及び保護される種の二次的な捕獲の削減、その他不必要な捕獲の減少を目的とした改良又は付加的装置
 - (c) 一定の地域や期間における、特定の漁具の使用及び漁業活動の制限又は禁止
 - (d) 絶滅危惧種、産卵魚、最小保全参照規模を下回る魚種及びその他の影響を受けやすい海洋資源を一時的に保護する目的で、指定地域における漁船の操業を定められた最小期間の間中止させるための要件
 - (e) 不必要な捕獲を可能な限り回避、削減するための措置を含む漁業活動が、海洋生物の生態系や多様性に及ぼす悪影響を最小限に抑えるための具体的な措置

【第 8 条 魚類資源回復区域の設定】

1. 欧州連合は、既存の保全区域を十分に考慮した上で、最小保全参照規模を下回る魚種が生息する地域やそれらの産卵場所が明らかに判明している区域を含め、生態上影響を受けやすい種が生息する区域の保護に努めるものとする。こうした区域では、生息する海洋資源や生態系の保全に寄与できるよう、漁業活動を制限又は禁止することができる。欧州連合は、現在、生態上影響を受けやすい種が生息する区域においてさらなる保護活動を続けるものとする。
2. これらの目的のため、加盟国は、一貫したネットワークの一部を構成するような適切な区域を定め、欧州委員会への TFEU にネトづく提案の提起を視野に入れ、必要に応じ、第 18 条 7 項に従って行うものとする。
3. 欧州委員会は、多年次計画にて、こうした生態上影響を受けやすい区域を定める権限が付与される。第 18 条 1 項乃至 6 項が適用される。欧州委員会は保護区域について定期的に欧州議会及び理事会に報告を行う。

第 2 章 具体的措置

【第 9 条 多年次計画の原則と目的】

1. 多年次計画は、科学、技術及び経済上の助言に基づき、優先事項として採択されるものとし、第 2 条 2 項に基づく最大持続生産量を上回るようなレベルでの捕獲种群の保存及び維持を目的とする保全措置を含む。
2. 情報量の不足から第 2 条 2 項に規定される最大持続生産量に係る目標を設定すること

ができない場合は予防的アプローチに基づいた措置を提供する多年次計画を実施することで関連資源について少なくとも同程度の保全を確保する。

3. 多年次計画は以下のいずれか一方を包含する。
 - (a) 単一種、又は、
 - (b) 混合漁業に該当する場合、又は資源力学が相関する場合、魚類資源、漁業及び海洋生態系の相互関係に関する知識を考慮に入れた、関連する地理的な区域での複数資源開発漁業
4. 多年次計画に含まれる措置、及び、その実施に関する日程は、設定する目標や目的、予測される時間枠に比例して定めるものとする。多年次計画に含む措置については、考えられる経済的な影響及び社会的な影響を考慮に入れる。
5. 科学的な助言により、多年次計画において計画されていた混合漁業の選択性を増やすことが実現できないと示される場合、第 2 条 2 項にて規定された混合漁業における特定の問題の解決に取り組む目的から、多年次計画には必要に応じて、特定の保全目標及び生態系アプローチに基づく措置が含まれることがある。

【第 10 条 多年次計画の内容】

1. 多年次計画は、必要に応じ、TFEU に基づく各々の権限に予断を与えることなく、以下を包含する。
 - (a) 資源、漁業及び多年次計画が適用となる区域についての範囲
 - (b) 第 2 条で定められた目的、並びに第 6 条及び第 9 条の関連規定に適合する目的
 - (c) 漁業死亡率や産卵資源生物量などの定量化できる目標
 - (d) 定量化できる目標を実現するための明確な期間
 - (e) 第 2 条に規定する目的に適合する保全参照値
 - (f) 第 15 条に規定する目標を実現するために講じられる保全及び技術的な措置に関する目標、並びに、不必要な捕獲を可能な限り回避・削減することを目的とした措置に関する目標
 - (g) 定量化できる目標が達成されることを保証するための予防措置、及び必要に応じて、劣化したデータや利用不可能なデータが資源の持続可能性を危険に晒すような状況を是正する措置
2. また、多年次計画は以下を包含する。
 - (a) 必要に応じ、第 18 条に従って、補足規定される利用可能な最善の科学的助言を考慮に入れた保全措置、又は、漁業が生態系に及ぼす悪影響を最小限に抑えることを目的とした投棄の段階的な削減措置を中心としたその他の保全措置
 - (b) 多年次計画の定期的な監視及び目標達成の程度に関する評価のための定量化指標
 - (c) 必要に応じて、昇流種及び降流種の生命サイクルにおける淡水生活部分の具体的な目標
3. 多年次計画は、とりわけ、科学的助言の変化について考慮に入れ、最初の事後評価後

に改訂を行う。

【第 11 条 欧州連合の環境法令に基づく義務の遵守にあたり必要な保全措置】

1. 加盟国、は自らの主権下又は管轄下にある水域において、指令 2008/56/EC 第 13 条 4 項、指令 2009/147/EC 第 4 条又は指令 92/43/EEC 第 6 条に基づく義務の遵守という目的で、他の加盟国の漁船に影響を与えない範囲で必要な保全措置を採択する権限が付与されている。ただし、こうした措置は本規則第 2 条に規定する目的や関連する欧州連合法令の目的に合致し、少なくとも、欧州連合法に基づく措置と同程度に厳格な内容でなければならない。
2. 加盟国（「開始加盟国」）が、第 1 項に規定する義務を遵守する目的のため、措置を採択する必要性を感じ、且つ、他の加盟国がそうした措置の影響を受ける漁業に直接の管理利益を有する場合、要請があれば、欧州委員会は第 46 条に基づく委任された法行為という手段で当該措置を採択する権限が付与される。この目的のため、第 18 条 1 項乃至 4 項及び 6 項は、必要に応じて変更を加えて適用される。
3. 開始加盟国は、欧州委員会及び直接の管理利益を有する他の加盟国に対し、裏付けとなる科学的証拠及び実際に実施及び実行されたものに関する詳細を含め、措置を講じるために必要な関連情報を提供する。開始加盟国及び直接の管理利益を有する他の加盟国は、十分な情報が提供されてから 6 ヶ月以内に、第 18 条 1 項に規定する共同勧告を行うことができる。欧州委員会は、不備のない要請を受領してから 3 ヶ月以内に、利用可能な最善の科学的助言を考慮に入れて措置を採択するものとする。

全ての加盟国が所定の期限内に最初の副段落に準じて欧州委員会に提出される共同勧告に同意しない場合、あるいは、共同勧告が第 1 項に規定する要件に適合しない場合、欧州委員会は TFEU に基づき提案を提出することができるものとする。
4. 第 3 項からの逸脱として、第 3 項に規定する共同勧告が行われない場合、且つ、緊急を要する場合、欧州委員会は措置を採択するものとする。緊急時に採択される措置は、第 1 項にて示す指令及び加盟国の意図に基づく保全措置に付随する目的の達成が危機に晒されないような措置に限定される。
5. 第 4 項に規定する措置は、それに拘わる条件が継続して存在する場合、最長 12 ヶ月間適用されるものとし、この期間はさらに最長 12 ヶ月間の延長が可能とする。
6. 欧州委員会は、第 2 乃至 4 項に基づく措置の実施及び実行の過程において、当事者である加盟国と漁業に直接の管理利益を有するその他の加盟国との協調を促進するものとする。

【第 12 条 海洋生物資源が深刻な脅威に晒される場合の欧州委員会の措置】

1. 海洋生物資源の保全又はその生態系が深刻な脅威に晒されているという証拠、又は、緊急を要する正当な不可避の理由に基づき、欧州委員会は、自らの主導又は加盟国による合理的な要請により、当該脅威の緩和を目的に、第 47 条 3 項に規定する手順に従い、最長 6 ヶ月間の適用可能な即時適用実施法行為を採択することができる。

2. 加盟国は、第 1 項に規定する要請を、欧州委員会、他の加盟国及び関係する諮問機関に通知する。他の加盟国及び諮問機関は、当該通知を受けた日から 7 労働日以内であれば、文書によるコメントを表明することができる。欧州委員会は、第 1 項に規定する要請を受領した日から 15 労働日以内に決定するものとする。
3. 欧州委員会は、第 1 項に基づく条件が遵守されている限り、第 1 項に規定する即時適用実施法行為の最初の適用期間が満了となる前に、適用期間が最長 6 ヶ月間延長可能且つ直ちに発効する即時適用実施法行為を採択することができる。このような実施法行為は第 47 条 3 項に規定する手順に従い採択されるものとする。

【第 13 条 加盟国の緊急措置】

1. 加盟国の主権下又は管轄下にある水域において海洋生物資源の保全又はその生態系が危機に晒された場合、当該加盟国は緊急の措置を講じる必要があるような深刻な脅威を立証する証拠があることを前提に、それらの脅威を緩和する目的で緊急措置を採択することができる。こうした措置は第 2 条に規定する目的と合致するものとし、少なくとも欧州連合法に規定される措置と同程度に厳格な内容でなければならない。措置は最長 3 ヶ月間適用されるものとする。
2. 加盟国が採択する緊急措置が他の加盟国の漁船に影響を及ぼす恐れがある場合、そうした措置は、当該措置の草案及び説明覚書について、欧州委員会、関連加盟国及び関連諮問機関と協議した上でのみ採択されるものとする。協議を求める加盟国は、当該協議に関して合理的な期限を設けることができるが、その期間は最低 1 ヶ月以上とする。
3. 欧州委員会は、本条に基づき採択される措置が第 1 項に規定する条件に適合しないと考える場合、相応の理由を示すことを条件に、当該加盟国に対して措置の是正又は取消を要請することができる。

【第 14 条 不必要な捕獲の回避及び最小化】

1. 第 15 条に従って各漁場における全ての魚種に関する水揚げ義務（「水揚げ義務」）の導入を促進するため、加盟国は、利用可能な最善の科学的助言に基づき、関連する諮問機関の見解を考慮に入れた上で、漁場における不必要な捕獲の回避、最小化及び廃絶のための実行可能なあらゆる手法の徹底模索を目的として、試験的なプロジェクトを実施することができる。
2. 加盟国は、第 15 条 1 項の適用範囲である各漁場における投棄レベルを示す「投棄地図」を作成することができる。

【第 15 条 水揚げ義務】

1. 欧州連合水域での漁業活動中に、又は、第三国の主権下又は管轄下でない欧州連合水域外の水域にて、あるいは、以下に列挙する漁場及び地理的な地域にて欧州連合の漁船により捕獲される、捕獲制限対象の種及び規則（EC）No 1967/2006 附属書 III に規定する最小規模対象種の捕獲に関して、生き餌として使用されるものを除き、以下の

期間に従って、漁船上に保管したもの、水揚げしたものの数を漁獲割当量と比較して記録するものとする。

- (a) 遅くとも 2015 年 1 月 1 日以降
- 小規模の遠海漁場（例：サバ、ニシン、アジ、アオギス、ツボ鯛、アンチョビ、ニギス、イワシ、スプラットの漁場）
 - 大規模の遠海漁場（例：本マグロ、メカジキ、ビンナガマグロ、メバチマグロ、クロカジキ、ニシマカジキの漁場）
 - 産業目的の漁場（とりわけ、カラフトシシヤモ、イカナゴ、ノルウェー・ビブの漁場）
 - バルト海のサケ漁場
- (b) 漁場を定義する種については遅くとも 2015 年 1 月 1 日以降、バルト海の欧州連合の水域内の漁場において上記 (a) 以外の種で捕獲制限が適用されるすべての種については遅くとも 2017 年 1 月 1 日以降
- (c) 漁場を定義する種については遅くとも 2016 年 1 月 1 日以降、以下の海域のその他全ての種については遅くとも 2019 年 1 月 1 日以降
- (i) 北海
- タラ、コダラ、ホワイティング、セイスの漁場
 - ノルウェー・ロブスターの漁場
 - シタガレイ、プレイス（アカガレイ）の漁場
 - メルルーサの漁場
 - ノーザン・プローンの漁場
- (ii) 北西水域
- タラ、コダラ、ホワイティング、セイスの漁場
 - ノルウェー・ロブスターの漁場
 - シタガレイ、プレイス（アカガレイ）の漁場
 - メルルーサの漁場
- (iii) 南西水域
- ノルウェー・ロブスターの漁場
 - シタガレイ、プレイス（アカガレイ）の漁場
 - メルルーサの漁場
- (iv) 捕獲制限対象種のその他の漁場
- (d) 漁場を定義する種については遅くとも 2017 年 1 月 1 日以降、地中海、黒海及びその他の欧州連合の全水域、並びに、第三国の主権下あるいは管轄下でない欧州連合の水域外における、上記 (a) 以外の種については遅くとも 2019 年 1 月 1 日以降
2. 第 1 項は欧州連合の国際義務の履行に予断を与えない。欧州委員会は、とりわけ、本条に基づく水揚げ義務からの逸脱を含む、こうした国際義務を欧州連合法に組込む目

的で、第 46 条に規定する委任法行為を採択する権限が付与される。

3. とりわけ、漁業に直接の管理利益を有する加盟国が、水揚げ義務を第 1 項で挙げる種以外に適用することに同意する場合、水揚げ義務の適用をそうした他の種に拡大する目的で共同勧告を行うことができる。この目的のため、第 18 条 1 乃至 6 項は必要に応じて変更を加えて適用するものとし、共同勧告が出される場合、欧州委員会は、第 46 条に規定する措置を含む委任法行為を採択する権限が付与される。
4. 第 1 項に規定する水揚げ義務は以下には適用されない。
 - (a) CFP の領域において採択される欧州連合法で漁獲禁止として定義される種
 - (b) 漁具の特徴、漁業慣習及び生態系を考慮した科学的根拠から高い漁獲残存率が実証される種
 - (c) 僅かな例外に該当する捕獲
5. 第 1 項に規定する水揚げ義務の実施に関する詳細は、第 9 条及び第 10 条に規定する年次計画に記載され、必要に応じ、以下を含めた上で第 18 条に従って追加記載されるものとする。
 - (a) 第 1 項に規定する水揚げ義務が適用される漁業又は種に関する具体的な規定
 - (b) 第 4 項 (b) に規定する種の水揚げ義務に関する例外の記述
 - (c) 第 1 項に規定する水揚げ義務が適用される全ての種の年間総捕獲高の最大 5%までの、以下の事例に適用される、僅かな例外に関する規定
 - (i) 科学的根拠により漁業の選択性を増やすことが極めて困難であると示される場合
 - (ii) 不必要な捕獲の処理にかかる不相応な費用の発生を防ぐ目的から、計画にて漁具一つあたりの不必要な捕獲が年間総捕獲高の一定の割合を超えないように策定する場合

本項に規定する規定を下回る捕獲については漁獲割当量に関連する対象として数えないが、それら全ての捕獲について記録するものとする。

四年間の移行期間中、本項に規定する年間総捕獲高の割合は、以下のように増加させるものとする。

 - (i) 水揚げ義務が適用される最初の二年間で 2%
 - (ii) その後の二年間で 1%
 - (d) 捕獲の記録に関する規定
 - (e) 第 10 項に基づく最小保全参照規模の必要に応じた修正
6. 多年次計画、又は、規則 (EC) NO 1967/2006 第 18 条に基づく管理計画が関連する漁場に採用されていない場合、欧州委員会は、本規則第 18 条に従い、暫定的且つ 3 年を超えない期間、本条第 5 項 (a) 乃至 (e) にて言及された詳細を含む具体的な廃棄計画を策定する、本規則第 46 条に基づく委任法行為を採択する権限が付与される。加盟国は本規則第 18 条に基づき、欧州委員会による通常の立法手続に基づく法行為の採択又は提案が行われることを視野に入れ、それらの計画に関する草案の作成にあたり協力

することができるものとする。

7. 第 5 項に基づく多年次計画又は第 6 項に基づく具体的な投棄計画のいずれかにおいて、僅かな例外の規定に関して措置が採択されていない場合、欧州委員会は第 46 条に従い、第 5 項 (c) (i) 又は (ii) に規定する条件を前提として第 1 項に基づく水揚げ義務が適用される全ての種の年間総捕獲高の 5%を超えないよう、第 4 項 (c) に規定する僅かな例外を設定する委任法行為を採択する。こうした僅かな例外は、関係する水揚げ義務が適用される日から有効となる。
8. 第 1 項に基づき、関連漁獲割当量に対して捕獲高を数える義務からの逸脱を目的として、水揚げ義務の対象である種が割当量を上回る割合で捕獲された場合、又は、漁獲割当量について定義されていない種を捕獲する場合は、目標種の割当量の 9%を超えないことを条件に割当対象外の種（目的外の種）とみなすものとする。本規定は目標外の種が生態系上安全な範囲内に存在する水域にのみ適用される。
9. 加盟国は、水揚げ義務の対象である種について、許容される水揚げ高の対前年比最大 10%までのフレキシビリティを採用することができる。このため、加盟国は、水揚げ義務対象の種の追加水揚げを認めることができるが、そうした追加量は当該加盟国の割当量の 10%を超えないものとする。このような事例では規則 (EC) No 1224/2009 第 105 条が適用されるものとする。
10. 最小保全参照規模は、海洋幼生物の保護を目的として策定することができるものとする。
11. 第 1 項に規定する水揚げ義務対象の種について、最小保全参照規模を下回る種の捕獲の利用目的は、魚粉、魚油、ペットフード、食品添加物、医薬品及び化粧品を含む、人間による直接的な消費以外に制限される。
12. 第 1 項に規定する水揚げ義務対象外の種について、最小保全参照規模を下回る種を捕獲した際はそれを船上に揚げることなく、即時海に還すものとする。
13. 加盟国は、水揚げ義務が遵守されていることを監視する目的から、監視者や CCTV 等により、すべての漁業活動や漁獲能力及び漁獲手段などについて詳細且つ正確に記録するものとする。加盟国は、実効性及び均衡性の原則を尊重する。

【第 16 条 漁業機会】

1. 加盟国に割当てられる漁業機会は、それぞれの魚類資源又は漁場における各加盟国の漁業活動における相対的安定性を約束する。また、新規に漁業機会が割り当てられる際には各加盟国の利益を考慮に入れるものとする。
2. 魚類資源に関する水揚げ義務が導入される際、初年及び二年目以降について、魚類資源の投棄が許可されなくなるという事実に基づき、従来の漁業機会を水揚げについて考慮に入れた捕獲ベースのものに変更するものとする。
3. 新たな科学的根拠から、特定の魚種に関して定められた漁業機会と実際の資源状況との間に顕著な相違があることが指摘される場合、直接の管理利益を有する加盟国は、

当該相違を緩和することを目的とした合理的な要請を欧州委員会に提出することができるが、第2条2項に規定する目的は尊重するものとする。

4. 漁業機会は第2条2項に規定する目的に応じて修正され、第9条2項及び第10条1項(b)及び(c)に応じて策定される、定量化することができる目標、時間枠及び制限に適合するものとする。
5. 欧州連合水域内で第三国が利用できる漁業機会の修正及び割当に関する措置は TFEU に従って定められる。
6. 各加盟国は、当該国旗を掲げる漁船に対して漁業機会をどのように割当ててるのか(例: 個々の漁業機会の創造により)ということや、譲渡可能な漁業特権のシステムの適用外となるのはどのような事例なのかということを決定することができる。これらに関する割当の方法については欧州委員会に報告するものとする。
7. 加盟国は、混合漁業に係る漁業機会を割当ててる目的から、当該漁業を行う漁船の予想される捕獲内容を考慮に入れるものとする。
8. 加盟国は、欧州委員会に通知した後自らに割当られた漁業機会の全部又は一部を交換することができるものとする。

【第17条 加盟国による漁業機会の割当の基準】

加盟国は、第16条に規定する通り、自らが利用可能な漁業機会の割当に関して、環境、社会及び経済的な性質を含め、透明且つ客観的な基準を採用する。採用される基準には、とりわけ、漁業が環境に及ぼす影響、コンプライアンスの歴史、地域経済への寄与及びこれまでの捕獲高について含まれるものとする。また加盟国は、自らに割当てられた漁業機会の範囲内で、精選された漁具を使用する漁船、エネルギー消費の削減に努める漁船、又は、生息地に与える影響が少ない漁船など、環境に及ぼす影響が低い漁業技法を使用する漁船にインセンティブを与えるよう努めるものとする。

第3章 地域化

【第18条 保全措置に関する地域協力】

1. 第9条及び第10条に基づいて策定される年次計画、並びに、第11条及び第15条6項にて規定する事例を含め、関連する地理的地域に係る委任された法行為又は実施法令の形で措置を採択する権限が欧州委員会に付与されている場合、こうした措置の影響を受ける、直接の管理利益を有する加盟国は、関連する保全措置及び多年次計画にて定める期間内に、関連する欧州連合保全措置、多年次計画又は具体的な投棄計画の目標実現のために、共同勧告を出すことに同意する。欧州委員会は、加盟国による共同勧告の提出期限が過ぎる前に、そうした委任された法行為又は実施法令を採択しない。
2. 第1項の目的のため、第1項に言及する措置の影響を受ける直接の管理利益を有する加盟国は、共同勧告の作成にあたり相互に協力すると同時に、関連諮問機関に意見を求める。欧州委員会は必要に応じて、関連科学機関から助言を受けられるように努め

- ることを含め、加盟国間の協調を促進する。
3. 第 1 項に基づく共同勧告が出された場合、欧州委員会はそうした勧告が関連する保全措置及び多年次計画に適合することを条件に、委任された法行為又は実施法令によってこれらの措置を採択する。
 4. 保全措置が第三国と共有され、且つ、多数国間漁業機関によって、あるいは、二国間又は多数国間協定によって管理される特定の魚類資源に適用される場合、欧州連合は、第 2 条で規定された目標の達成に必要な措置について、関係パートナーと合意することができるよう努める。
 5. 加盟国は、第 1 項に基づき採択される保全措置に係る共同勧告が利用可能な最善の科学的助言に準拠し、且つ、以下の要件の全てを満たすことを確保する。
 - (a) 第 2 条に規定する目的に適合すること
 - (b) 関連する保全措置の範囲及び目的に適合すること
 - (c) 関連する多年次計画に規定する範囲に適合し、その目的及び定量化できる目標を実効的に達成すること
 - (d) 少なくとも欧州連合法に基づく措置と同程度に厳格な内容であること
 6. 全ての加盟国が、所定の期間内に欧州委員会に提出される共同勧告に同意できない場合、又は、保全措置に係る共同勧告が当該保全措置の目的及び定量化できる目的に適合しないと考えられる場合、欧州委員会は、条約に基づく適切な措置の提案を提出することができる。
 7. 第 1 項に規定する事例に加え、定義される地理的範囲に直接の管理利益を有する加盟国は、欧州委員会によって提案又は採択される措置に係る共同勧告を欧州委員会に勧告することができる。
 8. 加盟国は、地域協力の補足又は代替方法として、第 9 条及び第 10 条に基づき策定する多年次計画を含む、関連する地理的範囲に適用される欧州連合保全措置に関し、所定の期間内に当該保全措置をさらに具体化する措置を採択する権限が付与される。関連加盟国は、そうした措置の採択に際して密接に連携するものとし、これらに関しては、とりわけ、本条 2 項、4 項及び 5 項が適用される。欧州委員会はこれらに関与し、その見解を考慮に入れる。加盟国は、係る措置の内容について関連する全加盟国が同意する場合にのみ、それぞれの国内措置を採択する。また、欧州委員会が加盟国の措置が関連する保全措置に規定する条件に適合しないと判断する場合、その根拠を提示した上、当該加盟国に措置の是正又は取消を求めることができる。

第 4 章 国内措置

【第 19 条 当該国家を旗国とする漁船又は領域内に定住する人に適用される加盟国措置】

1. 加盟国は、以下の要件の全てを満たすことを条件に、欧州連合水域内の魚類資源の保全を目的とする措置を採択することができる。

- (a) 当該加盟国を旗国とする漁船に対し単独適用され、漁業活動が漁船によって行われな
い場合には、条約が適用される領域に定住する人に単独適用されること
 - (b) 第 2 条に規定する目的に適合すること
 - (c) 少なくとも欧州連合法に基づく措置と同程度に厳格な内容であること
2. 加盟国は、管理の目的のため、第 1 項に基づき採択する措置を関係する他の加盟国に
通知する。
 3. 加盟国は、本条に従って採択する措置に関する適切な情報を一般に開示する。

【第 20 条 12 海里水域内における加盟国による措置】

1. 加盟国は、基線から 12 海里水域内の魚類資源の保全及び管理、並びに、海洋生態系の
保全状況の維持又は改善を目的とする一切の措置を講じることができるが、そのため
には、欧州連合が、関連加盟国が指定する具体的海域において、又は、問題に具体的
に取り組むような保全及び管理を目的とした措置をまだ採択していないことを条件とす
る。加盟国による措置は、第 2 条に規定する目的に適合し、且つ、欧州連合法に基づ
く措置と同程度に厳格な内容でなければならない。
2. 加盟国が採択する保全及び管理措置が他の加盟国の漁船に影響を及ぼしそうな場合、
そうした措置は、当該措置の草案及び説明覚書について欧州委員会、関連加盟国及び
関連諮問機関と協議した上でのみ採択されるものとする。協議を求める加盟国は、当
該協議に関して合理的な期間を設けることができるが、その期間は最低 2 ヶ月以上と
する。
3. 加盟国は、本条に基づき採択する措置に関連する適切な情報を一般開示する。
4. 欧州委員会は、本条に基づき採択される措置が第 1 項に規定する条件に適合しないと
考える場合、相応の理由を述べることを条件に、当該加盟国に対して措置の是正又は
取消を求めることができる。

第 4 部 漁業能力の管理

【第 21 条 譲渡可能な漁業特権制度の創設】

加盟国は譲渡可能な漁業特権制度を創設することができる。当該制度を導入する加盟国
は、譲渡可能な漁業特権の登録簿（登録記録）を作成し、保持するものとする。

【第 22 条 漁業能力の調整及び管理】

1. 加盟国は、その時々々の傾向を考慮に入れ、利用可能な最善の科学的助言に基づいて、
自国に所属する漁船団の漁業能力が漁業機会に徐々に適合するように調整するための
措置を導入し、双方の安定且つ永続的なバランスの実現を目指す。
2. 加盟国は、第 1 項に規定する目的達成のために、毎年 5 月 31 日までに、自国に所属す
る漁船団の漁業能力と漁業機会とのバランスに関する報告書を欧州委員会に提出する。
また、欧州連合に共通の手法の導入を促進するため、当該報告書は、欧州委員会
が策定した共通ガイドラインに基づき、関連する技術、社会及び経済的なパラメータを含

んだ上で作成するものとする。

報告書は、当該加盟国の政府船舶及び全ての船団部門の年間能力評価に関して記載する。報告書では、部門別に構造上過剰生産能力を持つものの特定に努めるとともに、部門別の長期的な収益性を予想する。報告書は一般に開示されるものとする。

3. 第 2 項 2 段落に規定する評価に関し、加盟国は、自国に所属する漁船団の漁業能力と漁業機会とのバランスに関する分析を基礎として用いるものとし、最も外側の地域にて操業する漁船及び欧州連合法域外でのみ操業する漁船については個別の評価書を作成する。
4. 評価から、漁業能力が漁業機会と効果的なバランスを保てていないことが明らかになった場合、加盟国は、構造上過剰生産能力を持つと指摘された船団部門の行動計画を報告書に明記する。行動計画では、漁業能力と漁業機会とのバランスを保つことができるよう、明確な時間枠を規定するための調整目標と方法を明示するものとする。

欧州委員会は、毎年次、加盟国に所属する漁船団の漁業能力及び漁業機会のバランスについて、第 2 項 1 段落に規定するガイドラインに基づき、欧州議会及び理事会に対する報告書を作成する。報告書には本項 1 段落に規定する行動計画を含めるものとし、最初の報告書は 2015 年 3 月 31 日までに提出するものとする。

第 2 項に規定する報告書が作成されない場合、又は、本項 1 段落に規定する行動計画が実施されない場合、当該加盟国の漁船部門に対する投資、あるいは、2014 乃至 2020 年の海事及び漁業政策の財政支援条件を将来的に規定する欧州連合法に従い、当該加盟国に対する欧州連合の財務支援を相応に停止又は中断することとなる恐れがある。

5. 公的支援を受けている船団からの離脱は漁業許可の失効及び漁業当局による命令がない限り認められない。
6. 公的支援を受けている船団から離脱した漁船に対応する漁業能力は継承されない。
7. 加盟国は、2014 年 1 月 1 日以降に自国に所属する船団の漁業能力が附属書 II に規定する漁業能力上限を超過しないよう努める。

【第 23 条 漁船の登録及び離脱に関する構想】

1. 加盟国は、自国に所属する漁船を登録する際、船団を離脱した公的支援を受けない漁船の漁業能力が、新規に登録され公的支援を受けない漁船の漁業能力と少なくとも同等の漁業能力を持つように新規に漁船を登録することで当該船団への登録及び離脱を管理する。
2. 欧州委員会は本条の適用にあたり、実施規則を作成する実施法令を採択することができる。当該実施法令は、第 47 条 2 項に規定する例外手順に従い採択される。
3. 欧州委員会は、2018 年 12 月 30 日までに、船団能力と予想される漁業機会との関係を考慮に入れて、漁船の登録及び離脱に関する構想を評価し、必要に応じ、当該構想の修正を提案するものとする。

【第 24 条 漁船の登録簿】

1. 加盟国は、本規則に基づき執行される措置の管理に必要となる、欧州連合加盟国を旗国とする漁船の所有者、漁船、漁具の特徴及び活動に関する情報を記録する。
2. 加盟国は、第1項に規定する情報を欧州委員会に提出する。
3. 欧州委員会は、第2項に従い受領した情報を記録した欧州連合漁船登録簿を保管する。
さらに、欧州連合漁船登録簿を一般に開示すると同時に、個人情報の適切な保護を図る。
4. 欧州委員会は、第1項、2項及び3項に規定する情報の記録、形式、送信手順の技術操作要件を策定する実施法令を採択する。当該実施法令は、第47条2項に規定する審査手順に従って採択されるものとする。

第V部 漁業管理の科学根拠

【第25条 漁業管理のデータ要件】

1. 加盟国は、データ収集分野に関し採択される規則に従い、漁業管理に必要な生態、環境、技術及び社会経済上のデータ収集、管理を行い、欧州委員会が任命する機関を含むエンドユーザーに開示する。当該データの取得及び管理については、2014乃至2020年の海事及び漁業政策の財務支援条件を将来的に規定する欧州連合法に従い、欧州海洋漁業基金を通じた資金供給を対象とする。当該データは、とりわけ、以下に関する評価を可能にする。
 - (a) 開発される海洋生物資源の状態
 - (b) 漁業レベル、並びに漁業活動が海洋生物資源及びその生態系に及ぼす影響
 - (c) 欧州連合水域内外の漁業、水産養殖及び加工部門の社会経済的業績
2. データの収集、管理及び使用は、以下の原則に基づき行われるものとする。
 - (a) 正確性、信頼性及び時宜にかなった方法
 - (b) 様々な目的でのデータ収集の重複を避けるための調整機構の利用
 - (c) コンピュータ化されたデータベースでの収集データの安全な保管及び保護、及び、必要に応じ、情報を集約した形での一般開示及び機密性の保持
 - (d) 欧州委員会又は欧州委員会が任命する機関による、データの存在と品質の検証を目的とした収集データ処理のために使用される国家データベース及びシステムへのアクセス
 - (e) 漁業部門の科学的データ分析に研究上又は管理上の利害を有する機関及び関連する当事者のために入手した、欧州連合法で保護及び機密保持が求められるデータの時宜に適った方法での利用可能性
3. 加盟国は、それぞれの国内の収集プログラムの実行に関する報告書を欧州委員会に毎年提出し、一般開示する。

欧州委員会は、科学的諮問機関、並びに、必要に応じ、欧州連合が当事者又はオブザーバーである地域漁業管理機関及び関連する国際科学機関と協議した上、データ収

集に関する年次報告書を評価する。

4. 加盟国は、社会経済的データを含め、漁業管理目的の科学データの収集及び管理に関して国家的な調整を行うよう努める。こうした目的のため、国内の担当者を指名し、国家調整会議を毎年実施するものとする。また、欧州委員会に対し、国家調整会議について通知し、調整会議への参加を求めるものとする。
5. 加盟国は、欧州委員会と密接な協力関係を築くことで同地域の他の加盟国とデータ収集活動に関する連係を図り、同地域の水域に主権又は管轄権を有する第三国とも当該活動について連係を図るよう努めるものとする。
6. データの収集、管理及び使用は、コスト効率を重視した方法で実施する。
7. 加盟国が、時宜にかなった方法でデータを収集し、エンドユーザーに提供することができない場合、2014 乃至 2020 年の海事及び漁業政策の財政支援条件を将来的に規定する欧州連合法に基づき、当該加盟国に対する欧州連合の財務支援を相応に停止又は中断することとなる恐れがある。

【第 26 条 科学機関への諮問】

欧州委員会は適切な科学機関に助言を求めるものとする。また、STEDF に対し、必要に応じ、生態、経済、環境、社会及び技術上の考察を含め、海洋生物資源の保全及び管理に係る事項について助言を求めるものとする。科学機関への諮問においては、当該機関による作業重複を回避する目的のため、公的資金の適切な運用を考慮に入れる。

【第 27 条 研究及び科学上の助言】

1. 加盟国は、漁業及び水産養殖の研究及び改革プログラムを実施する。さらに、欧州連合と緊密に連携し、必要に応じ、関連諮問機関が関与する欧州連合の研究及び改革の枠組との関係において、他の加盟国と漁業研究改革及び科学上の助言に関する連係を図るものとする。当該活動は、関連する欧州連合法に基づき、欧州連合予算を通じた資金供給の対象となる。
2. 加盟国は、利害関係者を関与させ、とりわけ、利用可能な欧州連合の財務資源を活用し相互協調することで、科学諮問過程にプロセスにおいて関連する能力や人的資源の利用可能性を確保する。

第 6 部 対外政策

【第 28 条 目的】

1. 海洋生物資源及び海洋環境の持続可能な開発、管理、保全を確保するため、欧州連合は、自らの国際義務及び政策目標、並びに、第 2 条及び第 3 条に規定する目的及び原則に基づく漁業対外関係を築くものとする。
2. 欧州連合は、とりわけ、以下を実施する。
 - (a) 科学上の知識や助言の発展に関する積極的な支援及び寄与
 - (b) とりわけ、環境、貿易及び開発に関連した欧州連合の戦略及び政策の一貫性の向上、

並びに、開発協力、科学、技術及び経済的協力に関連して執られる措置の整合性の強化

- (c) 経済的な発展を可能とする持続可能な漁業活動への寄与、及び、欧州連合内の雇用の促進
 - (d) 欧州連合水域外における欧州連合による漁業活動が CFP の範囲における欧州連合法に基づいて適用されるものと同じ原則及び基準に基づいて実施されることの確保、並びに、欧州連合に所属する操業者と第三国に所属する操業者との間における均等な機会の促進
 - (e) あらゆる国際空間における、IUU 漁業の撲滅に必要な措置や行動の促進及び支援
 - (f) 透明性の高い、非差別的な方法で適用される、独立した定期審査及び実効的且つ抑止的なペナルティを含む適切な改善措置を講じるための、RFMO のコンプライアンス委員会の設置及び強化の推進
3. 本条の規定は、TFEU 第 218 条に基づき採択する具体的な規定に予断を与えない。

第 1 章 国際漁業機関

【第 29 条 国際漁業機関における欧州連合の活動】

1. 欧州連合は、RFMO を含む、国際的な漁業関連機関の活動を積極的に支援するとともにそれに寄与するものとする。
2. 国際的な漁業関連機関及び RFMO における欧州連合の地位は、第 2 条に規定する目的、とりわけ、同条 2 項及び 5 項 (c) に規定する目的に応じた魚類資源の管理を確保できるよう、利用可能な最善の科学的助言に従うものとする。また、欧州連合は、管理下の海洋生物資源のより良い保全及び管理が可能となるよう、RFMO の実績の強化過程を主導するものとする。
3. 欧州連合は、漁業機会の割当にあたり、適切且つ透明性の高いメカニズムの開発を積極的に支援する。
4. 欧州連合は、RFMO 間の協調、及び、それぞれの規制枠組の整合性を図ることを促進し、それぞれの提言が科学上の助言に基づくよう、科学上の知識及び助言の開発を支援する。

【第 30 条 国際規定の遵守】

欧州連合は、欧州漁業管理機関 (EFCA) を通じたものを含め、RFMO を含む漁業に従事する第三国や国際的な漁業関連機関と協調し、とりわけ、IUU 漁業の撲滅を目的とする措置の遵守の強化を図ることで、当該国際漁業関連機関が採択する措置を遵守することを確保する。

第 2 章 持続可能な漁業パートナーシップ協定

【第 31 条 持続可能な漁業パートナーシップ協定の原則及び目的】

1. 第三国との持続可能な漁業パートナーシップ協定は、欧州連合に所属する漁船が第三国の水域内にて行う漁業活動の法律上、環境上、経済上及び社会上の統治枠組を創設する。

このような枠組には以下が含まれる。

 - (a) 必要な科学及び研究機関や施設の開発と支援
 - (b) 監督、管理及び監視能力
 - (c) 第三国の持続可能な漁業政策の策定に係る要素を構築するその他の能力
2. 十分に持続可能な海洋生物資源の開発を確保するため、欧州連合は、第三国との持続可能な漁業パートナーシップ協定が、地域住民や漁業産業を含め、欧州連合及び当該第三国の双方に利益をもたらすこと、並びに、欧州連合に所属する漁船の持続的な活動に寄与し、利用可能な余剰分の資源に関して当該第三国が欧州連合に所属する漁船と同等の利益の獲得を確保するよう努める。
3. 持続可能な漁業パートナーシップ協定に基づいて操業する欧州連合に所属する漁船が、欧州連合水域内でそれらの漁船に適用される基準と類似する基準に基づいて操業することができることを確保するため、欧州連合は、必要に応じ、持続可能な漁業パートナーシップ協定に魚類資源及び水産養殖製品の水揚げ義務に関する条項を含むよう努めるものとする。
4. 欧州連合に所属する漁船は、UNCLOS 第 62 条 2 項及び 3 項に従い、利用可能な最善の科学的助言及び全ての漁船による漁業活動から影響を受ける資源に関する総漁獲可能量に関し欧州連合と第三国との間で共有される関連情報に基づき、明確且つ透明性の高い方法で漁獲許容量を超過した分のみを捕獲するものとする。ストラドリング魚種及び高度回遊性魚種の捕獲に関しては、地域レベルで実施される科学評価及び関連 RFMO にて採択される保全及び管理措置を十分考慮に入れて行うものとする。
5. 欧州連合に所属する漁船は、持続可能な漁業パートナーシップ協定の相手国である第三国が当該協定に基づき付与する操業許可を有していない限り、当該国家が管轄する水域で操業しないものとする。
6. 欧州連合は、持続可能な漁業パートナーシップ協定に、当該協定の本質的な要素を構成する、民主主義の原則及び人権の尊重に係る条項を必ず含むものとする。

同時に、当該協定には可能な限り以下を含むものとする。

 - (a) 資源の保全、開発及び管理、並びに、操業許可の付与に付随する費用や権利に関し、欧州連合水域以外の水域で操業する他の漁船に対してより有利な条件を付与することを禁止する条項
 - (b) 第 5 段落に基づく規則に係る排他的な条項
7. 持続可能な漁業パートナーシップ協定の枠組外の非欧州連合水域にて操業する、欧州連合に所属する漁船の漁業活動の監視を目的とした取組を欧州連合レベルで実施する。
8. 加盟国は、欧州連合水域外にて、欧州連合加盟国を旗国とする漁船に、あらゆる漁業

及び加工活動の詳細且つ正確な記録を提供させるよう努める。

9. 第5項に規定する操業許可は、欧州連合漁船登録簿から削除され、その後24ヶ月以内に復帰する漁船に対しては、当該漁船の所有者が該当期間中に自らの漁船が欧州連合加盟国を旗国とする漁船に適用される基準に完全に適合した方法で操業していたことを実証するのに必要なすべてのデータを該当する加盟国の漁業当局に提供する場合にのみ付与されるものとする。

漁船が欧州連合漁船登録簿から外れている期間中に旗国となる加盟国が、欧州連合法に基づいて、IUU 漁業の撲滅、阻止、禁止について非協力的な国家である場合、又は、海洋生物資源の非持続的な開発を容認する国であるとみなされる場合、当該操業許可は、当該漁船が操業を中止し、当該漁船を登録簿から抹消するためにその所有者が緊急措置を講じたことが実証される場合にのみ付与されるものとする。

10. 欧州委員会は、持続可能な漁業パートナーシップ協定について各協定の事前及び事後の独立した審査を行い、欧州議会及び理事会に適時開示したうえで、後継協定の協議開始の承認を求める提議を理事会に提出する。こうした評価に関する要約は一般に開示されるものとする。

【第32条 財政支援】

1. 欧州連合は、以下の目的のため、持続可能な漁業パートナーシップ協定を通じて第三国に財政支援を行う。
 - (a) 第三国の水域の漁業資源へのアクセスに係る費用の一部の支援、欧州連合に所属する漁船の所有者が負担する漁業資源へのアクセスに係る費用の一部は、各々の持続可能な漁業パートナーシップ協定に基づき課されるか、その協定に関して資源へのアクセス条件により提供される利益と同程度の費用を公平且つ非差別的な方法で課すものとする、
 - (b) 必要な科学及び研究機関及び施設の開発及び保全を含む統治枠組の設定、利益集団との協議プロセスの促進、並びに、第三国が主導する持続可能な漁業政策の策定に係る項目の監督、管理及び監視、当該財政支援は特定の成果を挙げることに、及び第三国で実施されている開発プロジェクトやプログラムと一貫性をもたせることを条件とする。
2. それぞれの持続可能な漁業パートナーシップ協定に基づき、部門支援のための財政支援は、漁業資源へのアクセスのための支払からは分離される。欧州連合は、財政支援の支払条件として具体的な成果を挙げることを七用とし、注意深く進展を監視するものとする。

第3章 共通利益を有する資源の管理

【第33条 欧州連合及び第三国が共通利益を有する資源の管理の原則及び目的並びに交換協定及び共同管理】

1. 第三国が欧州連合との共通利益を生む資源を開発する場合、欧州連合は、当該資源が本規則、とりわけ、第 2 条 2 項に規定する目的に合致する持続可能な方法で管理されることを確保するため、当該第三国に関与する。当該第三国との間に正式な協定が締結されていない場合、欧州連合は、とりわけ、第 2 条 2 項に規定する目的に関し、可能な限り持続可能な管理を実現するため、第三国との間に当該資源の漁業に関する共同協定を締結し、結果として欧州連合に所属する漁船の操業者にとって平等な漁業機会をもたらすことができるよう努める。
2. 第三国と共有する資源の持続可能な開発及び第三国に所属する漁船の漁業活動に関する安定性を確保するため、欧州連合は、UNCLOS に従い、必要に応じ、水域や資源へのアクセス及びアクセスの条件の設定、保全措置の統一、並びに、漁業機会の交換を含む、資源の共同管理を目的とした第三国との二国間及び多数国間協定を締結するよう努める。

第 7 部 水産養殖

【第 34 条 持続可能な水産養殖の振興】

1. 欧州委員会は、持続可能性の促進、並びに食品の安全、供給、成長及び雇用への寄与を目的として、持続可能な水産養殖の開発に関する共通優先事項と目標に関する拘束力のない欧州連合戦略ガイドラインを策定する。この戦略ガイドラインは、欧州連合全域が関連する開始位置及びさまざまな状況を考慮に入れ、多年次国家戦略計画の基盤を築くとともに、以下を目的とする。
 - (a) 水産養殖産業の競争力の向上及びその開発と改革の支援
 - (b) 管理監督の負担の削減、欧州連合法のより効率的且つ利害関係者のニーズに対応した実施
 - (c) 経済活動の促進
 - (d) 沿岸域及び陸域における生活の質の多様化と改善
 - (e) 海洋、沿岸及び陸域に関する空間計画への水産養殖の統合
2. 加盟国は、2014 年 6 月 30 日までに自らの領域における水産養殖活動の発展に係る多年次国家戦略計画を策定する。
3. 多年次国家戦略計画には、加盟国が達成すべき目標、措置、期限を含める。
4. 多年次国家戦略計画には、とりわけ、以下の目的を含む。
 - (a) とりわけ、評価及び影響に関する研究を含む、操業許可に係る管理監督の多様化
 - (b) 水産養殖従事者が合理的且つ確実に当該水域や空間へアクセスする権利
 - (c) 環境、経済及び社会上の持続可能性の指標
 - (d) とりわけ、隣接する加盟国の海洋生物資源及びその生態系に国境を越えて及ぼす影響に関する評価
 - (e) 国家的な研究プログラム間の相乗効果、並びに、産業及び科学コミュニティ間の協調

の構築

- (f) 持続可能で高品質な競合上の優位性を持つ食品の普及
 - (g) 環境や魚類資源に好影響を与え、飼料製造に使用する魚類資源にかかる負荷の軽減を含む、環境や魚類資源に与える悪影響を軽減することを目的とする水産養殖の実践及び研究の促進、並びに、効率的な資源の増大
5. 加盟国は、多年次国家戦略計画に含まれる国家措置のオープンな協調方法を通じ、情報や成功事例を交換する。
6. 欧州委員会は、加盟国間の情報交換や成功事例の交換を促進し、多年次国家戦略計画において見込まれる国内措置に関する協調を促進するものとする。

第 VIII 部 共通市場組織

【第 35 条 目的】

1. 漁業及び水産養殖製品市場に共通する組織（共通市場組織）は、以下の目的のために設置される。
- (a) 第 2 条に規定する目的の達成、とりわけ、海洋生物資源の持続的な開発への寄与
 - (b) 漁業及び水産養殖産業による CFP の適切なレベルでの適用の実現
 - (c) 欧州連合の漁業及び水産養殖産業の競争力、とりわけ、手順の強化
 - (d) 総合的な情報を提供する通知やラベル化による、市場の透明性と安定性の向上、とりわけ、供給プロセスに沿った欧州連合の海洋資源及び水産養殖製品市場に関する理解と経済的知識の深化、部門毎に供給プロセスを明らかにし付加価値をつけることでの流通のバランス改善、消費者情報の改善及び意識向上
 - (e) 漁業資源の持続可能な開発の促進による、欧州連合に流通するすべての製品に対する均等な機会の確保
 - (f) 消費者に多様な水産品及び水産養殖製品の提供確保
 - (g) とりわけ、マーク及びラベル表示を通じた、水産品の素性及び生産様式に関する検証可能且つ正確な情報を消費者の提供
2. 共通市場組織は、欧州議会及び理事会規則（EU）No 1379/2013²⁴附属書 I に列挙される水産品及び水産養殖製品に適用され、欧州連合内でマーク表示される。
3. 共通市場組織には、とりわけ、以下が含まれる。
- (a) 市場安定化措置を含む産業の統合
 - (b) 漁業及び水産養殖製造者組織による製造及び販売計画
 - (c) 共通の市場基準
 - (d) 消費者情報

²⁴ Regulation (EU) No 1379/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the common organisation of the markets in fishery and aquaculture products, amending Council Regulations (EC) No 1184/2006 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulation (EC) No 104/2000 (See p.1 of this Official Journal).

第9部 管理及び執行

【第36条 目的】

1. CFP 規則の遵守は、IUU 漁業撲滅措置を含む、効果的な欧州連合漁業管理制度を通じて確保される。
2. CFP の管理及び執行は、とりわけ、以下に基づき且つ包含する。
 - (a) 国際的且つ統合的な共通のアプローチ
 - (b) 加盟国、欧州委員会及び EFCA 間の協調と連携
 - (c) コストの効率性及び均整
 - (d) 漁業に関するデータの利用可能性及び品質を目的とした効率的な管理技法の利用
 - (e) 管理、検査及び実施にあたっての欧州連合枠組
 - (f) 利用可能なあらゆる関連データの体系的且つ自動的な照合に重点を置いたリスク・ベース戦略
 - (g) 全ての従事者及び漁業関係者間の規則の遵守と協調の文化の構築欧州連合は、非持続可能な漁業を許容する第三国に適切な措置を採択する。
3. 加盟国は、効果的且つ抑止的なペナルティの策定を含め、CFP の範囲内にて実施される活動の管理、検査及び執行を確保できるような適切な措置を採択する。

【第37条 法令遵守に係る専門家グループ】

1. 法令遵守に係る専門家グループは、欧州連合漁業管理制御制度に基づく義務の実施及び遵守の評価、促進及び強化を目的として、欧州委員会によって設置される。
2. 法令遵守に係る専門家グループは、欧州委員会及び加盟国の代表者で構成する。欧州委員会は、欧州議会の要請があった場合、専門家集団会合に欧州議会を招聘する。EFCA は、オブザーバーとして、法令遵守に係る専門家グループを支援することができる。
3. 専門家グループはとりわけ以下を実践する。
 - (a) 欧州連合漁業管理制御制度に基づく法令遵守及び実施に関する問題の定期的な審査、並びに、CFP 規則の実施における共通利益に起こり得る問題や障害の特定
 - (b) 欧州連合の財政支援の優先順位付けを含む、CFP 規則の実施に係る助言の策定
 - (c) IUU 漁業撲滅措置を含む、管理及び検査活動に関する情報の交換
4. 欧州議会及び理事会は、第3項に規定する法令遵守活動に係る専門家グループから、定期的に、あらゆる更新情報が通知されるものとする。

【第38条 新規の管理技法及びデータ管理システムに係る試験的なプロジェクト】

欧州委員会及び加盟国は、データ管理を目的とする新規の管理技法及びシステムに係る試験的なプロジェクトを実施する。

【第39条 管理、検査、執行及びデータ収集費用に対する積立】

加盟国は、欧州連合漁業管理システム及びデータ収集の実施に係る運営費用の均等積立を関係する従事者に求める。

第10部 財政手段

【第40条 目的】

欧州連合の財政支援は、第2条に規定する目的の達成に寄与するために行われる。

【第41条 加盟国への財政支援の条件】

1. 加盟国に対する欧州連合の財政支援は、欧州連合法に明示された条件に基づき、当該加盟国による CFP 規則の遵守を条件とする。
2. 加盟国が CFP 規則を遵守しない場合、CFP に基づく欧州連合の財政支援の中断や中止あるいは財政支援額の修正の対象となる場合がある。当該措置は、重大な違反の性質、重大性、期間及び反復に応じた内容となる。

【第42条 従事者への財政支援の条件】

1. 従事者に対する欧州連合の財政支援は、欧州連合法に明示された条件に基づき、当該従事者による CFP 規則の遵守を条件とする。
2. 採択される具体的な規則に基づき、従事者による CFP に対する重大な違反行為は、欧州連合の財政支援の一時的又は永久的な中止若しくは支援額の減額の対象となる場合がある。こうした財政支援に関する措置は加盟国によって抑止的且つ効果的に講じられるものとし、重大な違反の性質、重大性、期間及び反復に応じた内容となる。
3. 加盟国は、欧州連合の財政支援に関する申請日の1年前までに、係る従事者に重大な違反行為に伴う懲罰措置が科せられていない場合にのみ、当該従事者に対して財政支援が付与されるよう努めるものとする。

第11部 諮問機関

【第43条 諮問機関の設置】

1. 諮問機関は、第45条1項に基づき、全ての利害関係者がバランスよく代表されることを促進するとともに、第2条に規定する目的を達成するため、附属書IIIに規定する地理的範囲又は権限を有する各区域に諮問機関を設置する。
2. とりわけ、以下の新規の諮問機関が附属書IIIに基づき設置される。
 - (a) 西大西洋、東大西洋及びインド洋の3つの海盆区域に分割される、最も外側の地域のための諮問機関
 - (b) 水産養殖のための諮問機関
 - (c) 市場のための諮問機関
 - (d) 黒海のための諮問機関
3. 各諮問機関は、自らについての規則を作成するものとする。

【第44条 諮問機関の任務】

1. 欧州委員会は、本規則の適用にあたり、必要に応じ諮問機関に意見を求める。
2. 諮問機関は以下を行うことができる。

- (a) 漁業管理並びに漁業及び水産養殖の社会経済上及び保全上の要素に係る事項の欧州委員会及び加盟国に対する提案、また、とりわけ、漁業管理に関する規則の簡略化に関する提案
- (b) 地理的範囲又は権限を有する区域における、漁業、及び、必要に応じて、水産養殖の管理並びに社会経済上並びに保全上の要素に係る問題の欧州委員会及び加盟国への報告、また、それらの問題解決法の提案
- (c) 科学者との緊密な連携により、保全措置の開発に必要なデータの収集、供給及び分析への寄与

共通利益の問題について二以上の諮問機関に助言を求める場合、欧州委員会は当該問題に関する共同勧告を採択するため、それぞれの地位を調整するものとする。

- 3. 諮問機関には、第 18 条に規定する共同勧告について意見を求めるものとする。さらに、欧州委員会及び加盟国はその他の措置についても見解を求めるものとし、それらの意見や見解を考慮に入れる。当該協議は、STECF やその他の科学機関との協議には予断を与えない。また、諮問機関の見解は、関連加盟国及び欧州委員会に提出することができる。
- 4. 欧州委員会、及び、該当する場合、関連加盟国は、第 1 項に基づき受領する勧告、提案又は情報に対して 2 ヶ月以内に返答するものとし、採択される最終措置が第 1 項に基づき受領する諮問機関の見解、勧告及び提案と異なる場合はその根拠について詳細に提示する。

【第 45 条 諮問機関の構成、機能及び資金提供】

- 1. 諮問機関は以下から構成される。
 - (a) 漁業者の代表者組織、並びに、必要な場合、水産養殖の従事者、並びに、加工及び販売部門の代表者
 - (b) CFP の影響を受けるその他の利害団体（例：環境組織及び消費者団体）
- 2. 各諮問機関は、必要に応じて、第 18 条に従って地域協力問題に取り組む事務局及び作業グループを含む、総会及び執行委員会から構成され、その機能に必要な措置を採択する。
- 3. 諮問機関は、附属書 III に従って機能し、資金提供を受ける。
- 4. 第 46 条に従って、欧州委員会は、諮問機関の機能に関する詳細規則を作成する、委任された法行為を採択する権限が付与される。

第 12 部 手続規定

【第 46 条 委任の行使】

- 1. 委任された法行為を採択する権限は、本条に規定する条件に基づき、欧州委員会に対して付与される。
- 2. 第 11 条 2 項、第 15 条 2 項、3 項、6 項、7 項及び第 45 条 4 項に規定する委任された法

行為を採択する権限は、2013年12月29日より5年間、欧州委員会に付与される。欧州委員会は、5年の期間が満了する9ヶ月前までに、権限の委任に関する報告書を作成する。権限の委任は、欧州議会及び理事会が期間終了の3ヶ月前までに異議を唱えない限り、同様の期間延長されるものと。

3. 第11条2項、第15条2項、3項、6項、7項及び第45条4項に規定する権限の委任は、欧州議会及び理事会によっていつでも取消すことが可能とする。その場合、当該決定によって権限の委任は廃止される。当該決定は、EU官報にて決定が公示される日、又は、同官報に記載される後の日付をもって効力を生じるものとする。また、当該決定は、既に効力を有する委任された法行為の有効性には予断を与えない。
4. 欧州委員会は、委任された法行為の採択後、速やかにその旨を欧州議会及び理事会に通知する。
5. 第11条2項、第15条2項、3項、6項、7項及び第45条4項に基づき採択される委任された法行為は、当該行為の通知から2ヶ月以内に、欧州議会又は理事会による異議が申立てられない場合、又は、当該期間内に欧州議会及び理事会の双方が異議を申立てない旨を通知した場合にのみ採択される。当該期間は、欧州議会又は理事会の主導により2ヶ月間延長することができる。

【第47条 欧州委員会手続】

1. 欧州委員会は、漁業及び水産養殖を管轄する委員会の支援を受ける。委員会は、規則(EU) No 182/2011に規定される委員会である。
2. 本項は、規則(EU) No 182/2011第5条が適用される。
委員会が第23条に基づき採択される委任された法行為の草案に異議を表明しない場合、欧州委員会は当該草案の採択をせず、規則(EU) No 182/2011第5条4項を適用するものとする。
3. 本項は、規則(EU) No 182/2011第5条と併せて第8条が適用される。

第13部 最終規定

【第48条 廃止及び改正】

1. 規則(EC) No 2371/2002を廃止する。
撤廃された規則への言及は本規則への言及とみなされる。
2. 決議2004/585/ECは、本規則第45条4項に基づき採択される諸規則の発効をもって廃止する。
3. 理事会規則(EC) No 1954/2003²⁵第5条を削除する。
4. 理事会規則(EC) No 639/2004²⁶を廃止する。

²⁵ Council Regulation (EC) No 1954/2003 of 4 November 2003 on the management of the fishing effort relating to certain Community fishing areas and resources and modifying Regulation (EC) No 2847/93 and repealing Regulations (EC) No 685/95 and (EC) No 2027/95 (OJ L 289, 7.11.2003, p.1).

²⁶ Council Regulation (EC) No 639/2004 of 30 March 2004 on the management of fishing fleets registered in the

5. 規則 (EC) No 1224/2009 第 5 条に、以下を追加する。

3a. 第 2 項及び第 3 項からの逸脱目的のため、欧州議会及び理事会規則 (EU) No 1380/2013²⁷ 第 15 条に基づき、水揚げ義務の対象となる捕獲には一切の乗率も適用しないが、乱獲の範囲は許可された漁獲水揚げ量の 10%を超えないものとする。

【第 49 条 審査】

欧州委員会は、2022 年 12 月 31 日までに、CFP の機能に関する報告を欧州議会及び理事会に対して行う。

【第 50 条 年次報告】

欧州委員会は、毎年、最大持続生産量に対する達成状況及び魚類資源の状況を、欧州連合水域及び特定の非欧州連合水域にて欧州連合に所属する漁船に供与される漁業機会を調整する年次理事会規則が採択された後、可能な限り速やかに、欧州議会及び理事会に報告する。

【第 51 条 効力の発生】

本規則は、EU 官報の発行日に発効し、2014 年 1 月 1 日より適用する。

本規則は一体的に拘束力を有し、全加盟国で直接的に適用される。

2013 年 12 月 11 日、ストラスブールにて

欧州議会のために
議長
M. シュルツ

理事会のために
議長
V. レスケビチュウス

附属書 I 第 5 条 2 項における沿岸水域へのアクセス

1. イギリス沿岸域

A. フランスのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
イギリスの沿岸 (6~12 海里)		
1. ベリック・アボン・ツイード東 コケット島東	ニシン	無制限

Community outermost regions (OJ L 102, 7.4.2004, p.9).

²⁷ Regulation (EU) No 1380/2013 of the European Parliament and of the Council of 11 December 2013 on the Common Fisheries Policy, amending Council Regulations (EC) No 1954/2003 and (EC) No 1224/2009 and repealing Council Regulations (EC) No 2371/2002 and (EC) No 639/2004 and Council Decision 2004/585/EC (OJ L 354, 28.12.2013, p.23).

2. フランボロー・ヘッド東 スパーン・ヘッド東	ニシン	無制限
3. ローストフト東 ライム・リージス南	全種	無制限
4. ライム・リージス南 エディストン南	底生種	無制限
5. エディストン南 ロングシップ 南—西	底生種	無制限
	ホタテ貝	無制限
	ロブスター	無制限
	ザリガニ	無制限
6. ロングシップ 南—西 ハートランド岬 北—西	底生種	無制限
	ザリガニ	無制限
	ロブスター	無制限
7. ハートランド岬—ランディ島の北の境界線まで	底生種	無制限
8. ランディ島西輝線～カーディガン・ハーバー	全種	無制限
9. ポイント・ライナス・ノース モアカム灯台船東	全種	無制限
10. カウンティ・ダウン	底生種	無制限
11. ニュー・アイランド 北—東 ンダ・アイランド 南—西	全種	無制限
12. ポート・スチュワート北 バーラ・ヘッド西	全種	無制限
13. 北緯 57 度 40 分 ルイス岬西	全種（甲殻類を除く）	無制限
14. セントキルダ、フラナン諸島	全種	無制限
15. ルイス岬灯台と北緯 59 度 30 分西経 5 度 45 分地点を結ぶ線の西側	全種	無制限

B. アイルランドのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
イギリスの沿岸 (6～12 海里)		
1. ポイント・ライナス北 マル・オブ・ギャラウェイ南	底生種	無制限
	ウミザリガニ	無制限
2. マル・オブ・オア西	底生種	無制限

バーラ・ヘッド西	ウミザリガニ	無制限
----------	--------	-----

C. ドイツのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
イギリスの沿岸 (6~12 海里)		
1. シェットランド東、サンバラ岬灯台真南東、 スクルー灯台真北東、スカダン灯台真南西の 輝線に囲まれたフェア・アイル	ニシン	無制限
2. ベリック・アボン・ツイード東、ウィットビ ー・ハイ灯台東	ニシン	無制限
3. ノース・フォーランド灯台東、ダンジネス新 灯台南	ニシン	無制限
4. セントキルダ周辺域	ニシン	無制限
	サバ	無制限
5. ルイス岬灯台と北緯 59 度 30 分地点とを結ぶ 線の西側のルイス岬灯台	ニシン	無制限
6. ノース・ロナ及びスリスカー (スラスゲイア) 周辺域	ニシン	無制限

D. オランダのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
イギリスの沿岸 (6~12 海里)		
1. シェットランド東、サンバラ岬灯台真南東、 スクルー灯台真北東、スカダン灯台真南西の 輝線に囲まれたフェア・アイル	ニシン	無制限
2. ベリック・アボン・ツイード東、ウィットビ ー・ハイ灯台東	ニシン	無制限
3. ノース・フォーランド灯台東、ダンジネス新 灯台南	ニシン	無制限

E. ベルギーのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
イギリスの沿岸 (6~12 海里)		
1. ベリック・アボン・ツイード東 コケット島東	ニシン	無制限

2. クローマー北 ノース・フォーランド東	底生種	無制限
3. ノース・フォーランド東 ダンジネス新灯台南	底生種	無制限
	ニシン	無制限
4. ダンジネス新灯台南、セルジー・ビル南	底生種	無制限
5. ストレート・ポイント南—東、サウス・ビシ ヨップ北—西	底生種	無制限

2. アイルランド沿岸域

A. フランスのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
アイルランドの沿岸 (6~12 海里)		
1. エリス・ヘッド北—西 シビル・ポイント西	底生種	無制限
	ウミザリガニ	無制限
2. ミゼン・ヘッド南 スタッグス南	底生種	無制限
	ウミザリガニ	無制限
	サバ	無制限
3. スタッグス南 コーク南	底生種	無制限
	ウミザリガニ	無制限
	サバ	無制限
	ニシン	無制限
4. コーク南、カーンソア・ポイント南	全種	無制限
5. カーンソア・ポイント南、ホールボーライン 南—東	全種 (甲殻類を除く)	無制限

B. イギリスのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
アイルランドの沿岸 (6~12 海里)		
1. マイン・ヘッド南 フック・ポイント	底生種	無制限
	ニシン	無制限
	サバ	無制限
2. フック・ポイント カーリングフォード湖	底生種	無制限
	ニシン	無制限
	サバ	無制限
	ウミザリガニ	無制限

	ホタテ貝	無制限
--	------	-----

C. オランダのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
アイルランドの沿岸 (6~12 海里)		
1. スタッグス南 カーンソア・ポイント南	ニシン	無制限
	サバ	無制限

D. ドイツのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
アイルランドの沿岸 (6~12 海里)		
1. オールド・ヘッド・オブ・キンセール南 カーンソア・ポイント南	ニシン	無制限
2. コーク南 カーンソア・ポイント南	サバ	無制限

E. ベルギーのアクセス

地理的範囲	種	重要性又は独自の特性
アイルランドの沿岸 (6~12 海里)		
1. コーク南 カーンソア・ポイント南	底生種	無制
2. ウィックロー・ヘッド東 カーリングフォード湖南一東	底生種	無制限

3. ベルギー沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特性
3~12 海里	オランダ	全種	無制限
	フランス	ニシン	無制限

4. デンマーク沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特性
北海沿岸 (ハンストホルムのデンマーク/ドイツ国境) (6~12 海里)			
ブローバンズフックのデンマ	ドイツ	カレイ/ヒラメ	無制限

ーク/ドイツ国境		エビ類	無制限
	オランダ	カレイ/ヒラメ	無制限
		ランチュウ	無制限
ブローパンズフック～ボーバ ーグ	ベルギー	タラ	無制限 (6月1日～7月31日の み)
		コダラ	無制限 (6月1日～7月31日の み)
	ドイツ	カレイ/ヒラメ	無制限
	オランダ	ブレイス	無制限
		ソール	無制限
チボロン～ハンストホルム	ベルギー	ホワイティング	無制限 (6月1日～7月31日の み)
		ブレイス	無制限 (6月1日～7月31日の み)
	ドイツ	カレイ/ヒラメ	無制限
		スプラット	無制限
		タラ	無制限
		セイス	無制限
		コダラ	無制限
		サバ	無制限
		ニシン	無制限
	ホワイティング	無制限	
	オランダ	タラ	無制限
		ブレイス	無制限
		ソール	無制限
スケアラック (ハンストホルム ～スカーゲン) (4～12 海里)	ベルギー	ブレイス	無制限 (6月1日～7月31日の み)
	ドイツ	カレイ/ヒラメ	無制限
		スプラット	無制限
		タラ	無制限
		セイス	無制限
		コダラ	無制限
		サバ	無制限
		ニシン	無制限
ホワイティング	無制限		

	オランダ	タラ	無制限
		プレイス	無制限
		ソール	無制限
		タラ	無制限
		プレイス	無制限
		ソール	無制限
カテガット (3~12 マイル)	ドイツ	タラ	無制限
		カレイ/ヒラメ	無制限
		ウミザリガニ	無制限
		ニシン	無制限
オーフス灯台を横切る緯度と平行するズィランド北部	ドイツ	スプラット	無制限
バルト海 (バルト、サウンド、ボーンホルム含む) (3~12 海里)	ドイツ	カレイ/ヒラメ	無制限
		スプラット	無制限
		タラ	無制限
		セイス	無制限
		コダラ	無制限
		サバ	無制限
		ニシン	無制限
		ホワイティング	無制限
スケアラック (4~12 マイル)	スウェーデン	全種	無制限
カテガット (3~12 マイル ²⁸)	スウェーデン	全種	無制限
バルト海 (3~12 マイル)	スウェーデン	全種	無制限

5. ドイツ沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
北海沿岸 (3~12 海里) 全ての沿岸	デンマーク	底生種	無制限
		スプラット	無制限
		イカナゴ	無制限
	オランダ	底生種	無制限
		エビ類	無制限
北緯 54 度 43 分地点のアムルムの北端のデンマーク/ドイツ国境	デンマーク	エビ類	無制限

²⁸ 海岸線からの距離

ヘルゴラント周辺域	イギリス	タラ	無制限
		プレイス	無制限
バルト海沿岸 (3~12 マイル)	デンマーク	タラ	無制限
		プレイス	無制限
		ニシン	無制限
		スプラット	無制限
		ウナギ	無制限
		ホワイティング	無制限
		サバ	無制限

6. フランス沿岸域及び海外領土沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特性
北東部大西洋沿岸(6~12 海里)			
マンシュ地域圏東のベルギー ／フランス国境(ヴィレーグラ ンカン=レ=バン河口北緯 49 度 23 分 30 秒-1 度 2 分 WNNE)	ベルギー	底生種	無制限
		ホタテ貝	無制限
	オランダ	全種	無制限
ダンケルク (東経 2 度 20 分) ～オンフルール (東経 0 度 10 分)	ドイツ	ニシン	無制限 (10 月 1 日～12 月 31 日のみ)
エールプレシュ西のベルギー ／フランス国境(北緯 50 度 42 分 30 秒-東経 1 度 33 分 30 秒)	イギリス	ニシン	無制限
大西洋沿岸 (6~12 海里)			
北緯 46°08'のスペイン／フラ ンス国境	スペイン	アンチョビ	指定漁業、無制限 (3 月 1 日～ 6 月 30 日のみ)
			生餌の漁業 (7 月 1 日～10 月 31 日のみ)
		イワシ	無制限 (1 月 1 日～2 月 28 日及 び 7 月 1 日～12 月 31 日のみ)
			加えて、上記種に関する活動は 1984 年当時の活動に準じ、及 びその制限内で行うものとする
地中海沿岸 (6~12 海里)			
カブ・ルカートのスペイン国境	スペイン	全種	無制限

7. スペイン沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
大西洋沿岸 (6~12 海里)			
キャップ・メイヨール灯台のフランス/スペイン国境 (西経 3 度 47 分)	フランス	外洋性	無制限 (1984 年当時の活動に準じ、及びその制限内で行うものとする)
地中海沿岸 (6~12 海里)			
キャップ・クレウスのフランス国境	フランス	全種	無制限

8. クロアチア沿岸域²⁹

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
クロアチア領海の外境界線から、西イストリア沿岸に沿う北緯 45 度 10 分に平行する線の北にあるクロアチア管轄の海洋水域に制限される 12 マイル内。この緯線は西イストリア沿岸の陸地に接するものとする (Grgantov rt Funtana 岬)	スロヴェニア	底生種、並びにイワシやアンチョビ等の小規模外洋種	トロール網を装備した 5 隻の漁船を含めた最大 25 隻 (最大 100 トン) の漁船による漁業

9. オランダ沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
(3~12 海里の) 全沿岸	ベルギー	全種	無制限
	デンマーク	底生種	無制限
		スプラット	無制限
		イカナゴ	無制限
		アジ	無制限
	ドイツ	タラ	無制限
エビ類		無制限	
(6~12 海里の全沿岸)	フランス	全種	無制限
オランダ/ドイツ国境の西のテセル南地点	イギリス	底生種	無制限

²⁹ 本制度は、2009 年 11 月 4 日にストックホルムで調印された、スロヴェニア政府及びクロアチア政府間仲裁協定に伴う仲裁裁定の完全履行から適用される。

10. スロヴェニア沿岸域³⁰

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
クロアチア領海の外境界線から、西イストリア沿岸に沿う北緯45度10分に平行する線の北にあるクロアチア管轄の海洋水域に制限される12マイル内。この緯線は西イストリア沿岸の陸地に接するものとする (Grgantov rt Funtana 岬)	スロヴェニア	底生種、並びにイワシやアンチョビ等の小規模外洋種	トロール網を装備した5隻の漁船を含めた最大25隻（最大100トン）の漁船による漁業

11. フィンランド沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
バルト海（4～12マイル）	スウェーデン	全種	無制限
ボグスカル・アイル (Bogskar Isle) 周辺3～12マイル			

12. スウェーデン沿岸域

地理的範囲	加盟国	種	重要性又は独自の特徴
スカゲラク（4～12海里）	デンマーク	全種	無制限
カテガット（3～12マイル ³¹ ）	デンマーク	全種	無制限
バルト海（4～12マイル）	デンマーク	全種	無制限
	フィンランド	全種	無制限

附属書II 漁業能力の上限

能力の上限

加盟国	GT	kW
ベルギー	18,962	51,586
ブルガリア	7,250	62,708
デンマーク	88,762	313,333
ドイツ	71,117	167,078
エストニア	21,677	52,566

³⁰ 同上。

³¹ 海岸線からの距離

アイルランド	77,568	210,083
ギリシャ	84,123	469,061
スペイン (最も外側の地域含む)	423,550	964,826
フランス (最も外側の地域含む)	214,282	1,666,328
クロアチア	53,452	426,064
イタリア	173,506	1,070,028
キプロス	11,021	47,803
ラトビア	46,418	58,496
リトアニア	73,489	73,516
マルタ	14,965	95,776
オランダ	166,859	350,736
ポーランド	38,270	90,650
ポルトガル (最も外側の地域含む)	114,549	386,539
ルーマニア	1,908	6,356
スロヴェニア	675	8,867
フィンランド	18,066	186,717
スウェーデン	43,386	210,829
イギリス	231,106	909,141
スペイン		
カナリア諸島：L ³² <12m、欧州連合水域	2,617	20,863
カナリア諸島：L>12m、欧州連合水域	3,059	10,364
カナリア諸島：L>12m、国際水域及び第三国水域	28,823	45,593
フランス		
レユニオン島：底生種及び外洋種、L<12m	1,050	19,320
レユニオン島：外洋種、L>12m	10,002	31,465
仏領ガイアナ：底生種及び外洋種、長さ<12m	903	11,644
仏領ガイアナ：エビ漁船	7,560	19,726
仏領ガイアナ：外洋種、オフショア船	3,500	5,000
マルティニーク島：底生種及び外洋種、L<12m	5,409	142,116
マルティニーク島：外洋種、L>12m	1,046	3,294
グアドループ島：底生種及び外洋種、L<12m	6,188	162,590
グアドループ島：外洋種、L>12m	500	1,750
ポルトガル		
マデイラ：底生種、L<12m	604	3,969

³² L=漁船 (1 隻) の全長

マデイラ：底生種及び外洋種、L>12m	4,114	12,734
マデイラ：外洋種、引き網、L>12m	181	777
アゾレス諸島：底生種、L<12m	2,617	29,870
アゾレス諸島：底生種及び外洋種、L>12m	12,979	25,721

附属書 III 諮問機関

1. 諮問機関の名称及び権限を有する区域

名称	権限を有する区域
バルト海	ICES 区域 IIIb、IIIc 及び IIId
黒海	決議 GFCM/33/2009/2 に規定される GFCM 地理的副地域
地中海	西経 5°36'線の東の地中海域
北海	ICES 区域 IV 及び IIIa
北西水域	ICES 区域 V (Va 及び Vb の欧州連合水域を除く)、VI 及び VII
南西水域	ICES 区域 VIII、IX 及び X (アゾレス諸島周辺水域)、並びに CECAF 区域 34.1.1、34.1.2 及び 34.2.0 (マデイラ、カナリア諸島周辺水域)
最外部地域	TFEU 第 349 条 1 項に規定する最も外側の地域周辺の、3 つの海盆である西大西洋、東大西洋及びインド洋の欧州連合水域
外洋性資源 (アオギス、サバ、アジ、ニシン、ツボダイ)	バルト海と地中海を除く全ての地理的地域
公海/遠洋船団	全ての非欧州連合水域
水産養殖	第 4 条に定義する水産養殖
市場	全ての市場地域

2. 諮問機関の機能及び資金調達

(a) 総会及び執行欧州委員会において、議席の 60%が漁業従事者の代表者に割当てられる。

水産養殖諮問機関、水産養殖従事者、加工及び販売部門の代表者については、環境組織や消費者団体等、共通漁業政策の影響を受けるその他の利益集団の代表者に 40%が割当てられる。

(b) 水産養殖諮問機関及び市場諮問機関を除き、関連する各加盟国の捕獲副区域の 1 名以上の代表者が執行欧州委員会の委員を務める。

(c) 執行委員会の委員は、必要に応じて全会一致で勧告を採択する。合意に達しない場合、

委員が表明する反対意見は、出席した委員の過半数によって採択された勧告に記録される。

- (d) 各諮問機関は、全会一致で委員長を選出する。委員長は公平な言動を心掛けるものとする。
- (e) 各諮問機関は、表明される全ての意見の透明性と尊重を実現するために必要な措置を採択する。
- (f) 執行欧州委員会によって採択される勧告は、総会、欧州委員会、関連加盟国、並びに要請があれば一般市民に対し、速やかに開示する。
- (g) 総会は一般公開される。執行委員会は、例外的に、執行委員会の過半数意見により決定されない限り一般公開されるものとする。
- (h) 漁業部門及びその他の利害関係グループを代表する欧州及び国内組織は、関連加盟国に対して委員を提案することができる。当該加盟国は、総会の委員について同意するものとする。
- (i) 対象地域に利害を有する国家及び地域の行政機関の代表者、並びに欧州委員会に助言を行う、加盟国の科学及び漁業研究機関並びに国際的科学機関の研究者は、現役の観察者として諮問機関会議への参加が認められる。その他の有資格の科学者も同様に参加できるものとする。
- (j) 欧州議会及び理事会の代表者は、オブザーバーとして、諮問機関会議に参加することができる。
- (k) 諮問機関が指定する地域や漁業に利害を有する、第三国の RFMO の代表者を含む漁業部門やその他の利益集団の代表者は、自らに影響を及ぼすような問題の議論の際に、オブザーバーとして参加することができる。
- (l) 諮問機関は、欧州共通の利益を追求する組織として、欧州連合財政支援に申込み資格を有する。
- (m) 欧州委員会は、翻訳や通訳に係る費用を含む運営費用に寄与するため、各諮問機関と助成金に係わる協定を締結する。
- (n) 欧州委員会は、諮問機関に割当てられる任務との整合性を確保するために必要であると判断する場合、あらゆる検証を実施することができる。
- (o) 各諮問機関は、欧州委員会及び関連加盟国に対し、毎年、活動予算並びに報告書を提出する。
- (p) 欧州委員会又は欧州会計監査院は、いつでも、自らが選定する組織あるいは独自の組織のいずれかによる監査を実施することができる。
- (q) 各諮問機関は、欧州連合の資金提供を受ける期間中、有資格の監査人を指名するものとする。

資料3（海洋政策研究財団 訳）※

**ニュージーランド・2012年排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）（2012年9月3日裁可、
2013年6月28日施行同意）**

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）¹

通常法（一般法）： 2012年第72号
裁可： 2012年9月3日
施行： 第2条参照

目次

- 第1条 名称
- 第2条 施行

第1部 予備規定

第1章 概要、定義及び適用範囲

- 第3条 本法の概要
- 第4条 解釈
- 第5条 承継者
- 第6条 影響の意義
- 第7条 海洋管理制度の意義
- 第8条 本法の国王への拘束力
- 第9条 ニュージーランド軍及び外国の船舶及び航空機への適用

第2章 目的及び原則

- 第10条 目的
- 第11条 国際義務
- 第12条 ワイタング条約

第3章 機能、義務及び権限

機能、義務及び権限

- 第13条 環境保護局の機能
- 第14条 環境保護局に対する環境省の指揮監督権の制限
- 第15条 環境保護局の権限
- 第16条 環境保護局の権限委譲の制限
- 第17条 環境保護局の記録管理

マオリ政策諮問委員会

- 第18条 マオリ政策諮問委員会の機能

¹ 本版には、法律制定法（2012年）第2部第2章で承認された変更が加えられている。なお、本版末尾但書4に本法に挿入された法律の改正箇所一覧を示している。本法は、環境省が所管する。

環境保全大臣の権限

第 19 条 絶滅危惧種を宣言する環境保全大臣の権限

第 2 部 義務及び制限

第 20 条 排他的経済水域及び大陸棚における活動の制限

既存の活動及び計画済の石油活動

第 21 条 継続可能な既存の活動

第 22 条 開始又は継続可能な計画済の石油活動

第 23 条 禁止される既存の活動のうち継続可能な活動

許可されない活動

第 24 条 許可されない活動の中止義務

一般事項

第 25 条 排他的経済水域又は大陸棚で作業する人の義務

第 26 条 他の法的要件との関係

第 3 部 要件及び許認可

第 1 章 規則

排他的経済水域及び大陸棚の活動及び環境に関する規則

第 27 条 基準、方法及び要件を規定する規則

第 28 条 排他的経済水域又は大陸棚の海域を区分する規則

第 29 条 活動を分類する規則

規則一般

第 30 条 規則

全ての規則に適用される規定

第 31 条 規則の適用範囲

第 32 条 規則を制定又は改正するための処理手続

第 33 条 規則制定にあたっての考慮事項

第 34 条 情報管理の原則

活動の種類

第 35 条 許容される活動

第 36 条 裁量に基づく活動

第 37 条 禁止される活動

第 2 章 海域利用許可

海域利用許可の申請

第 38 条 海域利用許可の申請

第 39 条 影響アセスメント

第 40 条 申請を迅速に処理する義務

第 41 条 不完全な申請を差戻可能な環境保護局

- 第 42 条 更なる情報の要請
- 第 43 条 要請への対応
- 第 44 条 勧告を得ることが可能な環境保護局
- 第 45 条 許可申請の公示

仲裁付託

- 第 46 条 仲裁付託
- 第 47 条 仲裁付託の期限
- 第 48 条 仲裁付託について許可申請者への助言
- 第 49 条 決定前に問題解決を行うための会合及び調停

公聴会

- 第 50 条 公聴会開催の義務
- 第 51 条 公聴会の日時及び通知
- 第 52 条 公聴会開催の期限
- 第 53 条 公聴会の公開性及び形式的手続の不必要
- 第 54 条 公聴会で発言可能な人
- 第 55 条 公聴会に関する規定
- 第 56 条 公聴会の管理
- 第 57 条 期限内証拠提示の指示
- 第 58 条 公聴会前又は公聴会における指示

決定

- 第 59 条 環境保護局に基づく申請の検討
- 第 60 条 既得権益に対する悪影響範囲を決定する際の考慮
- 第 61 条 情報管理の原則
- 第 62 条 海域利用許可申請に対する決定
- 第 63 条 海域利用許可条件
- 第 64 条 順応的管理アプローチ
- 第 65 条 保証金
- 第 66 条 監視条件
- 第 67 条 監視者
- 第 68 条 環境保護局の決定期限
- 第 69 条 書面に基づく環境保護局の決定
- 第 70 条 環境保護局の決定通知
- 第 71 条 海域利用許可の開始日

許可の性質

- 第 72 条 許可が不動産又は動産であることの否定

海域利用許可期間

第 73 条 海域利用許可期間

第 74 条 新許可申請時の海域利用許可行使

海域利用許可の譲渡

第 75 条 許可の譲渡

海域利用許可の期間及び条件の再検討

第 76 条 期間及び条件を再検討可能な環境保護局

第 77 条 再検討通知の内容

第 78 条 被許可者に対する再検討通知及び公示

第 79 条 更なる情報、勧告、仲裁付託及び公聴会

第 80 条 再検討の際の考慮事項

第 81 条 許可条件再検討に関する決定

第 82 条 許可期間再検討に関する決定

第 83 条 許可条件小変更の方法

第 84 条 海域利用許可の小訂正

海域利用許可の取消

第 85 条 行使されない許可の中断

第 86 条 行使されない許可の取消

第 87 条 被許可者に基づく申請に関する許可条件の変更又は取消

第 3 章 国境を越える活動に対する海域利用許可

第 88 条 解釈

第 89 条 本章の適用

共同許可申請又は個別許可申請を決定可能な環境保護局

第 90 条 国境を越える活動に対する許可申請

第 91 条 国境を越える活動に対する共同許可申請

第 92 条 国境を越える活動に対する個別許可申請

第 93 条 環境保護局に基づく共同申請の要請

第 94 条 共同許可申請を分離する決定

共同申請方法

第 95 条 第 96 条及び第 97 条の適用

第 96 条 管理者たる環境保護局

第 97 条 関連許可機関及び環境保護局の情報共有

第 98 条 海域利用許可及び資源利用許可の別個な決定

国家として重要な国境を越える活動

第 99 条 国家として重要な国境を越える活動に対する許可申請の調査委員会への委任

第 100 条 環境保護局の調査委員会への必要情報提供する義務

第4部 異議申立、上訴及び強制執行

第1章 異議申立及び上訴

異議申立

第101条 環境保護局に対する異議申立の権利

第102条 異議申立又は異議公聴会の手続

第103条 異議申立に対する決定

第104条 異議申立に対する決定への上訴

法律問題に関する高等法院への上訴

第105条 法律問題に関する上訴

第106条 上訴の通知

第107条 上訴に対する出廷及び証言の権利

第108条 上訴の者

第109条 訴訟手続における代理人

第110条 上訴の棄却

第111条 公判の日時

第112条 高等法院規則の適用

上訴裁判所への上告

第113条 上訴裁判所への上告

第2章 強制執行

第114条 環境裁判官に基づく審理手続

強制執行命令

第115条 強制執行命令

第116条 強制執行命令の申請

第117条 強制執行命令申請の通知

第118条 証言の権利

第119条 強制執行命令申請に対する決定

第120条 暫定強制執行命令

第121条 暫定強制執行命令の変更又は取消の申請

第122条 強制執行命令の遵守

第123条 強制執行命令の変更又は取消

第124条 一定の強制執行命令申請に対する制限

是正通知

第125条 是正通知

第126条 是正通知の遵守

第127条 是正通知の様式及び内容

第128条 是正通知の取消

第 129 条 上訴

第 130 条 一定の是正通知に対する制限

第 131 条 環境裁判所における手続

違反及び罰則

第 132 条 違反

第 133 条 罰則

第 134 条 厳格責任及び抗弁

第 135 条 代理人の行為に対する本人責任

第 136 条 罰則手続の開始

第 137 条 出訴期限

強制執行官の任命及び権限

第 138 条 強制執行官

第 139 条 権限行使

第 140 条 一定の情報に対する要請権限

第 141 条 査察を行う権限

第 5 部 雑則、暫定規定及び間接改正

第 1 章 雑則

国王その他の保護

第 142 条 国王その他の保護

費用回収

第 143 条 費用回収の原則

第 144 条 費用回収の方法

第 145 条 費用回収及び会計年度の一般的関係

第 146 条 規則で規定される負担

第 147 条 環境保護局への債務となる負担

公文書の送達

第 148 条 公文書の送達

第 149 条 船舶の船長又は所有者に対する公文書送達

援用

第 150 条 本規則における文書の援用

第 151 条 本規則における援用文書の改正又は差替が与える影響

第 152 条 援用文書の証明

第 153 条 援用文書の消滅が与える影響

第 154 条 援用文書へのアクセス

第 155 条 基準法（1988 年）適用に対する非影響性

第 156 条 法令公示法（1989 年）の援用文書への不適用

第 157 条 規則（不許可）法（1989 年）の適用

機密情報の保護

第 158 条 機密情報の保護

権利放棄及び期限の延長

第 159 条 権利放棄の権限及び期限の延長

第 160 条 権利放棄及び延長の要件

第 2 章 暫定規定

既存の活動

第 161 条 裁量に基づき許容される既存の石油活動

第 162 条 構築物又はパイプラインを含む既存の石油掘削活動

第 163 条 他の裁量に基づき許容される既存活動

第 164 条 禁止される既存の活動

大陸棚法（1964 年）に基づく鉱物探査及び開発

第 165 条 開始及び継続できる鉱物探査及び開発

計画済の石油活動

第 166 条 裁量に基づき許容される計画済の石油活動

許可されていない活動

第 167 条 中止すべき許可されていない活動

第 3 章 他の法律の改正

生物安全法（1993 年）の間接改正

第 168 条 改正された生物安全法（1993 年）

第 169 条 他の法律との関係

第 170 条 差替えらえた第 7A 条（資源管理法（1991 年）との関係）

第 7A 条 資源管理法（1991 年）との関係

第 7B 条 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012 年）との
関係

第 7C 条 行為免除決定の公告

第 7D 条 免除継続に関する規則

大陸棚法（1964 年）の改正

第 171 条 大陸棚法（1964 年）の改正

国王機関（刑事責任）法（2002 年）の改正

第 172 条 国王機関（刑事責任）法（2002 年）の改正

環境法（1986 年）の改正

第 173 条 環境法（1986 年）の改正

環境保護局法（2011 年）の改正

第 174 条 環境保護局法（2011 年）の改正

漁業法（1996年）の改正

第175条 漁業法（1996年）の改正

資源管理法（1991年）の改正

第176条 資源管理法（1991年）の改正

搜索監視法（2012年）の改正

第177条 搜索監視法（2012年）の改正

ニュージーランド議会は以下の通り本法を施行する。

第1条【名称】

本法の名称は、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）とする。

第2条【施行】

1. 本法は、枢密院勅令に基づきニュージーランド総督が定める日に効力を生じるものとし、様々な規定を異なる日に効力を生じさせる命令を行うことができる²。
2. 効力の生じていない規定は全て、2014年7月1日に効力を生じるものとする。

第1部 予備規定

第1章 概要、定義及び適用範囲

第3条【本法の概要】

1. 本条は本法の全体構成及び要旨を示すものとするが、本条は本法の他の規定の解釈又は適用に影響を及ぼすものではない。
2. 第1部第1章は、
 - (a) 本法で使用する用語を定義し、
 - (b) 本条が国王に適用されることを規定し、
 - (c) ニュージーランド軍及び外国の船舶及び航空機への本法の適用について規定する。
3. 第2章は、
 - (a) 本法の目的を述べ、
 - (b) 本法が海洋環境に対するニュージーランドの国際義務の履行を継続又は促進させることを規定し、
 - (c) ワイタング条約の原則を実施する国王の責任が、本法の規定でどのように認識され、尊重されているかについて明示する。
4. 第3章は、環境保護局及びマオリ政策諮問委員会の機能、職務及び権限について説明し、以下を規定する。
 - (a) 環境保護局が行使又は実施する一定の権限、職務又は機能に関して環境保護局に

² 本法は、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）法施行令（2013年）（SR2013/282）に基づき、2013年6月28日に施行された。

命令する大臣の権限

- (b) 海域利用許可申請に関する環境保護局の意思決定機能を、同様の国境を越える活動に関する資源利用許可申請を審査する委員会又は審査委員会へ委任する環境保護局の権限

- 5. 第2編は本法によって課される義務及び制限について説明し、これには以下を含む。
 - (a) 第20条における活動の制限
 - (b) 第21条及び第23条における、適用される規則が改正又は変更された結果、海域利用許可が必要となった時点で実施中の活動に継続的に認められる暫定許可
 - (c) 第22条における、活動が許容されるにもかかわらず、新しい規定の施行に基づき規則が変更になり、海域利用許可が必要になった時点でも開始されていなかった石油活動に対する許可、当該活動を最初に始める予定の者が環境保護局に影響アセスメントを提供した場合の活動の開始
 - (d) 第25条における、全ての者が活動の環境への悪影響を回避、改善又は軽減する義務、及び、従業員に十分な研修、監督及び資源を提供して本法の遵守を確実にする義務
 - (e) 第26条における、本法の遵守は他の法的要件の遵守の必要がないことを意味せず、その逆も然りとの説明
- 6. 第3部第1章は、以下の規則の制定を規定する。
 - (a) 活動、活動の影響及び環境の基準を規定する規則
 - (b) 排他的経済水域及び大陸棚の海域を区分する規則
 - (c) 許容される活動、裁量に基づく活動、禁止される活動を区分する規則
 - (d) 管理要件を規定する規則
- 7. 第1章はまた、以下を規定する。
 - (a) 規則を制定する手続
 - (b) 規則を制定する上で大臣が考慮すべき事項
 - (c) 規則を制定する上で大臣に適用される情報原則
- 8. 第2章は、海域利用許可申請の標準的手続、及び、許可申請を受領するか拒否するか
の決定の際に環境保護局が考慮すべき事項を説明し、許可の条件及び期間の再検討を
規定する。
- 9. 第3章は、領海及び排他的経済水域の境界を越える活動（国家として重要な事項を含
む境界を越える活動を含む）の許可申請手続について説明する。
- 10. 第4部第1章は、法律問題に関する環境保護局への異議申立及び高等法院への上訴
について規定する。
- 11. 第2章は、以下を規定することで、本法に基づく強制執行を規定する。
 - (a) 第115条に基づく、環境裁判所に基づく強制執行命令
 - (b) 第125条に基づく、強制執行官に基づく是正通知

(c) 第 132 条及び第 133 条に基づく違反及び罰則

(d) 第 138 条に基づく強制執行官の任命及び権限

1 2. 第 5 部第 1 章は、以下を含む雑則を取扱う。

(a) 国王その他の免責

(b) 費用回収

(c) 公文書の送達

(d) 本規則における文書の援用に関する規定

(e) 機密情報の保護

(f) 権利放棄及び期限の延長

1 3. 第 2 章は、暫定協定について説明する。

1 4. 第 3 章は、他の法律に幾つかの改正を行う。

第 4 条【解釈】

1. 本法では、文脈が他の解釈を要する場合を除き、以下の通り解釈される。

是正通知は、第 125 条に基づく通知を意味する。

活動は、第 20 条で制限される活動を意味する。

順応的管理アプローチは、第 64 条におけるアプローチを意味する。

申請者とは、第 38 条に基づき海域利用許可を申請する者を指す。

最高行政官とは、省庁の最高行政官を指す。

被許可者又は利用に関連する被許可者とは、第 62 条に基づく許可を得た者又は第 75 条に基づき許可が譲渡された者を指す。

大陸棚とは、大陸棚法（1964 年）第 2 条 1 項における意味と同義である。

国王機関とは、国王機関（刑事責任）法（2002 年）第 4 条における意味と同義である。

省庁とは、ニュージーランド首相の権限に基づき本法の運用に当分の間責任を持つニュージーランド省庁を指す。

裁量に基づく活動とは、第 36 条 1 項に基づく裁量に基づく活動を指す。

障害には、掘削、ボーリング、トンネルの掘削又は浚渫を含む。

強制執行官とは、第 138 条に基づき任命される強制執行官を指す。

強制執行命令とは、第 115 条に基づき発令される命令を指す。

環境とは、以下の地域の、生態系及びその構成要素並びに全ての天然資源を含む自然環境を指す。

(a) ニュージーランド

(b) 排他的経済水域

(c) 大陸棚

(d) 排他的経済水域を越える水域並びに大陸棚の上部水域及び大陸棚を越える水域

環境保護局又は EPA とは、環境保護局法（2011 年）第 7 条に基づき設立された環境保護局を指す。

排他的経済水域とは、領海、接続水域及び排他的経済水域法（1977年）第9条にて定義されるニュージーランドの排他的経済水域を指す。

既得権とは、ニュージーランド、その排他的経済水域又は（適宜）大陸棚に関し、者が持つ以下の権利を指す。

- (a) いずれの法律又は規則に基づき許容されるか否かに関わらず、既に合法的に行われている、アクセス権、通航権及び漁業権を含む既存の活動
- (b) 第62条に基づき認可された既存の海域利用許可に従って行う活動
- (c) 資源管理法（1991年）に基づき認可された既存の資源利用許可に従って行う活動
- (d) ワイタンギ条約法（1975年）に基づく、歴史的権利の解決
- (e) ワイタンギ条約（漁業権）解決法（1992年）を含む、ワイタンギ条約に基づく現代的権利の解決
- (f) 海域及び沿岸域（Takutai Moana）法（2011年）に基づき認められた、保護される慣習上の権利又は慣習的な海洋権原

影響アセスメントとは、第39条に記述される影響アセスメントを指す。

情報には、分析が含まれる。

情報原則とは、第34条及び第61条で示される情報原則を指す。

マオリ政策諮問委員会とは、環境保護局法（2011年）第18条に基づき設立された委員会を指す。

海域利用許可又は利用許可とは、第62条に基づき認可された許可を指す。

大臣とは、ニュージーランド首相の権限に基づき、本法の運用に当分の間責任を持つ政府を指す。

天然資源とは、

- (a) 排他的経済水域に関しては、海底及びその下、水、大気、鉱物、エネルギー及びあらゆる形態の生命体（ニュージーランド固有種か外来種かを問わない）を含む。
- (b) 大陸棚に関しては、海底及びその下の鉱物その他の非生物資源並びに定着性種族を指す。

再検討通知とは、第78条に基づき送達される通知を指す。

許容される活動とは、第35条1項に基づき許容される活動を指す。

者とは、第5条に基づく国王、単独コーポレーション及び団体を指し、それが法人であるか否かを問わない。

規定とは、規則に基づく規定を指し、その形式は、規則によって規定されているか環境保護局長官に承認されていることを意味する。

禁止される活動とは、第37条1項に基づき禁止される活動のことである。

公告とは、次の通知を指す。

- (a) 以下の日刊新聞への掲載
 - (i) オークランド、ウェリントン、クライストチャーチ及びダニーデンの各都市、

及び、

(ii) 海域利用許可申請区域に隣接する地域

(b) 上記の通知は、環境保護局のウェブサイトにも掲載しなければならない。

広域自治体とは、

(a) 地方政府法（2002年）第5条における意味と同義であり、

(b) 同法における単一自治体を含む。

規則とは、本法に基づき制定された規則を指す。

再検討とは、第76条に基づく利用許可の条件又は期間の再検討を指す。

定着性種族とは、採捕段階において以下の状態にある生命体のことである。

(a) 海底の上又は下で動かない状態

(b) 海底又はその下に常に物理的に触れていないと動けない状態

送達するとは、第148条及び第149条に従い送達することであり、送達も同様である。

基準とは、第27条に基づき制定された規則によって規定される基準を指す。

構造物とは、

(a) あらゆる建物、設備、機器のことであり、

(b) 以下を含む、

(i) 沖合施設、人工島、又は浮棧橋、及び、

(ii) 沖合施設、人工島、浮棧橋と接続して使用される船舶、なお、

(c) 海底パイプラインはこれに含まれない。

海底電線とは、海底電線及び海底パイプライン保護法（1996年）第2条における意味と同義である。

海底パイプラインとは、海底電線及び海底パイプライン保護法（1996年）第2条における意味と同義である。

仲裁付託とは、書面に基づく又は電子的な仲裁付託を指す。

仲裁付託者とは、第46条に基づき仲裁付託を行う者を指す。

絶滅危惧種とは、以下の全ての種を含む。

(a) 生物安全法（1993年）第2条1項における絶滅危惧種の定義に当てはまる種、又は、

(b) 本法第19条に基づき、環境保全大臣によって絶滅危惧種又は絶滅の恐れがあると宣言されている種

wahi tapu とは、史跡法（1993年）第2条における意味と同義である。

軍艦とは、海上輸送法（1994年）第257条における意味と同義である。

廃棄物又は他の物質とは、海上輸送法（1994年）第257条における意味と同義である。

2. 以下の用語は資源管理法（1991年）第2条1項における意味と同義である。

(a) 生物多様性

(b) iwi authority（部族会議）

(c) 地域

(d) Tikanga Maori (マオリ族の典礼及び文化)

第5条【承継者】

1. 本法においては、別段の定めがない限り、それが記述に基づくものか否かに関わらず、者（申請者及び被許可保有者を含む）へのいかなる言及も、その者の承継者を含むものとする。
2. 本法において、者が非法人団体である場合、その承継者には、実体的に同じ構成員から成る法人団体が含まれるものとする。

第6条【影響の意義】

1. 文脈から別段の解釈が必要な場合を除き、本法の定義における影響には以下が含まれるものとする。
 - (a) あらゆる好影響又は悪影響
 - (b) あらゆる一時的又は恒久的な影響
 - (c) 過去、現在、又は未来におけるあらゆる影響
 - (d) 時間と共に、又は他の影響と共に発生するあらゆる累計的影響
 - (e) 発生確率の高いあらゆる潜在的影響
 - (f) 発生確率が低いと考えられる影響が大きいあらゆる潜在的影響
2. 第1項 (a) 乃至 (d) は、その影響の規模、強さ、継続期間、又は頻度に関わりなく適用されるものとする。

第7条【海洋管理制度の意義】

1. 文脈から別段の解釈が必要な場合を除き、本法の定義における海洋管理制度には、以下のいずれか一つ以上に適用される法律に基づき制定された規則及び政策並びにその法律によって付与された機能、責任、権限が含まれるものとする。
 - (a) 領海
 - (b) 排他的経済水域
 - (c) 大陸棚
2. 本条に言う海洋管理制度には、以下の法律に基づき設立された制度が含まれるものとする。
 - (a) 生物安全法（1993年）
 - (b) 大陸棚法（1964年）
 - (c) 国王鉱物法（1991年）
 - (d) 防衛法（1990年）
 - (e) フィヨルドランド（Te Mana o Atawhenua）海洋管理法（2005年）
 - (f) 漁業法（1996年）
 - (g) ハウラキ湾海洋公園法（2000年）
 - (h) 海域及び沿岸域（Takutai Moana）法（2011年）

- (i) 海生哺乳類保護法（1978年）
- (j) 海洋保全法（1971年）
- (k) 海上輸送法（1994年）
- (l) 資源管理法（1991年）
- (m) 海底電線及び海底パイプライン保護法（1996年）
- (n) 野生生物法（1953年）

第8条【本法の国王への拘束力】

1. 本条及び第9条で規定されている場合を除き、本法は国王に適用されるものとする。
2. 本法は、ニュージーランド国防大臣が国家安全のために必要と認めた国王の作業又は活動には適用されないものとする。
3. 以下の場合に限り、本法に従い、国王の代理人に強制執行命令を発令することができるものとする。
 - (a) 国王の代理人が国王機関であり、
 - (b) 命令がその国王機関の名で個別に発令されている場合
4. 第3項は国王手続法（1950年）第17条1項(a)に関わらず適用される。
5. 以下の場合に限り、本法の違反に対して国王の代理人を起訴することができるものとする。
 - (a) 国王の代理人が国王機関であり、
 - (b) その国王機関が違反を犯していると訴えられている場合
 - (c) また、法的手続が以下のように開始されている場合
 - (i) 環境保護局又は強制執行官によって法的手続が開始されている場合
 - (ii) その国王機関の名で個別に法的手続が行われているが、そこに国王が被告人として召喚されていない場合、
 - (iii) 法的手続が国王機関（刑事責任）法（2002年）に従っている場合
6. 前項の規定にかかわらず、第5項は、国王機関（刑事責任）法（2002年）第8条4項の規定（裁判所は国王機関に本法の違反に関する罰金刑を科すことができない）に従うものとする。
7. 国王機関が法人でない場合、以下の目的のため、その法人が個別の法人格を有しているかのように扱うものとする。
 - (a) その国王機関に対して強制執行命令を発令する場合
 - (b) その国王機関に関係する強制執行命令を執行する場合
8. 第3項乃至第7項で許容される通りの範囲内である場合を除き、国王に対して以下のことはできないものとする。
 - (a) 国王に対して強制発行命令を発令すること、又は
 - (b) 本法の違反に対して国王を起訴すること

第9条【ニュージーランド軍及び外国の船舶及び航空機への適用】

1. 本法は次のいずれにも適用されないものとする。
 - (a) ニュージーランド軍の軍艦
 - (b) 外国の軍艦
 - (c) ニュージーランド軍の航空機
 - (d) 外国の軍隊の航空機
 - (e) ニュージーランド以外の外国によって保有又は運航されている船舶で、当該船舶が専ら政府目的のために使用されている場合
 - (f) (a) 乃至 (e) で示された軍艦、航空機、船舶の船長及び乗組員
 - (g) 防衛法第2条（1990年）で定義されている防衛区域
2. 商業的目的、又は、商業的目的と政府目的の両方のために使用されている船舶は、本条の定義において専ら政府目的のために使用されている船舶ではない。

第2章 目的及び原則

第10条【目的】

1. 本法の目的は、排他的経済水域及び大陸棚の天然資源の持続可能な管理を促進するものである。
2. 本法の定義における持続可能な管理とは、以下を保証しつつ人々が経済的幸福のために天然資源を利用することができるよう、天然資源の利用、開発、保護を管理することである。
 - (a) 将来の世代の合理的に予測できる需要を満たすために、将来に向けた天然資源（鉱物を除く）を持続維持すること
 - (b) 自然環境が生物をサポートする能力を悪影響から保護すること、及び、
 - (c) 環境に対する活動の悪影響を回避、改善又は軽減すること
3. 本目的を達成するため、意思決定者は以下のことを行わなくてはならない。
 - (a) 特定の判定に対して具体的に定められた意思決定基準を考慮に入れること
 - (b) 規則の制定及び海域許可申請の審査に情報原則を適用すること

第11条【国際義務】

本法は、以下を含む海洋環境に関する様々な国際条約に基づくニュージーランドの義務の履行を継続又は促進するものである。

- (a) 海洋法に関する国際連合条約（1982年）
- (b) 生物の多様性に関する条約（1992年）

第12条【ワイタンギ条約】

本法の目的のためのワイタンギ条約の原則を実施する国王の責任を認識、尊重するため、

- (a) 第18条（マオリ政策諮問委員会の機能）は、マオリ政策諮問委員会が環境保護局に助言をすることで、本法に基づき下される判定がマオリ族の視点を反映することができるよう規定し、

- (b) 第 32 条は、iwi（部族）が規則案の内容についてコメントを行うために十分な時間と機会を与えられるような方法を大臣が確立し活用することを求め、
- (c) 第 33 条及び第 59 条は、大臣及び環境保護局に対し、当該活動が既得権に与える影響を考慮することを求め、
- (d) 第 45 条は、環境保護局が、iwi authority（部族会議）、慣習的海洋権原団体及び保護された慣習的権利団体に影響を与える可能性のある許可申請について直接的に情報を提供することを求めている。

第 3 章 機能、義務及び権限

機能、義務及び権限

第 13 条【環境保護局の機能】

1. 環境保護局は、次の機能を有するものとする。
 - (a) 海域利用許可申請を判定する機能
 - (b) 本法の遵守を監督する機能
 - (c) 本法の要件、及び本法に基づき制定された規則ならびに承認された許可の要件を執行する機能
 - (d) 以下を意図した様式を承認する機能
 - (i) 海域利用許可を扱う第 3 部第 2 章及び第 3 章
 - (ii) 異議申立を扱う第 101 条から第 103 条
 - (iii) 是正通知を扱う第 125 条から第 128 条
 - (e) 本法の要件に対する社会の理解を促進する機能
 - (f) 本法で規定された他の機能を実施する機能
2. しかしながら、環境保護局は、ある様式を承認する場合において、規則に基づき同じ目的のために様式が定められている場合は、その様式を承認することができないものとする。

第 14 条【環境保護局に対する環境省の指揮監督権の制限】

大臣は、第 13 条 (a) 及び (c)、第 3 部、第 4 部に基づく環境保護局のあらゆる権限、責任及び機能の行使に関し、国王法人法（2004 年）第 103 条に基づく命令を行うことができない。

第 15 条【環境保護局の権限】

環境保護局は、本法に基づく機能の実施を可能にするために、合理的に必要な全ての権限を有するものとする。

第 16 条【環境保護局の権限委譲の制限】

環境保護局は、環境保護局法（2011 年）第 17 条の規定にかかわらず、海域利用許可を判定する権限又は本法第 62 条、第 81 条、及び第 82 条（適宜）に基づき再検討を判定する権限を、以下へ委譲する場合を除き、委譲してはならないものとする。

- (a) 国王法人法（2004年）附則5第14条に基づき任命される委員会
- (b) 本法第99条2項の中で許容される調査委員会

第17条【環境保護局の記録管理】

1. 環境保護局は、次の情報の記録を保管し、利用できるようにするものとする。
 - (a) 本法に基づく環境保護局の機能の実施に関連した情報
 - (b) 特に、国民及び排他的経済水域内又は大陸棚内若しくは大陸棚上で活動をしているか活動を予定している者に、自らの責任や本法に基づく環境保護局の機能、権限及び責任について十分な知識をつけさせることで、効果的に活動に参加することができるようにするための情報
2. 特に、環境保護局は以下を保管し、利用できるようにするものとする。
 - (a) 規則に採用された全ての書類の写し
 - (b) 以下に関する各記録
 - (i) 海域利用許可の申請
 - (ii) 許可申請の又は当該申請に関する環境保護局の判定
 - (iii) 許可条件の変更
 - (iv) 許可の取消
 - (v) 再検討の通知及び再検討の判定
 - (vi) 海域利用許可の譲渡
 - (vii) 異議申立及び異議申立の判定
 - (c) 過去5年間（本法が施行してから5年に満たない場合は、本法が施行している間に環境保護局が受け取った、本法、規則又は海域利用許可条件の違反を訴える全ての訴状の要約、及び、環境保護局が各訴状にどのように対応したかについて説明する情報の要約
3. 本条の定義において、利用できるようにするとは、情報を環境保護局の事務所に保管し、国民が要請すればその情報を利用することができる状態にしなければならないことを意味する。また、環境保護局によって管理されているウェブサイト又は環境保護局を代表して管理されているウェブサイトで情報を閲覧することができる状態に保つことを意味する。
4. 本条の規定よりも、本法第158条が優先されるものとする。

マオリ政策諮問委員会

第18条【マオリ政策諮問委員会の機能】

マオリ政策諮問委員会は、環境保護局法（2011年）第19条及び第20条に従い環境保護局に助言を行うことができる。

環境保全大臣の権限

第19条【絶滅危惧種を宣言する環境保全大臣の権限】

1. 環境保全大臣は官報で通知することで、海生生物の絶滅危惧種又は絶滅のおそれのあ

る種を宣言することができる。

2. 環境保全大臣は、その海洋生物がニュージーランド絶滅危険分類システムで絶滅危惧種又は絶滅のおそれのある種と分類されていないならば、その種を絶滅危惧種又は絶滅のおそれのある種と宣言することはできない。
3. 本条の定義におけるニュージーランド絶滅危険分類システムとは、ニュージーランドに生息する種の絶滅の危険性を審査し、その危険性に応じて種を分類する、環境保全省により管理されているシステムのことである。

第2部 義務及び制限

第20条【排他的経済水域及び大陸棚における活動の制限】

1. 本条第2項で述べる活動は、当該活動が海域利用許可で認可され、又は、本法第21条、第22条及び第23条に基づき承認された許容される活動である場合を除き、いずれの者も排他的経済水域内で、若しくは、大陸棚内又は大陸棚上で、当該活動を行うことはできない。
2. 第1項に言う活動とは以下の通りである。
 - (a) 海底又はその下における構造物の建設、設置、変更、拡張、撤去又は破壊
 - (b) 海底又はその下における海底パイプラインの建設、設置、変更、拡張、撤去又は破壊
 - (c) 海底からの海底電線の設置、変更、拡張、撤去
 - (d) 海底又はその下からの非生物天然物質の除去
 - (e) 海底又はその下に悪影響を与える可能性のある、海底又はその下の障害
 - (f) いかなる物質又は生物の海底又はその下への投棄
 - (g) 海生生物又はその生息場所に悪影響を与える可能性がある、海底又はその下の破壊、損傷、障害
3. 本条第4項に述べる活動は、その活動が海域利用許可で認可され、又は、本法第21条、第22条及び第23条に基づき承認された許容される活動である場合を除き、いずれの者も排他的経済水域で当該活動を行うことができない。
4. 第3項に言う活動とは以下の通りである。
 - (a) 構造物又は構造物の一部の建設、長期の係留又は錨泊、設置、変更、拡張、撤去又は破壊
 - (b) 海洋生物に悪影響を与える可能性があるような、振動（船舶の通常の運航で発生する振動以外の振動）を生じさせる活動
 - (c) 爆発を生じさせる活動
5. しかしながら、本条は、
 - (a) 漁業法（1996年）に基づく野生魚の合法的漁業には適用されない。
 - (b) 海上輸送法（1994年）で規制又は禁止されている次の活動には影響を与えない。

- (i) 放射性廃棄物又は他の放射性物質の投棄又は保管
- (ii) 有毒廃棄物又は危険廃棄物の保管
- (iii) 廃棄物又は他の物質の投棄

既存の活動及び計画済の石油活動

第 21 条【継続可能な既存の活動】

1. 本条は以下の場合において、既存の活動に適用される。
 - (a) 活動が規則に基づき許容される活動として分類されている場合
 - (b) (a) に規定する規則を改正する場合、又は、それに代わる新しい規則（以下、新しい規則）が施行した場合
 - (c) 新しい規則が施行する前に当該活動が合法的に確立されていた場合
 - (d) 活動が環境及び既得権に与える影響が新しい規則が施行される前に存在していた影響と同じか同程度の特徴、強度及び規模である場合
 - (e) (a) に規定する規則の改正又は差替の結果、当該活動が海域利用許可を必要とする場合
2. 当該活動に所定の期間中所定の期間が定められていない場合は新しい規則が施行された日より 6 ヶ月間、海域利用許可なしで活動を継続することができる。
3. 当該活動を行う者が第 2 項で述べる期間内に海域利用許可を申請した場合、その期間が過ぎた後でも申請が次の状態になるまで活動を継続することができる。
 - (a) 第 62 条に基づき申請の認可が判定されており、いずれの上訴も決着している状態
 - (b) 第 41 条に基づき申請が不完全として差戻されており、いずれの異議申立及び上訴も決着している状態
4. 第 3 項に述べる海域利用許可の申請が第 41 条に基づき環境保護局によって差戻された場合、差戻された申請に代わる新しい申請全てに第 3 項が適用される。

第 22 条【開始又は継続可能な計画済の石油活動】

1. 本条は次の場合、計画済の石油活動に適用される。
 - (a) 活動が規則に基づき許容される活動として分類されている場合
 - (b) (a) で述べる規則を改正する場合、又はそれに代わる新しい規則（以下、新しい規則）が施行した場合
 - (c) (a) で述べる規則の改正又は差替の結果、活動が海域利用許可を必要とする場合
2. 当該活動は新しい規則が施行した後に、海域利用許可なしで開始することができる。
3. しかしながら、当該活動の開始を意図している者は活動を開始するために、以下を行わなくてはならない。
 - (a) 当該活動に対して影響アセスメントを実施する準備を行うこと
 - (b) 影響アセスメントを環境保護局へ提供すること
4. 本法第 41 条は、海域利用許可申請と同様に影響アセスメントに対しても適用される。
5. 当該活動を行う者が第 3 項を遵守する場合、当該活動は所定の期間内において、所定

の期間が定められていない場合は新しい規則が施行した日より 6 ヶ月間、海域利用許可なしで当該活動を継続することができる。

6. 当該活動を行う者が第 5 項で述べる期間内に海域利用許可を申請した場合、その期間が過ぎた後でも申請が次の状態になるまで活動を継続することができる。
 - (a) 第 62 条に基づき申請の認可が判定されており、いずれの上訴も決着している状態
 - (b) 第 41 条に基づき申請が不完全として差戻されており、いずれの異議申立及び上訴も決着している状態
7. 第 6 項で述べる海域利用許可申請が第 41 条に基づき環境保護局によって差戻された場合、差戻された申請に代わる新しい申請全てに第 6 項が適用される。
8. 本条の定義における計画済の石油活動とは、石油の調査、探査、採掘を含む活動、及び、新しい規則が施行する前に次の状態にある活動を意味する。
 - (a) 活動に含まれる石油の調査、探査又は採掘が、国王鉱物法（1991 年）第 25 条に基づき付与された許可によって、又は同法附則 1 第 12 条に基づき保護された既得特権によって認可されている状態³
 - (b) 当該活動がまだ開始されていない状態

第 23 条【禁止される既存の活動のうち継続可能な活動】

1. 本条は以下の場合において、既存の活動に適用される。
 - (a) 活動が規則に基づき許容される活動として分類されているか、又は、当該規則に従い海域利用許可で許容される場合
 - (b) (a) で述べる規則を改正する場合、又はそれに代わる新しい規則（以下、新しい規則）が施行した場合
 - (c) (a) で述べる規則の改正又は差替の結果、活動が禁止される活動となった場合
 - (d) 新しい規則が施行する前に活動が合法的に確立されていた場合
2. 当該活動は以下の期間中において継続することができる。
 - (a) 当該活動が海域利用許可で許容される場合、その許可の有効期間の間
 - (b) 当該活動が海域利用許可で許可されていない場合、規則で定められる所定の期間の間

許可されない活動

第 24 条【許可されない活動の中止義務】

1. 本条は第 21 条、第 22 条又は第 23 条で継続が許容される活動が、同条のいずれかに基づきその継続が許可されなくなった場合に適用される。
2. 当該活動を行う者は、
 - (a) 活動を中止しなくてはならない。
 - (b) 活動を中止する際はその活動の中止の際に適用される全ての規則又は許可条件を遵守しなくてはならない。

³ 2013 年 5 月 24 日で改正。2013 年国王鉱物法改正法（2013 年 No.14）第 65 条に基づく。

(c) 活動の中止に関連する環境保護局の全ての指示に従わなくてはならない。

一般事項

第 25 条【排他的経済水域又は大陸棚で作業する人の義務】

1. 排他的経済水域内若しくは大陸棚上で活動を行っている又は活動を行う予定の者は、
 - (a) 当該活動が環境に与える悪影響を回避、改善又は緩和する一般的な義務を有する。
 - (b) また、以下を提供する義務を有する。
 - (i) 排他的経済水域内又は大陸棚上の活動に従事する者の全従業員が本法、規則及び海域利用許可を遵守することを確実にするために必要な、従業員に対する研修及び監督
 - (ii) 本法、規則及び海域利用許可の遵守を確実にするために必要な、従業員に対する十分な資源（適切な管理制度を確立することを含む）
2. 第 1 項に述べる義務は、いかなる者に対しても強制的に執行することはできない。また、いかなる者も他の者に対して、義務違反の損害賠償責任を負うことはない。
3. 前項で定められているにも関わらず、本法、規則及び海域利用許可に対する違反に基づき悪影響が発生した場合又は発生する可能性がある場合は、第 115 条に基づく強制執行命令を発令、又は第 125 条に基づく是正通知を送達することで者に第 1 項 (a) を遵守させることができる。

第 26 条【他の法的要件との関係】

誤解を避けるために以下を確認する。

- (a) 本法を遵守することは、他の適用法、規則、法の原則を遵守する義務を免除するものではないこと
- (b) いかなる法令、規則又は法の支配を遵守したとしても、本法を遵守する義務から免除されるわけではないこと

第 3 部 要件及び許認可

第 1 章 規則

排他的経済水域及び大陸棚の活動及び環境に関する規則

第 27 条【基準、方法及び要件を規定する規則】

1. ニュージーランド総督は大臣の勧告に基づき、枢密院勅令として以下に関する基準、方法、要件を定める規則を制定することができる。
 - (a) 排他的経済水域内又は大陸棚内あるいは大陸棚上で行われる活動
 - (b) 排他的経済水域内又は大陸棚内あるいは大陸棚上で行われる活動の影響（領海内又は大陸棚の上部水域又は大陸棚を超える海域で発生する影響を含む）
 - (c) 排他的経済水域及び大陸棚の環境の状態の評価
2. 規則には以下のものを含むことができる。
 - (a) 定性的又は定量的基準

- (b) 天然資源を分類する方法
- (c) 基準を策定するための方法、過程、技術に関する要件
- (d) 暫定的規定、なお、当該規定には以下を含む。
 - (i) 第 21 条、第 22 条及び第 23 条を目的とした活動に関連する所定の期間
 - (ii) 規則が施行される前に行われた海洋許可申請に対して、その規則が、いつ、どの程度適用されるかという規定
 - (iii) 適用規則の改正又は差替時に混乱なく新規則への移行を助ける、又は、確実にするために必要なその他の事項の許可

3. しかしながら、大臣は、第 32 条乃至第 34 条の要件が満たされていることを確信している場合を除いて、規則を制定することを勧告してはならない。

第 28 条【排他的経済水域又は大陸棚の海域を分類する規則】

1. 第 27 条に基づき制定された規則は、排他的経済水域又は大陸棚で以下の地域を特定又は許可することができる。
 - (a) その生物物理学的特徴のために重要な地域又は特に影響を受けやすい地域
 - (b) 特定の利用のために重要な地域
 - (c) 他の海洋管理制度と共同で管理しなくてはならない地域
 - (d) 相容れない活動から発生する競争又は紛争の影響を受けている地域又は受ける可能性のある地域
 - (e) 累計的な環境への悪影響を経験している地域又は経験する可能性のある地域
2. 規則によって、排他的経済水域及び大陸棚の特定の海域で行われる、第 20 条で述べる全ての活動又はいずれかの活動を禁止することができる。

第 29 条【活動を分類する規則】

1. 第 27 条に基づき制定される規則は、以下を行うことができる。
 - (a) 活動の禁止
 - (b) 海域利用許可のない活動の許可、又は、当該活動を許容される活動とすること
 - (c) 海域利用許可のある活動の許可、又は、当該活動を裁量に基づく活動とすること
 - (d) 活動が規則によって課された要件や条件を遵守していることを示す証明書を、特定の関係者から得ることを者に求めること
 - (e) 個別に許容される活動を行う者に、当該活動に関する具体的な情報について環境保護局に提示するよう求めること
2. 規則が活動を許容される活動として認定した場合、規則は当該活動に適用される要件及び条件を規定することができる。
3. 規則が活動を裁量に基づく活動として認定した場合、規則は以下を規定できる。
 - (a) 当該活動に適用される要件及び条件（第 63 条で述べられている条件を含む）
 - (b) 環境保護局により海域利用許可に課された要件及び条件によって対応すべき事項
4. 大臣が以下のような意見を持っている場合、規則は活動を許容される活動として認定

してはならない。

- (a) 当該活動が重大な悪影響を環境又は既得権に与えているか与える可能性がある場合
- (b) 当該活動が与え得る悪影響について、海域利用許可申請と関連して考慮されることがより適切である場合

規則一般

第 30 条【規則】

1. ニュージーランド総督は大臣の勧告に基づき、枢密院勅令として以下の一つ以上の意図のために規則を制定することができる。
 - (a) 海域利用許可保有者に対し、許可の実施に関する情報や記録を収集、保管し、それらを環境保護局に提示することを求めること
 - (b) 所定の様式を定めること
 - (c) 所定の料金を定める、所定の料金の審査法又は計算法を定める、及び、料金を支払うべき者を定めること
 - (d) 本法で考慮されており且つ本法の施行のために必要な他の事項を許可する、又は、本法を最大限に実行するために必要な他の事項を許可すること
2. しかしながら、大臣は、第 32 条の要件が満たされていることを確信している場合を除き、第 1 項 (a) 又は (c) に基づく規則を制定することを勧告してはならない。
3. 第 2 項又は第 32 条において、所定の料金が一般的見解の合理的な範囲内にある限り、所定の料金に関して専門家の助言を受ける必要はない。また、第 2 項が遵守されない場合でも、本法の目的のために制定されたいかなる規則の正当性にも影響を与えるものではない。

全ての規則に適用される規定

第 31 条【規則の適用範囲】

1. 規則は排他的経済水域及び大陸棚の全体又は一部に、あるいは、排他的経済水域内又は大陸棚で行われている第 20 条で述べられるいずれか又は全ての活動に適用することができる。
2. 活動に基づく影響が領海内又は排他的経済水域を越える海域で発生した場合でも、規則を適用することができる。
3. 異なる活動及び同じ活動を行う異なるグループに対して、異なる要件又は基準を適用することができる。

第 32 条【規則を制定又は改正するための処理手続】

1. 大臣は第 27 条又は第 30 条 1 項 (a) 又は (c) の規定に基づき総督へ勧告を行う前に、本条第 2 項を遵守しなくてはならない。
2. 大臣は次のことを行う必要がある。
 - (a) 国民、iwi authority (部族会議)、広域自治体、及び、既得権に影響を及ぼす可能

性のある場合はその者に以下を通達しなくてはならない。

(i) 提案されている規則の主題

(ii) 第 27 条が適用される規則の場合は、規則が本法の目的と一致していると大臣が考える根拠

(b) 影響を受ける可能性のある者である、国民、iwi authority（部族会議）及び既得権を保有する者が、提案された規則の主題について意見するために十分だと大臣が考える時間と機会を者に与える過程を確立しなくてはならない

3. しかしながら、当該改正が、者に対して微細な影響しか与えない改正、又は、誤字などの間違いを正すための改正である場合、あるいは、規則の細部に小さな変更を行うことを勧告する場合、大臣は本条第 2 項を遵守する必要はない。

第 33 条【規則制定にあたっての考慮事項】

1. 本条及び第 34 条は、大臣が本法第 27 条の意図で規則を制定しようとする時に適用される。

2. 大臣は第 32 条 2 項に基づき出された意見を熟考しなければならない。

3. 大臣は次のことを考慮に入れなくてはならない。

(a) 海域利用許可のある、又は、海域利用許可のない活動を許可することが、環境又は既得権に対して以下を含む影響を与える場合

(i) 累計的影響

(ii) ニュージーランド内、又は、排他的経済水域の外側の限界を越える大陸棚の上部水域又は大陸棚を越える海域で発生する影響

(b) 排他的経済水域内又は大陸棚で行われる他の活動が、環境又は既得権に対して以下を含む影響を与える場合

(i) 本法に基づき規制されていない活動に基づく影響

(ii) ニュージーランド内、又は、排他的経済水域の外側の限界を越える大陸棚の上部水域又は大陸棚を越える海域で発生する影響

(c) 環境への影響から発生することが考えられる、人体への影響

(d) 生物の多種多様性を保護すること、及び、海洋生物、生態系、生物学的過程一体性についての重要性

(e) 貴重かつ環境の影響を受けやすい生態系を保護すること、及び、絶滅危惧種の生息場所を保護することの重要性

(f) ニュージーランドの国際的義務

(g) 活動がニュージーランドにもたらす経済的な利益

(h) 天然資源の有効活用及び開発

(i) 他の海洋管理制度の性質と効果

(j) 産業又は活動に関する最良の実践

(k) 許容される活動又は裁量に基づく活動に分類された活動に関して、国民がその活

動又は活動の種類に関して意見を言うことを許可することの重要性

(1) 他のあらゆる関連事項

第34条【情報管理の原則】

1. 大臣は第27条に基づき規則を制定しようとする時、次のことを行わなくてはならない。
 - (a) 大臣が入手できる情報及び他の資源を最大限に活用すること
 - (b) 入手できる最良の情報に基づいた決定を行うこと
 - (c) 入手できる情報の不確実性又は不正確性など全てを考慮に入れること
2. 本法に従って決定を下す際、入手できる情報が不確実又は不正確な場合、大臣は慎重に環境の保護を優先しなくてはならない。
3. 環境の保護を優先することで活動が禁止となる可能性がある場合、大臣はまず適切な管理手法によってその活動が裁量に基づく活動に分類されるかどうかを考慮しなくてはならない。
4. 本条の定義における入手できる最良の情報とは、各状況において不合理な経費、努力、及び時間をかけることなく入手することができる最良の情報のことである。

活動の種類

第35条【許容される活動】

1. 活動が規則で許容される活動と説明されている場合は、その活動は許容されるものであることを意味する。
2. 許容される活動が、規則が当該活動に対して規定するいずれの要件及び条件も遵守している場合、者は海域利用許可なしでその活動を行うことができる。
3. 許容される活動を行うことを意図する者は、本法に基づき制定された規則に基づき環境保護局への報告が求められている場合、許容される活動を行うことを意図する者は、当該活動を行う前に環境保護局へ報告しなくてはならない。

第36条【裁量に基づく活動】

1. 規則が以下のような場合、その活動は裁量に基づく活動である。
 - (a) 活動を裁量に基づくと記述している場合
 - (b) 海域利用許可のある活動を認可している場合
 - (c) 活動を、許容される、裁量に基づく、禁止されるなどと分類していない場合
2. 者は、裁量に基づく活動を行う前に海域利用許可を取得しなければならない。
3. 第2項は、本法第21条に従うものとする。

第37条【禁止される活動】

1. 活動が規則で禁止される活動と説明されている場合、その活動は禁止される活動であることを意味する。
2. いかなる者も禁止される活動に対して海域利用許可を申請することはできない。また、禁止される活動に対して海域利用許可が認可されてはならない。
3. いかなる者も禁止される活動を行うことはできない。

4. 第3項は、本法第23条に従うものとする。

第2章 海域利用許可

海域利用許可の申請

第38条【海域利用許可の申請】

1. 者は誰でも裁量に基づく活動を行うための海域利用許可を、環境保護局に申請することができる。
2. 申請は、
 - (a) 所定の様式で行われなければならない。
 - (b) 申請内容を詳細に説明しなければならない。
 - (c) 本法第39条に従って用意された影響アセスメントを含んでいなければならない。

第39条【影響アセスメント】

1. 影響アセスメントは、
 - (a) 海洋許可の申請対象の活動を説明するものとする。
 - (b) 当該活動を行う予定の地域及びその地域周辺の環境の現状を説明するものとする。
 - (c) 当該活動の環境及び既得権に対する影響（累積的影響及びニュージーランド内、又は、排他的経済水域の外側の限界を越える大陸棚の上部水域又は大陸棚を越える海域で発生する可能性のある影響を含む）を特定するものとする。
 - (d) 当該活動によって悪影響を受ける可能性のある既得権を有する者を特定するものとする。
 - (e) (d) で述べる者に対して行われたあらゆる話し合いを説明し、当該活動に書面に基づく許可を与えた者を明記するものとする。
 - (f) 当該活動に対する書面に基づく許可の全ての写しを含むものとする。
 - (g) あらゆる悪影響を回避、改善、又は緩和し、活動を行うことが可能な他の候補地、又は、当該活動を行うための方法を明記するものとする。
 - (h) 特定された悪影響を回避、改善、又は緩和するために者が行おうと意図する対策を明記するものとする。
2. 影響アセスメントでは、第1項で要求された情報を次のような状態で提示しなくてはならない。
 - (a) 当該活動が環境及び既得権に与え得る影響の規模とその重大性についての情報の詳細
 - (b) 環境保護局及び既得権を保有する者が影響を受ける又は受ける可能性のある当該活動の性質及びその影響について理解するのに十分な情報の詳細
3. 第1項(c)及び(d)に関しては、申請者がこれらの記述文章の中で当該事項を特定する合理的な努力を行っていると環境保護局が認める場合、その影響アセスメントは第1項(c)及び(d)を遵守しているものとする。

4. 第1項(h)に基づき明記しなくてはならない対策には、当該活動が環境又は既得権に与える悪影響を回避、改善、緩和できる可能性を持つ、その他の海洋管理制度が要求する対策、及び、雇用安全衛生法(1992年)が要求する対策、又は、同法に基づき求められる対策が含まれる。

第40条【申請を迅速に処理する義務】

環境保護局は海洋使用許可の申請を受理した後、合理的な範囲の迅速さをもって申請を処理するものとする。

第41条【不完全な申請を差戻可能な環境保護局】

1. 環境保護局が、申請に第39条を遵守した影響アセスメントが含まれていない、又は、本法で求められている全ての情報が含まれていないと判断した場合は、その申請を不完全なものとして申請者に差戻することができる。
2. 環境保護局は第44条に従い、影響アセスメントが第39条を遵守しているかどうかの判定を援助するための助言を求めることができる。
3. 環境保護局は、申請を受理してから10労働日以内に、不完全な申請を環境保護局がその申請が不完全であると判断した経緯を説明する書面とともに申請者に差戻すものとする。
4. 環境保護局が申請を不完全なものとして差戻した後に、申請が環境保護局に再度送付された場合、当該申請は新しい申請として扱われるものとする。
5. 申請者は本法第101条に従い、環境保護局が第1項に従って行った差戻しに対して異議を申立てることができる。

第42条【更なる情報の要請】

1. 環境保護局は、申請に関して更なる情報を提供するように、申請者に要請することができる。
2. 要請は公聴会の前、又は、公聴会が開られない場合は、環境保護局が申請の判定を下す前の合理的な時点でいつでも行うことができる。
3. 要請は書面で行われるものとし、環境保護局が更なる情報を要請する理由を提示するものとする。
4. 環境保護局は、申請者から提示された情報の写しを、以下の日が過ぎた後、できるだけ速やかに、各仲裁付託者へ提供するものとする。
 - (a) 環境保護局が情報を受理した日
 - (b) 仲裁付託者が仲裁付託を行った日

第43条【要請への対応】

1. 第42条1項に従い、要請を受けた申請者は、当該要請日の5労働日以内に、次のいずれかを行うものとする。
 - (a) 情報の提供
 - (b) 申請者が情報を提供することに同意していることを伝える文書の環境保護局への

送付

- (c) 申請者が情報を提供することを拒否することを伝える文書の環境保護局への送付
2. 環境保護局は申請者の第1項(b)に基づく文書を受け取った後に、
 - (a) 申請者が情報を提供しなくてはならない合理的な期限を設定するものとする。
 - (b) 申請者に期限とはその日までに情報を提供しなくてはならない日のことであることを伝える旨の文書を送付する。
 3. 申請者が次のような場合でも、環境保護局は第59条に従って申請を審査するものとする。
 - (a) 要請に対応しない場合
 - (b) 第1項(b)に基づき情報を提供することに同意しているにもかかわらず、情報を提供していない場合
 - (c) 第1項(c)に基づき情報を提供することを拒否している場合

第44条【勧告を得ることが可能な環境保護局】

1. 環境保護局は、
 - (a) 影響アセスメントに関する独立した審査を委託することができる。
 - (b) (d)で述べる事項に関する報告書を提供することを、あらゆる人物に委託することができる。
 - (c) 申請に関するあらゆる事項について、マオリ政策諮問委員会に助言を求めることができる。
 - (d) 以下の事柄に関して、あらゆる人物に助言を求めることができる。
 - (i) 海域利用許可の申請
 - (ii) 申請に関連した活動
2. 環境保護局は、審査、報告書を委託する意図又は助言を求める意図があることを書面で申請者に伝えるものとし、その書面にはなぜ審査や報告書に関する業務を委託したいのか、又はなぜ助言を求めたいのかといった理由を明記するものとする。
3. 第1項は公聴会の前、又は、公聴会が開かれない場合は、環境保護局が申請の判定を下す前の合理的な時点でいつでも適用される。
4. 許可の申請者は、審査、又は報告書に関する業務を委託する、あるいは助言を求める決定に対して、第101条に従って異議申立を行うことができる。
5. 環境保護局は助言又は報告書（審査結果の報告書を含む）を受け取った後、合理的かつ可能な限り速やかに、申請者及び各仲裁付託者に環境保護局の事務所で助言又は報告書が入手できることを伝えるものとする。

第45条【許可申請の公示】

1. 環境保護局は海域利用許可の申請が完全であると判断した場合、その申請の公告を行うものとする。また、公告の写しを以下に対して送達するものとする。
 - (a) その職責が許可の対象となる活動によって影響を受ける可能性のある大臣

- (b) マリタイム・ニュージーランド
 - (c) 以下のうち、環境保護局が申請によって影響を受ける可能性があると考えられるもの全て
 - (i) iwi authority (部族会議)
 - (ii) 慣習的海洋権原団体
 - (iii) 保護された慣習的権利団体
 - (d) 申請によって影響を受ける可能性のある既得権を有していると環境保護局が考える他の者
 - (e) 申請によって影響を受ける可能性のある地域の広域自治体
2. 当該申請は申請が完全であると環境保護局が判断した日から 10 労働日以内に公告されるものとする。
 3. 公告は、
 - (a) 所定の様式で行われるものとする。
 - (b) 許可申請の要旨を提供するものとする。
 - (c) 申請を閲覧することができる場所を明記するものとする。

仲裁付託

第 46 条【仲裁付託】

1. いかなる者も海域利用許可に関する仲裁を、環境保護局へ付託することができる。
2. 仲裁付託は所定の様式で行われるものとする。
3. 仲裁付託者は、環境保護局へ仲裁付託書を送達した後に、合理的かつ可能な限り速やかに申請者に仲裁付託書の写しを提供するものとする。

第 47 条【仲裁付託の期限】

仲裁付託は、第 45 条に基づき申請が公告された日より 20 労働日以内を期限として行われるものとする。

第 48 条【仲裁付託について許可申請者への助言】

仲裁付託の締切日が終了した後、環境保護局は合理的かつ可能な限り速やかに、環境保護局が受理した全ての仲裁付託のリストを申請者に提供するものとする。

第 49 条【決定前に問題解決を行うための会合及び調停】

1. 環境保護局は、海洋許可の申請者及び一人以上の仲裁付託者が許可申請に関する係争中の問題について協議すること、又は係争中の問題を解決するために調停を行うことを要求することができる。
2. 協議又は調停を仕切る者は、協議又は調停の結果について環境保護局及び協議又は調停に参加した者に報告するものとする。
3. 報告では以下を提示するものとする。
 - (a) 協議又は調停で合意された事項
 - (b) 解決に至らなかった事項

4. 協議中又は調停中に交わされた会話、あるいはそこで利用できるようになった事項の中で、者の不利になるように利用してはならないとされた事項については全て、報告に含めてはならないものとする。

公聴会

第 50 条【公聴会開催の義務】

環境保護局は、

- (a) それが必要か望ましいと考える場合、許可申請に関する公聴会を開催することができる。
- (b) 申請者又は仲裁付託者が公聴会の開催を要請した場合は、必ず公聴会を開かなくてはならない。

第 51 条【公聴会の日時及び通知】

1. 海域利用許可申請についての公聴会が開催されることになった場合、環境保護局はその開始日時及び開催場所を確定しなくてはならない。
2. 公聴会の開始日は、申請に対する仲裁付託の締切日から 40 労働日以内を期限として確定されるものとする。
3. 環境保護局は公聴会の開催日時及び場所についてを、公聴会が開催される少なくとも 20 労働日前までに次の者に通知するものとする。
 - (a) 申請者
 - (b) 公聴会での発言を望むことを公言しており、その後もそれを撤回していない、申請に関係する各仲裁付託者
4. 環境保護局は、公聴会での証拠書類や証言に関する、及び、公聴会の全体的な運営に関する指示を与えることができる。

第 52 条【公聴会開催の期限】

公聴会はその初日から 40 労働日以内を期限として終了されるものとする。

第 53 条【公聴会の公開性及び形式的手続の不必要】

1. 公聴会は、環境保護局が第 158 条 3 項 (a) に基づき公聴会の全部又は一部を非公開とすることを命じている場合を除き、公開された形で開催されるものとする。
2. 環境保護局は、状況に応じて適切かつ公平な公聴会の手続を確立するものとする。
3. 環境保護局は適切かつ公平な公聴会の手続を決める上で、
 - (a) 不必要な公式手続を回避するものとする。
 - (b) 1987 年マオリ語法に従い、tikanga Maori (マオリ族の典礼及び文化) を認めるとともに、マオリ語に基づく証拠書類又は証言を受領するものとする。
4. いかなる者も環境保護局の許可なく証言を行ったり、者に質問をすることはできない。

第 54 条【公聴会で発言可能な人】

1. 公聴会では、申請者及び公聴会で発言することを望むと公言した（代理人を通じた発言でも可能）各仲裁付託者が発言することができ、証拠を提示することを求めること

ができる。

2. しかしながら、環境保護局が同じような発言が過度に繰り返される可能性があるとは判断した場合は、その話題に関心を持つ者たちに基づく発言や証拠の提示を求める活動を制限することができるものとする。
3. 申請者又は発言することを望むと公言した仲裁付託者が公聴会を欠席した場合でも、環境保護局が公聴会を進行することが公平で妥当だとみなした場合は予定通り公聴会を進めるものとする。

第 55 条【公聴会に関する規定】

1. 調査委員会法（1908 年）の以下の規定は、全ての公聴会に適用される。
 - (a) 第 4 条（秩序を維持する権限を付与する規定）
 - (b) 第 4 条 B（証拠に関する規定）
 - (c) 第 4 条 D（証人を召喚する権限を付与する規定）
 - (d) 第 5 条（喚問の送達に関する規定）
 - (e) 第 6 条（証人の保護に関する規定）
 - (f) 第 7 条（証人への手当に関する規定）
2. 証人が公聴会に出席することを求める証人喚問は、環境保護局の代表者の署名又は公聴会を運営する委員会の議長の署名が記入された、所定の書式で行われるものとする。
3. 証人に対する全ての手当は、その証人の召喚を必要とした者によって支払われるものとする。
4. 環境保護局から求められた場合、以下の者は、申請の判定に重要又は合理的に必要なあらゆる情報及び助言を、公聴会で環境保護局に提供するものとする。
 - (a) 影響アセスメントを審査した人物又は第 44 条に基づくサービスを提供した人物
 - (b) 公聴会で発言した人物又はその代理人

第 56 条【公聴会の管理】

環境保護局は、第 57 条又は第 58 条に基づく権限を、公聴会の規模と重要性を考慮し、その権限を行使することが適切かどうかを検討した後にそれを行使することができる。

第 57 条【期限内証拠提示の指示】

1. 環境保護局は、申請者に証拠に関する趣意書を公聴会前に環境保護局へ提供するように指示することができる。
2. 申請者は、証拠に関する趣意書を、公聴会の少なくとも 15 労働日前までに提供するものとする。
3. 環境保護局は、専門家に基づく証拠提示を求める意図のある仲裁付託者に証拠に関する趣意書を公聴会前に環境保護局に提供することを指示することができる。
4. 仲裁付託者は、証拠に関する趣意書を、公聴会の少なくとも 10 労働日前までに提供するものとする。
5. 環境保護局は、証拠に関する趣意書を受領した後、可能な限り速やかに、

- (a) 申請者の証拠に関する趣意書の写しを、各仲裁付託者へ提供するものとする。
- (b) 仲裁付託者の証拠に関する趣意書の写しを、申請者へ提供するものとする。

第 58 条【公聴会前又は公聴会における指示】

1. 環境保護局は公聴会の前又は公聴会において、以下の一つ以上を行うことができる。
 - (a) 証拠及び仲裁付託に関して発表される順番を含めた、公聴会における議題のリストを明確にすること
 - (b) 証拠及び仲裁付託に関してを以下のように指示すること
 - (i) 記録すること
 - (ii) 記載された通りに受領すること
 - (iii) 係争中の問題として限定すること
 - (c) 申請者が、証拠又は仲裁付託に関して示す場合、公聴会の最終期限以内にそれを示すように指示すること
 - (d) 仲裁付託者が、証拠又は仲裁付託に関して示す場合、公聴会の最終期限以内にそれを示すように指示すること
2. 環境保護局は、申請者が同意した場合、第 44 条 1 項に基づき申請又は申請と関連する活動に関する助言を求めることができる。
3. 環境保護局は、助言の写しを申請者及び仲裁付託者へ提供するものとする。
4. 環境保護局は、仲裁付託に関して示す者に以下を示さないよう公聴会で指示することができる。
 - (a) 仲裁付託の全部が無関係又は係争中となっていない場合は、その仲裁付託の全体
 - (b) 仲裁付託の内の無関係又は係争中となっていない部分
5. 環境保護局が以下のようにみなす場合、その仲裁付託の全部又は一部を削除するよう、公聴会が開催される前に指示することができる。
 - (a) 仲裁付託の全部又は一部に、訴権の乱用がみられる、又は根拠のないものである
 - (b) 仲裁付託の全部又は一部に、妥当な事例又は関連する事例が示されていない
 - (c) 仲裁付託の全部又は一部について、さらなる精査を行うことは公聴会手続の乱用にあたると思われる
6. 環境保護局が第 5 項に基づき何らかの指示を与える場合、環境保護局は、その理由を記した書類の写しを当該指示に基づき影響を受ける仲裁付託者に提供するものとする。

決定

第 59 条【環境保護局に基づく申請の検討】

1. 環境保護局が、海域利用許可の申請及び申請の仲裁付託を審査する場合は、本条、第 60 条及び第 61 条が適用される。
2. 環境保護局は、以下のことを考慮しなくてはならない。
 - (a) 申請活動を許可することが環境又は既得権に対して以下を含む影響を与える場合
 - (i) 累計的影響

- (ii) ニュージーランド内、又は、排他的経済水域の外側の限界を越える大陸棚の上部水域又は大陸棚を越える海域で発生する影響
 - (b) 申請で指定された地域又はその周辺で行われる他の活動が環境又は既得権に対して以下を含む影響を与える場合
 - (i) 本法に基づき規制されていない活動に基づく影響
 - (ii) ニュージーランド内、又は、排他的経済水域の外側の限界を越える大陸棚の上部水域又は大陸棚を越える海域で発生する可能性のある影響
 - (c) 環境への影響から発生することが考えられる、人体への影響
 - (d) 生物の多種多様性を保護すること、及び、海生生物、生態系、生物学的過程の一体性についての重要性
 - (e) 貴重かつ環境の影響を受けやすい生態系を保護すること、及び、絶滅危惧種の生息場所を保護することの重要性
 - (f) 申請を許可することがニュージーランドにもたらす経済な利益
 - (g) 天然資源の有効活用及び開発
 - (h) 他の海洋管理制度の性質及び影響
 - (i) 産業又は活動に関する最良の実践
 - (j) 第 63 条に基づく条件を課すことで、活動に基づく悪影響を回避、改善又は緩和することのできる可能性
 - (k) 関連する規則
 - (l) 他の全ての適用法
 - (m) 申請を判定する上で有益かつ合理的に必要なだと環境保護局が考える他のあらゆる事項
3. 環境保護局は以下を熟考しなくてはならない。
- (a) 申請に関して出された全ての仲裁付託及び示された全ての証拠
 - (b) 申請に関して環境保護局が求めて受領した、あらゆる助言、報告、又は情報
 - (c) マオリ政策諮問委員会から受けたあらゆる助言
4. 環境保護局は第 74 条の影響を受ける申請を審査する場合、既存の許可保有者が行う活動へ投資する価値についても同様に熟考するものとする。
5. 第 3 項の規定に関わらず、環境保護局は以下を熟考する必要はないものとする。
- (a) 貿易競争又は貿易競争の影響
 - (b) 大気中に温室効果ガスを排出することが、気候変動に与える影響
 - (c) 者が申請された活動に対して書面に基づく許可を受けている場合、当該者が既得権に関して受けるいかなる影響
6. 当該活動に対して書面に基づく許可を受けている者が、以下までに環境保護局への書面に基づく通知を行うことでその許可を取り下げた場合、第 5 項 (c) は適用されないものとする。

- (a) 公聴会が開催される場合は、公聴会の前まで
- (b) 公聴会が開催されない場合は、環境保護局が申請の判定を下す前まで

第 60 条【既得権益に対する悪影響範囲を決定する際の考慮】

環境保護局が第 59 条 2 項 (a) に基づき活動が既得権に与える影響を審査する場合、以下を熟考するものとする。

- (a) 当該活動が既得権と同じ利害を持つ区域
- (b) 当該活動及び既得権の両方が他の活動を排除して行われなくてはならない場合はその影響の大きさ
- (c) 既得権は申請された区域内においてのみでしか有効でないのかという点
- (d) 他のあらゆる関連事項

第 61 条【情報管理の原則】

1. 海域利用許可を審査する場合、環境保護局は
 - (a) 申請者に対して情報を要求する権限、助言を求める権限、及び、審査又は報告を委託する権限を最大限に活用するものとする。
 - (b) 入手できる最良の情報に基づいて審査をするものとする。
 - (c) 入手できる情報の不確実性や不正確性を考慮に入れるものとする。
2. 本法に従って決定を下す際に入手できる情報が不確実又は不正確な場合、環境保護局は、慎重に環境の保護を優先するものとする。
3. 環境の保護を優先することで申請活動を却下することになる場合、環境保護局はまず適切な管理手法を取ることが当該活動を行うことの許可に繋がるかどうかということを検討しなければならない。
4. 第 3 項は、第 63 条又は第 64 条を制限しない。
5. 本条の定義における入手できる最良の情報とは、各状況において不合理な経費、努力、及び時間をかけることなく入手することができる最良の情報のことである。

第 62 条【海域利用許可申請に対する決定】

1. 第 59 条乃至第 61 条を遵守した後に、環境保護局は、
 - (a) 海域利用許可申請の全て又はその一部を認可して、許可を行うことができる。
 - (b) 申請を却下することができる。
2. 申請を判定するための十分な情報が申請に含まれていないと環境保護局が判断した場合、環境保護局は、誤解を避けるために当該海洋許可申請を却下することができるものとする。
3. 環境保護局が申請を認可した場合、第 63 条に規定される条件に基づいて許可を行うことができる。

第 63 条【海域利用許可条件】

1. 環境保護局は、海域利用許可を付与する際、認可された活動が環境又は既得権に与える悪影響を回避するため、環境保護局が適切だと判断するあらゆる条件とともにそ

の許可を付与することができる。

2. 環境保護局が課することができる条件には以下のものが含まれるが、これに限定されるものではない。

(a) 許可保有者に次のことを要求する条件

(i) 一つ以上の契約履行に関する保証金の提出

(ii) 特定の保険金額の第三者損賠賠償責任保険への加入及び維持

(iii) 許可内容の実行及び許可が認可する活動が与える影響調査及び報告

(iv) 許可が認可する活動及びその活動が環境に与える影響を観測する観察者の任命

(v) 許可で認可された活動に関する記録（監査で使用するため）

(b) 順応的管理アプローチの一部となる条件又は順応的管理アプローチに寄与する条件

3. しかしながら、環境保護局は、本法又はいずれかの規則と矛盾する条件を許可において課することはできない。

4. 誤解を避けるため、環境保護局は、他の海洋管理制度又は雇用安全衛生法（1992年）で活動に要求される対策と矛盾する影響対策に関する条件を課することはできないものとする。

第64条【順応的管理アプローチ】

1. 環境保護局は活動のために付与した海洋許可に、順応的管理アプローチを加えることができる。

2. 順応的管理アプローチには以下が含まれる。

(a) 活動が環境及び既得権に与える影響を観察することができるよう、小規模な活動又は短期間の活動を開始することの許可

(b) 活動の影響を調査し、その影響の大きさに応じて活動を中止すべきか、活動に改善を加えて、又は改善することなくその活動を継続することができるかどうかを見極めるために、活動を行うことを許可するその他のあらゆる手法

3. 環境保護局は、海域利用許可に順応的管理アプローチを編入するため、次の段階の活動が許容される前に定期的な観測と報告をすることを要件とした活動を段階的に行うことを認可する条件、又は、次の段階での活動の継続を認可する条件を第63条に基づいて課することができるものとする。

4. 活動に関する段階は許可の期限、許可が付与されている区域、活動の規模又は程度、若しくは活動の性質と関連付けることができる。

第65条【保証金】

1. 環境保護局が適切だと判断する場合、海域利用許可に関連する以下の1つ以上の条件の実施に関して、第63条2項(a)(i)に基づき保証金の提出を要求することができる。また、長期的な影響に関する条件の継続的实施を確実にするため、許可の有効期限が

切れた後でも保証金の内容を継続することができるものとする。

- (a) 構造物の変更、破壊、又は撤去に関する条件
- (b) 改善活動、回復活動、又は維持活動に関する条件
- (c) 長期的な影響に関する継続的な観測を許可する条件

2. 保証金の契約条件を記述する許可の条件は、

- (a) 許可が発行される前に、又はいかなる時点においても、保証金を提出することを命じることができる。
- (b) 許可保有者の義務は、保証金の定める義務の範囲に限定されないということを規定することができる。
- (c) 許可条件の実施を確実なものとするため、保証金を提出することを命じることができる。当該許可条件には、許可の有効期限内又は満了後に明らかになった、環境又は既得権に対するあらゆる悪影響に関連した条件が含まれる。
- (d) 保証金の契約条件の実施のために、環境保護局が適切だと考えるような担保を提供することを、許可保有者に命じることができる。
- (e) 許可保有者の義務不履行時に、又は環境に悪影響が及び、その改善が求められる場合に、条件実施のための経費を支払う義務のある保証人（環境保護局が許容できる保証人）を提供することを、許可保有者に命じることができる。
- (f) 許可保有者と環境保護局が同意した場合、保証金はいかなる時点においても変更、取消、又は更新できると規定することができる。

3. 環境保護局が、海域利用許可満了後も悪影響が続く可能性がある、又は満了後のいずれかの時点で悪影響が発生する可能性があると判断した場合は、環境保護局が適切だと判断する一定期間の間において保証金が継続されることを命じることができる。

第 66 条【監視条件】

1. 第 63 条 2 項 (a) (iii) に基づき課される条件は、許可保有者に次のことを一つ以上行うよう命じることができる。

- (a) 対策を立て、それを記録すること
- (b) サンプルを採取して提供すること
- (c) 分析、観察、調査、検査、又は他の特定のテストを実施すること
- (d) (a) 乃至 (c) における手順を特定の方法で実行すること
- (e) 情報を指定された時に、環境保護局又は環境保護局の指定する者へ提供すること。
- (f) 情報を指定された様式で、環境保護局又は環境保護局の指定する者へ提供すること
- (g) 許可保有者が経費を負担して条件を遵守すること

2. 本条は第 63 条 2 項 (a) (iii) を制限するものではない。

第 67 条【監視者】

1. 許可保有者は、第 63 条 2 項 (a) (iv) に基づいて課される条件の下で活動に関連する

観察者を任命し、その職務を詳細に規定しなくてはならない。

2. 許可保有者は環境保護局に観察者として承認された人物のみを、観察者に任命することができる。
3. 環境保護局は以下の場合、その人物が許可に関連する観察者となることを承認するものとする。
 - (a) 当該人物が職務を実施するために必要な能力と経験を持ち、適切な研修を受けている場合
 - (b) 当該人物が許可保有者の影響を受けずに職務を実施することができることを環境保護局が確信している場合

第 68 条【環境保護局の決定期限】

環境保護局は、合理的かつ可能な限り速やかに、以下の期限内において海域利用許可申請の判定を行うものとする。

- (a) 公聴会が開かれる場合は、公聴会の閉会日（最終日）より 20 労働日以内
- (b) 公聴会が開かれない場合は、第 47 条に基づく仲裁付託提出の締切日より 20 労働日以内

第 69 条【書面に基づく環境保護局の決定】

環境保護局の海域利用許可申請に対する各判定は書面で行われるものとし、書面にはその判定理由を記載するものとする。

第 70 条【環境保護局の決定通知】

1. 環境保護局は、
 - (a) 海域利用許可申請の判定に関する書類の写しを以下に提供するものとする。
 - (i) 申請者
 - (ii) 全ての仲裁付託者
 - (iii) マオリ政策諮問委員会
 - (iv) 環境保護局が適切だと判断した、他の全ての者又は機関
 - (b) 判定を公告するものとする。
2. 通知は、
 - (a) 所定の書式で行われるものとする。
 - (b) 判定についての概要を記載するものとする。
 - (c) 判定についての全文を閲覧できる場所を明記するものとする。
3. 環境保護局は判定を下した後、可能な限り速やかに本条を遵守するものとする。

第 71 条【海域利用許可の開始日】

1. 付与された海域利用許可は、以下の時点で有効となる。
 - (a) 許可の付与に対する上訴を行う締切日が経過し、いかなる上訴もなされていない場合
 - (b) 高等法院が上訴の判決を行った時点、又は上訴をしていた全ての者が上訴を取り

下げた時点

2. 海域利用許可が上記の時点より後に有効となるよう規定されている場合、第 1 項は適用されない。

許可の性質

第 72 条【許可が不動産又は動産であることの否定】

1. 海域利用許可は不動産でも動産でもない。
2. 海域利用許可は、
 - (a) 許可保有者が死亡した場合、あたかも動産かのように扱われ、保有者の代理人にその権利が付与されるものとする。代理人は当該保有者が可能であったであろう程度と同程度の範囲内で海洋許可に関する権利を行使することができる。
 - (b) 許可保有者である個人が破産した場合、あたかも動産かのようにみなされ、破産管財人にその権利が付与されるものとする。破産管財人は当該保有者が可能であったであろう程度と同程度の範囲内で海洋許可に関する権利を行使することができる。
 - (c) 個人財産保護法（1988 年）の目的における財産として扱われるものとする。
3. 許可の条件が第 2 項と矛盾する場合は、第 2 項よりも当該条件が優先する。
4. 海域利用許可保有者は、あたかもそれが動産かのように、許可の利用に料金を課すことができる。しかしながら、許可は料金を課された人のみ又は料金を課された人によってのみ、若しくは、料金を課された人の代表者によってのみにしか譲渡することができないものとし、その場合は保有者によって譲渡されるのと同程度の譲渡を行うことができるものとする。
5. 海域利用許可には個人財産担保法（1999 年）が適用され、その意味の範囲内であたかも動産かのようにみなされるものとする。
6. 第 5 項よりも、第 4 項が優先するものとする。

海域利用許可期間

第 73 条【海域利用許可期間】

1. 海域利用許可の期限は、
 - (a) 許可が付与された日から 35 年間とする。
 - (b) 許可で規定された、35 年に満たない期間とする。
2. 許可の期限を決める場合、環境保護局は、
 - (a) 第 59 条及び第 61 条を遵守するものとする。
 - (b) 申請者が希望する期限を考慮に入れるものとする。
 - (c) 許可申請の対象としてある活動に対して付与された、又は要求された他のあらゆる法的承認の期限を考慮するものとする。

第 74 条【新許可申請時の海域利用許可行使】

1. 次の場合、第 3 項が適用される。

- (a) 海域利用許可が満了する見込みである場合
 - (b) 許可保有者が同じ活動に対する新しい許可を、環境保護局に申請している場合
 - (c) 申請が既存の許可が満了する日の少なくとも六ヶ月前までに行われている場合
2. 第3項はまた、次の場合にも適用される。
- (a) 海域利用許可が満了する見込みである場合
 - (b) 許可保有者が同じ活動に対する新しい許可を、環境保護局に申請している場合
 - (c) 申請が以下の期間に行われている場合
 - (i) 申請を既存の許可が満了になる六ヶ月前までに始める場合
 - (ii) 申請が既存の許可が満了になる三ヶ月前までに終了する場合
 - (d) 環境保護局が命令に基づき、保有者が既存の許可に基づく活動を継続して行うことを許可している場合
3. 許可保有者は既存の許可に基づく活動を、以下の日まで継続して行うことができる。
- (a) 新しい許可が付与され、全ての上訴が結審した日
 - (b) 新しい許可が却下され、全ての上訴が結審した日

海域利用許可の譲渡

第75条【許可の譲渡】

1. 海域利用許可保有者は、
 - (a) 許可の全部又は一部を第三者へ譲渡することができる。
 - (b) 許可の全部又は一部を他の場所へ移動させることはできない。
2. 海域利用許可の譲渡は、書面に基づく譲渡の通知を環境保護局へ提出するまでその効力を発揮しない。

海域利用許可の期間及び条件の再検討

第76条【期間及び条件を再検討可能な環境保護局】

1. 以下の場合、環境保護局は、海域利用許可の期限又は条件を再検討する意図があるという旨の通知を、許可保有者に送達することができる。
 - (a) いかなる時点、又は以下のいずれかの目的のために許可で規定した時点で
 - (i) 許可内容の実行に基づき発生する可能性のある、環境へのあらゆる悪影響に対処する（許可が付与された後でもそれらの悪影響に対処することが必要な場合）目的
 - (ii) 許可で規定された他のあらゆる目的
 - (b) 所定の基準を定める規則が施行した場合において、許可条件が当該基準、方法、又は要件と一致することを確実にするため
 - (c) 現在、環境又は既得権に悪影響を及ぼしているものの、以下の状態にあるもの
 - (i) 許可が付与された時点では予測されていなかった影響
 - (ii) 許可が付与された時点では予測されていなかった規模と程度を持った影響
 - (d) 許可申請者によって申請をする意図をもって環境保護局に提供された情報に、不

正確な情報が含まれていたため、当該許可内容の実行に基づき発生した悪影響の程度が、許可内容に基づき詳細な条件を適用する必要があるほどである場合

(e) 許可が付与された時点では環境保護局が入手できなかった情報が入手できるようになり、当該許可内容の実行に基づく影響に対処するためにはより適切な条件が必要であるとその情報から判明した場合

2. 第 133 条 5 項 (b) に基づいて発令された命令によって再検討が要求されている場合、環境保護局は海域利用許可の条件を再検討する意図があるという旨の通知を、第 78 条に従って許可保有者に送達しなくてはならない。

第 77 条【再検討通知の内容】

1. 再検討の通知は、

- (a) 再検討される許可の期限を明記するものとする。
- (b) 再検討される条件を特定するものとする。
- (c) 再検討の理由を提示するものとする。
- (d) 第 76 条 1 項 (d) 又は (e) に基づき再検討が行われる場合は、環境保護局が条件の再検討を判断した際に考慮に入れた情報を明記するものとする。
- (e) 許可保有者に使用料を支払うべきか否かを伝え、支払うべき場合はその概算の料金を伝えるものとする。

2. 再検討通知では、

- (a) 新しい許可条件を提案することができる。
- (b) 許可の期限の変更を提案することができる。
- (c) 許可保有者が通知の送達の日から 20 労働日以内に、新しい許可条件を提案するよう要請することができる。

第 78 条【被許可者に対する再検討通知及び公示】

1. 環境保護局が再検討の通知を許可保有者に送達する場合、環境保護局は許可の条件又は期限を再検討する意図があるということを公告するものとする。

2. 環境保護局は、公告の写しを第 45 条 1 項で規定された者に送達するものとする。この場合、同条同項における海洋許可申請への言及を再検討の通知への言及とみなして適用するものとする。

3. 公告は、

- (a) 所定の書式で行われるものとする。
- (b) 再検討通知の概要を示すものとする。
- (c) 再検討通知が閲覧できる場所を明記するものとする。

4. 環境保護局は、第 1 項及び第 2 項を次の期限内に遵守するものとする。

- (a) 許可保有者が新しい条件を提案するよう要請されている場合は、環境保護局が許可保有者に再検討通知を送達した日より 30 労働日以内
- (b) 第 (a) 号が適用されない場合は環境保護局が許可保有者に再検討通知を送達した

日より 10 労働日以内

第 79 条【更なる情報、勧告、仲裁付託及び公聴会】

1. 第 42 条乃至第 58 条は、以下のように必要な全ての変更を加えて海域利用許可の再検討に適用される。
 - (a) 再検討の通知を海域利用許可の申請に変更する
 - (b) 許可保有者を海域利用許可の申請者に変更する
2. 前項の規定に関わらず、第 44 条 1 項 (a) は再検討には適用されない。

第 80 条【再検討の際の考慮事項】

海域利用許可の条件を再検討する場合、環境保護局は、

- (a) 次の事項を考慮するものとする。
 - (i) 第 59 条及び第 60 条で許容される事項
 - (ii) 第 61 条の遵守
 - (iii) 許可で認可されている活動が、提案されている条件への変更の後でも引き続き実行可能かどうかについて熟考すること
- (b) 第 76 条 2 項に基づき再検討を行う場合、再検討を要求する命令を発令することを裁判所が許可した理由を熟考するものとする。
- (c) 許可で認可された活動が行われている様子について考慮することができる。

第 81 条【許可条件再検討に関する決定】

1. 環境保護局は、第 76 条で規定されている状況が一つ以上適用される場合に限り、同条に基づく再検討に従って海域利用許可の条件を変更することができる。
2. 第 63 条乃至第 71 条（条件、判定、通達、施行に関する規定）及び第 105 条と第 113 条（上訴に関する規定）は、以下のように必要な全ての変更を加えて再検討に適用される。
 - (a) 再検討を海域利用許可の申請に変更する
 - (b) 許可保有者を海域利用許可の申請者に変更する
3. 第 76 条 1 項 (c) (d) (e) 又は第 76 条 2 項に基づき再検討が開始され、許可で認可された活動が環境又は既得権に対して重大な悪影響を及ぼしている場合、環境保護局は、当該許可を取消すことができる。
4. 許可を取消す場合、環境保護局は、
 - (a) 許可保有者が活動を中止すべき日を定めることができる。
 - (b) 許可保有者に活動に使われているあらゆる構造物に関する措置を講じるよう命令することができる。
 - (c) 許可保有者に活動によって引き起こされた悪影響を回避、改善、緩和する措置を講じるよう命令することができる。
5. 許可保有者は、環境保護局の定めた日程及び他のいかなる命令も遵守するものとする。
6. 許可保有者は、許可条件の変更の判定、又は許可取消の判定に対して、第 101 条に基

づき異議を申立てることができる。

7. 誤解を避けるため、条件を変更する権限には、条件を取消す権限又は新しい条件を課す権限が含まれるということを確認する。

第 82 条【許可期間再検討に関する決定】

1. 許可で認可された活動が与える影響（又は影響の規模若しくは程度）が許可の付与された時点では予想できず、その影響を回避、改善、緩和する方法が許可期限の短縮しかない場合に限り、環境保護局は第 76 条に基づく再検討に従って海域利用許可の期限を短縮することができる。
2. 影響の観測によって影響が微小であること、又は条件を課すことで影響が回避、改善、緩和できることが示されている場合に限り、環境保護局は、第 76 条に基づく再検討に従って許可の期限を延長することができる。
3. 再検討によって変更される許可の期限は、許可の期限が 35 年を越えないものにする。
4. 許可保有者は、許可の期限を短縮する判定又は許可の期限を延長しない判定に対して、第 101 条に基づき異議を申立てることができる。

第 83 条【許可条件小変更の方法】

1. 許可条件の微小な変更のみについて再検討をする必要があると環境保護局が判断した場合、環境保護局は、第 78 条に基づく再検討の通知をすることなく再検討を行うことができる。
2. 環境保護局が第 1 項に基づき再検討を行う場合、第 79 条には適用されないものとする。
3. 前項の規定に関わらず、環境保護局は、許可保有者が仲裁付託を行うこと、及び公聴会の開催を要請することを許可するものとする。
4. 環境保護局は本条に基づき、再検討の結果、
 - (a) 許可を取消すことはできない。
 - (b) 許可条件に微細な変更以上の変更を加えることはできない。
5. 許可保有者は、環境保護局の許可条件変更の判定に対して、第 101 条に基づき異議を申立てることができる。

第 84 条【海域利用許可の小訂正】

環境保護局は、許可の微細な間違い又は欠陥を正すため、当該許可が付与されてから 15 労働日以内に改正された許可を発行することができる。

海域利用許可の取消

第 85 条【行使されない許可の中断】

1. 海域利用許可は許可が定める日をもって、又は定められた日がない場合は、許可の施行日から 5 年で満了するものとする。しかしながら、許可満了前に以下の状態にある場合はこの限りではない。
 - (a) 許可内容が実行されている場合

(b) 許可満了の時期を延長する申請が環境保護局に対して行われており、環境保護局が以下を判断した後、延長を認める判定をしている。

(i) 許可内容を実行するために大きな進歩又は努力がなされており、それらが継続されているかどうか

(ii) 申請者が、許可の延長を認めることで悪影響を受ける可能性のある者から許可を得ているかどうか

(iii) 関連する法律

2. 許可保有者は、環境保護局の第1項(b)に従った許可満了の延長をしない判定に対して、第101条に基づき異議を申立てることができる。

第86条【行使されない許可の取消】

1. 許可内容が過去に実行されてはいるが、直近5年間は実行されていない場合、環境保護局は、許可保有者に書面に基づく通知を送達することで、当該許可を取消することができる。

2. 前項の規定に関わらず、許可保有者は環境保護局に通知を取消す要請を、通知の送達から三ヶ月以内を期限として行うことができる。

3. 環境保護局は、通知を取消すかどうかについて判定する場合、以下を考慮するものとする。

(a) 申請者が通知の取消に基づき既得権に悪影響を受ける可能性のある者から許可を得ているかどうか

(b) 許可に記載された区域に関して、規則等が許可で認可された活動をどのように分類し、許可しているか

4. 第1項は、許可で別段の定めが明記されている場合には適用されない。

5. 環境保護局が通知の取り消しを却下した場合、許可保有者は、第101条に基づき異議を申立てることができる。

第87条【被許可者に基づく申請に関する許可条件の変更又は取消】

1. 海域利用許可保有者は、許可の条件を変更又は取消すことを環境保護局に要請することができる。

2. 第38条乃至第71条は以下のように必要な全ての変更を加えて適用される。

(a) 要請を海域利用許可の申請に変更する

(b) 海域利用許可への言及を許可条件の変更又は取消のみへの言及に変更する。また、活動への言及を変更又は取消の影響のみへの言及に変更する

3. しかしながら、環境保護局が要請された変更又は取消が、

(a) 第4項で述べる者のうち一部の者だけの既得権に影響を与えると判断した場合、環境保護局は、当該者に要請のを通達することができる。また、第45条に基づき要請の公告を行うことができるが、必ずしもそれを行う必要はない。

(b) 微細な事項だけに限られていると判断した場合、環境保護局は、第83条に基づ

き要請に対応することができる。

4. 環境保護局は、要請された変更又は取消に基づき悪影響を受ける可能性のある、特に以下の者のことを考慮に入れるものとする。
 - (a) 最初（変更前）の申請に対して仲裁付託を行った者
 - (b) 要請された変更又は取消によって影響を受ける可能性がある既得権を有する者
5. 環境保護局が第3項（a）に基づき要請の公告を行わないことを決定した場合、環境保護局は、第70条に基づき当該決定の公告を行うことができるが、必ずしもそうする必要はない。
6. 環境保護局が、許可保有者が要請した条件の変更又は取消を却下した場合、許可保有者は第101条に基づき異議を申立てることができる。

第3章 国境を越える活動に対する海域利用許可

第88条【解釈】

文脈に基づき別段の解釈が求められる場合を除き、本章では、環境影響アセスメントとは、資源管理法（1991年）第88条2項（b）で要求されている、環境に対する影響評価を意味する。

沿岸域とは、資源管理法（1991年）第2条1項で定義される意味と同義である。

許可監督者とは、資源管理法（1991年）第2条1項で定義される意味と同義である。

国境を越える活動とは、活動の一部が排他的経済水域内若しくは大陸棚で行われ、その残りがニュージーランド内で行われる活動のことである。

許可の共同申請又は共同申請とは、資源管理法（1991年）に基づく資源利用許可の申請及び本法に基づく海域利用許可の申請によって構成される申請を指す。

関連許可の監督者とは、次のいずれかの人物を意味する。

- (a) 境界を越えて行われる活動が行われている又は行われる予定の地区、若しくは、その地域に責任をもつ許可監督者
- (b) ケルマディック諸島、スネアーズ諸島、バウンティ諸島、アンティポディーズ諸島、オークランド諸島、キャンベル島及びその周辺の島々における沿岸域に関しては環境保全大臣

資源利用許可とは、資源管理法（1991年）第2条1項で定義された意味と同義である。

第89条【本章の適用】

1. 本章は、以下なしでは実施することができない境界を越える活動を行う申請に対して適用される。
 - (a) 活動のうち、沿岸域で行われる活動に対する資源利用許可
 - (b) 活動のうち、排他的経済水域内又は大陸棚で行われる活動に対する海域利用許可
2. しかしながら、沿岸域で行われる活動の一部が、資源管理法（1991年）第117条に基づき規制される沿岸活動である場合、本章は適用されない。

共同許可申請又は個別許可申請を決定可能な環境保護局

第 90 条【国境を越える活動に対する許可申請】

境界を越える活動を行うことを意図する者は、以下のいずれかを選択することができる。

- (a) 以下が求める要件を遵守した許可の共同申請を準備すること
 - (i) 本法及び排他的経済水域内又は大陸棚で行われる活動に関するあらゆる規則
 - (ii) 資源管理法（1991 年）及びニュージーランド内で行われる活動に関連するあらゆる規則、環境の国家的基準又は本法に基づき制定された地域地区計画
- (b) 境界を越えて行われる活動に対する海域利用許可と資源利用許可を個別に申請すること（申請を行う時期は同時であっても、異なっても可）

第 91 条【国境を越える活動に対する共同許可申請】

1. 本条は者が許可の共同申請を行う場合に適用される。
2. 共同申請は、関連許可の監督者及び環境保護局の双方に送付されるものとする。
3. 共同申請には、資源管理法（1991 年）第 88 条 2 項（b）及び本法第 39 条を遵守した影響アセスメントが含まれるものとする。
4. 共同申請では、資源管理法（1991 年）第 145 条に従い、資源利用許可が環境保護局に提出されたことを記すことができる。

第 92 条【国境を越える活動に対する個別許可申請】

以下のいずれかの場合、第 2 章が海域利用許可の申請に適用される。

- (a) 第 90 条（b）のように、者が境界を越えて行われる活動の許可を個別に申請した場合
- (b) 者が国境を越える活動に関して海域利用許可を申請しているが、資源利用許可は申請していない場合

第 93 条【環境保護局に基づく共同申請の要請】

1. 環境保護局は、国境を越える活動に関する海域利用許可の申請を処理する前又は処理している間のいかなる時点でも、申請は当該活動の資源利用許可の申請と共に処理され、（公聴会が開かれる場合は）両方の申請が公聴会で審査されるべきであると決定することができる（申請者の要請に基づくものか、環境保護局自らの決定であるかに関わらず）。
2. 第 1 項は、第 90 条（b）に基づく者の資源利用許可と海洋使用許の個別申請の決定、及び、第 92 条に関わらず適用される。
3. 第 1 項で述べる事例の場合、環境保護局は次のいずれかの決定をすることができる。
 - (a) 資源利用許可の申請が環境保護局及び関連許可の監督者に提出されるまで、海域利用許可申請の通達又は公聴会を行わない決定
 - (b) 海域利用許可申請を第 41 条に基づき不完全な申請として申請者に差戻す決定
4. 環境保護局が第 1 項に基づく決定をした場合は、その決定後できる限り速やかに申請者に当該決定について通達するものとする。

5. 環境保護局が第3項(a)に基づく決定をした後に、申請者が国境を越える活動の資源利用許可の申請を提出した場合、資源利用許可申請と海域利用許可申請は、資源利用許可の申請が提出された日に新規に行われた共同申請として扱われるものとする。

第94条【共同許可申請を分離する決定】

1. 環境保護局は、許可の共同申請を処理している間のいかなる時点においても、共同申請を構成する資源利用許可申請と海域利用許可申請が共同申請として処理されるのを中断し、それらを引続き個別に扱うことを決定することができる。
2. 第1項は次の場合にのみ適用される。
 - (a) 環境保護局及び関連許可の監督者が、両申請間にほとんど関連性がなく、共同申請が必要ないということに合意している場合
 - (b) 資源利用許可の申請が、資源管理法(1991年)に基づく公示を必要としていない場合
 - (c) 一方の申請には公聴会が求められているが、もう一方には求められていない場合
 - (d) 許可の共同申請を構成する資源利用許可申請及び海域利用許可申請を同時に処理することが事務手続上効率的でない場合
3. 第1項で述べられた事例の場合、
 - (a) 関連許可の監督者は、資源管理法(1991年)に基づく資源利用許可申請の処理をいつでも再開できるものとする。
 - (b) 環境保護局は第2章に従い、海域利用許可申請の処理をいつでも再開できるものとする。
4. 次の場合、環境保護局は許可の共同申請の処理を中止するものとする。
 - (a) (国家的に重要な申請に関して) 環境大臣又は環境保全大臣が、資源管理法(1991年)第142条2項(b)又は第147条1項(b)に基づき資源利用許可の申請の判定を環境裁判所に委ねるように命じている場合
 - (b) 資源管理法(1991年)第87D条に従い、申請者が行った環境裁判所に判断を委ねるようにしたことに対し、関連許可の監督者が同意している場合
5. 第4項(a)の事例の場合は、資源利用許可の申請に資源管理法(1991年)第149T条が適用される。
6. 第4項(b)の事例の場合は、資源利用許可の申請に資源管理法(1991年)第87F条2項から5項、第87G条から第87I条が適用される。
7. 第4項のいずれの事例の場合でも、環境保護局は第2章に従って海域利用許可申請の処理を再開するものとする。

共同申請方法

第95条【第96条及び第97条の適用】

申請が共同申請である間は、第96条及び第97条が許可の共同申請の処理手続に適用される。

第 96 条【管理者たる環境保護局】

1. 環境保護局は、国境を越える活動の許可の共同申請を効率的に、また統一された方法で処理することを確実にする責任を有する。
2. 環境保護局は、以下のため、共同申請に関して関連許可の監督者と連携するものとする。
 - (a) 第 42 条に従って更なる情報について要請をする準備を行い、国境を越える活動全体に関して必要な情報が要請の結果全て集まっている状態にする
 - (b) 環境保護局と関連許可の監督者によって、それぞれの申請が合同で通達されていることを確実にする
 - (c) 仲裁付託の締切日を定める
 - (d) 仲裁付託を受理し、その写しを関連許可の監督者に提供する
 - (e) 公聴会の日時と場所を定め、仲裁付託者にそれを通達する
 - (f) 公聴会の手続についてを定める
 - (g) 全般的な行政事務サービスを提供する
3. 環境保護局は、以下を確実にするため、海域利用許可申請の処理に適用される期限を延長することができる。
 - (a) 海域利用許可の申請が資源利用許可の申請と合同で通知されているかどうか
 - (b) それぞれの申請の仲裁付託が同じ日に締め切られているかどうか
 - (c) (公聴会が開かれる場合は) それぞれの申請についてが同じ時間、同じ場所で公聴されるかどうか
 - (d) 第 1 項に基づき期限を延長する権限を環境保護局が行使する場合、第 160 条 1 項及び 2 項は適用されない

第 97 条【関連許可機関及び環境保護局の情報共有】

1. 環境保護局と関連許可の監督者は共同申請がなされた後に、それぞれの申請に関連する全ての情報及び報告の写しを、互いに提供し合うものとする。
2. 環境保護局と関連許可の監督者は情報又は報告を受けた後、可能な限り速やかにその情報を提供するものとする。

第 98 条【海域利用許可及び資源利用許可の別個な決定】

1. 環境保護局は、共同申請の一部である海域利用許可の申請を判定するものとする。
2. 海域利用許可申請には第 59 条乃至第 71 条が適用される。
3. 関連許可の監督者は、共同申請の一部である資源利用許可の申請についてを判定するものとする。
4. 資源利用許可の申請には資源管理法（1991 年）第 104 条乃至第 116 条が適用される。

国家として重要な国境を越える活動

第 99 条【国家として重要な国境を越える活動に対する許可申請の調査委員会への委任】

1. 境界を越える活動のうち、沿岸域で行われる活動についての資源利用許可の申請が、

資源管理法（1991年）第142条2項（a）又は第147条1項（a）に従って調査委員会へ委任された国家的に重要な申請であるか、国家的に重要な申請の一部である場合、本条が適用される。

2. 環境保護局は、国境を越える活動のうち排他的経済水域内又は大陸棚で行われる活動に関連する海域利用許可の申請に関する環境保護局の権限を調査委員会へ委譲することができる。
3. 環境保護局が第2項に基づきその権限を委譲する場合、本法第50条乃至第58条は、海域利用許可の申請には適用されない。その代りに、
 - (a) 環境保護局は、海域利用許可の申請に関連する資源利用許可の申請と共に処理するものとし、調査委員会は両申請を判定するものとする。
 - (b) 第5項に明記されている資源管理法（1991年）を、海域利用許可申請は資源管理法（1991年）第145条1項（a）に基づき環境保護局に提出された事項であるというようにみなして、その申請の処理に適用するものとする。
4. 第3項が適用される場合、環境保護局は、
 - (a) 海域利用許可申請が公告されていない場合、本法第45条に基づき海域利用許可申請を公告するものとする。
 - (b) 第46条に基づき行われる仲裁付託を受理するものとする。
5. 第3項（b）に言う規定とは、以下の通りである。
 - (a) 第149L条（調査委員会の運営管理に関する規定）
 - (b) 第149Q条（調査委員会に報告書原案の作成を命じる規定）、ただし、第2項（e）及び（f）及び第3項（b）及び（c）を除く
 - (c) 第149R条（調査委員会に最終報告書の作成を命じる規定）
 - (i) 第149R条第2項（a）が、環境保護局が本法第45条に基づき公告をした日に言及しているようにみなす
 - (ii) なお、第3項（e）及び（f）並びに第4項（b）及び（c）は除外する
 - (d) 第149S条（調査委員会の報告書提出期限を延長することを、孤高王代表者に許可する規定）
 - (i) 第149S条第2項（b）（i）が、環境保護局が本法第45条に基づき公告をした日に言及しているようにみなす
 - (ii) なお、第4項（b）は除外する
 - (e) 第149V条（判定に対する上訴を法律の疑問点だけに限定して許可する規定）に関して、第149R条4項（a）から（f）への言及を第149R条4項（a）（d）（e）及び（f）への言及とみなす

第100条【環境保護局の調査委員会への必要情報提供する義務】

1. 調査委員会が海域利用許可の申請を判定する場合は本条が適用される。
2. 環境保護局は以下を受け取った後、合理的かつ可能な限り速やかに調査委員会へ提供

するものとする。

- (a) 海域利用許可の申請
- (b) 申請又は活動に関して環境庁が受け取った全ての情報
- (c) 環境保護局が受領した申請に対する仲裁付託

3. また、環境保護局は、申請又は活動に関する以下を含む最重要課題についての報告書を準備又は委託するものとする。

- (a) 本法に基づき制定された規則に関連する全ての規定
- (b) 海域利用許可が活動に要求するあらゆる事柄が、申請において網羅されているかどうかという文言

4. 環境保護局は報告書の写しを次の者へ提供するものとする。

- (a) 調査委員会
- (b) 関連許可の監督者
- (c) 申請者
- (d) 各仲裁付託者

第4部 異議申立、上訴及び強制執行

第1章 異議申立及び上訴

異議申立

第101条【環境保護局に対する異議申立の権利】

1. 海洋許可の申請者は、環境保護局の以下の決定に対して異議を申立てることができる。

- (a) 第41条に従い不完全な申請を差戻す判定
- (b) 第44条に従い再検討又は報告書を委託する、又は、助言を求める決定

2. 第58条5項に基づき仲裁付託の全部又はその一部が削除された仲裁付託者は、その環境保護局の決定に対して異議を申立てることができる。

3. 許可保有者は環境保護局の以下の決定に対して異議を申立てることができる。

- (a) 第81条に基づいて許可条件を変更する、又は許可を取消す決定
- (b) 第82条に基づいて許可の期限を短縮する、又は期限の延長を却下する決定
- (c) 第83条に基づいて許可の条件に微細な変更を加える決定
- (d) 第85条に基づいて許可満了を延長することを却下する決定
- (e) 第86条に基づいて許可を取消す決定

(f) 第87条に基づいて許可保有者が行った条件の変更又は取消の要請を却下する決定

第102条【異議申立又は異議公聴会の手続】

1. 第101条に基づく異議申立は、決定に基づき影響を受ける者にその決定についてが通知されてから15労働日以内を限度に、環境保護局に対して書面で行われるものとする。

2. 異議申立書では、異議申立の理由が述べられているものとする。

3. 環境保護局は、

- (a) 異議申立を行った者が意見を述べる機会を提供するものとする。
- (b) 異議申立書を受領してから 20 労働日以内に異議申立の審査と判定を行うものとする。

第 103 条【異議申立に対する決定】

1. 環境保護局は、
 - (a) 異議申立を却下することができる。
 - (b) 異議申立の全体又は一部を認めることができる。
2. 環境保護局は異議申立の判定をしてから 5 労働日以内を期限として、その決定の写しを以下の者に送付するものとする。
 - (a) 異議申立を行った者
 - (b) 環境保護局が適切だと判断するその他の者
3. 決定にはその理由が含まれているものとする。

第 104 条【異議申立に対する決定への上訴】

1. 第 101 条に基づき異議申立を行ったいずれの者も、異議申立判定の法の解釈に関する部分においてのみ、高等法院に上訴することができる。
2. 第 105 条に従い、法の解釈に関して上訴の権利を行使している者には、本条は適用されない。

法律問題に関する高等法院への上訴

第 105 条【法律問題に関する上訴】

1. 許可申請者又は許可申請に関する仲裁付託者は、環境保護局の以下の決定の全体又は一部に対して、高等法院へ上訴することができる。
 - (a) 許可申請を認める決定
 - (b) 申請を却下する決定
 - (c) 許可にいずれかの条件を課す決定
2. 許可保有者又は許可の再検討に関する仲裁付託者は、環境保護局の以下の決定の全体又は一部に対して、高等法院へ上訴することができる。
 - (a) 第 81 条に基づき許可の条件を変更する決定
 - (b) 第 82 条に基づき許可の期限を短縮又は延長する決定又は延長を却下する決定
 - (c) 第 81 条 2 項に基づき許可を取消す決定
3. 許可保有者又はいずれの仲裁付託者も、許可保有者が第 87 条に基づき行った許可条件の変更又は取消の要請を却下する環境保護局の決定の全体又は一部に対して、高等法院に上訴することができる。
4. 本条に基づく上訴は、法の解釈に関する上訴のみについて行うことができる。
5. 本条は第 101 条の中で許容される権利に追加される。

第 106 条【上訴の通知】

1. 上訴人は環境保護局の決定の通達を受けてから 15 労働日以内に、上訴申立通知書をウ

ェリントン高等法院の文書記録事務官に提出するものとする。

2. 上訴人はまた第 1 項で定められた期限内に、上訴申立通知書の写しを環境保護局に送達するものとする。
3. 上訴申立の通知書には以下を明記するものとする。
 - (a) 上訴の対象の決定の全部又は一部
 - (b) 上訴人が主張する法の間違い
 - (c) 裁判所及び他の者が理解できるような十分な具体性を持った上訴理由
 - (d) 救済措置を求める旨
4. 上訴人は上訴申立通知書の写しを以下の者に送達するものとする。
 - (a) 上訴人が申請者又は許可保有者でない場合は、申請者又は許可保有者
 - (b) 許可申請、許可条件の変更又は許可条件の再検討に関連する各仲裁付託者
5. 上訴人は第 4 項を、上訴申立通知書を提出してから 5 労働日以内を期限として遵守するものとする。
6. 環境保護局は上訴申立通知書の写しを受領した後、合理的かつ可能な限り速やかに、上訴の対象となっている決定全体の写しを高等法院文書記録事務官へ送付するものとする。

第 107 条【上訴に対する出廷及び証言の権利】

1. 高等法院での上訴裁判に出廷することを望む、上訴に関連する許可の申請者又は保有者及びあらゆる仲裁付託者は、以下の者に出廷意思に関する通知書を提供するものとする。
 - (a) 上訴人
 - (b) 高等法院の文書記録事務官
 - (c) 環境保護局
2. 出廷意思通知書は、当該者が上訴申立て通知書の送達を受けてから 10 労働日以内に送達されるものとする。

第 108 条【上訴の者】

高等法院で行われる上訴の者は以下の者とする。

- (a) 上訴人
- (b) 環境保護局
- (c) 第 107 条に従い出廷意思通知書を提出した者
- (d) 第 109 条に基づき上訴の者となった者

第 109 条【訴訟手続における代理人】

1. 次の者は、本法に基づき行われる高等法院でのいかなる法的手続においても、その者となることができる。
 - (a) 関連する国民の権利を代表する司法長官
 - (b) 第 3 部第 3 章が適用される国境を越えて行われる活動に影響する法的手続に関し

ては、関連許可の監督者

2. 第1項で指定された者は、以下の時点より15労働日以内に高等法院及び他の関連者全員に通知を提供することで、法的手続の者となることができる。
 - (a) 法的手続が上訴である場合、上訴申立て通知書を提出する期限が終了した時点
 - (b) 他の全ての訴訟に関しては、法的手続が開始された時点。
3. 第2項に基づき提出される通知には、以下についてが記されているものとする。
 - (a) 者が関心のある法的手続
 - (b) 者がその法的手続を支持しているか反対しているかということについて、またその理由
 - (c) それが妥当な場合は第1項(a)に基づき代表になることを決めた理由
 - (d) 送達のための住所
4. 本条に基づき訴訟手続の者となった者は、第5項に従って出廷し、証拠の提示を求めることができる。
5. 第4項に基づく証拠提示の要請は、上訴又はその他の法的手続の範囲内の事項に対する証拠でなければ、要請を行ってはならない。
6. 本条に基づき訴訟手続の者となった者は、法的手続の取り下げ又は放棄に反対することはできない。ただし、同じ事項に対して以前行われた法的手続で、仲裁付託を行った者に基づき訴えが行われたものについてはこの限りではない。

第110条【上訴の棄却】

次の場合、高等法院は上訴を棄却することができる。

- (a) 上訴人が上訴の公判に出廷しない場合
- (b) 上訴人が相当の配慮を持って上訴を進めておらず、他の者が上訴を棄却するように裁判所に申請している場合

第111条【公判の日時】

1. 上訴の公判は、上訴人が高等法院文書記録事務官に法的手続に関連する全ての者に上訴申立に関する通知書を送達したことを通達した時点で開くことができる。
2. 文書記録事務官は、上訴人が法的手続の全ての者に上訴申立通知書を送達したとの通達を受けた後、可能な限り速やかに公判の日程を設定するものとする。

第112条【高等法院規則の適用】

法的手続上の事項が第105条から第111条で許可されていない場合は、高等法院規定が適用される。

上訴裁判所への上告

第113条【上訴裁判所への上告】

本法第105条に基づく刑事訴訟法(2011年)第6部第8章に基づき出された上訴に対する高等法院の判定を、刑事訴訟法(2011年)第300条によって下されたかのようにみなして適用するものとする。

第2章 強制執行

第114条【環境裁判官に基づく審理手続】

1. 強制執行命令に関する全ての手続は、単独の環境裁判官又は環境裁判所によって審理されるものとする。
2. 暫定的強制執行命令に関する手続は、以下によって審理されるものとする。
 - (a) 単独の環境裁判官
 - (b) 地方法院では、環境裁判官である地方法院裁判官
3. 第132条に基づく手続は、地方法院において環境裁判官である地方法院裁判官によって審理されるものとする。
4. 第2項及び第3項の規定に関わらず、同項が定める手続の審理は、地方法院の首席裁判官がその必要がないと命じた場合、環境裁判官である地方法院裁判官によって審理される必要はない。

強制執行命令

第115条【強制執行命令】

1. 本章の定義における強制執行命令とは、環境裁判所又は環境裁判官（又は第114条に基づいた他の裁判官）によって発令される、次の一つ以上に関する命令のことである。
 - (a) 裁判所が本法及びいかなる規則又は海洋許可に違反している又は違反する恐れがあると考える行為を、者に中止するように命じること又は当該行為を始めることを者に禁止すること
 - (b) 裁判所が以下のために必要だと考える行為を、者が行うように命じること。
 - (i) 者が本法及びいかなる規則又は海洋許可を遵守することを確実にするため
 - (ii) 者が本法及びいかなる規則又は海洋許可に違反することから生じる、環境又は既得権に対して現在及ぼしている悪影響又は及ぼす可能性のある悪影響を回避、改善、緩和するため
 - (c) 命令の対象となる者が以下の遵守を怠ったため、他の者が環境又は既得権への悪影響を回避、改善、緩和するために合理的な対策を講じなくてはならなかった場合、その者に他の者に対して料金を支払うことを命じること、又は、対策から発生した、若しくは、発生する可能性のある妥当な金額の経費を他の者に返金することを命じること
 - (i) 本項の他のいずれかの号に基づき発令された命令
 - (ii) 規則又は海域利用許可
 - (iii) 本法に従い、その者に発生するその他の義務
 - (d) 以下の場合において、許可を変更又は取消すこと
 - (i) 申請者が環境保護局に提出した情報の強制執行命令が求められている部分に関して、許可を付与する決定に大きな影響を与えた不正確な情報が含まれて

いたと、裁判所が判断した場合

(ii) 許可内容の実行が及ぼす影響が、より詳細な条件を規定する必要があるほど、
又は許可を取消さなくてはならないほど深刻である場合

2. 第1項(c)における妥当な金額の経費には、悪影響を調査、監督、観測するための経費、及び悪影響を回避、改善、緩和するために求められるあらゆる対策を講じるための経費が含まれる。
3. 第1項において、者が行っている又は行う予定の活動あるいは者によって引き起こされた悪影響には、者の代理人が行っている又は行う予定の活動あるいは者の代理人によって引き起こされた悪影響も含む。
4. 強制執行命令は、環境裁判所が適切だと考える条件（規則で許容される料金の支払い命令、担保の提供命令、保証金提供命令を含む）で発令することができる。
5. 裁判所が公言した場合、強制執行命令は者の代表者、後継人、譲受人にも、者に適用されるのと同じ範囲で適用されるものとする。

第116条【強制執行命令の申請】

1. 環境保護局、強制執行官、及び他のいかなる者も、環境裁判所に強制執行命令を申請することができる。
2. 強制執行命令の申請は所定の書式で行われ、求める救済措置についてを明記するものとする。
3. 資源管理法（1991年）第11章が、あたかも申請が同法第12章に基づいて行われたかのようにみなされて適用される。

第117条【強制執行命令申請の通知】

1. 強制執行命令の申請者は、以下の者に強制執行命令申請の通知書を送達するものとする。
 - (a) 申請によって直接的な影響を受ける各者
 - (b) 申請者が環境保護局又は強制執行官ではない場合、環境保護局
2. 通知書は、
 - (a) 所定の書式で行われるものとする。
 - (b) 環境裁判所に申請を行ってから5労働日以内に送達されるものとする。

第118条【証言の権利】

環境裁判所は強制執行命令の申請の判定をする前に、

- (a) 強制執行命令の申請者を審問するものとする。
- (b) 強制執行命令の対象となっている者が審問を望む場合は、当該者を審問するものとする。

第119条【強制執行命令申請に対する決定】

環境裁判所は強制執行命令の申請を審議した後に、

- (a) 第115条に基づき命令を発令することができる。

(b) 申請を却下することができる。

第 120 条【暫定強制執行命令】

1. 本条で規定されている場合を除き、暫定的強制執行命令の申請及びその判定に、第 115 条から第 119 条が適用される。
2. 環境裁判官又は地方法院裁判官が、本法、法令、又は海域利用許可内容に違反することによって重大な影響が差し迫る危険があると判断した場合、裁判官は以下を行わずに、暫定的強制執行命令を発令することができる。
 - (a) 第 117 条に従って通知書の送達を要求すること
 - (b) 公判を開くこと
3. 暫定的強制執行命令を発令する前に、環境裁判官又は地方法院裁判官は、以下についてを考慮するものとする。
 - (a) 命令を発令しないことが、環境や既得権に与える影響
 - (b) 申請者が発生した悪影響に対して適切な対策を講じたかどうか
 - (c) 申請者又は暫定的強制執行命令の対象である者を審問すべきかどうか
 - (d) 裁判官が適切だと考える他の事項
4. 裁判官は、暫定的強制執行命令の申請者又は他の者に、暫定的強制執行命令の写しを対象となる者に送達するよう命じるものとする。
5. 暫定的強制執行命令は、暫定的強制執行命令が送達された日を持って又は命令が別段に定めるそれ以降の日をもって施行されるものとする。

第 121 条【暫定強制執行命令の変更又は取消の申請】

1. 本条は以下の者に適用される。
 - (a) 暫定的強制執行命令の対象となっている者
 - (b) 命令が発令する前に、命令を発令した裁判官に審問されていない者
2. 当該者は、暫定的強制執行命令が送達された後、できる限り速やかに、命令を変更又は取消すことを環境裁判官又は地方法院裁判官に申請することができる。
3. 環境裁判官又は地方法院裁判官は、当該者、申請者、裁判官が適切だと考える他のいずれかの者を審問した後に、暫定的強制執行命令を確定、変更又は取消することができる。
4. 暫定的強制執行命令は、第 115 条に基づく強制執行命令の申請の判定が確定するまで、又は、第 3 項に基づき環境裁判官又は地方法院裁判官に基づき取消されるまで、若しくは、第 123 条に基づき環境裁判所に取消されるまで、効力を持ち続けるものとする。

第 122 条【強制執行命令の遵守】

1. ある者を対象とした強制執行命令が発令され、当該者に強制執行命令が送達された場合、者は、
 - (a) 強制執行命令を遵守するものとする。
 - (b) 命令に別段の定めがある場合を除き、命令を遵守するために必要な経費を全て支

払うものとする。

2. 強制執行命令の対象となる者が強制執行命令の遵守を怠った場合、環境裁判所の許可に基づき、いかなる者も、

(a) 強制執行命令の遵守を怠った者に代わり、強制執行命令を遵守することができる。

また、強制執行命令を遵守するという意図をもって、いかなる土地及び構造物（個人の住宅又はマオリ族の集会所（*marae*）の場合は警官と共に）にも立ち入ることができる。

(b) 上記に基づき発生した経費を遵守を怠った者から回収することができる。

第 123 条【強制執行命令の変更又は取消】

1. 強制執行命令の申請者又は強制執行命令の対象となった者は、強制執行命令を変更又は取消すことを、所定の書式に基づき環境裁判所に申請することができる。
2. 第 1 項は第 121 条 2 項を制限するものではない。
3. 第 1 項に基づく各申請には、第 117 条から第 119 条（通知、審問、判定に関する規定）中の申請という用語を強制執行命令の申請とみなして適用するものとする。

第 124 条【一定の強制執行命令申請に対する制限】

1. いかなる者も以下の者によって行われた又は行われる予定の事柄に関して、第 115 条 1 項 (a) から (c) で定められたような種類の強制執行命令を環境裁判所に申請することはできない。
 - (a) 海上輸送法（1994 年）第 248 条又は第 249 条に基づくマリタイム・ニュージールランドの責任者又はその代理人
 - (b) 同法第 248 条又は第 249 条に基づき与えられた指示に従うあらゆる者又はその代理人
 - (c) 同法第 305 条又は第 311 条に基づく、又は同法第 310 条に基づき与えられた命令に従うあらゆる現場監督者又はその代理人
 - (d) 同法第 305 条に基づき与えられた命令に従う、あらゆる船舶の船長又は所有者及びその代理人、あらゆる石油移送現場又は沖合施設の所有者又は経営者及びその代理人、又は他のあらゆる者及びその代理人
2. いかなる者も、以下のような実費や合理的な費用に関しては、第 115 条 1 項 (c) で定められたような種類の強制執行命令を環境裁判所に申請することはできない。
 - (a) その者が負担している又は負担する見込みの経費が汚染損害（海上輸送法（1994 年）第 342 条で定義されたとおり）の構成要素となる
 - (b) これらの経費に関し、その者が同法第 25 部に基づき損害賠償責任を負っている
3. 環境裁判所及び他の全ての裁判所は、本法に基づくいかなる法的手続（違反の告訴を含む）においても、汚染損害に関する命令を発令することはできない。

是正通知

第 125 条【是正通知】

1. 執行官は、者に以下を命じる対策要請通知書をいかなる者にも送達できる。
 - (a) 執行官が本法、規則、又は海洋許可に違反している又は違反する恐れがあると考える行為を、者に止めるように命じること、又は当該行為を始めることを者に禁止すること
 - (b) 執行官が、者が本法、規則、又は海洋許可を確実に遵守するために必要である又は環境や既得権に実際に生じている又は生じる可能性のあるあらゆる悪影響を回避、改善、緩和するために必要であると考える事項を者が行うように命じること
2. 第 1 項には、者が行った行為又は者によって引き起こされた悪影響、及び、者の代理人が行った行為又は者の代理人によって引き起こされた悪影響も含む。
3. 対策要請通知書を、特定の状況下において合理的な条件に従わせるように作成することができる。
4. 第 1 項で述べられたいずれかの状況が存在すると執行官が信じるに妥当な理由がある場合でなければ、執行官は対策要請通知書を送達することができない。

第 126 条【是正通知の遵守】

対策要請通知書を送達されたいずれの者も、

- (a) 通知書で定められた期間内に通知書内容を遵守するものとする。
- (b) 通知書で別段の定めがある場合を除き、通知書内容を遵守することで生じる全ての経費を支払うものとする。

第 127 条【是正通知の様式及び内容】

対策要請通知書は所定の書式で行われ、以下を明記しているものとする。

- (a) 対策要請通知書が送達される者の氏名
- (b) 通知書の理由
- (c) 講じるべき、中止すべき、又は行ってはいけない対策
- (d) 対策要請通知書を送付する必要性が出た状況を考慮に入れた、対策が講じられるべき又は中止されるべき期間
- (e) 対策要請通知書内容を遵守しない場合の結果
- (f) 第 129 条に従って上訴する権利

第 128 条【是正通知の取消】

1. 環境保護局が対策要請通知書は必要でなくなつたと判断した場合、その対策要請通知書をいかなる時点においても取消することができる。
2. 対策要請通知書で直接的な影響を受ける者は、その対策要請通知書を変更又は取消することを、書面で環境保護局に申請することができる。
3. 環境保護局はできる限り速やかに申請を審査するものとし、審査の結果対策要請通知

書を確定、変更、又は取消することができる。

4. 環境保護局は、申請の判定をする際に以下の点を熟考するものとする。
 - (a) 対策要請通知書が出された意図
 - (b) 対策要請通知書の変更又は取消が、通知書が出された意図に与える影響
 - (c) 環境保護局が適切だと考える他のあらゆる事項
5. 環境保護局は、第 1 項に基づく対策要請通知書を取消する決定、又は第 3 項に基づく対策要請通知書を確定、変更、取消の決定に関する書面に基づく通知を、対策要請通知書の影響を受ける全ての者に送付するものとする。
6. 環境保護局はまた、第 3 項に基づく決定に関する書面に基づく通知を、第 2 項に基づき申請を行った者にも送付するものとする。

第 129 条【上訴】

1. 対策要請通知書を送達された者は、対策要請通知書の全体又は一部に対して、環境裁判所へ上訴することができる。
2. 上訴通知書は、
 - (a) 所定の書式でなされるものとする。
 - (b) 上訴の理由及び求める救済措置についてが明記されているものとする。
 - (c) 規則で求められる全ての事項について明記されているものとする。
 - (d) 上訴を提出する者が対策要請通知書の送達を受けてから 15 労働日以内に環境裁判所に提出され、環境保護局に送達されるものとする。
3. 資源管理法（1991 年）第 1 1 部は、同法第 1 2 部に基づき上訴が提出されたかのようにみなして適用されるものとする。

第 130 条【一定の是正通知に対する制限】

以下の者又はその代理人に基づき行われる、又は行われる予定の事柄に関して、いかなる者も対策要請通知書を送達することができない。

- (a) 海上輸送法（1994 年）第 248 条又は第 249 条に基づくマリタイム・ニュージージーランドの責任者
- (b) 同法第 248 条又は第 249 条に基づき与えられた指示に従うあらゆる者
- (c) 同法第 305 条又は第 311 条に基づく又は同法第 310 条に基づき与えられた命令に従うあらゆる現場監督者
- (d) 同法 305 条又は第 311 条に基づき与えられた命令に従う全ての船舶の船長又は所有者、あらゆる石油移転現場又は沖合施設の所有者又は経営者又は他のあらゆる者

第 131 条【環境裁判所における手続】

環境裁判所における本法に基づく法的手続には、資源管理法（1991 年）第 299 条から第 308 条が適用される。

違反及び罰則

第 132 条【違反】

1. 以下のいずれかに違反した、あるいは、違反することを許可した者は、本法に違反したとみなす。
 - (a) 第 20 条（活動を制限する規定）
 - (b) 強制執行命令
 - (c) 対策要請通知書
 - (d) 第 24 条又は第 167 条（活動を中止する場合、環境保護局の指示を遵守することを者に命じる規定）
2. 以下のいずれかに違反した、あるいは、違反することを許可した者は、本法に違反したとみなす。
 - (a) 許容される活動が行われることを環境保護局に通達するという、第 35 条に基づく規定
 - (b) 強制執行官に定められた情報を提供するという、第 140 条に基づく規定
 - (c) 第 158 条に基づき、機密情報の保護に関して環境保護局から与えられた命令
 - (d) 環境裁判所又は高等法院の（強制執行命令以外の）命令
3. 以下の者は全て本法に違反したとみなす。
 - (a) 本法に基づく権限又は本法によって与えられた権限を行使する者を、意図的に妨害したり欺いたりする者。また、その障害となったり、者に抵抗したりする者
 - (b) 第 55 条に基づき発令された召喚又は証拠提示命令に違反する者又は違反することを許可した者

第 133 条【罰則】

1. 第 132 条 1 項の違反を犯した者は、有罪判決に基づき、
 - (a) 自然人の場合、三十万ドル以下の罰金を支払う義務を負う
 - (b) 自然人以外の場合、一千万ドル以下の罰金を支払う義務を負う
2. 第 132 条 1 項の違反を犯した各者は、違反が続く場合、その期間の一日毎又は一日のある部分に対して、有罪判決に基づき一万ドル以下の罰金を支払う義務を負う。
3. 第 132 条 2 項の違反を犯した者は、有罪判決に基づき一万ドル以下の罰金を支払う義務を負う。違反が続く場合はその期間の一日毎又は一日のある部分に対してさらに、千ドル以下の罰金を支払う義務を負う⁴。
4. 第 132 条 3 項の違反をした者は、有罪判決に基づき千五百ドル以下の罰金を支払う義務を負う⁵。
5. 者が第 132 条に基づき違反の有罪判決を受けた場合、裁判所は罰金を科す代わりに、又は罰金に追加して、以下の一つ以上の命令を発令することができる。

⁴ 刑事訴訟（間接改正）規則（2013 年）（SR21013/409）規則第 3 条 1 項に基づき、2013 年 10 月 4 日改正。

⁵ 刑事訴訟（間接改正）規則（2013 年）（SR21013/409）規則第 3 条 1 項に基づき、2013 年 10 月 4 日改正。

- (a) 第 115 条で定められた命令
- (b) 第 76 条 2 項に基づき環境保護局が者の保有する海域利用許可の再検討に関する通知書を送達することを要求する命令。しかしながら、この命令は違反に当該海域利用許可に違反する行為又は怠慢が含まれている場合にのみ、発令することができるものとする。

6. 本法の規定に矛盾して、継続的に存在する事象や断続的に繰り返される行為は、違反の継続とみなす。

第 134 条【厳格責任及び抗弁】

1. 第 20 条に違反又は違反することを許可した罪の訴訟においては、被告が同罪を犯す意図があったかどうかを証明する必要はない。
2. 被告が以下のいずれかを証明した場合、第 1 項で述べられた訴訟に対する抗弁となる。

(a) 次の場合

- (i) 訴訟に関連した行動や事象が生命や健康を救う又は守るため、若しくは環境や既得権に実際に生じた、又は生じる可能性のある悪影響を回避するために必要であった場合
- (ii) 状況から判断すると被告の行動は妥当なものであった場合
- (iii) 行動又は事象の影響が、それが発生した後に被告によって適切に緩和又は改善されている場合

(b) 訴訟に関連した行動又は事象が、自然災害、機械の故障、妨害工作を含む、被告の統制できない事象によって発生し、各事例において、

- (i) 被告がそれらを予測できなかった、又は予防策を取らないでいたことが妥当だと考えられる場合
- (ii) 行動又は事象の影響が、それが発生した後に被告によって適切に緩和又は改善されている場合

3. 第 2 項は、被告が召喚の送達を受けてから 7 労働日以内に、又は裁判所が許可したそれ以上の日数以内に、以下のような書面に基づく通知を検察官に送付した場合にのみ適用される。

(a) 被告が第 2 項を主張する意図があることを述べている

(b) 被告が第 2 項を主張する根拠となる事実を明記している

4. 被告が第 3 項を遵守していない場合であっても、裁判所は被告が第 2 項を主張する公式の許可を与えることができる。

第 135 条【代理人の行為に対する本人責任】

1. 者（即ち、代理人）が、以下の状態で本法に違反している場合、本条第(2)項で述べられた結果が適用される。

(a) 他の者（即ち本人）の代理又は従業員として活動している

(b) 他の者（即ち本人）が所有する船舶の責任者である

2. 本人自らが違反をしているかのようにみなされ、代理人と同じように同じ範囲で法的責任を負う。
3. 本人の法的責任は、代理人の法的責任に影響を与えない。
4. 第 2 項の規定にかかわらず、第 2 項に基づき法的手続が行われた場合でも被告人が以下を証明した場合は抗弁となる。
 - (a) 自然人の場合（会社の共同出資者を含む）、
 - (i) 違反が行われたこと、又は行われることを知らなかった、又は知り得なかったことは妥当だと考えられる場合
 - (ii) 違反を予防するために合理的なあらゆる対策を講じていた場合
 - (b) 自然人以外の者の場合、
 - (i) 被告の取締役（取締役がいる場合）も、被告の経営に関わるいずれの者も、違反が行われたこと、又は行われることを知らなかった、又は知り得なかったことは妥当だと考えられる場合
 - (ii) 被告は違反を予防するために合理的なあらゆる対策を講じていた場合
 - (c) 被告は違反につながる行動又は怠慢が与える影響を緩和するために合理的なあらゆる妥当対策を講じていた場合
5. 自然人以外の者が本法違反の有罪判決を受けた場合、被告の取締役（取締役がいる場合）又は経営に関わる者は、以下が証明された場合、同じ罪の有罪判決を受ける。
 - (a) 違反を構成する行動又は怠慢が取締役又は者の権限、許可、あるいは同意の下で発生した場合
 - (b) 取締役又は者は、違反が行われたこと又は行われることを知っていたか、知り得ていたことが妥当だと考えられるが、それを予防又は阻止するための合理的なあらゆる対策を講じることを怠った場合

第 136 条【罰則手続の開始】

本法に従い、執行官のみが違反に関する起訴状を提出することができる⁶。

第 137 条【出訴期限】

1. 2011 年刑事訴訟法第 25 条の規定にかかわらず、本法の違反に関する時効期間は、違反につながる反則を執行官が最初に知った日又は知るべきだった日より 6 ヶ月間とする⁷。
2. 起訴された者（自然人）が領海の境界線の外側にいる間は、6 ヶ月の時効期間として数えられないものとする。
3. [廃止]⁸

⁶ 刑事訴訟（間接改正）規則（2013 年）（SR21013/409）規則第 3 条 1 項に基づき、2013 年 10 月 4 日改正。

⁷ 刑事訴訟（間接改正）規則（2013 年）（SR21013/409）規則第 3 条 1 項に基づき、2013 年 10 月 4 日改正。

⁸ 刑事訴訟（間接改正）規則（2013 年）（SR21013/409）規則第 3 条 1 項に基づき、2013 年 10 月 4 日改正。

強制執行官の任命及び権限

第 138 条【強制執行官】

1. 環境保護局は本条第 2 項で述べられた人物を、以下のいずれか又は両方の意図で、執行官に任命することができる。
 - (a) 本法、規則、海域利用許可の遵守を確実にするため
 - (b) 第 141 条に基づく査察の権限を行使するため
2. 以下の条件を満たす人物は執行官の候補者となることができる。
 - (a) 適切な経験、専門的能力及び割り当てられる役割に関連した資格を有している者
 - (b) 適切な資質を持ち、適切な訓練を受けた環境保護局の職員である者
3. 環境保護局は各執行官に以下の認定証を与えるものとする。
 - (a) その人物の氏名（フルネーム）が記入されている
 - (b) 本法に基づきその人物に与えられる権限の要約が含まれている
4. 本条に基づき発行された認定証を保有する執行官は、執行官の任命期間終了時に、認定証を環境保護局に返還するものとする。

第 139 条【権限行使】

1. 執行官は認定証の規定に従い、本法に基づく権限を、任命を受けた目的のためだけに行使することができる。
2. 本法に基づく権限を行使する執行官は認定証及び身分証明書を常に携行し、求められればそれらを提示しなくてはならない。

第 140 条【一定の情報に対する要請権限】

1. 本条は、執行官が正当な理由に基づき者が本法に違反している又は違反したと考える場合に適用される。
2. 執行官は、者に以下の情報を執行官に提供するよう命じることができる。
 - (a) 者が自然人の場合、その者の氏名、住所、及び生年月日
 - (b) 者が自然人でない場合、その者のフルネーム及び住所

第 141 条【査察を行う権限】

1. 執行官は、妥当な時にはいつでも、第 3 項で述べる目的を果たすために以下に立ち入り、査察を行うことができる。
 - (a) ニュージーランド内又は排他的経済水域内の建物、車両、船舶又は構造物、但し、個人の住宅又はマオリ族の集会所（marae）を除く
 - (b) 大陸棚に位置する構造物で、大陸棚の探査又は大陸棚の天然資源の採掘に関連する構造物
 - (c) 排他的経済水域を越える大陸棚の上部水域にある船舶
2. 査察では、その権限を行使する者に、以下を許可する。
 - (a) 第 1 項に基づき立ち入った建物、車両、船舶、構造物で発見された全ての物を調査すること

- (b) 全ての物質のサンプルを採取すること
 - (c) 調査、検査、質問、又は実演を行うこと
 - (d) いずれかの公文書又はその一部の開示を求め、その写しを要求すること
3. 立入検査をする権限の行使が許されているのは、以下が遵守されているかについて判定する目的のためである。
- (a) 本法、規則、又は海域利用許可
 - (b) 対策要請通知書
 - (c) 強制執行命令
4. 第 1 項で述べられた建物、車両、船舶、構造物に関する立入検査をする権限は、環境保護局がそれらに執行官が立ち入ることを書面で明確に許可している場合に限り、行使できる。
5. 執行官は第 1 項 (c) に基づき外国の船舶に乗船して査察する権限を行使する前に、第 4 項で述べられた書面の写しを外務副大臣へ送付するものとする。
6. 本条に基づき付与される権限に関しては、搜索監視法 (2012 年) 第 4 部 (第 2 章、第 8 章、第 118 条、第 119 条を除く) が適用される。
7. 本条の定義において、
- 立入とは、船舶に関しては乗船するという意味である。
- 外国の船舶とは、船舶登録法 (1992 年) が定義する用語の意味の範囲内で、ニュージーランドの船ではない船舶という意味である。

第 5 部 雑則、暫定規定及び間接改正

第 1 章 雑則

国王その他の保護

第 142 条【国王その他の保護】

者が本法に基づく機能又は責任を合法的に実行した結果発生したいずれの損失、損害、又は経費に対しても、以下の者は責任を負わない。

- (a) 国王
- (b) 環境保護局長
- (c) 環境保護局
- (d) 執行官

費用回収

第 143 条【費用回収の原則】

1. 環境保護局は、本法に基づくその役割を果たすため及びサービスの提供によって生じた直接的及び間接的経費のうち、議会がその目的の実施のために提供した予算では賅えない部分についてできる限り多く回収するため、合理的な全ての手段を講じるものとする。

2. 環境保護局の役割及びサービスには、以下に関して実施されたものを含む。
 - (a) 海域利用許可の申請段階での者の支援（実際に申請がされたかどうかは問わない）
 - (b) 海域利用許可申請の受理、処理、判定
 - (c) 第 22 条、第 161 条又は第 166 条に基づき提供された影響アセスメントの受理
 - (d) 海域利用許可の事務管理、観測、監督
 - (e) 活動が規則を遵守していることの証明
 - (f) 許容される活動を行うことを申請した者への助言
 - (g) 許容される活動を行う者が規則に基づき提供を命じられた情報の処理。規則に基づき求められる場合は、許容される活動の監督
 - (h) 海域利用許可の条件又は期限の再検討
3. 第 144 条に基づく費用回収の最も適切な方法、及び特定の事例において回収する費用金額を判断する上で、大臣はそれらがある程度実用的である限り、以下の指標を考慮するものとする。
 - (a) 平等性、環境保護局の特定の機能やサービス、又はそれらの特定の部分に対して割り当てられた予算は、一般的に、実現可能な範囲で、以下から回収される
 - (i) 環境保護局の機能やサービスの実施から利益を受ける者又はそれに準ずる者。
その者又はそれに準ずる者が機能やサービスから受ける利益に比例する金額で回収する
 - (ii) その者又はそれに準ずる者の作為又は不作為に基づき環境保護局がその機能を実行する必要がある場合はその者又はそれに準ずる者から環境保護局の機能を実行するために生じた経費に比例する金額で回収する
 - (b) 効率性、最小限の経費で最大限の利益をもたらすことを確実にするために予算を割当て、回収しなければならない
 - (c) 正当性、関連する機能又はサービスの実施に基づき実際に生じた合理的な経費（間接的経費を含む）についてのみを回収すべきである
 - (d) 透明性、機能又はサービスの実施に基づき生じた経費は、それらを回収する時のために可能な限り詳しく特定され、割り当てられなくてはならない
4. 本条は特定の機能又はサービスの実施に基づいて回収されるべき経費を厳密に配分することを求めるものではない。また、料金を設定する方法を制限していないため、料金は以下のように設定することも可能とする。
 - (a) 経費又は潜在的経費の平均額を計算することで料金を定める
 - (b) 料金を支払う者に直接的な利益を与えない機能又はサービスに基づき生じた経費、又は潜在的経費ではないものの、者に準ずる者に対しては間接的経費又は潜在的経費となるものについて考慮に入れた上で料金を定める

第 144 条【費用回収の方法】

経費は、第 143 条 1 項を意図として、以下の一つ以上の方法に基づき回収することがで

きる。

- (a) 固定料金
- (b) 等級又は計算式に基づく料金、又は一時間毎の料金あるいは他の単位の料金で決まる料金
- (c) 機能又はサービスの実施に基づき、又はそれに関連して実際に生じた合理的な経費を料金として請求する
- (d) 機能又はサービスの実施の前に支払われるべき概算料金又は概算経費を請求し、それらが実施された後に精算することで、不足分を再度請求、超過分を返金する
- (e) 機能又はサービス実施前に支払われる、払戻可能又は払戻不能の前払い金

第 145 条【費用回収及び会計年度の一般的関係】

1. ある会計年度に適用される所定料金を定めるいかなる規則も、
 - (a) 当該会計年度が始まる前に制定されているものとする。
 - (b) しかしながら、これらの規則は別段の定めがある場合を除き、当該会計年度内及びそれ以降の会計年度で規則が適用され、当該規則が無効となるまで、又は差替られるまで適用されるものとする。
2. 以下のいずれかの変更又は設定の場合、第 1 項はいずれかの会計年度内で当該会計年度に支払われるべき料金に変更又は設定されることを妨げることはできない。
 - (a) 料金が値下げされる、料金が廃止される、又は実質的な変更なく再提示される
 - (b) 料金の値上げ又は新料金の設定において、
 - (i) 料金の値上げ又は新料金に基づき主に影響を受ける者又はその代表と適切な話し合いが行われている
 - (ii) 当該者又はその代表者が料金の値上げ又は新料金に合意しているか、それほど反対していないことを大臣が確信している
3. 第 1 項の規定にかかわらず、本法が施行した会計年度内に、規則に基づき所定料金を定めることができる。この制定には第 2 項 (b) (ii) は適用されないものとする。
4. 所定料金を定めるいずれかの規則が改正される際、それが誤りを正すのみの場合は、第 1 項はこの改正には適用されない。
5. いかなる会計年度においても、当該会計年度の 4 会計年度前からのいずれかに費用回収の不足がある場合は、その分を回収することができる。また、同時期に費用回収の超過分がある場合は、引当金に充当することができる（当該会計年度の前年会計年度における見積りの不足分又は見積りの超過分を含む）。

第 146 条【規則で規定される負担】

1. 本法の目的を実施するため、所定料金を定める規則を第 30 条に従い制定することができる。
2. 第 144 条で指定された一つ以上方法に基づき料金を定めることができる。
3. 所定料金に関して、

- (a) 特別の、又は緊急の機能又はサービスが行われた場合は別料金を課金することができる。
- (b) 同一の機能又はサービスが異なる方法で、又は異なる場所で、あるいは異なる場所に関して提供された場合は、一つ以上の料金レベルを含むことができる。
- (c) 同様の機能又はサービスでも、異なる方法で提供された場合は異なる料金を課金することができる。
- (d) 機能又はサービスの実施に費やした時間又は構成内容が者又はそれに準ずる者によって異なる場合は異なる料金を課金することができる。

第 147 条【環境保護局への債務となる負担】

1. 支払期限日までに支払われない料金又は料金の一部は、環境保護局に支払われるべき負債となる。
2. 環境保護局は、管轄裁判所の全ての法廷において負債を回収できる。
3. 料金が環境保護局に支払われるべき状態にある場合、環境保護局は料金が全額支払われるまで、その料金に関する行動を実施する必要はない。

公文書の送達

第 148 条【公文書の送達】

1. 本法又は規則に従い、通知書又は他の公文書を者に送達する場合は以下のようにして送達することができる。
 - (a) 者（大臣以外の者）に個人的に届ける
 - (b) 者が普段使用している、又は最後に知られた、者の居住地又は事務所へ届ける
 - (c) 料金前納郵便で者が普段使用している、又は最後に知られた者の居住地又は事務所の住所に郵送する
 - (d) 者が指定する郵便局の私書箱に投函する
 - (e) 者が指定する書類交換ボックスの番号へ配達する書類交換サービスを利用する
 - (f) 者が指定するファックス番号に送信する
 - (g) 者が指定する電子メールアドレスに送信する
2. しかしながら、裁判所の法的手続の書類に関しては、第 1 項は適用されないものとする。
3. 大臣は、適切な省庁の最高行政官への送達をもって、その送達を受けることができる。
4. 法人又は非法人団体は、団体の職員への送達又は団体の登録事務所への送達をもって、その送達を受けることができる。
5. 共同経営会社は、共同経営会社のいずれかの共同出資者への送達又は登録事務所への送達をもって、その送達を受けることができる。
6. 第 3 項から第 5 項に基づく送達には、第 1 項が適用される。
7. 本法を実施する目的のために通知書又は公文書が国王機関へ送達される場合は、第 1 項の規定に関わらず、以下のようにして送達することができる。

- (a) 機関事務局又は主要事務所へ届ける
 - (b) 機関事務局又は主要事務所のファックス番号又は電子メールアドレスに送信する
 - (c) 通知書又は公文書を送達する者と機関との間で合意された方法で届ける
8. 通知書又は公文書が第1項(c)又は(d)に基づき郵送された場合、それらの郵送に通常かかる日数が経過した時点で者に受領されたものとみなす。

第149条【船舶の船長又は所有者に対する公文書送達】

1. 船舶の船長又は所有者が第132条1項(a)の違反に対する刑事訴訟の被告であり、召喚書又は他の公文書が被告へ次のように送達された場合、刑事訴訟法(2011年)の目的は達成されたものとみなす⁹。
- (a) 被告を代表する船舶の代理人へ個人的に届けられた場合、代理人が被告を代表してそれを受領することを拒否した場合でも、それらが代理人に提供された場合
 - (b) 被告を代表する船舶の代理人の通常の居住地又は事務所が登録された住所、あるいは最後に知られた住所に宛てた手紙が送付された場合
 - (c) 地方法院裁判官、判事、地域判事、又は文書記録事務官が刑事訴訟法(2011年)に基づき制定された規則に従ってそれらを送達すべきだと命じ、実際にそれらの規則に従って送達された場合¹⁰
2. 第1項は他のいかなる法令にも関わらず適用される。
3. 通知書又は公文書が第1項(b)に基づき郵送された場合、それらの郵送に通常かかる日数が経過した時点で代理人に受領されたものとみなす。

援用

第150条【本規則における文書の援用】

1. 以下の文書は、援用することで、第27条から第30条に基づき制定された規則に編入することができる。
- (a) 国際機関又は国内機関の基準、要件、又は実践が推奨される文書
 - (b) 各国又は各管轄司法の基準、要件、又は実践が推奨される文書
 - (c) 大臣が、規則に含めるには、又はその一部とするには実用的でないか印刷するにはあまりに長すぎると考える他のいずれかの文書
2. 文書は援用することで、
- (a) その全部又は一部を規則に編入することができる。
 - (b) 規則が定める改正、追加、又は変更を加えて規則に編入することができる。
3. 援用に基づき規則に編入された文書は、規則の一部として法的効力を有する。

第151条【本規則における援用文書の改正又は差替が与える影響】

援用文書の改正や差替が行われた場合、その後制定された規則に基づきその改正や差替について言及され、規則に編入された場合を除き、改正又は差替は規則の一部としての法

⁹ 刑事訴訟(間接改正)規則(2013年)(SR21013/409)規則第3条1項に基づき、2013年10月4日改正。

¹⁰ 刑事訴訟(間接改正)規則(2013年)(SR21013/409)規則第3条1項に基づき、2013年10月4日改正。

的な効力を持たないものとする。

第 152 条【援用文書の証明】

1. 援用文書（いずれかの文書の改正又は差替を含む）の写しは、
 - (a) 最高行政官によって正式な文書の写しであることが証明されるものとする
 - (b) 最高行政官に基づき保管されるものとする
2. 手続において文書の謄本を提示することは、それに反する証拠がない場合、援用された文書であるという十分な証明となる。

第 153 条【援用文書の消滅が与える影響】

援用文書が消滅した場合又は廃止された場合あるいは効力を持たなくなった場合でも、援用された文書は規則の一部として法的効力を持ち続ける。ただし、規則が改正された場合又は新しい規則に差替られた場合はこの限りではない。

第 154 条【援用文書へのアクセス】

1. 本条は以下に適用される。
 - (a) 援用に基づき規則に編入された文書
 - (b) 援用に基づき規則に編入された文書のいずれかの改正又は差替又は (a) の文書
 - (c) (a) 及び (b) に述べる文書が、ニュージーランドの公用語で書かれていない場合、その文書と共にニュージーランドの公用語に正確に翻訳された文書
2. 最高行政官は、
 - (a) 文書を省庁の事務所又は最高行政官が適切だと考えるいずれかの場所で、営業時間（開庁時間）内に無料で閲覧できるようにしなければならない。
 - (b) 閲覧できる文書の写しを、省庁の事務所で妥当な価格にて購入できるようにしなければならない。
 - (c) 省庁が運営するウェブサイト上又は省庁を代表して運営されるウェブサイト上で、利用可能な文書の写しを無料で入手できるようにしなければならない。ただし、そうすることが著作権の侵害になる場合はこの限りではない。
 - (d) 官報に公示することで以下を伝えるものとする。
 - (i) 文書が言及されて規則に編入されたこと、及び当該規則を施行する日
 - (ii) 省庁の事務所で官庁時間内に文書を無料で閲覧できること、文書を閲覧できる他の場所
 - (iii) 文書の写しを省庁の事務所で購入できること、及び写しが購入できる他の場所
 - (iv) (c) に基づく文書の写しはインターネットにて無料で入手できるということ、及びそのウェブサイトのアドレス
3. 最高行政官は、
 - (a) 各状況において最高行政官が適切だと考えるその他の方法に基づき、文書の写しを利用できるようにすることができる。

(b) (a) が適用される場合は、官報の公示でその他の方法に基づき文書の写しができること、及び文書入手することができる場所とその方法の詳細についてを明示するものとする。

4. 最高行政官は、省庁の運営する又は省庁を代表して運営されるウェブサイト上にある無料で文書の写しを利用できるページのリンクを、他の人物が運営する、又は他の人物を代用して運営されるウェブサイトには貼ることで第2項(c) (それが当てはまる場合) を遵守したものとみなす。
5. 本条の遵守を怠った場合でも、援用された規則は無効とはならない。
6. 最高行政官は第2項(c)の意図で、援用された文書をインターネット上で利用できるようにする権限を著作権法(1994年)第66条に基づき主張することはできない。

第155条【基準法(1988年)適用に対する非影響性】

第150条から第154条は、基準法(1988年)第22条から第25条の適用に影響を与えない。

第156条【法令公示法(1989年)の援用文書への不適用】

援用された文書には、法令公示法(1989年)は適用されない。

第157条【規則(不許可)法(1989年)の適用】

1. 規則(不許可)法(1989年)第4条は、本法に従い援用された文書が下院に提出されるように命じるものではない。
2. 第1項に基づく規則(不許可)法(1989年)第4条における変更を別として、規則(不許可)法(1989年)は援用した規則に適用される。

機密情報の保護

第158条【機密情報の保護】

1. 環境保護局は、以下のために第3項で述べられた指示が必要であると確信した場合、環境保護局自らの意思で又はいずれかの手続若しくは一連の手続の者の申請において、第3項で述べられた指示を与えることができる。
 - (a) tikanga Maori (マオリ族の典礼及び文化) への重大な冒涇を避けるため、又はワヒ・タブの場所を開示することを避けるため
 - (b) 情報を提供した、又は情報の主な対象となる者の営業上の秘密を開示するのを避けるため、あるいはその者の商業的立場に不当な不利益を生じさせることを避けるため
2. 第1項の規定にかかわらず、個別の事例において国民が情報を知る権利が、上記の冒涇、開示又は不利益を避ける重要性を上回る場合、環境保護局は第3項で述べられた指示を与えることができない。
3. 環境保護局は第1項を意図して、以下のような指示を与えることができる。
 - (a) それらの情報に言及される可能性のあるいずれかの審問又は一連の審問を、一般人を除外して開催するように命じる指示

(b) 環境保護局に提供された、又は環境保護局が取得したいずれかの情報を、情報が申請の審査対象になるかどうかにかかわらず、公開また発表することを禁じる、又は制限する指示

4. 第3項 (b) に基づき与えられた指示は、
 - (a) 第1項 (a) で述べるいずれかの事項に関する指示の場合、当該事項が関連する手続が開始された日より効力を生じ、無期限の間又は環境保護局が状況から適切だと考える日まで有効であると明言することができる。
 - (b) 第1項 (b) で述べるいずれかの事項に関する指示の場合、当該事項が関連する手続が開始された日より効力を生じるが、当該手続の決着と同時に全ての効力が失われるということを明言することができる。
5. 第3項 (b) に基づき情報の公開又は発表を禁止又は制限する指示が与えられた日をもって、公的情報法（1982年）の規定は当該情報に適用されなくなるが、指示は有効に存続するものとする。
6. 環境保護局のいずれの手続又は一連の手続におけるいずれの者も、環境保護局が与えるいずれかの指示の取消又は変更を求める要求を資源管理法（1991年）第279条3項 (a) に基づき環境裁判所に申請することができる。
7. 環境保護局がいずれの手続、又は一連の手続に関する者の申請において、第3項で述べられた指示を与えることを拒否した場合、者は資源管理法（1991年）第279条3項 (a) に基づく要求を環境裁判所に求めることができる。
8. 本条の定義における、情報とはいかなる公文書又は証拠も含む。

権利放棄及び期限の延長

第159条【権利放棄の権限及び期限の延長】

1. 環境保護局はいずれの事例においても、
 - (a) 期限が満了になっているかどうかにかかわらず、本法又は規則で定められた期限を延長することができる。
 - (b) 公文書送達の方法又は時間に対して、本法又は規則に基づく要件を遵守することを放棄することができる。
2. 者が本法又は規則に基づき情報の提供が求められ、その情報が不正確である場合又は省略されている場合若しくは手続に関する要件が遵守されていない場合、
 - (a) 要件を遵守することを放棄することができる。
 - (b) 省略された部分又は不正確な部分を環境保護局が適当だと考える条件へ訂正するよう指示することができる。

第160条【権利放棄及び延長の要件】

1. 環境保護局は第159条に従って期限を延期する場合、サービスの期限や方法、又は書類送達に関する要件の遵守を放棄する場合、以下を考慮に入れない限り、それらを行うことはできない。

- (a) 環境保護局が、延長又は権利放棄をすることで影響を受ける可能性があると考え
る全ての者の利益
 - (b) 申請が与える影響について適切な評価を行うことが可能な地域社会の利益
2. 期限は第 159 条に基づき以下の期間延長することができる。
- (a) 本法が定める最大期限の二倍を超えない期間
 - (b) 申請者が要請又は同意した場合、本法が定める最大期限の二倍を超えた期間
3. 環境保護局は期限の延長、又はサービスの期限及び方法、若しくは書類送達の要件遵守の放棄によって直接的な影響を受けると考えている各者が、延長又は要件遵守放棄に関する通達を受けていることを確実にするものとする。

第 2 章 暫定規定

既存の活動

第 161 条【裁量に基づき許容される既存の石油活動】

1. 本条は以下のような石油の調査、探査、採掘を行う既存の活動に適用される。
- (a) 本法が施行された結果、海域利用許可が要求される活動
 - (b) 本法が施行される前に国王鉱物法（1991 年）第 25 条に基づき付与された許可証に基づき認可されている活動、又は同法附則 1 第 12 条に基づき保護された既得権によって認可されている活動¹¹
 - (c) 本法が施行される前に合法的に確立していた活動
2. しかしながら、本条は第 162 条が適用される既存の活動には適用されない。
3. 第 1 項 (b) で述べられた許可証の保有者は、
- (a) 活動に関する影響アセスメントの準備をするものとする。
 - (b) 本法が発行されてから 2 ヶ月以内を期限として、影響アセスメントを環境保護局に提供するものとする。
4. 第 41 条の海域利用許可の申請を影響アセスメントに変更して適用するものとする。
5. 第 1 項 (b) で述べられた許可証の保有者が第 3 項を遵守する場合、本法が施行された日から以下の期間まで、海域利用許可なしで活動を継続することができる。
- (a) 以下のうちの遅い日まで
 - (i) 施行された日より 6 ヶ月後
 - (ii) 2013 年 5 月 1 日
 - (b) 活動を行う者が (a) で述べる期間の間に海域利用許可を申請した場合は、
 - (i) 第 62 条に基づき申請が判定され、いずれの上訴も決着している時点まで
 - (ii) 第 41 条に基づき申請が不完全だとして環境保護局に差し戻され、いずれの異議申立て又は上訴も決着している時点まで
6. 第 5 項 (b) で述べられた海域利用許可の申請が第 41 条に基づき差戻された場合、第 5

¹¹ 国王鉱物改正法（2013 年 No.14）第 65 条に基づき、2013 年 5 月 24 日改正。

項は差戻された申請に代わるいずれの新しい申請にも適用される。

7. 第5項は、第20条に優先する。

第162条【構築物又はパイプラインを含む既存の石油掘削活動】

1. 本条は、本法が施行された結果海域利用許可が必要となった活動のうち、以下のよう
な活動に適用される。

(a) 既存の構築物又は海底パイプラインが含まる活動

(b) 本法が施行される前に国王鉱物法（1991年）第25条に基づき付与された石油採
掘許可証で認可されている活動、又は同法附則1第12条に基づき保護される既
得権によって認可された石油採掘と関係している活動¹²

2. 第1項の規定にかかわらず、本条は第3項で述べるいずれの活動にも適用されない。
ただし、環境保護局が、当該活動が環境又は既得権に与える悪影響は微小又は微小以
下であるという判定をしている場合はこの限りではない。

3. 第2項に言う活動とは、以下の通りである。

(a) 本法が施行される以前には開始されていなかった、構築物を設置する、井戸を掘
るといった、第1項で述べる活動の一部である全ての活動

(b) 本法が施行された日以降に行われた、第1項で述べる活動の特徴、程度、規模に
関する全ての変更

(c) 第1項で述べる活動に関連した既存の構築物又はパイプラインの変更、拡張、撤
去又は破壊

4. 本条が適用される活動は、許可証又は既得権が有効な期間において、本法が施行され
る前と同様に、海域利用許可なしで継続することができる。

5. 第4項は第20条に優先する。

第163条【他の裁量に基づき許容される既存活動】

1. 本条は本法が施行された結果海域利用許可が必要となった活動のうち、以下のよう
な活動に適用される。

(a) 本法が施行される前に合法的に確立されていた活動

(b) 環境及び既得権に与える影響が、本法が施行される以前に存在していた活動の影
響と同じか同程度の特徴、強度、規模である活動

2. しかしながら、本条は第161条又は第162条が適用される活動には適用されないもの
とする。

3. 当該活動は本法が施行された日から以下の期間の間のみ、海域利用許可なしで継続す
ることができる。

(a) 以下のうちの遅い日まで

(i) 本法が施行された日より6ヶ月後

(ii) 2013年5月1日

¹² 国王鉱物改正法（2013年No.14）第65条に基づき、2013年5月24日改正。

- (b) 活動を行う者が (a) で述べる期間の間に海域利用許可を申請した場合は、
 - (i) 第 62 条に基づき申請が判定され、いずれの上訴も決着している時点まで
 - (ii) 第 41 条に基づき申請が不完全だとして環境保護局に差し戻され、いずれの異議申立て又は上訴も決着している時点まで
- 4. 第 3 項 (b) で述べられた海域利用許可の申請が、第 41 条に基づき差戻された場合、第 3 項は差戻された申請に代わるいずれの新しい申請にも適用される。
- 5. 第 3 項は第 20 条に優先する。

第 164 条【禁止される既存の活動】

- 1. 本条は次の活動に適用される。
 - (a) 本法が施行された結果、禁止される活動
 - (b) 本法が施行される以前に合法的に確立されていた活動
- 2. 活動は所定の期間の間継続することができる。
- 3. 第 2 項は第 20 条及び第 37 条 3 項に優先する。

大陸棚法 (1964 年) に基づく 鉱物探査及び開発

第 165 条【開始及び継続できる 鉱物探査及び開発】

- 1. 本条は、本法が施行された結果海域利用許可が必要となった活動のうち、本法の施行日以前に 1964 年大陸棚法第 5 条に基づき付与されたライセンスに基づき認可された鉱物の探査又は調査に関連する活動に適用される。
- 2. 当該活動が開始されていない場合、海域利用許可なしで以下の通り活動を開始及び継続することができる。
 - (a) 免許に従って
 - (b) 免許の有効期限の間 (本法の施行以前に許容される期限の延長も含む)
- 3. 当該活動が既に開始されている場合、海域利用許可なしで以下の通り活動を継続することができる。
 - (a) 免許に従って
 - (b) 免許の有効期限の間 (本法の施行以前に許容される期限の延長も含む)
- 4. 本条は第 20 条に優先する。

計画済の石油活動

第 166 条【裁量に基づき許容される計画済の石油活動】

- 1. 本条は本法が施行された結果、海域利用許可が必要となった計画済の石油活動に適用される。
- 2. 当該活動は本法が施行された後に、海域利用許可なしで開始することができる。
- 3. しかしながら、活動を行う意図のある者は活動開始前に、
 - (a) 活動に関する影響アセスメントの準備をするものとする
 - (b) 影響アセスメントを環境保護局に提供するものとする
- 4. 第 41 条の海域利用許可の申請を影響アセスメントに変更して適用するものとする。

5. 活動を行う意図のある者が第 3 項を遵守する場合、本法が施行された日から以下の期間まで、海域利用許可なしで活動を継続することができる。
 - (a) 以下のうちより遅い日まで
 - (i) 本法が施行された日より 12 か月後
 - (ii) 2014 年 5 月 1 日
 - (b) 活動を行う者が (a) で述べる期間の間に海域利用許可を申請した場合は、
 - (i) 第 62 条に基づき申請が判定され、いずれの上訴も決着している時点まで
 - (ii) 第 41 条に基づき申請が不完全だとして環境保護局に差し戻され、いずれの異議申立て又は上訴も決着している時点まで
6. 第 5 項 (b) で述べられた海域利用許可の申請が、第 41 条に基づき差戻された場合、第 5 項は差戻された申請に代わるいずれの新しい申請にも適用される。
7. 第 2 項及び第 5 項は、第 20 条に優先する。
8. 本条の定義における、計画済の石油活動とは、石油の調査、探査、採掘を行う以下のような活動を意味する。
 - (a) 本法が施行される以前に 1991 年国王鉱物法第 25 条に基づき付与された許可証に基づき認可されている活動、又は同法附則 1 第 12 条に基づき保護された既得権によって認可されている活動¹³
 - (b) 本法が施行される前に開始されていなかった活動

許可されていない活動

第 167 条【中止すべき許可されていない活動】

1. 本条は本章に基づいて認可されなくなった活動に適用される。ただし、当該活動が許容される活動又は海域利用許可によって認可された活動の場合はこの限りではない。
2. 当該活動を行っている者は、
 - (a) 活動を中止するものとする
 - (b) 活動中止に関する環境保護局のいかなる指示にも従うものとする。

第 3 章 他の法律の改正

生物安全法（1993 年）の間接改正

第 168 条【改正された生物安全法（1993 年）】

第 169 条及び第 170 条は、1993 年生物安全法を改正する。

第 169 条【他の法律との関係】

1. 第 7 条 2 項 (a) において、6 項及び第 7A 条を 6 項、及び第 7A 条から第 7D 条に置き換える。
2. 第 7 条 2 項 (a) において、又は資源管理法（1991 年）を資源管理法（1991 年）又は排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012 年）に置き換える。

¹³ 国王鉱物改正法（2013 年 No.14）第 65 条に基づき、2013 年 5 月 24 日改正。

第 170 条【差替えらえた第 7A 条（資源管理法（1991 年）との関係）】

以下のように第 7A 条を差替る。

第 7A 条 資源管理法（1991 年）との関係

1. 担当大臣は、1993 年生物安全法第 6 部に従って微生物を根絶する対策行為が行われており、さらに以下に当てはまる場合は当該活動を資源管理法（1991 年）第 3 部の規定の適用から免除することができる。
 - (a) 活動が資源管理法（1991 年）第 3 部に違反している場合
 - (b) 担当大臣が以下の可能性が高いことを確信している場合
 - (i) 微生物が、ニュージーランド内に定着していない、ニュージーランド内で定着していることが知られていない又はニュージーランド内で定着しているが限られた地域に限定されている
 - (ii) 微生物が、ニュージーランド内で又はニュージーランド全土で定着した場合、重大な経済的損失、人体への重大な悪影響又は重大な環境的損失のうち一つ以上を引き起こす可能性がある
 - (iii) 微生物を根絶するために迅速な対策措置を講じることが国民の利益となる
2. 第 1 項に基づく活動への規定の適用の免除は、最大で 20 労働日間継続することができる。
3. 担当大臣は第 1 項に基づく決定をする前に、
 - (a) 関連許可の監督者に相談するものとする（各状況において可能な範囲内で）。
 - (b) 担当大臣は根絶対策で影響を受ける可能性がある関係者の代表者とされる者など、他の者と相談をすることができる。
4. 第 1 項に基づき規定の適用の免除が認可された場合又は第 7D 条に基づき制定された規則によって免除が継続される場合、資源管理法（1991 年）第 3 部は規定の適用の免除が継続されている期間中は、当該活動に適用されないものとする。
5. 規定の適用の免除が終了した後は、
 - (a) 資源管理法（1991 年）の規定は当該活動及びそれに基づき及ぼされた悪影響に、適用の免除がなかった場合にそれらの規定が適用されていたであろう範囲で適用するものとする。
 - (b) 担当大臣は免除が適用されなかった場合資源管理法（1991 年）に基づく規定が適用されていたであろう悪影響を改善又は緩和することに努めるものとする
6. 本条において、許可の監督者は資源管理法（1991 年）第 2 条 1 項と同じ意味を持つ。

第 7B 条 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012 年）との関係

1. 担当大臣は生物安全法（1993 年）に基づき微生物を根絶する対策行為が行われており、さらに以下に当てはまる場合は当該活動を排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012 年）第 2 部の規定の適用から免除することができる。
 - (a) 活動が排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012 年）第 2 部に

違反している場合

(b) 担当大臣が以下の可能性が高いことを確信している場合

(i) 微生物が、排他的経済水域内で定着していない、排他的経済水域内で定着していることが知られていない又は排他的経済水域内で定着しているが、排他的経済水域の限られた区域に限定されている

(ii) 微生物が、排他的経済水域内で又は排他的経済水域全域で定着した場合、又はニュージーランドへ広がった場合、重大な経済的損失、人体への重大な悪影響又は重大な環境的損失のうち一つ以上を引き起こす可能性がある

(iii) 微生物を根絶するために迅速な対策措置を講じることが国民の利益となる

2. 第1項に基づく活動への規定の適用の免除は、最大で20労働日間継続することができる。

3. 担当大臣は第1項に基づく決定をする前に、

(a) 関連許可の監督者に相談するものとする（各状況において可能な範囲内で）。

(b) 担当大臣は根絶対策で影響を受ける可能性がある関係者の代表者とされる者など、他の者と相談をすることができる。

4. 第1項に基づき規定の適用の免除が認可された場合又は第7D条に基づき制定された規則によって免除が継続される場合、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）第2部は規定の適用の免除が継続されている期間中は当該活動に適用されないものとする。

5. 規定の適用の免除が終了した後は、

(a) 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）の規定は当該活動及びそれに基づき及ぼされた悪影響に、適用の免除がなかった場合にそれらの規定が適用されていたであろう範囲で適用するものとする

(b) 担当大臣は、免除が適用されなかった場合排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）に基づく規定が適用されていたであろう悪影響を改善又は緩和することに努めるものとする

第7C条 行為免除決定の公告

1. 担当大臣は第7A条又は第7D条に基づく決定をした後、その決断を担当大臣が適当だと考えるやり方で公告するものとする。

2. 公告には以下が明記されているものとする。

(a) 根絶又は管理される微生物

(b) 微生物の根絶又は管理のため取られる予定の主要な対策措置

(c) 活動に基づき影響を受ける区域

3. 本条、第7A条3項又は第7B条3項の遵守を怠ったとしても、第7A条又は第7B条に基づき与えられたいかなる規定の適用の免除の有効性にも影響を与えない。

第7D条 免除継続に関する規則

1. 司法長官は担当大臣の提言に基づき出された枢密院勅令に基づき、以下の規則を制定することができる。
 - (a) 第7A条に基づき活動を資源管理法（1991年）第3部の規定の適用範囲から免除することを継続させる規則
 - (b) 第7B条に基づき活動を排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）第2部の規定の適用範囲から免除することを継続させる規則
2. 担当大臣は微生物の根絶又は管理のための対策措置が、規定の適用の免除期間を越えて継続されることが必要だと判断した場合を除き、第1項を意図した提言をしてはならない。
3. 本条に基づき制定された規則は、官報での公示の日又は規則で定められた日のうちの遅いほうの日をもって施行するものとする。
4. 規則は施行された日から2年が経過した時点で無効となる。ただし、これより早く廃止された場合はこの限りではない。

大陸棚法（1964年）の改正

第171条【大陸棚法（1964年）の改正】

1. 本条は、大陸棚法（1964年）を改正する。
2. 第8条は、第1項(a)、(b)、(f)、(g)、(i)、及び(j)を差替えることで改正される。

国王機関（刑事責任）法（2002年）の改正

第172条【国王機関（刑事責任）法（2002年）の改正】

1. 本条は、国王機関（刑事責任）法（2002年）を改正する。
2. 第6条1項は、以下の号を加えることで改正される。

「(d) 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）の違反」
3. 第7条(a)は、「建設法（2004年）」の後に「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）」を挿入することで改正される。

環境法（1986年）の改正

第173条【環境法（1986年）の改正】

1. 本条は、環境法（1986年）を改正する。
2. 附則1は、適切なアルファベットの順番に次の項目を挿入することで改正される。

「排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）」

環境保護局法（2011年）の改正

第174条【環境保護局法（2011年）の改正】

1. 本条は、環境保護局法（2011年）を改正する。
2. 第5条の環境に関する法律の定義は、(a)の後に以下の号を挿入することで改正される。

「(ab) 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）」

漁業法（1996年）の改正

第175条【漁業法（1996年）の改正】

1. 本条は、漁業法（1996年）を改正する。
2. 第11条2項は、(c)の後に以下を挿入することで改正される。
「(ca) 排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）に基づき制定された規則」

資源管理法（1991年）の改正

第176条【資源管理法（1991年）の改正】

1. 本条は、資源管理法（1991年）を改正する。
2. 第61条2項は、(b)の後に以下を追加することで改正される。
「(c) 地域政策声明が排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）に基づき制定された規則と一致する範囲で」
3. 第66条2項は、(d)の後に以下の号を追加することで改正される。
「(e) 地域計画が排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）に基づき制定された規則と一致する範囲」

搜索監視法（2012年）の改正

第177条【搜索監視法（2012年）の改正】

1. 本条は、搜索監視法（2012年）を改正する。
2. 附則において、2010年電気業法に関する項目の後に、以下を挿入する。

2012年排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律	第141条1項及び2項	執行官は法律、規則、海域利用許可、対策要請通知書、又は強制執行命令が遵守されているかを判定するため、建物、車両、船舶、又は構造物に立入査察をすることができる。	全て（第2章、第8章、及び第118条、第119条を除く）
-------------------------------	-------------	---	------------------------------

2013年10月14日現在版における但書

1. 全般

本文書は、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）の最も新しい改正日の時点において同法への全ての改正を編入した、排他的経済水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律（2012年）の再版である。

2. 法的地位

再版は、再版の日の時点において、立法され施行された法律及びその他の法律に対するいずれの改正も正しく記述しているとみなされる。立法法（2012年）第18条に基づき電子版で出版されている本再版は、立法担当局責任者に基づき発行されると同時に正式版（公式版）としての法的地位を有する。

3. 編集及びフォーマットの変更

再版における編集及びフォーマットの変更は、立法法（2012年）第24条から第26条の権限の下で行われた。詳細については以下を参照のこと。

<http://www.pco.parliament.gov.nz/editrial-convention/>

4. 本版に挿入された改正

刑事訴訟（間接改正）規則（2013年）（SR21013/409）規則第3条1項
排他的經濟水域及び大陸棚（環境影響）に関する法律施行令（2013年）（SR2013/282）
国王鉱物法改正法（2013年 No.14）第65条

資料 4 (海洋政策研究財団 訳) ※

中国・国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画 (2011~2015)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画 (2011～2015)

序 言

わが国は太平洋の西海岸に位置しており、海岸線長が 1.8 万 km に及ぶとともに、面積が 500m² 以上の海島 6,900 ヶ所を有し、内水及び領海の面積は 38 万 km² である。「国連海洋法条約」の関連規定及びわが国の主張に基づき、わが国の管轄海域は約 300km² に及ぶ。わが国は国際海底区域において、排他的探査権及び優先開発権を有する 7.5 万 km² の多金属ノジュール鉱区、1 万 km² の多金属硫化物鉱区を獲得するとともに、南北極において長城、中山、崑崙、黄河等の科学考察ステーションを建設している。

発展途上の海洋大国として、わが国は海洋における戦略的利益を有している。経済グローバル化の発展及び開放型経済の形成・深化により、国際貿易及び国際交流における海洋の橋渡し役が著しくなっており、資源保障及び発展空間の拡大における戦略的地位がさらに高まっている。「国家海洋事業発展 12 次 5 ヶ年計画 (以下、「12 次 5 ヶ年計画」と呼ぶ)」期間は、わが国の海洋事業発展における重要な時期であり、海洋開発及び総合管理能力を重点的に向上させ、海洋事業発展を統合的に計画することは、国家の「走出去 (出てゆく)」戦略の実施における重大な措置であり、沿岸地域経済社会の発展、国民経済発展方式の転換、「小康社会 (ゆとりのある社会)」目標の実現における重大な戦略的意義を持つ。

本計画は、2008 年に国务院に批准された「国家海洋事業発展計画要綱」に基づくとともに、新しい情勢を踏まえ、新しい時期の海洋事業発展に総合的な計画・配置を行ったものである。本計画でいう海洋事業とは、海洋資源、環境、生態、経済、権益及び安全等の面における総合管理及び公共サービス活動を指す。計画期間は、2011 年から 2015 までで、2020 年を展望する。

第 1 章 発展環境

「11 次 5 ヶ年計画 (「中国国民経済及び社会発展の第 11 次 5 カ年計画綱要」、以下同。)」以来、わが国の海洋事業発展は大幅な進展を見せると同時に、厳しい情勢と数多い挑戦に直面している。グローバルな視点と戦略的思考により海洋事業発展の新しい情勢を見つめ、海洋事業発展の新しい特徴を正確に把握するとともに、戦略的機会をつかめつづけ、発展過程における矛盾及び問題を有効に解決しながら、海洋事業発展の新しい局面を切り開くことに努めなければならない。

第 1 節 成果の振り返り

「11 次 5 カ年計画」時期に、国民の海洋意識が著しく高まり、海洋計画業務が秩序的に

展開され、海洋発展戦略が明確化された。海洋国際協力が推進され、国家海洋権益及び海洋安全が有効的に保障され、わが国の管轄海域における定期的な巡航・法執行が実現された。海洋科学技術の重大な突破が実現され、深海探査等技術が世界先進レベルまたはそれに近いレベルまで進展されるとともに、領海、排他的経済水域及び公海における資源環境及び科学的調査が幅広く展開された。海洋経済の継続的成長が遂げられ、国民経済発展のリード役が著しく強化された。重点海域における環境汚染防止措置が実施され、海洋保護区の建設が大幅な進展を見せている。海洋公益サービス及び防災能力が著しく強化され、海域、海島、海上交通、海洋漁業及び海上治安管理が効果的な成果を得るとともに、海洋総合管理能力が一層高められている。

第2節 機会及び挑戦

「12次5カ年計画」時期は、わが国の海洋事業が発展する肝心な時期である。「中国共産党の国民経済及び社会発展第12次5カ年計画の制定に関する意見」及び「中国国民経済及び社会発展第12次5カ年計画」は、海洋事業発展に対しより高い要求を出しており、計画的な配置を行っている。海洋事業発展は新しい機会に直面すると同時に、厳しい挑戦が数多く存在する。その1は、沿海地域経済の急速な発展と臨海産業集中の加速化により、海洋資源の科学的利用及び海洋生態環境の合理的保護の責務が更に厳しくなり、海洋経済発展方式の転換及び配置合理化の指導・調整、海洋経済評価、海洋防災、海洋資源環境の管理監督等能力の向上が早急に求められている。その2は、世界海洋科学技術競争の激烈化及び国民経済発展方式転換への要求により、海洋核心技术の欠乏、成果転換率の低さ、科学技術人材の不足等の現状を改善し、科学技術資源の配置の合理化、海洋科学技術イノベーション力及び人材育成力の確実な向上が求められている。その3は、改革開放戦略の推進及び海洋事業「出てゆく」戦略の足並みの加速化により、海洋総合調整メカニズムの改善し、海洋権益の保護、海洋安全の保障、海洋突発事件の対処及び国際海洋秩序の保護等能力の確実な向上が求められる。

第2章 全体要求

国内外情勢の新しい変化に積極的に適応し、発展基礎に立脚するとともに、発展機会を把握し、発展思考を新しくする。「12次5カ年計画」時期における海洋事業発展の指導思想、原則及び目標を科学的に確定し、わが国海洋事業の更なるステップアップを推進する。

第1節 指導思想

鄧小平理論及び「三個代表（三つの代表、江沢民・中国共産党総書記が2000年2月に発

表した思想)」の重要思想を基に、科学的発展をテーマに、経済発展方式転換の加速化を大筋に、体制革新及び科学技術進歩を柱に、海域・陸域の統合を堅持し、海洋資源を科学的に利用するとともに、海洋生態環境を合理的に保護し、海洋経済発展を積極的に推進する。海洋意識を向上させ、海洋文化の繁栄を図るとともに、国家海洋権益を保護し、国際海事に参加する。発展空間を拡大するとともに、海洋開発及び総合的管理能力を向上させ、現代化の海洋強国の建設に堅実な基礎を打ち立てる。

第2節 基本原則

海域・陸域の統合を堅持する。沿海地域経済社会発展及び海洋資源利用、海洋生態環境保護の関係を正確に調整し、海陸経済社会発展の基本思考、機能位置づけ、重点責務及び管理体制を統合的に調整する。

グローバルな視点を堅持する。自己の経験及び国際経験参考の関係を正確に調整するとともに直ちにまとめ、発展思考を革新する。国際海事の交流協力に主体的に参加し、相応の国際責務及び義務を積極的に負うとともに、より開放された現代化の海洋発展観を樹立する。

「以服务为本（サービスを以って基本とする）」を堅持する。海洋事業の迅速な発展及び社会公共サービスレベルの向上間の関係を正確に調整し、管理体制を革新させる。海洋事業の国民経済発展、社会事業進歩におけるサービス保障能力を確実に向上させる。

持続的発展を堅持する。海洋資源開発及び生態環境保護の関係を正確に調整し、海洋開発の秩序を規範化するとともに、海洋経済発展方式を転換させる。海洋防災能力を向上させ、経済社会及び生態環境の調和的発展の促進に努める。

科学技術の革新を堅持する。海洋事業発展の加速化及び総合競争力の向上間の関係を正確に調整し、科学技術資源の配置を合理化する。科学技術の成果転換を推進するとともに、人材育成及び誘致を加速化し、科学技術の海洋事業発展に対する支援力を確実に向上させる。

第3節 発展目標

「12次5カ年計画」時期の海洋事業発展の目標は、下記の通りである。

—**海洋総合管理能力の安定的向上。**海洋総合管理体制が改善され、海洋関連の法律及び

政策がより整備されるとともに、海洋法執行力が継続的に強化される。海域、海島、海洋環境、交通運輸、漁業の管理が強化され、海洋経済発展広報及び評価制度が効率的に執行されるとともに、海洋総合管理力が確実に強化される。

—**海洋の持続的発展能力の確実な強化。**海洋環境悪化の傾向が抑制され、海洋投棄汚染物の排出総量が有効的に管理されるとともに、沿岸海域水質の安定が維持され、重点沿岸海域の水質がある程度改善される。管轄海域面積における海洋保護区の割合が 2010 年の 1.1%から 2015 年の 3%に高められ、自然海岸線の保有率が 36%以下にならない。

—**海洋公共サービス力の合理化。**海洋災害モニタリング予報・警報レベルが向上され、嵐災害警報は 12 時間前に、津波災害警報は海底地震発生後 30 分以内に発表される。海洋防災体系が改善され、89 ヶ所の新しい海洋観測ステーションが建設される。3 か所の大型海上総合観測プラットフォームが建設され、篤志観測船が 400 隻以下にならない。海洋調査及び測量・製図、海洋情報、海洋標準計量等公共サービス能力が顕著に向上される。国境検査及び海上治安管理サービス力が継続的に強化される。海上人命救助が効率的・安定的に向上される。

—**海洋巡航法執行力の強化。**管轄海域における巡航法執行の時間的・空間的カバー率がより高められ、海上権益侵害事件及びその他違法行為への即時対応力と現場処理能力が向上されるとともに、国際重点海域の保護及び海上戦略ルート安全の保障能力が強化される。

—**海洋科学技術革新能力の大幅な向上。**わが国の海洋基礎研究レベルが世界トップに入り、海洋技術研究開発能力が著しく強化される。深海オイル・ガス開発、深海資源探査技術の研究開発能力の実質的な突破が実現されるとともに、海上風力エネルギーのプロジェクト装備、海水淡水化及び総合利用設備の大規模産業化が実現される。海水淡水化原材料、設備製造の自主創新率が 70%以上、海島における水供給量への貢献率が 50%以上、沿海水不足地域の工業用水供給量への貢献率が 15%に達する。海洋科学技術の海洋経済への貢献率が 60%に達する。海事関連従業員に占める大卒以上学歴の割合が 55%に達し、重大海洋科学技術事業及びプロジェクトにより、100 名前後の国際レベル海洋科学技術を有する海洋人材を育成する。

2020 年までの海洋事業発展の全体目標は、海洋科学技術の自主创新能力及び産業化レベルの大幅な向上である。海洋開発全体的配置が合理化され、海洋利用の集約化が継続的に向上される。陸起因汚染物が有効に管理され、沿岸生態環境の悪化傾向が根本的に転換されるとともに、海洋生物多様性の低下傾向が基本的に抑制される。海洋経済のマクロコントロールの効率性及び的確性が強化され、海洋総合管理体系が改善されるとともに、海事

の統合調整、迅速対応、公共サービス能力が著しく強化される。国際海事への参加能力及び影響力が著しく向上され、公海及び極地調査活動が拡大される。海洋意識が普遍的に高められ、海洋関連法律法規体系が改善される。国家海洋權益、海洋安全が効率的に保護・保障され、海洋強国の段階的目標が実現される。

第3章 海洋資源管理

持続可能な発展原則を堅持し、規範管理を強化する。海洋生物資源を科学的に保護・利用するとともに、海水資源、海洋再生可能エネルギー資源及び海洋オイル・ガス資源の開発・利用への計画的指導を強化し、海洋経済及び沿岸地域経済の発展を支える海洋資源の機能を確実に向上させる。

第1節 海洋漁業資源管理の強化

海面養殖管理を強化し、養殖規模を合理的に決定するとともに、海面養殖の全体的配置を合理化する。深い水深の大型生簀等の離岸養殖を積極的に拡大し、工場化循環水養殖を支援するとともに、水産養殖標準化及び健康養殖標準の普及・応用を加速させる。人工漁礁及び海洋牧場の建設を強化し、増殖放流品種を合理的に決定するとともに、近海海域漁業資源の増殖放流を拡大する。夏季休漁制度を改善し、海洋漁労漁船総量及び努力量総量規制を継続的に実施するとともに、漁業設備の更新を促進し、2015年の漁船数及び努力量は2010年のその実際数量を超えないこととする。遠洋漁業支援政策を継続的に実施し、公海漁業を発展させるとともに、EEZ漁業を強化する。新しい資源、新しい漁場の開発利用を強化し、多面的機能を有する海外漁業総合開発基地を積極的に建設する。海洋漁業の健康的発展を促進する政策・措置を研究・策定する。

第2節 海洋オイル・ガス資源探査・開発の拡大

黄海、東海、南海などの海域におけるオイル・ガス資源の戦略的調査及び評価を強化し、重点海域におけるオイル・ガス資源全体調査を完成させる。公海、南海、東海のオイル・ガス探査を拡大し、深海オイル・ガス資源潜在力の科学研究を強化するとともに、深海開発関連科学技術及び設備の難関攻略力を拡大し、商業的に見合うオイル・ガスの採取を実現する。天然ガス水和物の全体調査を実施し、探査・採取の技術及び設備に関する研究開発を積極的に推進し、試験的採取プロジェクトを展開する。

第3節 海水資源の総合利用

海水直接利用、海水淡水化及び综合利用の促進に関する政策の策定を加速させ、沿海都市における海水利用規模を拡大する。沿岸地域の電力、化学工業、石化、冶金等の産業において海水直流冷却及び循環冷却を実行し、2015年における海水の年間直接利用量を750-1000億 m^3 に達するようにする。国家級の海水淡水化及び综合利用モデル都市を積極的に創設し、天津、大連、青島、上海、深圳、厦門、寧波等の都市における地域特性に合わせた海水淡水化事業を継続的に支援する。沿海省・市が関連沿岸市・県を選出し、海水淡水化及び海水综合利用の試験区を実施することを奨励することを通じて、海水淡水化及び海水综合利用の規模を拡大する。遼寧長海、山東長島、浙江舟山、福建平潭、広東南澳、広西涠洲及び海南西沙群島等の海島を重点的に、海水淡水化を全力発展させ、海島住民の生活用水ニーズを満足させる。2015年の海水淡水化量を220-260万 m^3 /日に達するようにする。海水化学資源及び鹹水資源の综合利用を促進し、高濃度海水製塩、カリウム採取、臭素採取、マグネシウム採取、リチウム採取及びその他の加工等産業化の過程を加速させ、国家海水利用産業化基地を建設する。

第4節 海洋再生エネルギー利用の加速化

海洋再生可能エネルギーの監査及び評価を加速させ、発展計画を策定するとともに、国の海洋再生可能エネルギー資金を利用し、海洋エネルギーの開発及び応用を強化する。千ワット級の潮汐発電、兆ワット級の潮流発電、及び百千ワット級の新型波浪エネルギーのモデル事業を発展させる。海洋温度差エネルギー及び海洋バイオマスエネルギーの調査と利用を推進する。地域の特性に適した海上風力発電を発展させ、風力エネルギー発電所を水深の深く、岸から遠い沖へ配置するように推進する。国際海洋学院など国際非政府組織との活動を発展させる。

第4章 海域の集約的利用

海域の節約的・集約的使用を堅持し、海域使用管理を強化するとともに、海洋機能区画制度を厳格に執行する。埋立て・囲い込み及び重大建設事業による海域の使用管理を強化し、海域使用体制を健全化するとともに、海域使用秩序を規範化し、海域使用効率を高める。

第1節 海域使用管理の強化

国家、省、市、県の4レベルにおける海域使用の動態モニタリング体系の建設を推進し、重点事業による海域使用の全過程の監視・管理を実行する。各種建設事業による海域使用基準を定め、海域使用料の徴収基準を適時調整する。海域資源の価値評価を実施し、海域

使用权の競売・入札・看板掲示方式による譲渡を推進するとともに、海洋使用权市場メカニズムを健全化・規範化する。海域使用の動態モニタリング管理及び法執行状況検査を強化し、各種海域使用活動の定期的検査を実施するとともに、違法行為に対する調査処理能力を高める。全国海岸及び沿岸海域の整備・再生作業を推進し、2015年まで整備・再生が完成された海岸線長を1000kmより以下にならないようにする。

第2節 海洋機能区画制度の厳格な執行

海洋機能区制度をさらに改善させ、各級海洋機能区画の策定業務を加速させる。海域の基本機能を科学的に区分し、海域空間開発を統合調整するとともに、海域使用効率を高める。海域機能区画の実施に対する監督・検査を強化し、海域機能区画の全体性、基礎性、制約性を確実に発揮させる。海岸線の資源配置を合理化し、海岸線の保護及び利用に関する統合計画を強化する。海岸線開発に関する全体的配置及び強度をコントロールし、海岸線を占有が伴う開発利用活動を厳格に規制するとともに、海岸線の社会サービス機能を際立たせる。「高エネルギー消費、高汚染、低レベル」の重複建設事業による海域使用を厳格に制限し、港湾、沿岸市町村及び臨港工業区を合理的に配置する。

第3節 埋立て・囲い込み及び重大建設事業による海域使用管理の強化

埋立て・囲い込み年度計画の管理を厳格にし、埋立て・囲い込みの規模・時期・順序等を科学的に決定する。埋立て・囲い込み計画の執行状況に対する評価及び審査を強化し、違法行為への調査処理能力を拡大する。埋立て・囲い込みによる海域使用の審査・批准管理を強化し、建設事業による海域使用の予審制度及び環境影響評価制度を厳格に執行するとともに、重大建設事業の場所選択に関する科学的論証を確実にする。集中・連結状態の埋立て・囲い込みへの管理を強化し、内湾の埋立て・囲い込みを厳格に規制するとともに、自然河岸、入り海、海島、湿地、水生生物資源、水中文化財等の破壊を減少させる。海底パイプラインの敷設及び軍事的海域使用への管理を規範化する。

第5章 海島の保護と開発

「海島保護法」を徹底的に実行し、海島保護計画の実施を加速させる。海島の分類や区画の管理を実施し、有人海島の合理的開発及び無人海島の保護、特殊用途海島の管理を強化する。

第1節 有人海島の秩序的開発の促進

特殊支援政策を実施し、舟山、横琴、平潭等重点海島における開発・開放を加速させる。舟山群島新区を建設し、海洋総合開発試験区の建設を全力で進める。横琴の開発・開放を推進し、広東・香港・マカオ密接連携型のモデル区を建設する。平潭総合実験区を建設し、兩岸（中国、台湾）交流協力の先行区を建立する。海島居住人口の規模を適度に規制し、海島の居住環境を改善するとともに、自然景観と歴史遺跡を保護し、海島及び周辺海域の生態系バランスを保護する。海島の基礎教育、公共衛生及びテレビ・ラジオ等の社会事業の発展を大いに推進し、交通・通信、水供給・電力供給、汚水・生活ゴミ処理等インフラの建設を支援する。特色産業の発展をリードし、辺鄙な海島の開発・利用の支援に関する政策を策定する。

第2節 無人海島の保護の強化

法律の執行及び監視・モニタリングを強化し、不法な海島の利用活動を禁止する。マングローブ、サンゴ礁、ラグーン等特殊な生態系を有する無人海島の開発を厳格に制限し、無人海島及び周辺海域におけるゴミの海洋投棄を禁止する。海島の統計調査制度を導入し、海島資源総合調査及び地名調査を展開するとともに、海島名称の標示を設置し、海島データベースを改善する。無人海島の開発利用リストを公表し、無人海島の合法的地籍調査、土地権利登録等を展開するとともに、無人海島の有償使用制度を実施する。海島生態系の評価を実施し、典型海島における生態系再生を実施するとともに、生態型海島の開発利用モデルを推進する。

第3節 特殊用途海島の管理の強化

領海基点島嶼の巡視を実施する。領海基点海島の保護を強化し、保護範囲を画定するとともに、領海基点海島及び周辺海域地形の安定を保護し、著しく損なわれた領海基点海島の再生を推進する。国防用途の海島を積極的に保護し、国防に影響を与える各活動を禁止する。海洋權益及び境界画定に関連する特殊島嶼については、航行ナビケート、水文気象観測、地震モニタリング、防災等公益性施設の建設を強化する。海島自然保護区及び特別保護区の建設を強化し、海島自然保護区の科学的普及と海島生態環境保護の広報・教育基地を建立する。

第6章 海洋環境の保護

海・陸の統合、川・海の連携を堅持し、海洋環境保護の協調・協力体制を改善する。海洋環境容量及び沿岸海域汚染状況を踏まえた汚染物排出総量規制を実施し、発生源から海洋環境悪化の傾向を転換させる。

第1節 海洋汚染防止・規制力の向上

汚染物排出総量規制を実施し、沿岸海域汚染防止・管理計画を策定・実施する。渤海、長江河口、珠江河口等重点海域の環境容量及び汚染物排出総量のモニタリング・評価を強化し、直接排出汚染源の監督・管理を重点的に強化するとともに、沿岸重点海域の環境総合整備を強化し、流域—海域汚染物総量規制のモデル事業を実施する。海洋石油探査開発、海洋工程建設事業、海洋投棄活動の全過程における監督管理を強化し、海洋環境の法執行調査・処理力を拡大する。船舶及び関連活動の油汚染物ゼロ排出計画を実施し、船舶油污水、バラスト水、生活污水及び個体廃棄物のトラッキングシステムを構築するとともに、船舶汚染物の受け入れ及び港湾汚染物処理施設を建設する。関連法規を改訂し、健全な海洋汚染損害賠償体系を構築するとともに、船舶油汚染損害賠償基金制度を実施し、石油探査開発等の海洋工程及び大型臨海企業による海洋汚染賠償制度の研究を推進する。沿岸地域は、海洋機能区画、沿岸海域環境機能区画等に基づき、窒素燐栄養塩、化学的酸素要求量、石油類等特別汚染物の総量規制目標を決定し、重点河口、海域における汚染物排出総量割当方案及び削減計画を策定・実施することを通じて、沿岸海域環境を改善する。2015年の中度及び重度の汚染海域面積を2010年より10%減少するようにする。

第2節 海洋環境モニタリング及び評価の強化

環境管理を事後管理から全過程管理へ転換し、国家、省、市、県の連携に基づく海洋環境モニタリング体系を改善するとともに、海洋環境モニタリング機構標準化の建設を実施する。海洋環境モニタリングネットワークの建設を推進し、装備能力及び技術レベルを向上させ、わが国管轄海域の各種環境要素のモニタリングを実現する。海洋環境保護データの共有体制を構築し、海洋環境モニタリング情報の分析評価を深めるとともに、海洋環境質の広告制度及び環境通知制度を改善する。海洋排出口、直接排出汚染源、重大海洋工程等に対する海洋環境のモニタリング・監督を強化する。赤潮・青潮の多発海域、集中海面養殖海域、重要海水浴場、絶滅危惧海洋生物の主要活動区域等、経済社会発展、公共健康安全、海洋生態安全にかかわる海域に対し、海洋環境質のモニタリングを展開する。海洋石油の探査開発に対し定期巡航モニタリングを実行し、定期的に通知を発表する。持続性のある有機汚染物、重金属、内分泌妨害物、生物毒素等のモニタリング及び評価を強化する。

第3節 海洋重大汚染事件の管理と対処の強化

海洋環境突発事件への応急処理体制を健全化し、各種海洋環境災害及び突発事件のコンティンジェンシープラン（contingency plan）を改善するとともに、全海域における海洋応急モニタリング早期警報能力を高める。沿岸環境リスク源及び環境影響区の調査を実施し、

海洋環境リスク情報データベースを構築するとともに、海洋環境のリスク評価を強化する。海上油流出へのリスク評価業務を強化し、国家重大海洋油流出応急処置の部局連合会議制度に基づき、潜在危険調査を定期的実施するとともに、油流出リスク管理措置を強化し、海上油流出応急連動体制を改善する。放射線流出事故に対する海洋環境モニタリング計画を策定し、重点海域における海洋環境放射線モニタリング及び評価を実施する。海洋環境突発事件の情報通知及び発表制度を健全化し、事件処理の透明性を強化するとともに、政府の対応措置を明確にし、公衆予防技能を高める。

第7章 海洋生態の保護と再生

海洋生態保護及び再生力を拡大し、沿岸のブルーエコ・バリアを建設するとともに、海洋生態機能を回復させ、海洋生態的収容力を高める。

第1節 海洋生物多様性の保護

海洋生態保護及び建設計画を策定・実施する。海洋生物多様性センサスを実施し、重点的に98カ所の海洋生物多様性優先保護区に対し調査・評価を実施する。海洋生物サンプルデータベース及び重要海洋生物遺伝資源データベースを構築し、海洋生物多様性の情報管理システムを建設する。絶滅危惧種保護及び外来種防止の管理を強化し、海洋水生生物自然保護区及び海洋水産遺伝資源保護区を建設する。各種海洋保護区の計画及び管理を強化し、海洋保護区の基礎施設及び標準体系の建設を改善する。2015年までに、国家級海洋自然保護区3カ所、海洋特別保護区44カ所を新しく建設し、海洋保護区ネットワークの形成を推進する。海洋生態補償メカニズムを研究・構築し、典型海域における海洋生態補償の試験区を実施する。

第2節 海洋生態系の再生の推進

海浜湿地、塩沼、マングローブ、サンゴ礁及び海草床等重要海洋生態系を保護・再生する。海洋生態再生技術の研究を強化し、海洋生態再生プロジェクトを実施する。海洋生物資源再生区25カ所を建設し、35カ所の海浜湿地生態を再生するとともに、2000km²の干潟・湿地の植被面積を増やす。そのうち、100km²のマングローブを植林し、100km²のアシ湿地を再生する。広東大亜湾、雷州半島、広西涠洲島、海南周辺及び西沙等の海域に対し、サンゴ礁の人工繁殖及び生態再生を実施する。海浜地区に海洋生態文明モデル区を計画・建設する。

第3節 海洋生態モニタリング及び生態災害管理の強化

海洋生態モニタリング能力を高め、海洋生態のモニタリング体系を改善するとともに、海洋生態災害早期警報及び防止業務を強化する。衛星航空リモートセンシング、遠距離ビデオ及びオンライン自動モニタリング能力を高め、18 か所の海洋生態モニタリングステーションを新しく建設する。海洋青潮、クラゲ、外来種、有害生物、ウィルス病害等のモニタリングネットワークを建設し、海洋赤潮モニタリングを強化するとともに、20 か所の重点生態モニタリング区を建設する。海洋生態妻帯技術の応用モデルを実施し、海洋生態災害防止体系及び整備・管理モデル事業の建設を強化する。

第8章 海洋経済のマクロコントロール

海陸統合を堅持し、海洋経済発展への指導、調節及びサービスを強化する。海洋産業構造を調整し、海洋経済の全体配置を合理化するとともに、海洋経済発展方式を転換させ、海洋強国の経済的基礎を打ち立てる。

第1節 海洋経済指導及び調整の強化

海洋産業構造調整に関する財政、金融、税収政策を研究・支援し、海洋経済発展の促進に関する指導意見を策定する。海洋産業優先発目録を発表し、業界基準及び重要製品技術基準を制定する。海洋循環経済発展モデルを広め、「高エネルギー消費・高汚染」の海洋産業の発展を厳格に規制する。海洋経済発展計画を策定し、海洋経済への計画指導を強化する。海面養殖業の安定的成長を維持し、海洋漁業の海洋経済に占める基礎的地位を強化する。海洋製薬及びバイオ製品、海水淡水化及び综合利用、海洋エネルギー、先端船舶製造及び海洋工程装備、海洋新材料、深海資源等の新規産業の発展を全力で推進する。海洋経済統計業務を強化し、定期的に統計広報を発表するとともに、海洋経済情報サービスプラットフォームを構築する。全国海洋経済調査業務を実施し、国家海洋経済運行のモニタリング及び評価を強化する。埋立て・囲い込みの計画管理をマクロコントロールの重要手段とし、沿岸地域の産業発展の投資規模及び空間的配置を科学的にリードする。

第2節 海洋主体機能区戦略の実施

海洋主体機能区計画を策定・実施し、戦略的、指導的役割を發揮させる。内水、領海、海島、排他的経済水域及び大陸棚の主体機能を合理的に区分し、海洋空間分類管理を実施するとともに、業績評価の差別化を実行し、海洋開発利用空間の全体配置を合理化する。海域利用度が高い、海洋生態環境圧力が大きい、海洋資源開発問題が際立つ、海洋産業活動及び経済構造の調整が必要な海域に対し、開発合理化を実施する。地理的優位性が高い、

戦略的地位が際立つ、海洋資源環境収容力が比較的によい、海洋経済発展潜在力が比較的に高い、高度・強度の集中的開発に適する海域及び海島に対し、重点的开发を実施する。わが国海域及び海岸線の生態安全にかかわり、漁業生産能力の維持・向上が必要な海域及び海島に対し、制限的開発を実施する。典型性または代表性のある生態系、絶滅危惧種、経済価値が高い海洋生物生息区、水中文化財保護区、科学文化価値が重大な海洋自然歴史遺跡及び自然景観を有する海域及び海島に対し、開発禁止を実施する。

第3節 海洋経済発展モデル地区業務の推進

山東、浙江、広東、福建及び天津における海洋経済発展モデル地区業務の実施を支援し、改革の深化、海洋経済構造の合理化、海洋生態文明建設の強化、総合管理体制の創新等における「先行先試（先に行い、先に試みる）」を図るとともに、モデル地区の海洋経済発展状況の追跡指導、検査の促進、経験まとめ等の業務を強化し、全国海洋経済の科学的発展にモデルを提供する。沿岸の重点開発・開放地区の発展を継続的に支援し、全体配置が合理的な、優位を補い合う、開発に秩序のある、それぞれの特色を持つ海洋産業集中区を形成する。

第9章 海洋公共サービス

海洋調査及び測定・製図、海洋情報化、海洋標準計量業務を推進し、海洋漁業及び海洋交通のサービス保障力を強化するとともに、海洋公共サービスの質及びレベルを高める。

第1節 海洋調査及び測定・製図の強化

海洋調査の統合計画及び管理を強化し、沿岸海域の精密な調査・測量及び測定・製図を実施する。近海海洋資源環境の基礎データベース及び基礎図面を定期的に更新し、海洋基礎データベースシステムを改善する。海洋地質保障プロジェクトの実施を加速させる。海洋探査調査空間を拡大し、排他的経済水域及び大陸棚の総合調査を強化するとともに、200カイリ外側大陸棚、重要資源区等の調査を実施し、公海資源の調査及び評価を継続的に実施する。地球海洋地理空間情報基礎施設の建設を強化する。海洋調査船参入許可制度を研究・導入し、大型海洋調査探査・測定設備及び分析機器の共有を推進する。

第2節 海洋情報化レベルの向上

海洋情報化業務を統合し、海洋情報化発展計画を策定する。海洋情報標準化の建設を加速させ、情報資源の統一管理及び共有を推進するとともに、国家電子行政ネットワークに

基づき、海洋情報業務ネットワークを整備・改善する。海洋環境及び基礎地理情報サービスのプラットフォームを建設し、海域・海島管理、生態環境保護、海洋防災、海洋経済患側、基礎科学研究を主題に、海洋管理及びサービス情報化業務を推進する。「数字海洋（海洋のデータベース化）」を継続的に建設し、海洋データベース及び図書館の建設を加速させる。海洋情報発表制度を健全化し、情報公共サービスを強化する。海洋情報管理をさらに強化し、国家海洋情報の安全を保障する。

第3節 海洋標準計量サービス体系の健全化

「海洋標準化技術委員会」の業務体制を強化し、質の監督管理体系を改善するとともに、海洋技術製品質の監督検査センターを建設する。海洋資源の探査開発、海洋ハイテク技術産業化、海洋観測早期警報及び防災等の標準体系建設を重点的に強化する。海洋標準効果評価体系を構築し、全国海洋標準情報サービスプラットフォームを建設する。海洋標準計量の国際協力を強化し、アジア太平洋地区海洋機器検査・測定評価センターを建設する。

第4節 海洋漁業サービス力の向上

海洋漁業発展への指導を強化し、漁港建設の全体配置を合理化する。一連の重点漁港を改築・建設し、建設基準を高め、通信、モニタリング、ナビゲーション等の施設を改善するとともに、台風が多発する東南部地域に配置密度を適切に増やす。2015年までに、機能完備の沿岸漁港ネットワークを基本的に形成し、70%の漁船に関連サービスを提供する。漁村の水供給・電力供給、交通・通信等をインフラの建設を強化し、漁民の生産生活条件を改善するとともに、漁民「転産転業（産業・業種の転換）」政策の支援力を拡大し、漁民向けの多様な就業訓練を実施する。海洋水産優良品種の育成、水産技術普及及び魚病防止管理サービス体系を健全化し、水産物品質安全の監督を強化し、漁業安全生産及び法執行検査を強化する。政策的漁業保険を推進する。

第5節 海上交通安全サービスの強化

海上航行の監督・管理及びサービス力を拡大し、船舶交通管理システムの配置を合理化する。沿岸重要ルートの航路標識体系を改善し、西沙、南沙海域における公共航路標識を建設するとともに、航路安全巡航を排他的経済水域及びその他の管轄海域まで拡大する。沿岸民用港湾及び航路測定・製図を実施し、重要通路水域、エネルギー港湾の海図を更新する。全国沿岸水域における超短波安全通信システムの配置を改善し、沿岸25カイリ全カバーを実現する。ヘリコプター、固定翼機を購入し、巡航船、設標船、測量船を建造し、航行運輸保障基地建設を推進する。海上交通安全応急救助指令機関を建設し、海上救助計

画体系を改善するとともに、海上連合救助演習を定期的を実施し、救助の国際協力を積極的に推進する。2015 年までに、渤海湾、長江河口、台湾海峡、珠江河口、琼州海峡、南海部分水域の 100 海里以内の水域における救助力を 90 分以内にする。

第 6 節 海域の平安及び安定の保護

海上治安管理の創新を図り、海上治安の総合整備・管理業務体制を改善する。平安海域建設発展計画を策定し、わが国の内水、領海及び接続水域の常態治安パトロールを実施するとともに、海上犯罪を撲滅する。出入国船舶検査サービスを改善し、船舶出入国検査効率を高める。入港船舶の管理を強化し、港湾及び船舶治安の安全を保障する。海上治安管理サービス力を向上し、海上警察力を合理的に配置する。港、港湾及びモニタリングシステム等基礎施設及び通関条件を改善し、海上 110 番通報サービスプラットフォームの建設を強化するとともに、海上集団予防・集団管理のネットワークを健全化し、法執行装備力の建設を強化する。

第 10 章 海洋防災

海洋災害意識を高め、海洋災害リスク防止及び突発事件への応急管理を強化する。海洋災害観測能力及び早期警報・予報サービスレベルの向上を加速させ、海洋領域の気候変動への対応力を強化するとともに、海洋防災体系を改善し、国民生命財産安全を保障する。

第 1 節 海洋災害リスク防止力の強化

全国海洋災害リスク評価及び区画業務を実施し、沿岸地域経済発展配置及び海洋関連プロジェクト防護基準の制定に科学的指導を提供する。沿岸重大プロジェクト建設の海洋災害リスク評価制度を構築し、リスク評価技術規範を策定するとともに、建設済又は建設中の沿岸原子力発電所、化学工業企業、大型産業パーク区、城镇発展区においてリスク調査を実施し、直ちにリスクを除去する。海洋災害重点防御区内において産業パーク区を建設し、重大プロジェクト建設を行う者は、事業実行可能性論証段階において海洋災害リスク評価を実施し、津波、嵐等海洋災害の影響を予測・評価しなければならない。

分類管理、分級負責（等級別担当）、点線連携、属地管理を主とする海洋災害応急体制を建設・健全化する。海洋災害応急プランを改善し、災害早期警報の多部門間応急連携体制を導入するとともに、応急管理訓練及び応急演習を定期的を実施する。海洋防災センター及び移動応急指令プラットフォームを建設し、海洋災害情報の急速取得能力を強化するとともに、各種海洋災害に対応するための装備力、技術レベル及び物資備蓄を高める。海洋防災

に関する普及教育業務を確実にし、全社会の海洋災害防止意識を高める。

第2節 海洋予報サービスレベルの向上

海洋、気象、地震、環境保全、水利、海事、民政、漁業等の主管部門の協力と連携を強化し、海洋予報体系をさらに改善するとともに、分級・分区、目標に向け相互補完する海洋予報サービス業務体系を形成する。海洋予報技術の自主的研究開発を強化し、沿岸重大施設、産業密集区及び人工密集区の精密な予報業務を重点的に推進する。海洋予報サービス領域を拡大し、サービス内容を豊かにするとともに、漁業生産、大洋航路保障、海上捜査・救助、海洋オイル・ガス生産等のサービスシステムを構築する。2015年までに、嵐、波浪、海流数値の予報時効を現在の3日間から5日間に伸ばし、沿岸空間の解像能力を4000mから100mに高めるとともに、海洋災害発生前3時間から6時間の短時間予報を実施する。海洋早期警報情報の発表を強化し、各種媒体を通じて直ちに災害早期警報情報を発表するとともに、海洋予報の社会サービス機能を強化する。

第3節 海洋の気候変動への対応力の強化

海洋の気候変動影響への分析・予測能力を高め、エルニーニョ、ラニーニャ等現象のわが国気候への影響予測業務を実施するとともに、各種分析予測製品を定期的に発表する。気候変動影響調査及び評価体系を構築し、海面上昇、海洋生態系退化等のわが国沿岸経済社会への影響モニタリング及び傾向分析業務を実施する。沿岸湿地の保護及び防護林、防潮工程の建設を強化し、沿岸の各種重大プロジェクト事業及び市町村排水施設的设计基準を高め、沿岸地域の気候変動対応力を強化する。

第4節 海洋災害観測能力の向上

計画を強化し、配置の合理化を図るとともに、海洋災害観測カバー度を拡大する。離岸観測能力を強化し、沿岸観測、海底観測、海上プラットフォーム、ブイ、水中ブイ、船舶、航空のリモートセンシング及び衛生リモートセンシング等の多様な手段の連携による海洋災害の立体観測ネットワークを改善するとともに、観測ネットワークの運行保障能力を高める。海上重要ルート、国際航路等重点海域における観測能力の建設を強化する。篤志観測船及び応急移動観測を大いに推進し、津波モニタリング力を拡大する。海洋断面調査をさらに強化し、数量及び頻度を増やすとともに、調査装備レベルを高める。

第11章 海洋権益の保護

常態化の海洋権益保護巡航・法執行を実施し、多様な形式の海洋権益保護行動を展開するとともに、関連対策の研究を深める。また、管轄海域の実質的コントロールを強化し、海上航行の安全保障を強化するとともに、国家海洋権益を保護する。

第1節 海上権益保護巡航・法執行の強化

わが国管轄海域における定期的権益保護巡航・法執行を強化し、海上権益保護の法執行及び管理・コントロール能力をさらに向上させる。また、権益保護巡航・法執行用の船舶、飛行機を購入、建造し、保障基地を建設するとともに、監視・観測及び通信連絡能力を向上させる。

第2節 多様な海洋権益保護行動の展開

伝統漁場における常態化の漁業権益保護行動を展開し、わが国漁船の東シナ海、南シナ海伝統漁区における生産活動を保護する。海南国際観光島の建設と連携し、西沙諸島、南沙諸島の観光線路を科学的に計画する。管轄海域及び暗礁における海洋保護区を建設し、海洋生態環境の保護と管理を確実に強化する。国連海洋法条約等関連政策に基づき、公海及び国際海底区域内の資源開発、科学調査等の活動を積極的に推進する。わが国海洋権益に関する主張の対外公表及び説明を強化し、社会世論を正確にリードする。

第3節 国際海上航行安全の保護

海運管理制度等における海洋大国との協力を深め、海上戦略安全、航路安全に関する協議及び対話の協調メカニズムを強化するとともに、海賊、テロ、密輸入、麻薬等の取り締まりにおける協力を展開し、重要海上運輸の航路安全を共同で保護する。海洋観測、航路測量、環境保護及び災害予報、航海保障能力建設等の領域における重要航路沿岸国との互惠協力を強化する。マラッカ海峡の安全保障に関する地区業務及び海上協力活動に積極的に参加する。

第12章 国際海事

二国間及び多国間の海洋協力空間を拡大し、地区海洋協力を積極的にリードするとともに、国際的責任及び義務を確実に履行し、わが国の国際海事への参加能力を全面的に高める。

第1節 国際海事の全面参加

国連の関連海事に積極的に参加し、国際海洋政策制定への参加能力及び海事協議能力を高める。国際連合教育科学文化機関（UNESCO）の政府間海洋学委員会（IOC）、国際海底機構（ISA）等機関の業務への実質的参加を強化する。国連海洋法条約の研究を深め、世界各国における条約の実践に関する最新情報を把握する。国際海洋秩序の発展傾向を正確に把握し、国際関係の政策、法律、科学、技術及び執行方案の準備を整え、判断及び行動能力を高める。海洋環境保護、海底資源開発、漁業資源管理、海事及び海上救助等海洋関連分野の国際公約、条約、規則の制定、改訂業務に積極的に参加する。関連の国・国際組織との連携を推進し、国際海洋協力研究及び技術育成を積極的に実施する。国連の海洋及び海洋法事務に関する非公式協議、「海洋環境の状態に関する世界的な報告及び評価(A Regular Process for Global Reporting and Assessment of the State of the Marine Environment)」業務、深海生物遺伝資源研究、公海保護区等の国際海洋問題に積極的に参加する。

第2節 二国間海洋協力の推進

政府間、研究機関間の協力を積極的に展開し、協力プラットフォームを構築するとともに、海洋観測と調査、海洋生態環境保護と評価、海洋災害過程研究と防災、気候変動への対応と予防措置、海洋経済発展政策と海洋管理等分野における協力を強化する。中国・インドネシア海洋及び気候変動協力研究センターの建設を推進し、発展途上国の海洋防災能力建設への支援力を強化する。最前線海洋科学、実用海洋学（海洋状況評価・気象予報・気候予測等に関する学問、operational oceanography）、海洋政策と管理、情報共有、海洋教育、観光開発等分野における先進国、新興国との協力・交流を強化し、海洋再生エネルギー開発、海水淡水化、バイオエンジニアリング、海洋鉱物資源開発、海洋空間資源利用、極地調査等における海洋技術の交流と協力を積極的に推進する。

第3節 多国間協力の積極的リード

海洋政策、海洋生態環境保護及び防災等の分野における関連国との協力を強化し、南シナ海における津波予報及び防災システムの建設を推進する。国連政府間海洋学委員会が発表する重要な海洋科学計画や各種活動に積極的に支援及び参加し、地区海洋協力事業を実施する。北太平洋科学組織、国際海洋研究会科学委員会、国際海洋学院等の国際組織及び非政府組織との協力関係を積極的に発展させる。アジア太平洋経済協力組織海洋ワーキンググループの重要な役割をさらに発揮させ、「アジア太平洋経済協力組織-海洋持続可能発展センター」の事業を確実に実施する。

第13章 公海資源調査及び極地調査

公海資源調査を継続的に実施し、極地科学調査を深めるとともに、公海資源調査及び極地調査の能力建設を強化し、海洋の調和的利用に貢献する。

第1節 公海資源環境調査及び評価の強化

国際海底において多金属硫化物、コバルトリッチクラスト及び生物遺伝資源調査を実施し、多金属硫化物及びコバルトリッチクラスト調査鉱区の申請を適時提出する。マンガン団塊合同区の資源評価の実施を推進する。国際海底環境の総合研究を進め、深海典型生息地における生物多様性の調査及び評価を強化するとともに、深海微生物、底生生物及び浮遊生物の研究を展開する。深海生物遺伝資源の採取、保存、取り出し及び培養技術研究を強化し、深海生物資源利用技術を開発する。

第2節 極地科学調査の推進

南極大陸及び周辺海域、極地海域環境の総合調査を実施する。極地科学考察及び研究を深め、氷河、海洋、大気、地質及び地球物理、天文等基礎領域の科学研究を重点的に進める。極地生物資源の調査及び利用研究を強化し、極地微生物遺伝資源の収集及び応用評価を展開する。北極航路の利用調査及び研究を強化し、関連分野の国際協議に積極的に参加する。極地観測システムを改善し、南・北極地における総合調査の常態化を実現する。南極保護区建設及び管理業務を有効に進める。

第3節 公海調査及び極地調査の能力建設の加速化

大洋総合調査船及び有人潜水機支援母船を新しく建設し、積載能力を高める。深海鉱物資源の探査、採取、加工技術開発力を拡大する。国家の深海基地建設を加速させ、深海資源調査、深海技術開発の総合保障能力を向上させる。大洋調査の海外サポートステーションを計画的に建設する。極地科学調査及び保障能力を高め、南極における新しい調査ステーションを計画的に建設する。南極における固定翼航空機の保障システムを建設し、極地調査の陸地運送力を高めるとともに、極地調査の砕氷船建設事業を実施し、毎年200日以上の極地調査時間を確保する。極地科学調査の国内基地のグレードアップを実施し、実験分析、データ処理、学際的研究、データベースの共有及び国際極地情報コミュニケーション力を重点的に強化する。

第14章 海洋科学技術

「深化近海、強化遠海、支撐発展、引領未来（近海の開発技術を深め、遠洋の開発技術を強め、発展を支援し、未来に引率する）」方針を堅持する。海洋の基礎、展望及びかなめとなる技術研究を強化し、海洋科学技術の成果転換を加速させるとともに、海洋科学技術が海洋の開発、保護及び総合管理への支援力を高める。

第1節 海洋基礎科学研究の推進

国家戦略のニーズをめぐって、一連の重大基礎科学における突破を実現し、海洋科学の全体レベルの向上を推進する。海洋と気候、海洋生物多様性、海陸相互作用、海底下深部過程等、最前線問題の研究を重点的に実施する。海洋物理、海洋生物、海洋地質及び地球物理、海洋化学等優位領域の研究を強化する。海洋工学、極地海洋学、海洋観測技術学等新興領域の研究を支援する。海洋科学の国家重点実験室及び科学創新基地の建設を推進する。野外科学観測ステーションの建設を拡大し、海洋科学観測ネットワークを改善するとともに、海洋総合科学試験場の建設を推進する。

第2節 海洋の戦略的・展望的技術の発展

深海探査・観測技術の研究を深め、ハイレベル海洋工程設備の研究開発を加速させるとともに、「蛇龍号」の深海における試験的応用を推進する。深海積載、生命維持システム、高比エネルギー動力装置、ハイファイサンプリング及び情報遠距離転送、深海設備製造等技術の研究開発を強化し、重載作業型水中ロボット設備及び技術の国産化を実現する。海洋観測技術を発展させ、自己創新能力を高めるとともに、一連の海洋生態及び環境観測核心技術の突破を実現し、海底観測ネットワーク技術の発展を加速させる。海洋シリーズの衛星を発射し、地上データ受信ステーションの建設を改善するとともに、海洋衛生リモートセンシング技術の研究開発及び応用を深める。特殊船舶設備技術の研究開発を強化し、深海掘削船技術、遠洋漁業船舶及び設備技術、遠海多機能・可移動式人工島技術、海上救助作業船及び潜水救助作業技術・関連設備を重点的に発展させる。深海探査技術を継続的に発展させ、遠洋、海底多変量・快速探査及び3D探査技術、熱水鉱床区観測及び評価技術、深海鉱物資源及び生物資源サンプリング技術及び工程原型機の研究開発を強化する。二酸化炭素の海底貯蔵技術を研究する。

第3節 海洋技術の産業化の推進

海洋科学技術イノベーション体制を改善し、海洋科学技術の投資・融資プラットフォームの建設を推進する。産学連携を積極的に推進し、成果転換における企業の役割を発揮させ、区域海洋科学技術産業連盟の形成を促進する。「科技興海（科学技術により海洋発展）」プ

プロジェクトを実施し、成果転換及び産業化を推進する。海洋産業技術の研究開発成果転換センター及び「孵化基地（イノベーションセンター）」の建設を支援し、海洋工程技術研究センター、海洋技術成果転換及びハイテク産業化基地、海洋技術普及センターの建設を推進する。海洋生物、海洋工程装備製造、海水综合利用、海上汚染除去及び海洋エネルギー等科学研究成果転換の加速化をリードする。種苗繁殖、グリーン養殖及び精密加工等海洋生物資源の開発及び综合利用技術を発展させる。深海生物資源利用技術の転換を加速させ、深海生物製品、工業酵素及び生物冶金等における産業化の突破を実現するとともに、海洋生物医薬産業パーク及び海洋バイオ医薬基地を計画・建設する。海洋再生可能エネルギーの開発利用実験プラットフォームを構築し、海洋再生可能エネルギー基準体系を改善するとともに、海洋エネルギー産業化過程を加速させる。海水淡水化技術の研究開発、示範及び運行体制の集成・創新を強化し、新エネルギー及び海水淡水化連合技術の示範的応用を実施するとともに、万トン級以上の大規模海水淡水化、海水循環冷却等工程示範及び産業化を実現する。2015年までに、反浸透法及び蒸留法の海水淡水化機械規模がそれぞれ1.5万m³/日及び2.5万m³/日に達するようにする。深海オイル・ガスの生産作業設備、深海通用材料、基礎部品産業化の開発を大いに推進する。

第15章 海洋教育及び人材育成

「グローバル人材戦略（「全国海洋人材発展中長期計画要綱2010-2020」にて提起）」を実施し、海洋教育の発展を加速させる。ハイレベルの革新型人材育成を強化し、海洋人材育成体制を改善するとともに、海洋人材の開発及び育成を計画的に推進する。

第1節 海洋教育発展の推進

海洋分野高等教育の発展を支援し、海洋関連高等教育機関における海洋専攻・学科の設置を推進する。関連分野の学校設立・運営規模を拡大し、重点学科及び実験室の建設を推進するとともに、国内外学術交流・協力を強化し、国際レベル及び地域特色を有する海洋関連専攻・学科を積極的に育成する。経費投入、支援政策等海洋基礎教育への支援を行う。大学院教育を積極的に発展させ、育成モデルの改革を行う。海洋人材共同育成計画を実施し、海洋関連部門及び関連高等教育機関との協力体制を継続的に推進する。海洋職業教育及び訓練を強化し、専門人材チームビルディングを拡大する。海洋分野の生涯学習教育計画及び実施方法を制定する。

第2節 革新型人材の育成

海洋人材及び革新チーム育成計画、ハイレベル革新型海洋科学技術人材の誘致計画を実

施する。国家重大事業、重点実験室、ポストドク科学研究センター等の建設に合わせ、ハイレベル革新型人材育成基地を建設する。人材チーム形成に有利な誘致、採用、育成、評価及び奨励体制を改善する。主席科学者、主席専門家及び特任専門家制度を改善し、重大海洋科学及び調査事業において、技術責任者と行政責任者の分離制度を進める。国際大型海洋科学研究計画へのわが国科学者の参加を支援し、重大国際協力研究事業をリードして推進する。海洋科学技術教育及び人材育成分野における香港・マカオ・台湾地区との交流・協力を促進する。ハイテク産業パーク及び留学人員創業パークを中心に、帰国留学人材の起業への支援力を拡大し、人材誘致に万全なサービスを提供する。

第3節 海洋人材キャパシティビルディングの計画化

海洋事業発展のニーズに基づき、海洋プロジェクト装備技術、海洋資源開発利用技術、海洋公益サービス専門技術、海洋管理、海洋ハイテク及び国際化の海洋人材キャパシティビルディングを強化する。重点海洋産業人材発展目録を制定し、重点分野における海洋専門技術人材の育成及び奨励政策を研究する。国家重大海洋事業へ企業が参加するようにリードし、研究開発実践及び産業化の過程において人材誘致及び育成を行う。海洋専門技術業務の方向を安定させ、専門技術チーム育成を強化する。海洋専門卒業生の基地局、遠洋船舶、辺鄙な海島などのフロントラインにおける実習を奨励する。海洋優秀青年科学技術人材育成計画を実施し、海洋事業の発展に優秀な人材を備える。海洋人材の動態追跡統計業務を実施し、観測評価体系を形成するとともに、人材配置の最適化及び合理的流動を促進する。

第16章 海洋法律法規

合法的な海の整備、海の保護を堅持し、海洋法律体系を整備するとともに、海洋法執行及び監督体制を改善し、海洋の合法的な行政能力及び総合管理レベルを向上させる。

第1節 海洋立法の強化

海洋立法のフレームワークを構築し、立法の適切性及び展望性を向上させ、秩序ある海洋立法を推進する。南極活動管理条例等における法律の整備を加速させる。海洋経済、渤海区域、海洋防災、海洋巡航法執行、海洋調査、軍事海域使用管理及び海洋基本法等の分野における立法研究を強化する。海域使用、海上交通安全、海洋投棄等の分野における法律整備の更なる改善を図る。関連法律とセットの実施細則を制定し、海洋法執行の実行可能性を確保する。法律法規の実施効果に対する評価制度を研究し・整備する。沿岸地域における地方法律の整備を支援し、中央と地方の法律体系の協調を図る。海洋法律の普及及

び宣伝を推進する。

第2節 合法的行政レベルの向上

幹部・リーダーの法律教育を強化し、合法的行政観念を強めるとともに、執行レベルを向上させる。海洋法執行体系整備を強化し、海域使用、無人海島の利用、海洋環境影響評価及び海洋プロジェクト等の審査・許可プロセスにおける制度整備と管理を重点的に強化するとともに、規範的政策決定プロセスを形成する。専門家諮問、合法的審査、リスク評価、重大政策決定の公聴会、政府情報公開等の制度を実行する。投書・陳情処理及び行政再議業務を強化し、告発・クレームプラットフォームを改善するとともに、行政再議委員会制度を実施することを通じて、行政処罰、許可、強制、再議等行為における審査プロセスを健全化し、海域利用に関する諸コンフリクトの即時解決を図る。

第17章 海洋意識及び文化

海洋強国の意識及び理念を樹立し、海洋文化遺産を発掘及び保護するとともに、海洋文化産業を育成する。海洋文化の発展を促進し、海洋事業発展のソフトパワーを強める。

第1節 国民の海洋意識の向上

国民の海洋意識の強化に関する指導意見を制定する。小中学校における海洋基礎知識の教育を推進し、高等学校における海洋科学及び文化の普及教育を強化する。自然博物館、科学技術館等の施設を活用し、海洋科学普及教育基地を整備するとともに、海洋保護区の科学普及教育機能を改善する。国家海洋博物館及び中国海洋歴史資料館の建設を積極的に推進する。海洋文化理論研究を積極的に展開し、中華海洋文明史を編纂するとともに、海洋文化、科学普及教育等叢書シリーズを出版する。各種の新聞・メディアを利用し多様な形の海洋広報業務を展開する。海洋知識コンテスト、海洋キャンプ、海洋博覧会等の活動を展開し、「世界海洋日及び全国海洋広報日」など海洋をテーマとする広報及び文化活動を継続的に実施する。

第2節 海洋文化遺産の保護

海洋文化遺産保護計画を制定する。海洋文化遺産研究及び調査を強化し、わが国海洋関連文化財及び無形文化遺産の数、規模及び保護の現状について初歩的な調査を行う。海洋水中文化遺産の保護を強化し、「南海1号」、「南澳1号」等沈積船遺跡及び西沙海域における水中文化遺産の重点保護事業を実施するとともに、水中考古科学及び装備レベルを向上

させる。各レベルの水中文化財保護区建設を強化し、法執行力を拡大するとともに、管轄海域における水中文化遺産の安全を保障する。民間祭り等の慣習、文化芸術、伝統芸能、飲食文化等の海洋関連無形文化遺産及び代表継承者を系統的に整理・保護し、文化遺産の継承利用ルートを拡大する。象山海洋漁業文化生態保護区の建設を強化する。媽祖文化、シルクロードに代表される海洋商業文化、鄭和の西洋下りに代表される航海文化を発掘、継承及び発揚し、各種海洋文化芸術作品の創作及び展示・発行を支援する。

第3節 海洋文化産業の育成

海洋文化産業に対する政府の指導及び育成を強化し、重大海洋文化産業事業戦略を実施するとともに、海洋文化産業基地及び地域特色海洋文化産業群の建設を推進する。海洋文化発展計画を策定し、文化産業発展支援政策を制定するとともに、海洋文化基金を設立する。交差所有式（cross-ownership）経営及び改組を支援し、海洋文化と製造業、サービス業とハイテク産業の融合を推進するとともに、規模レベルを向上させる。海洋文化娯楽、観光レジャー、スポーツ等の産業を積極的に発展させ、優良な海洋観光区及び観光ルートを育成し、国家ベスト海岸及び海島観光ゾーンを形成する。青島国際海洋祭、廈門国際海洋ウィーク、象山漁業解禁祭、平潭砂彫刻祭等特色のある海洋祭活動を継続的に発展させ、企業誘致、資金導入、産業集約の文化プラットフォームを形成する。

第18章 保障措置

全体における海洋の戦略的地位及び重要な役割に対する認識を深め、緊迫感及び懸念意識を強化するとともに、海事の統合調整を強化する。海洋経済へのマクロコントロールを強化し、海洋事業の支援力を拡大するとともに、海洋開発、コントロール及び総合管理能力の向上に努める。

第1節 海洋発展戦略の制定

海洋科学発展観及び權益観を樹立し、地球海洋発展情勢を把握するとともに、海洋発展の戦略性、方向性及び政策等重大課題に関する研究を深める。国家海洋発展戦略を制定及び実施し、わが国の内水、領海及び接続水域、排他的経済水域及び大陸棚、公海及び国際海底区域、南北両極における実在及び潜在的利益を統合調整する。国の海洋政治、外交、安全、経済、管理等の業務を統合調整し、海洋事業発展の合力を形成・促進する。

第2節 海洋総合管理の実施

ハイレベルの海事協調体制の形成を推進し、海洋関連部門間の協調及び連携を強化するとともに、中央と地方の海洋管理業務における連携を向上させ、海洋行政管理機能を強化する。国の政策方針に基づき海域及び海島、海洋漁業、海運海事、海洋生態環境保護等の管理手段を総合的に用いて、海洋産業の発展及び海洋経済の運営への指導及び調整を実施し、海洋開発利用・保護への総合管理の効率性を向上させる。

第3節 計画指導の強化

国務院の関連部門及び沿海各レベルの人民政府は連携を強化し、海洋事業発展の実態に基づき、海洋経済発展、海洋生態環境保護、重点海洋産業育成、海洋科学技術の研究開発成果転化等分野における計画の策定を加速させるとともに、関連政策と措置を実施する。各種海洋計画への指導調整機能の発揮を通じて、沿岸地域の産業構造調整及び配置の最適化を促進し、発展方式の転換を加速させる。各レベルの发展改革部門及び海洋行政主管部門は、海洋事業発展計画の実施における監督検査及び評価体制を整え、同レベルの人民政府及び上のレベル主管部門に関連状況を報告する。

第4節 政府財政投資量の拡大

国務院関連部門は財政予算及び投資計画の策定の際、海洋事業への支援力を拡大し、総合的計画、軽重及び緩急の区分、重複建設を避けるなどの原則に基づき、海洋分野重大事業の実施を優先的に保障する。沿海地方各レベルの人民政府は国民経済及び社会発展計画、財政予算等の策定の際、海洋事業の発展を重要な位置に置き、基礎能力建設、重大事業への資金投資及び支援力をさらに拡大する。海洋使用金の用途を計画・規範化し、海洋環境保護及び生態系再生を重点的に強化するとともに、業績評価及び監査監督を強化する。

資料 5 (海洋政策研究財団 訳) ※

中国・国家海洋局主要機能・内設機関・人員構成規定 (2013
年 6 月策定)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

国家海洋局主要機能・内設機関・人員編成規定

第12期全国人民代表大会の第1次会議にて批准された「国務院機構改革及び機能転換方案」及び「国務院の各部・委員会管理の国家局設置に関する通知」に基づき、国家海洋局を設立し、国土資源部管理の国家局とする。

1. 機能転換

(1) 取り消された職務

- ① 海洋環境予報サービスの資格認定
- ② 海洋投棄物の検査機関資格の認定
- ③ 海洋石油探査開発による油流出事故応急計画の審査・許可
- ④ 国家級海洋自然保護区の実験区内における見学、観光活動の審査・許可
- ⑤ 海岸工程建設事業の環境影響報告書の審査
- ⑥ 「国務院機構改革及び機能転換方案」に基づき、取り消す必要のあるその他の職務

(2) 下部の行政機関へ移動された職務

- ① 省の海域における県境界画定に関する職務を省級の海洋行政主管部門に移動させる。
- ② 「国務院機構改革及び機能転換方案」に基づき、移動する必要のあるその他の職務。

(3) 強化された職務

- ① 海洋総合管理、生態環境保護及び科学技術革新制度体制の建設を強化し、海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進するとともに、海洋事業発展を促進する。
- ② 海上権益保護法執行を強化し、中国海洋警察隊を統一的に計画・建設・管理・指揮する。法執行行為を規範化し、法執行の流れを合理化するとともに、海洋権益保護法執行力を高め、海洋秩序及び海洋権益を保護する。

2. 主要職務

(1) 内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及びその他の海域における海域使用、海洋生態環境保護、海洋科学調査、海島保護等に関する法律法規の草案を起草し、関連部門・組織と連携し海洋発展戦略及び海洋事業発展、海洋主体機能区、海洋生態環境保護、海洋経済発展、海島保護及び無人島開発利用等の計画を立案且つ監督実施するとともに、海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進する。

(2) 海洋権益保護法執行に関する制度及び措置を立案し、法執行規範及びプロセスを策

定する。わが国の管轄海域において権益保護法執行活動を実施する。海上国境を管理・保護し、密輸、密航、麻薬密売等の違法行為活動を防止・取り締まるとともに、国家海上安全及び治安秩序を保護する。海上重要目標の安全警備を実施し、海上突発事件を対応・処分する。機船底引き網禁漁区の外側及び特定漁業資源漁場における漁業法執行検査を実施し、且つ漁業生産トラブルを調査・処理する。海域使用、海島保護及び無人島開発利用、海洋生態環境保護、海洋鉱物資源探査開発、海底パイプライン敷設、海洋調査測量及び海洋科学研究活動等の法執行検査を実施する。地方における海上法執行業務を指導・調整する。海上救助に参加し、海上漁業生産事故の調査処理を法律に基づき組織または参加するとともに、海洋環境汚染事故等を規定された権限に基づき調査処理する。

- (3) 海洋機能区画を策定及び監督・実施し、海域使用管理制度を立案及び監督・実施する。海岸線及び沿海省における海域境界線の画定業務を実施し、排他的経済水域及び大陸棚における人工島嶼、施設及び構造の建築、使用管理方法を起草且つ監督・実施する。
- (4) 海島保護及び無人島の開発利用管理制度を立案且つ監督実施し、わが国陸地海岸以外の海域、無人島、海底地形地名の管理業務を規定に基づき実施するとともに、領海基点等特殊用途海島の保護管理方法を策定及び監督・実施する。
- (5) 海洋生態環境保護業務を実施する。国家の要求に基づき海洋生態環境保護基準、規範及び汚染物海洋投棄の総量規制制度を立案且つ監督・実施する。海洋環境モニタリング及び評価規範を策定且つ実施する。海洋環境情報を発表し、海洋生態損害の国家の賠償業務を担当する。海洋領域の気候変動への対応業務を実施する。
- (6) 海洋観測予報及び海洋災害警報制度を立案且つ監督・実施するとともに、海洋観測ネットワーク計画を策定且つ実施し、海洋予報、海洋災害警報及び官報を発表する。海洋環境の安全保障体系を構築し、重大海洋災害の応急処理に参加する。
- (7) 海洋科学技術発展計画を立案及び実施し、海洋技術基準、計量及び規範を立案する。海洋調査を実施し、海洋科学技術の革新体制を構築・推進する。
- (8) 海洋経済運行の総合モニタリング、統計、評価及び情報発表業務を実施し、海洋産業構造の合理化に関する政策的意見を研究・発表する。
- (9) 海洋領域の国際交流及び協力を実施し、国際海事交渉及び協議に参加する。「国連海

洋法条約」、「南極条約」等国際海洋公約、条約及び協定を履行し、極地、公海及び国際海底関連事務を担当する。

- (10) 国家海洋委員会の具体的な業務を担当する。国务院、国家海洋委員会及び国土資源部より指定されたその他の事項を担当する。

3. 内設機関

上記の職務に基づき、国家海洋局は 11 ヶ所の内設機関を設置する。

(1) 事務室

電信、会議、機密、守秘、書類、情報化、監督・検査、安全・防衛等機関の日常運営業務を担当するとともに、政務情報及びプレスリリース業務を担当する。重要書類を起草する。

(2) 戦略計画及び経済司

海洋発展戦略及び海洋事業発展、海洋主体機能区等の計画を起草するとともに、監督・実施する。海事統合計画及び総合協調体制の改善を推進するとともに、海洋経済発展情勢、問題点を把握し、制度体制及び改善に関する意見を発表する。国家海洋委員会事務室の日常業務を担当する。

(3) 政策法制及び島嶼權益司

法律・法規、規格の草案を起草する。海島自然支援の調査・評価を実施し、海島統計調査制度及び管理情報システムを構築する。海島統計調査広報を発表し、法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、無人島使用の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。「規範性文件（法律範囲外の制約性のある書類・文面）」の合法的審査業務を担当するとともに、行政法執行監督、行政再議、行政応訴業務を担当する。

(4) 海警司（海洋警察司令部、中国海洋警察指揮センター）

海洋權益保護法執行の制度及び措置を起草し、法執行規範及びプロセスを立案する。海洋警察隊の海上權益保護法執行活動に関する具体業務への統一指揮・指示を担当し、海洋警察業務育成計画を策定・実施するとともに、海洋警察隊の業務訓練を実施する。

(5) 生態環境保護司

海洋生態環境の保護状況、問題点を把握・分析するとともに、制度体制の改善に関する意見を発表する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海洋環境の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。陸起源汚染物の海洋投棄を監督し、海洋自然保護区・特別保護区管理制度及び技術規範を起草するとともに、監督・実施する。海洋生態補償制度を改善し、海洋生物多様性保護業務を実施するとともに、重大海洋生態の修復事業を実施する。

(6) 海域総合管理司

海域使用状況、問題点を把握・分析し、制度体制の改善に関する意見を発表する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海域使用の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。海域使用政策及び技術規範を起草し、海域動態モニタリング業務を実施するとともに、海岸線及び沿海省における海域境界の画定業務を実施する。

(7) 予報防災司

海洋観測、予報及び評価の管理方法を起草するとともに、監督・実施する。海洋環境安全の保障体系を建設する。海洋防災制度体制の建設を推進し、海洋災害応急プランを策定するとともに、地方における海洋防災業務を指導し、重大な海洋災害の応急処理に参加する。

(8) 科学技術司

海洋科学技術発展計画、技術基準、計量、規範を起草するとともに、監督・実施する。海洋基礎調査、総合調査、特定項目調査、海洋科学技術の研究及び応用を実施するとともに、海水利用及び海洋再生可能エネルギーの開発利用業務を推進し、「数字海洋（海洋のデータベース化）」の建設及び海洋領域における衛星の応用に関する業務を担当する。

(9) 国際協力司（香港・マカオ・台湾事務室）

海洋領域の国際交流・協力、及び香港・マカオ・台湾地区との交流・協力を実施する。法律・法規に定められた条件及びプロセスに基づき、海洋科学研究の行政許可業務を実施するとともに、相応の責任を負う。国際海事の交渉及び協議に参加し、関連の国際海洋公約、条約及び協定を履行する。

(10) 人事司（海警政治部）

機関及び直属機関の人事管理、機構編成、教育・育成業務を担当し、海洋人材チームビルディング計画及び政策を立案する。海洋警察隊の党組織建設、幹部隊建設に

関する政策・規定を起草し、思想・政治業務を指導するとともに、海洋警察隊の幹部資格審査、任免等の業務を担当する。

(11) 財務装備司（海洋警察後援装備部）

機関及び直属機関の予算・決算、財務、国有資産管理を担当する。海洋警察チーム基礎建設、装備及び後援建設の計画を起草・実施するとともに、経費、物資、装備基準及び管理制度を立案し、装備物資の購入を実施する。

党委員会は、機関及び直属機関の党・民衆関連業務を担当する。

退職幹部局は、機関の退職幹部関連業務を担当し、直属機関の退職幹部関連業務を指導する。

4. 人員編成

本規定（2013年6月に策定）により、国家海洋局は人員372名で編成されることとなる。うち、局長1名（中国海洋警察局の政治委員を兼任）、副局长4名、副局长兼中国海洋警察局長1名、紀律検査委員会書記1名、司・局「領導（指導者）」職44名（チーフエンジニア1名、中国海洋警察副局长2名、副政治委員1名、党委員会専任副書記1名、退職幹部業務機関「領導（指導者）」職1名を含む）。

5. その他の事項

(1) 国家海洋局北海分局、東海分局、南海分局を設置し、所轄海域における海洋監督管理及び権益保護法執行の職務を履行するとともに、対外的に中国海洋警察北海分局、東海分局、南海分局の名義の下で、海上権益保護法執行を実施する。3つの海区分局は、沿海省（自治区、直轄市）に11か所の海洋警察総体及びその支隊を設置する。中国海洋警察局は、海洋警察総体を直接に指揮し、海上権益保護法執行を実施することができる。これらの機関は、人員16,296名で編成される。具体的な機構設置、職務及び編成事項は別途定める。

(2) 公安部の関連職務と分業を行う。国家海洋局は、中国海洋警察局の名義で海上権益保護法執行を実施し、公安部の業務指導を受ける。

(3) 国土資源部の関連職務と分業を行う。

①海洋管理及び法執行に関連する規則は、国家海洋局が起草し、国土資源部の審議を経て、国土資源部より発表する。

②国土資源部は、海洋資源の保護及び合理的利用を担当し、海陸統合計画を強化する

とともに、国土計画、土地利用総合計画、鉱物資源総合計画の全体コントロール作用を強化する。国家海洋局は、海洋鉱物資源の探査・開発に関する法執行検査を担当し、違法行為に対する行政処分を法律に基づき実施するとともに、行政許可の取り消しが必要と思われる場合は、証明書発行機関に許可の取り消しを申請する。

- ③国土資源部は、埋立て・囲い込みによる土地造成の竣工・検査後の土地使用管理及び登記・証明書発行を担当し、国家海洋局は土地造成以前の海域使用管理を担当する。埋立て・囲い込み年度計画、事業及び土地利用年度計画、事業の統合連携を共同で行う。

(4) 農業部の関連職務と分業を行う。

- ①農業部は、漁業政策、計画及び基準の立案を担当し、夏季休漁制度を策定するとともに、禁漁命令を発表する。国家海洋局は、海洋漁業政策、計画及び基準の立案に参加し、機船底引き網禁漁区の外側及び特定漁業資源漁場における法執行検査を実施するとともに、違法行為に対し法律に基づき行政処分を実施し、行政許可を取り消す必要があると思われる場合は、証明書発行機関に取り消しを申請する。
- ②農業部は、二国間または多国間の漁業協定及び地域漁業組織との協議及び条約実行業務を担当する。国家海洋局は、二国間漁業交渉や条約実行業務に参加し、二国間漁業協定に基づき共同管理水域における漁業法執行検査を実施するとともに、関連国家及び地域における関連漁業法執行機関の海上連合法執行検査との協調を図る。
- ③農業部は、国家海洋局等機関と連携し海洋漁業水域生態環境の保護に関する政策制度を立案し、海洋野生動物資源調査を実施するとともに、捕獲及び飼い慣らし・繁殖許可を法律に基づき実施する。農業部と国家海洋局は、海洋野生動植物自然保護区の画定方案を共同で提出する。国家海洋局は、法執行検査を担当し、違法行為に対し法律に基づき行政処分を実施するとともに、行政許可を取り消す必要があると思われる場合は、証明書発行機関へ取り消しを申請する。

(5) 税関本部の関連職務と分業を行う。

- ①税関と中国海洋警察は、情報交換・共有体制を構築する。税関密輸対策部門は、密輸情報の発見次第、直ちに中国海洋警察に情報提供を行う。中国海洋警察は取り調べを実施し、取り調べ状況をフィードバックするとともに、管轄権限に基づき案件引き渡しを実施し、案件引き渡し等の具体方法を双方共同で策定する。
- ②税関と中国海洋警察は協力連携を強化し、海上及び沿岸の税関が設けられていない場所における重大な密輸活動に対し、税関と中国海洋警察は連合撲滅行動をとることができ、部署の統一、組織の統一を図る。
- ③税関は、陸上及び内陸河川における密輸行為の調査中において、海上関連の密輸活動を発見した場合、中国海洋警察に知らせるとともに、中国海洋警察は直ちに取り

調べを行う。中国海洋警察は、海上取り調べ中、陸上及び内陸河川等における密輸行為を発見した場合、直ちに税関密輸対策部門に知らせ、調査を行う。

- ④税関は、監督・管理下の船舶が無断で監督・管理区を離れる場合、または監督・管理中暴力に遭遇する場合は、中国海洋警察に通報することができ、中国海洋警察は遮り止めなければならない。
- ⑤税関と中国海洋警察は、珠江河口水域における密輸撲滅の協力・連携を強化し、洪澳島大王角及び仔州島の灯火標識線以内の水域における密輸撲滅活動において、相互連携・協力を図る。

(6) 交通運輸部の職務と分業を行う。

- ①交通運輸部及びその中国海事隊は、水上交通安全の監督管理、船舶及び関連水上施設の検査・登記、船舶汚染防止、航海保障等の行政管理及び法執行職務を履行する。海上交通事故、船舶及び関連水上施設の汚染事故へ応急処理を担当し、海上権益保護法執行行動に協力する。
- ②中国海洋警察は、権益保護法執行の実施中において、船舶及び関連作業活動による海洋環境汚染を発見した場合、直ちに制止措置を取るとともに現場調査を行い、処罰業務は、船舶汚染防止に関する国際公約及び法律法規に基づき関連主管部門が行う。
- ③交通運輸部と国家海洋局は、海上法執行、汚染防止等における協調・協力体制を構築し、実施する。

(7) 環境保護部の関連職務と分業を行う。

- ①環境保護部は、海洋生態環境保護業務を指導、調整及び監督するとともに、陸起源汚染物及び海岸事業建設による海洋汚染防止・環境保護を担当する。国家海洋局は、海洋生態環境の監督管理を担当し、海洋生態環境の調査、モニタリング、監視、評価及び科学研究等を実施するとともに、海洋事業建設及び海洋投棄による海洋汚染防止・環境保護を担当する。
- ②両部門は、重大な環境汚染及び生態破壊事件の調査処理業務におけるコミュニケーション・協調を強化し、直ちに関連情報を相互に知らせる。
- ③両部門は、海洋生態環境保護に関するデータ共有体制を構築し、海洋生態環境管理及び環境モニタリング等におけるデータを相互提供する。
- ④両部門は、海洋生態環境保護の連合法執行検査を強化し、沿岸地域における各級政府及び海洋関連部門の海洋生態環境保護責任の実行状況に対する監督・検査を実施する。

(8) 所属機関の設置、職務及び編成事項は、別途定める。

6. 附則

本規定は、中央機構編成委員会事務室が説明責任を持ち、その調整は中央機構編成委員会事務室が規定のプロセスに基づき実施する。

本規定の職務転換のうち取り消された職務の第3項、第5項で、法律の規定にかかわる調整は、法定のプロセスに基づき実施する。

資料 6 (海洋政策研究財団 訳) ※

韓国・第 2 次沿岸統合管理計画(2011-2021)

※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

第2次沿岸統合管理計画 (2011～2021)

2011. 10
国土海洋部

第1章 計画の概要

第1節 計画策定の背景

- **社会経済的に重要な沿岸および海洋の計画的管理の必要性が増大**
 - 沿岸は、世界の人口の60%が居住し、1,000万人以上の大都市の3分の2が接地して、人口集中が進行し続けている（沿岸の人口密度は地球全体の2倍）
 - 石油埋蔵量の90%が分布、漁業生産量の90%、地球全体の生態系サービスの43%を提供
 - 複雑で多様な利用・開発および保全、需要の調和と計画的管理が社会発展のための中心的政策として浮上
 - UNESCO、EU、アメリカ、オーストラリア等の先進国は、海洋空間計画（Marine Spatial Planning）体制を構築
- **第1次沿岸統合管理計画の策定後10年間における沿岸管理の状況変化を反映**
 - 2000年8月の第1次沿岸統合管理計画（統合計画）の策定以後、この10年間における沿岸統合管理の社会経済的、自然環境の状況が大きく変化
 - 沿岸管理の懸案は、「環境保全と開発との調和と均衡」だけでなく、「気候変化と災害対応」を包括
 - 第1次統合計画策定以後、統合計画の修正、変更が皆無である状態
- **新沿岸管理制度の施行体系の構築および沿岸管理の基本政策の方向性を設定することが必要**
 - 沿岸海域を4つの用途に区分・管理する沿岸用途海域制、海岸の計画的管理のための自然海岸管理目標制等基本政策の方向提示が必要
 - 沿岸の周期的点検、沿岸情報体系の構築および管理等計画の効率的執行のための手段の反映が必要
- **統合計画の策定、施行期間の設定に伴う政策の施行体系の変化を反映**
 - 改正沿岸管理法は他の国家計画と照応し、計画の安全性、予測の可能性を高めるために計画の策定・施行周期を10年に設定
 - 沿岸管理の状況変化を反映して、5年ごとに妥当性を検討し統合計画を変更

第2節 計画策定の法的根拠および性格

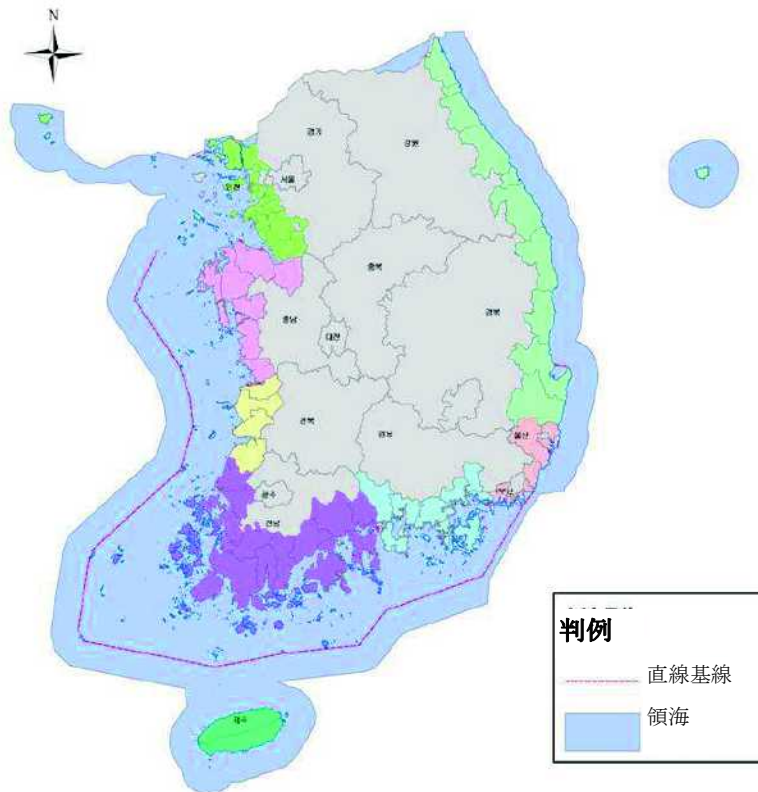
1. 計画策定の法的根拠

- 沿岸管理法第6条
- 国土海洋部の長官は、沿岸を総合的に保全・利用および開発するために10年ごとに沿岸統合管理計画の策定

第6条（沿岸統合管理計画の策定）① 国土海洋部長官は、沿岸を総合的に保全・利用および開発するために、第30条による中央沿岸管理審議会の審議を経て10年ごとに沿岸統合管理計画（以下「統合計画」という）を策定しなければならない。

2. 計画の範囲

- 時間範囲：2011～2021（10年）
- 空間範囲：沿岸管理法第2条の第1号から第3号による沿岸
 - 沿岸陸域の範囲は、沿岸情報システム（www.coast.kr）の1:5,000の図面で提供
- 内容範囲
 - 沿岸の範囲
 - 計画策定の対象地域
 - 沿岸管理に関する基本政策の方向
 - 沿岸環境の保全、沿岸の持続可能な開発等沿岸の望ましい保全・利用および開発に関する事項
 - 沿岸用途海域制と沿岸海域機能区の基本管理方向
 - 第32条による自然海岸管理目標制の管理方向
 - 沿岸整備事業の基本方向
 - その他大統領令で定める事項
 - 法第37条による沿岸情報体系の構築・活用に関する事項
 - 効果的な沿岸管理のための教育・広報に関する事項
 - 沿岸管理に関する国際協力についての事項



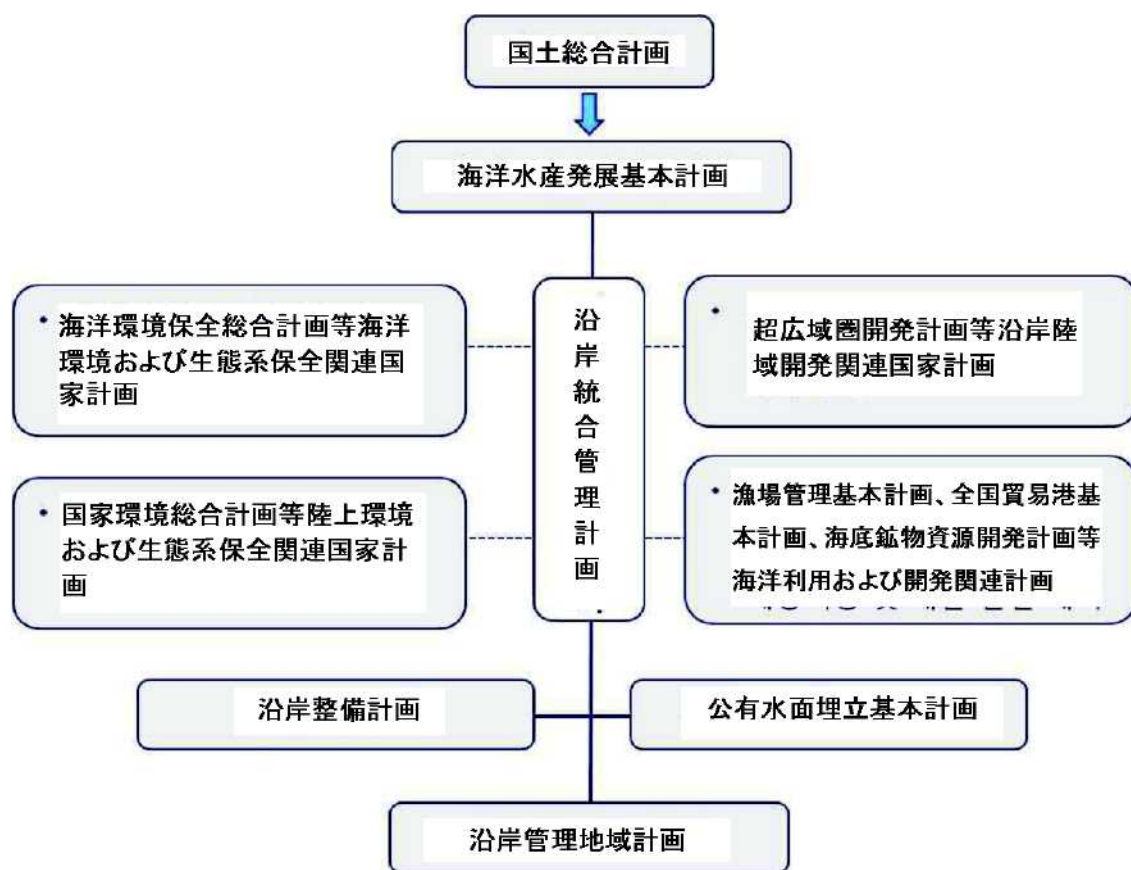
【図 1 - 1】 第 2 次沿岸統合管理計画の地理的範囲

3. 計画の性格

- 沿岸の総合的保全利用および開発に関する法定基本計画
 - 沿岸管理法による中央沿岸管理審議会の審議を経て確定・告示する法定計画であり、沿岸における保全・利用および開発行為に関する事項を規定した基本計画

- 沿岸で望ましい発展方向を具現する最上位空間の計画
 - 沿岸の持続可能な発展と望ましい未来像を実現するために、多様な政策手段を沿岸空間に反映して提示する空間計画
 - 沿岸管理地域計画、沿岸整備計画、公有水面埋立基本計画の上位計画

- 他の法律に基づき策定する国家計画との連携・調和の実現
 - 国土総合計画および海洋水産発展基本計画等、国土および海洋全般に関する国家計画との一貫性の維持
 - 環境保全、港湾・産業団地・都市・海洋資源開発、水産資源利用等、保全および利用開発に関する国家計画と調和



【図 1-2】 沿岸統合管理計画と他の計画の関係

第 3 節 推進経緯

- 2008. 8～2009. 9 第 2 次沿岸実態調査の遂行
- 2009. 3 沿岸管理法の全部改正
 - 沿岸用途海域制、自然海岸管理目標制の導入
 - 沿岸統合管理計画の周期的策定（10 年）
- 2009. 10 沿岸実態調査の結果および新沿岸管理制度の説明会
 - 沿岸の地方自治体が対象
- 2010. 1～ 2010. 4 第 2 次沿岸統合管理計画の策定方向説明会および協議会
 - 沿岸の地方自治体、国立海洋調査院等の関係機関が対象
 - 全国 11 カ所の広域地方自治体別に説明会
- 2010. 3 沿岸管理法（改正）施行
- 2010. 4～ 6 沿岸管理の需要調査
 - 地方自治体、漁業団体、民間団体、地域専門家等によるモデル沿岸の選定、現場踏査および基礎資料の分析
- 2010. 7 ～ 10 沿岸統合管理の沿岸別政策方向の導出
 - 自然海岸管理目標制の施行指針（案）づくり
 - 沿岸統合管理基本方向の政策討論会
- 2010. 11 第 2 次沿岸統合管理計画（案）公聴会

- 2011. 3 専門家諮問団会議（1次）
- 2011. 4 関連部処および地方自治体の協議
- 2011. 5 専門家諮問団会議（2次）
- 2011. 10 中央沿岸管理審議会の審議

第4節 計画の基本枠

- 沿岸の持続可能な発展のための統合管理の基本枠
 - 沿岸統合管理のビジョン、4つの基本目標、5つの推進戦略、259つの推進課題によって構成



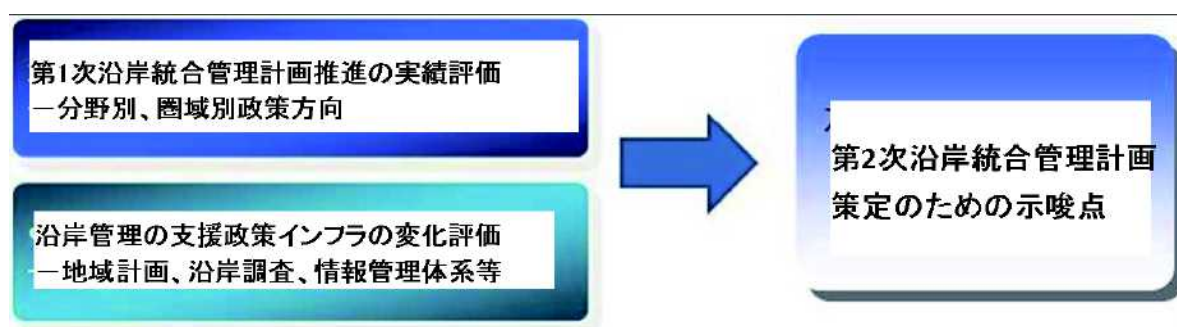
【図 1-3】 第2次沿岸統合管理計画の基本的な枠組み

- 沿岸統合管理のビジョンー訪ねたいエコー（ECHO）沿岸、共存と協力の海洋領土
 - 沿岸の定住性、環境的・生態的持続可能性、経済的持続可能性を具現し、調和と均衡、協力に基づいて空間と資源を管理
 - エコー（ECHO）は生態（ecosystem）、こだま（echo）の意味と、生態ー協力ー人間ー海が調和をなす生態を象徴的に表現
 - * ECHO: Ecosystem, Coordination, Human and Oceans
 - 生態系（ecosystem）を強調する最近の国際動向を反映し、統合管理の中心である自然（海洋）ー人間（陸地）の調和を象徴（echo）

第2章 第1次沿岸統合管理計画の評価

第1節 評価対象および方向

- **評価対象は、韓国の「沿岸の変化」ではない「沿岸統合管理計画」**
 - 沿岸地域の社会・経済的状況、自然環境現況の変化と沿岸統合管理計画（以下「統合計画」）との間の因果関係を明らかにするのに限界
 - 国土海洋部（2008）は、社会・経済・文化・自然環境等個別要素の評価方式が限界であるため、評価対象を「計画」自体に限定することに
- **統合計画上の推進戦略および政策方向の推進実績を中心として評価**
 - 第1次統合計画上に提示した6つの推進戦略による個別政策方向の過去10年間の推進実績を評価（performance evaluation）
 - 個別政策方向の推進実績を部門別、圏域別に評価
 - 沿岸管理を施行・支援するために推進した沿岸整備事業、沿岸管理地域計画の策定、法定調査、情報管理体系等の政策インフラを評価

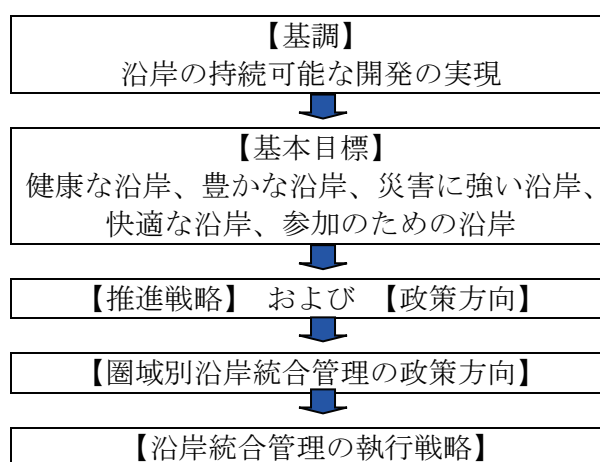


【図 2-1】 第1次統合計画評価の枠

第2節 第1次沿岸統合管理計画の推進実績評価

1. 第1次統合計画の構造および主要内容

- 第1次沿岸統合管理計画は基調、基本目標、推進戦略および政策方向、圏域別政策方向によって構成



【図 2-2】 第1次統合計画の構造

- 「生命・生産・生活の場として沿岸を再創造」の未来像を達成するための基本目標を次のとおり5つに設定
 - ① 生態的均衡をなす生命沿岸
 - ② 環境に優しい開発による生産沿岸
 - ③ 沿岸災害防止事業による災害のない沿岸
 - ④ 娯楽と教育の場としての人間中心の沿岸
 - ⑤ 利害関係者が協力する統合沿岸
- 計画目標を達成するための推進戦略を7つに設定、推進戦略別の政策方向を提示
 - 推進戦略のうち「全国の沿岸の圏域別管理」は、沿岸問題の解決方向を提示する他の6つの推進戦略と別に管理圏域を区分するものであるため、評価対象から除外
 - 沿岸災害防止事業は、沿岸整備事業の履行実績として評価

<表 2-1> 第1次沿岸統合管理計画の7大推進戦略および政策方向

推進戦略	詳細内容
ア.保護地域の指定による沿岸生態系の集中管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国沿岸のバイオ地帯を構築 ○ 沿岸生態系のモニタリングおよび精密実態調査の実施 ○ 沿岸生態系の教育・観光プログラムとして開発・運用
イ.海域別特性に合う沿岸汚染負荷の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 環境管理海域の指定等海洋環境改善対策の策定・施行 ○ 海洋ゴミの発生抑制および処理対策準備 ○ 汚染によって破壊された沿岸を復元・改善する沿岸海域改善事業の施行
ウ.環境容量を考慮した沿岸開発計画の調整	<ul style="list-style-type: none"> ○ 各種の国家総合計画と沿岸統合管理計画の連携・体系化 ○ 沿岸開発需要の計画的な管理 ○ 生態的・経済的価値を考慮した環境に優しい公有水面埋立基本計画の策定・調整
エ. 沿岸災害防止事業の体系的展開	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸災害予防体系の統合管理 ○ 復旧中心から予防中心に転換して、海岸保全施設を整備 ○ 持続的モニタリングおよび科学的災害防止対策の策定・施行
オ. 親水沿岸空間の形成および沿岸接近権の改善	<ul style="list-style-type: none"> ○ 親水沿岸空間の拡充および多様化の推進 ○ 市民の沿岸接近権および眺望権の確保対策の策定・施行
カ. 沿岸管理地域計画の策定促進および支援	<ul style="list-style-type: none"> ○ 沿岸管理地域計画策定の基盤設定 ○ 地域住民の参加補償と地域沿岸管理審議会の機能強化 ○ 沿岸管理地域計画の効率的な審議・評価
キ. 全国の沿岸の圏域別管理	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の沿岸を海域の特性、地形および水系、沿岸利用の実態および生活圏、行政区域等を考慮して10大圏域として設定 <ul style="list-style-type: none"> - 西海岸圏域：西海中部－Ⅰ、西海中部－Ⅱ、西海南部－Ⅰ、西海南部－Ⅱ - 南海岸圏域：南海西部、南海中部、南海東部、済州 - 東海岸圏域：東海中部、東海南部

2. 第1次統合計画の推進実績

- 推進実績の評価は、推進戦略別および圏域別に詳細な政策方向の推進実績で区分して遂行
 - 推進実績評価は、各詳細な政策方向の達成可否と進行程度を考慮して
 - i) 履行完了、ii) 履行中、iii) 未履行の3つに分類
 - 災害防止分野の沿岸整備事業と全体の沿岸管理地域計画の策定、施行実績は別途評

価

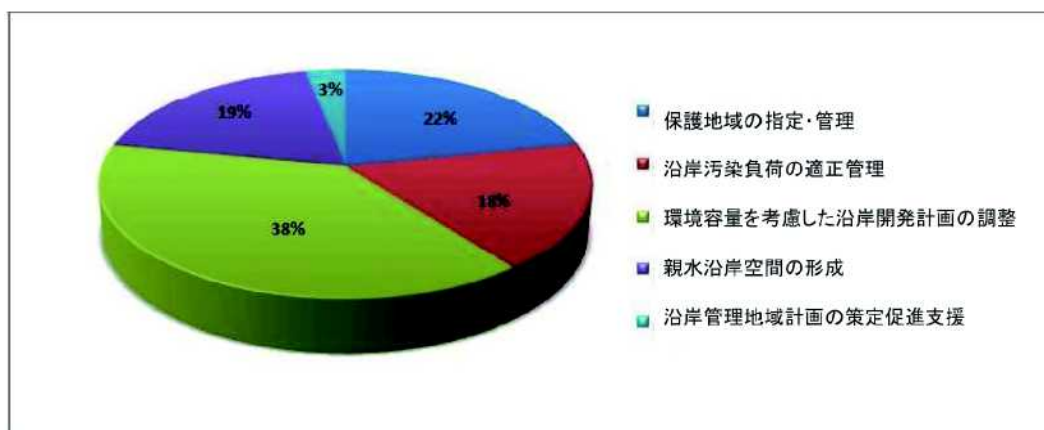
1) 5つの推進戦略別による政策方向実績

- 第1次統合計画のうち、評価対象の5つの戦略による詳細な政策方向および事業は560件
 - このうち「環境容量を考慮した沿岸開発計画の調整」推進戦略の政策および事業が215件で、最も大きな比重を占める（全体の38.4%）

<表 2-2> 第1次統合計画の履行現況

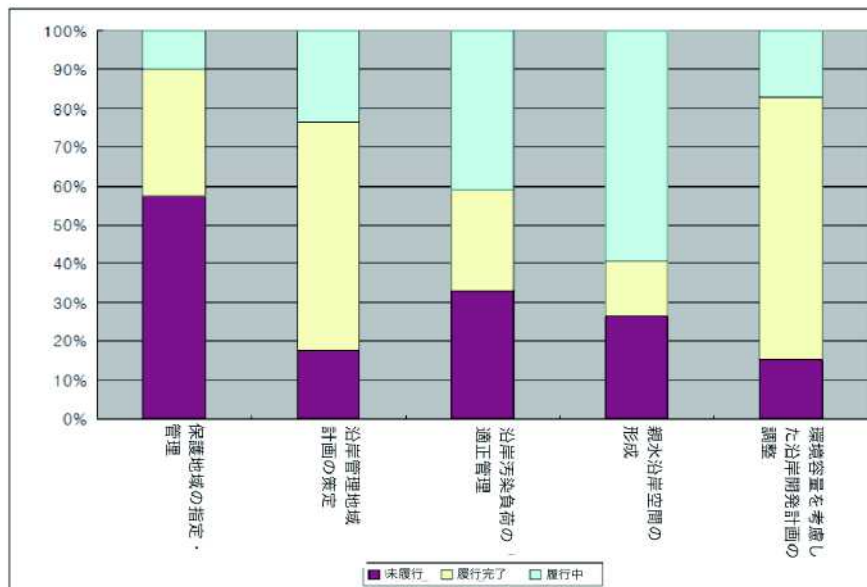
(単位：件、%)

推進戦略	計	未履行	履行完了	履行中	完了率
保護地域の指定・管理	122	70	40	12	32.8
沿岸汚染負荷の適正管理	100	33	26	41	26.0
環境容量を考慮した沿岸開発計画の調整	215	33	145	37	67.4
親水沿岸空間の形成	106	28	15	63	14.2
沿岸管理地域計画の策定促進支援	17	3	10	4	58.8
計	560	167	236	157	42.1



【図 2-3】 第1次統合計画の5大推進戦略の詳細な政策および事業の現況

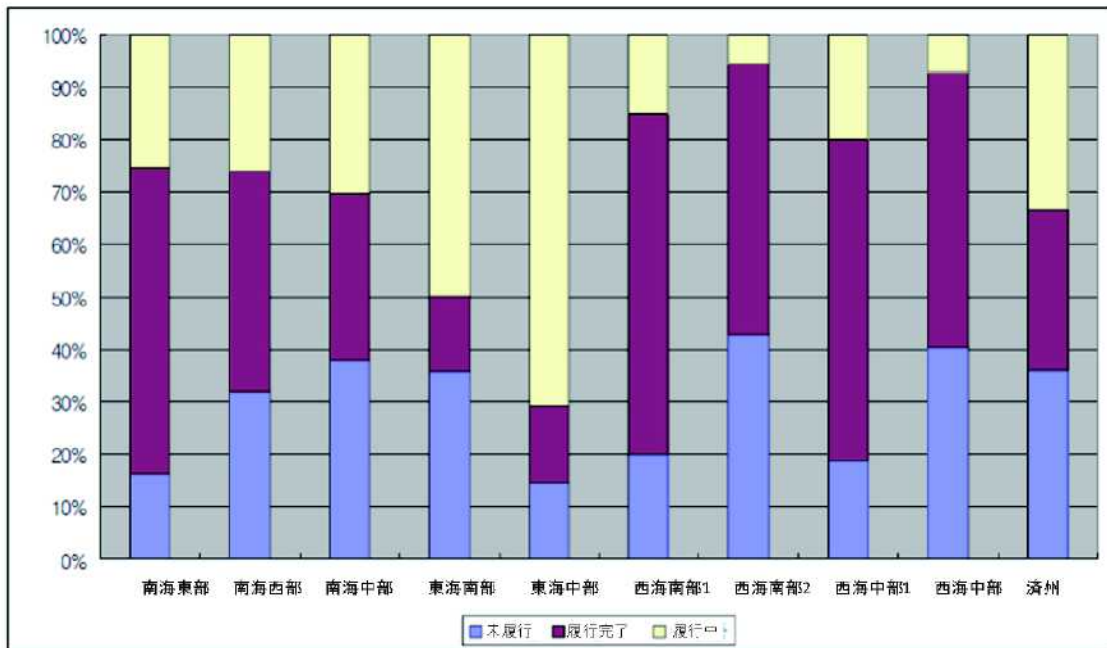
- 沿岸統合管理計画における詳細な政策方向の履行実績は41.6%で低い水準であるが、履行中の詳細な政策方向および事業を含めると69.1%で高い水準
 - 全体的に「完了または履行中」の政策が約70%で、沿岸の持続可能な発展のための沿岸統合管理計画の実効性が微弱な水準でないことを反映
- 推進戦略別の履行実績において「環境容量を考慮した沿岸開発計画の調整」の履行率(67.4%)が最も高く、「保護地域の指定および管理」も高い履行水準(58.8%)
 - 沿岸親水空間の形成は最も低い履行実績(履行率14.2%)を示しており、沿岸汚染負荷の適正管理の履行率も低い水準
 - 地方自治体が財政を負担する政策方向・事業の履行実績が低く、地方自治体の財政投資の優先順位が沿岸管理より地域個別事業にあることを示唆



【図 2-4】 第 1 次統合計画の 5 大推進戦略の履行現況

2) 圏域別の推進実績

- 圏域を基準として西海南部 1 圏域 (65.5%)、西海中部 1 圏域 (61.3%)、南海中部圏域 (68.2%) の履行実績が高い水準
 - 東海中部 (14.6%)、東海南部 (14.3%) 圏域の履行実績は、非常に低い水準
- 「履行中」の詳細な政策方向および事業を含めれば、全ての圏域において 50%以上の履行実績
 - 履行完了を基準として最も低い履行率を示す東海中部圏域は、「履行中」の事業を含めれば 85.4%で最も高い水準の履行率を示す
 - 80%以上の高い履行率 (完了+履行中) を示す圏域は、東海中部圏域を含め、南海東部圏域 (83.6%)、西海南部 1 圏域 (80.0%)、西海中部 1 圏域 (81.3%)



【図 2-5】 第 1 次統合計画の圏域別履行現況

3. 沿岸管理地域計画の策定および沿岸整備事業の推進

1) 沿岸管理地域計画

- 1 次沿岸管理地域計画の策定対象地域は、11 の沿岸市・道の 76 の市・郡・区で、2010 年 10 月現在で 67 の地域において沿岸管理地域計画を策定（88.2%策定）
 - 3 つの地域の沿岸管理地域計画は、中央沿岸管理審議会の承認を受けたが未告示（例：仁川市甕津郡、慶尚北道浦項市、釜山市海雲台区）
 - 9 つの地域において沿岸管理地域計画が未策定（例：釜山市東区・南区・中区・江西区、忠清南道泰安郡、全羅北道高敞郡・扶安郡、京畿道始興市・金浦市）

<表 2-3> 沿岸管理地域計画の策定現況（2011.3 月現在）

策定年度	-2005 年	2006 年	2007 年	2008 年-
箇所 (67)	16	23	23	5

注：済州特別自治道の市・郡統合によって既存の 78 カ所から 76 カ所の市・郡・区に変更
資料：国土海洋部の内部資料（2010）

- 地域計画の策定年度を基準として策定計画の 76%が 2006 年以後に策定
 - その理由は、沿岸管理地域計画の自発的策定と施行のための執行手段が不十分であることと、沿岸管理地域計画の策定支援の基盤が脆弱であるため
 - 今後、新しい沿岸管理制度の沿岸用途海域制と自然海岸管理目標制の早期定着と履行のための実効性がある対策づくりが必要

2) 沿岸整備事業

- 2001 年からの 9 年の間、海岸保全事業、親水空間形成事業、海域環境復元事業を沿岸整備事業の下での推進

- 631 の事業で 7,823 億ウォンを投入する予定だったが、事業件数基準で 45%、事業費基準で 55%履行
 - 2009 年 6 月までに 281 の事業に 4,334 億ウォン（国費 2,546 億ウォン含む）を投資

<表 2-4> 第 1 次沿岸整備計画の推進実績

事業量基準（件）			事業費基準（億ウォン）		
計画事業	施行事業	施行率	事業費	投資実績	投入率
631	281 (完了 232)	45%	7,823	4,334 (国費 2,456)	55%

資料：第 2 次沿岸整備 10 か年計画策定の研究（国土海洋部、2009、p. 8）

- 事業が未履行であることの根本原因は、地方自治体の沿岸整備事業に対する理解不足および低い財政自立度である

4. 沿岸管理支援の法定調査拡大および地方条例の制定

1) 沿岸管理支援の法定調査

- 沿岸基本調査
 - 沿岸管理法は 5 年ごとに沿岸実態に関する定期調査（沿岸基本調査）を施行（法第 5 条）するよう規定
 - 現在までに 3 回の沿岸基本調査の遂行
 - 1996 年 2 月～1998 年 8 月：沿岸管理制度の導入目的
 - 2002 年 5 月～2004 年 10 月：1998 年以後の沿岸変化の把握が目的
 - 2008 年 8 月～2009 年 10 月：法律改正と連携して沿岸実態の把握が目的
 - 3 次沿岸基本調査は、「沿岸実地調査の指針」を作成し、社会経済、利用開発、景観生態、沿岸環境、沿岸政策の 5 つの分野を対象として施行
 - 調査施行の全項目、範囲、指標—指数体系等をつくり、比較期間を一致させて沿岸実態の変化を総合的に把握するのに寄与
 - 既存の実態調査と比較するとき、調査結果物の政策活用への潜在力を高める
- 海岸の実態調査
 - 不法占用・使用および埋立の対象だった海岸の体系的管理のために、2006 年から実態調査の遂行
 - 1998 年海洋水産部は、実態調査を経て 357 筆地、369,697 m²を土地として登録
 - 2006 年から 2007 年の期間、モデル地域の調査を通じて調査、測量、評価方法の体系化
 - 調査、測量、評価を経て地籍公募に登録、または除外する分類作業を 2006 年から推進
 - 仁川、京畿道、忠清南道の 18 の基礎地方自治体における陸地部の海岸 898 km を対象に実態調査と地積測量の実施
 - 評価項目別に専門家の加重値評価を経て、「転換」、「管理」、「保全」の 3 つの類型に区分
 - 2007 年の調査対象地域だった仁川、京畿道、忠清南道の 548 カ所の「転換」海岸のうち 49 カ所を新規登録対象地として選定

- 2008年に全羅北道と全羅全南の12の基礎地方自治体の海岸1,388カ所に対する調査、測量を完了させ、283カ所を「転換」海岸として類型区分
- 公有水面埋立地の実態調査
 - 公有水面埋立地の履歴調査および埋立政策の改善を目的に2007年に遂行
 - 地区名、所在地、埋立用途、面積、免許（事業）申請者、免許（認可・許可）管掌、根拠法律、事業進行団体、土地活用実態等を調査し、埋立用途と合わせ利用可否、未活用埋立地の発生原因を分析
 - 未竣工地区の場合、基本計画を反映し、免許、工事中に区分して事業進行状況を把握
- 全国の海岸線の調査
 - 2001年から海岸線13,509kmを測量調査して、海岸線の長さ、種類、形態を把握し、干潟の変化像を調査
 - 水深測量、底質、基準点測量および水準測量、データベース構築、干潟現況図製作等
 - 正確な海岸線の調査結果に基づき沿岸利用、保全政策に活用
 - 2010年12月末現在、西海岸・南海岸の海岸線の測量調査を完了
 - '08年までに仁川から高興半島、'09年全羅南道寶城郡から慶尚南道鎮海市、'10年慶尚南道巨濟市から慶尚南道蔚山市、'11年慶尚南道蔚山市から慶尚北道盈徳市、'12年以後、江原道、済州特別自治道および島嶼部
- 沿岸侵食のモニタリング事業
 - 海岸侵食の実態を体系的に把握するために、2003年から侵食モニタリングシステムの運営
 - 2003年に釜山市の海雲台と忠清南道保寧市の大川海水浴場に監視カメラを設置後、2009年までに全国29カ所の海岸を対象に海岸侵食の実態の調査
 - 全国120カ所の地域を対象に、2009年現在の沿岸侵食の履歴調査を遂行
 - 西海岸39カ所、南海岸25カ所、東海岸56カ所
- 沿岸湿地（干潟）調査
 - 咸平湾をモデル海域に選定（'99）して調査を開始。2004年第1段階の調査を完了。
 - 生物相、堆積相、汚染図等、生態系および社会経済の分野を、基礎調査地域と精密調査地域に区分して調査
 - 全羅南道西海岸（'00）、全羅南道南海岸および全羅北道（'01）、慶尚南道および忠清南道（'02）、京畿道および仁川（'03）、済州特別自治道（'04）
 - 湿地調査の資料を基に干潟情報システムを構築、生態地図の作成、沿岸湿地保全基礎計画の策定
 - 2006年に開始した第2段階調査は、2010年に完了
- 海洋生態系の基本調査および海洋保護区域のモニタリング
 - 海洋生態系を10年ごとに総合調査する基本調査に着手（'05）
 - 排他的経済水域を含む管轄海域を8つの圏域に区分し、沿岸海域の368カ所の定点、近海海域37カ所等、計415カ所に基本調査定点を設定
 - 底棲環境、浮遊環境生態系、遊泳生物の3つの分野を調査

○ 海洋保護区域、湿地保護地域等の保護区域を対象に 2006 年からモニタリングを遂行

□ 無人島嶼の実態調査

○ 2006 年から無人島嶼の自然環境の現況（陸上、海域）、利用現況、開発状況、起点表示点標の確認等無人島嶼の実態を総合調査

○ 2006 年直線基線の基点となる無人島嶼 11 カ所（海域含む）、通常基線の基点となる無人島嶼 69 カ所を調査

- '07 年に 172 カ所、'08 年に 259 カ所、'09 年に 408 カ所、'10 年に 604 カ所の無人島嶼を調査

2) 地方条例の制定

□ 沿岸地域の 39 の地方自治体は、沿岸管理法、沿岸統合管理計画、沿岸管理地域計画で定めた事項を施行するために条例を制定

○ 地方条例は個別に沿岸の社会経済の特性を反映

- 海水浴場による地域経済への寄与が大きな地域は、海水浴場の設置と運営に関する事項を、漁港施設を多く保有している地方自治体は、漁港および漁港施設管理に関する事項を条例として制定

第 3 節 第 2 次沿岸統合管理計画策定の示唆点

□ 第 1 次沿岸統合管理計画および関連分野の実績をまとめ、限界を提示して、第 2 次沿岸統合管理計画策定の示唆点に活用

1. 第 1 次統合計画の推進成果および限界

1) 推進成果

□ 沿岸管理が中央部処の政策決定段階から地域の施行段階に転換

○ 2000 年に沿岸統合管理計画が策定以後、沿岸管理地域計画の策定は 76 の市・郡・区のうち 67 の地域で策定（88%達成）

○ 地域固有の社会経済、自然環境の特性と利用、保全、開発の需要を反映した沿岸管理を実現することのできる制度的枠組みとして条例を制定

○ 沿岸統合管理計画の細部政策方向および事業の履行実績は、「履行中」の政策を含めれば 69.1%となり、統合計画の実効性は確保されたものと評価

□ 合理的、科学的沿岸管理のための知識基盤強化に投資の拡大

○ 沿岸実態調査、海岸実態調査、全国の海岸線調査、埋立地および侵食の実態調査、干潟および生態系の調査、無人島嶼の実態調査等沿岸管理に必要な資料および情報の確保体系の構築

- 沿岸情報管理のためのポータルシステムの構築（www.coast.kr）

○ 新沿岸管理制度を施行するのに必要な資料と情報の提供、相反する沿岸政策需要の合理的調整および政策決定の過程における客観性の確保

- 全国の海岸線調査の測量結果は、自然海岸管理目標制の導入・施行に必須

□ 公有制として公有水面の管理体制の強化対策づくり

○ 海岸の実態調査、公有水面埋立要件の強化等制度の整備に伴い、公有水面の不法占用・使用防止のための対策づくり

- 転換対象の海岸を国有土地として登録し、管理の法的根拠の確保および責任の強化
- 陸地部中心の国土管理フレームを陸上－海洋統合国土管理フレームに転換
 - 陸地部中心の沿岸管理の地理的範囲を無人島嶼に拡張して、国土資源の付加価値を増やすための基盤づくり
 - 無人島嶼の実態調査の結果を基に「絶対保全、準保全、利用可能、開発可能」に無人島嶼および周辺海域を区分して体系的に管理
 - 用途区域制を無人島嶼の独特な特性を考慮して適用、沿岸用途海域制と調和
 - 海洋生態系の保全および管理に関する法律、無人島嶼の保全および管理に関する法律の制定により、実質的管理の範囲が海面から海中に拡大
- 開発－保全間の均衡および持続可能な発展の実現のための土台づくり
 - 第1次沿岸統合管理計画の実績のうち、「環境受容力を考慮した沿岸開発事業の調整」分野の履行実績が最も優秀
 - この10年間の環境的持続可能性を考慮した政策強化として持続可能な発展実現のための土台づくり
 - 「保護区域の指定による生態系の集中管理」の推進実績度の平均を上回り、第1次統合計画の策定当時の乱開発、陸上中心の沿岸開発による懸案解決に寄与

2) 限界

- 沿岸統合管理計画の実効性確保のための政策手段が不足
 - 第1次統合計画の場合、圏域別政策方向の推進事業と方向の目標年度を設定しなかったため、計画的施行と点検、評価するに限界があり
 - 政策計画として統合計画の限界を克服し、長期的に沿岸の持続可能な発展を効果的に実現するための補助政策手段が不足
 - 沿岸管理地域計画の策定を促進するための実効性確保の主要手段は「計画未策定時の公有水面埋立未反映」
 - 他の法律による履行可否点検および履行促進のための統合的な履行手段が不在
- 問題解決を中心とする沿岸管理のための資料と情報構築が不十分
 - 2000年以後、沿岸管理のための知識基盤強化に相対的に多くの投資がなされたが、新沿岸管理制度の施行に必要な資料と情報は不十分
 - 自然海岸管理目標制の施行に必要な海岸類型分析の資料が不十分で、海洋自然環境の現況資料は、沿岸海域の用途区分に活用するのに限界
 - 地域の沿岸海域の利用実態に関する資料のみならず、不法および権限の限界を超えた過度な利用開発に対する実態調査の資料が不足
- 地域単位の沿岸統合管理のための能動的調整権限および細部指針が不十分
 - 沿岸陸域および海域の用途区分の過程において、陸域の既存用途と相反する調整の権限が微弱で、既存の他の法令による用途を調整することなく受容
 - 地方自治体の既存用途の調整権限の限界または能力不足により、既存の用途指定について内容の単純な反復または受容という問題点が発生
 - 沿岸の用途区分のための詳細な記述指針の不備
 - 沿岸海域の占用・使用行為と既存の沿岸管理地域計画による5つの用途間の適合性判断をするための基準の不備で、沿岸管理の担当者の業務推進に支障

- 地域次元の沿岸管理の施行のための認識および技術・財政の能力不足
 - 沿岸管理地域計画の策定の比率が高いが、76%が2006年以後に策定
 - 計画的空間管理の重要性と必要性に対する認識が不十分
 - 新沿岸管理制度について、地方自治体の担当者は、地域発展を阻害する可能性がある」と認識する傾向
 - 沿岸の変化する状況と法制度の変化等政策施行の状況変化に能動的に対応することのできる技術能力および財源が不足
 - 2009年の沿岸管理法の全面改正によって導入した新沿岸管理制度を適用するための沿岸管理地域計画の変更と自然海岸管理目標制の施行に財源不足の訴え
- 公有水面の不法および占用・使用による公共利益への侵害防止対策が不十分
 - 海岸の実態調査および不法埋立と占用・使用に対する管理強化にも点検する人材と執行財源の不足で原状回復等に限界
 - 公有水面の独占的私有化を根本的に防止して、公共利益の侵害を規律することのできる法制度の不備
 - 他の法律および制度による沿岸管理手続によって統合性の確保の限界
- 現場の具体的な懸案と最終審議・決定の過程における体系的連携が不十分
 - 中央沿岸管理審議会の支援機能が脆弱で、地域の具体的な懸案を含む地域計画または他の法律による関連計画を効果的に評価、審議するのに限界

2. 第2次統合計画策定の示唆点

- 合理的沿岸利用と計画的管理のための実効性確保の対策づくり
 - 沿岸統合管理計画の実効性確保のために、沿岸統合管理計画に反映されない保全、利用および開発需要については国土海洋部との協議を義務化
 - 沿岸における保全・利用および開発行為、沿岸における湿地保全地区の指定等各種地区・区域・地区等を指定、または総合計画、基本計画および実施計画の策定、認可・許可・免許等の行政処分をする前に、国土海洋部と協議するようにする規定を遵守(沿岸管理法第13条第3項および第14条)
- 沿岸需要間における軋轢管理のための中央部処および地域単位の調全体系の強化
 - 沿岸地域の多様な需要における軋轢は、第2次統合計画の策定過程で調整が可能
 - しかし、統合計画の策定後、履行過程において新しく軋轢の発生が多く予想されるため、軋轢懸案の管理を体系化することが必要
 - 事前予防インフラと事後管理のメカニズムを国および地方で運営
 - ※ 例：砂浜の砂の採取、潮力発電を取り囲む軋轢は、2000年当時提起されなかったが、計画の履行する過程で中心的な懸案として登場
- 統合計画の実行力確保のために詳細な政策方向および事業の目標年度の設定
 - 第1次統合計画は、推進戦略を公務に反映して政策方向および事業を具体的に提示したが、目標年度を設定しなかった
 - 詳細な政策方向および事業の達成可能な時点を目標年度に設定し、これに基づいて履行評価の遂行、未履行時の原因診断および対策づくり
- 新沿岸管理制度の早期定着と施行のために予算および人材の集中投資

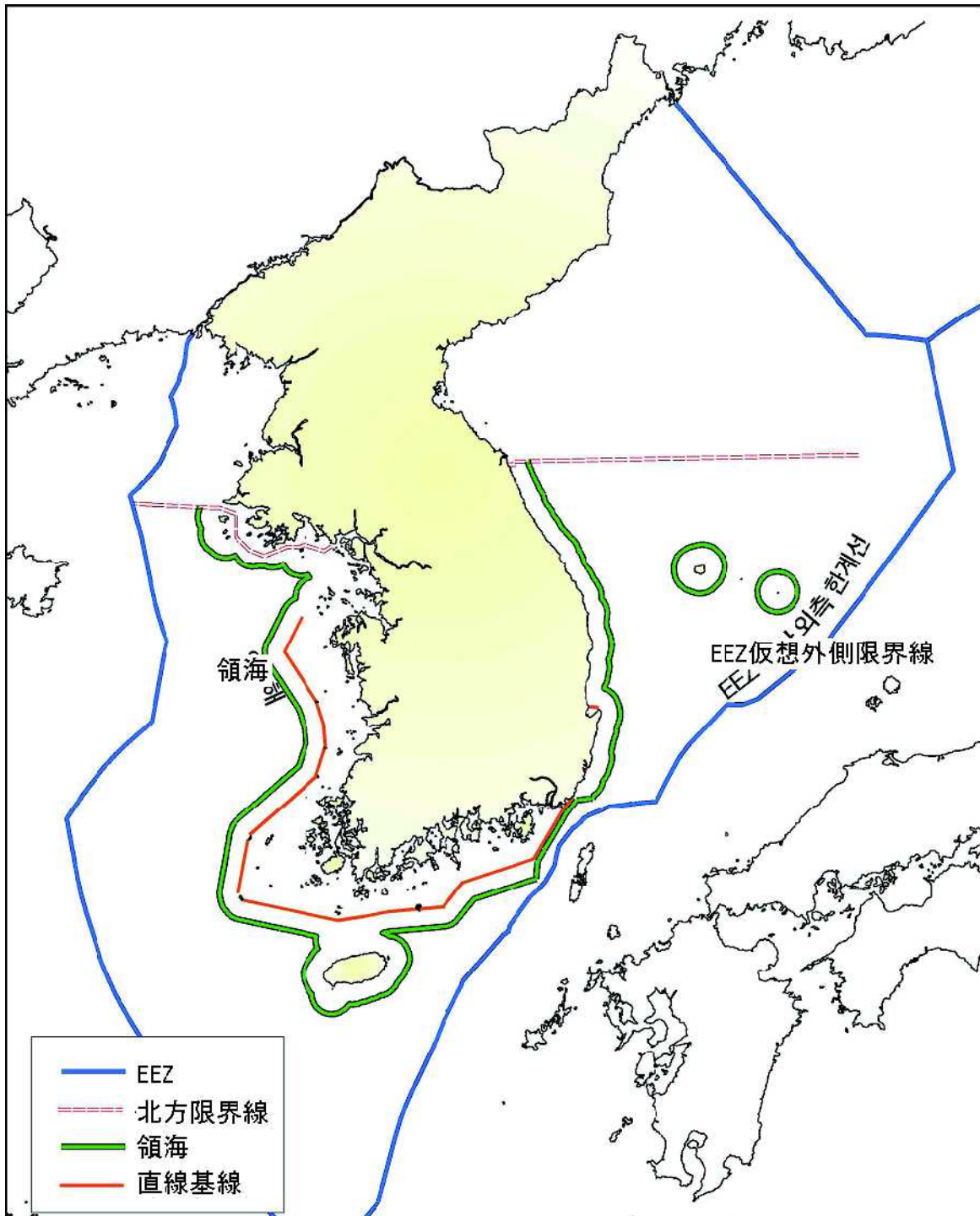
- 沿岸用途海域制、自然沿岸管理目標制は、沿岸管理の枠を画期的に変化させることのできる手段であるが、地域における早期実行に常に難しさが存在する
 - 沿岸管理地域計画策定の実績は 80%と高い水準だが、大部分が 2006 年以後に集中して告示
 - 沿岸用途海域制と自然海岸管理目標制の早期定着のために中央部処の行政、技術、財政支援が必要であるところ、これを統合計画の地方自治体支援事項に明示することが必要
- 気候変化および自然災害に対する沿岸空間の適応政策の強化
 - 気候変化による海水面の上昇、異常気候、波浪、大波、津波等の自然災害に対して被害減少とともに積極的な適応対策（adaptive measure）の推進
 - 沿岸後退、緩衝空間制度等を第 2 次沿岸統合管理計画に含め、今後の法制度の整備を推進
- 沿岸保全事業中心の沿岸整備事業をグリーン価値を考慮して方向調整
 - 第 1 次沿岸整備計画の全体事業のうち 80%を沿岸侵食防止、国土の流失・毀損防止等沿岸保全事業に投資
 - 持続可能な発展の土台であるグリーン価値創出のための親水空間形成事業、海域の環境改善および復元事業の比重は低い水準
 - 気候変化への対応、地域経済の活性化、海洋環境復元等をパッケージ化したグリーン沿岸整備事業を発掘して追加
 - 伝統的な沿岸整備事業の海岸保全事業は、硬性方式から軟性方式に転換誘導
- 地域社会における沿岸統合管理の責任意識の向上および能力の強化
 - 第 1 次沿岸統合管理計画において地域の責任が要求され、未来の沿岸管理の課題である「沿岸汚染負荷の適正管理」、「親水沿岸空間の形成」の履行率は、相対的に低い水準
 - 第 2 次沿岸統合管理計画の実効性を高めるためには、地方自治体と地域社会における構成員の沿岸管理に対する認識の転換が必要
 - 自然海岸管理目標制、沿岸用途海域制等新制度の早期定着のための認識向上

第 3 章 沿岸管理の状況および展望

第 1 節 沿岸の現況

1. 自然現況

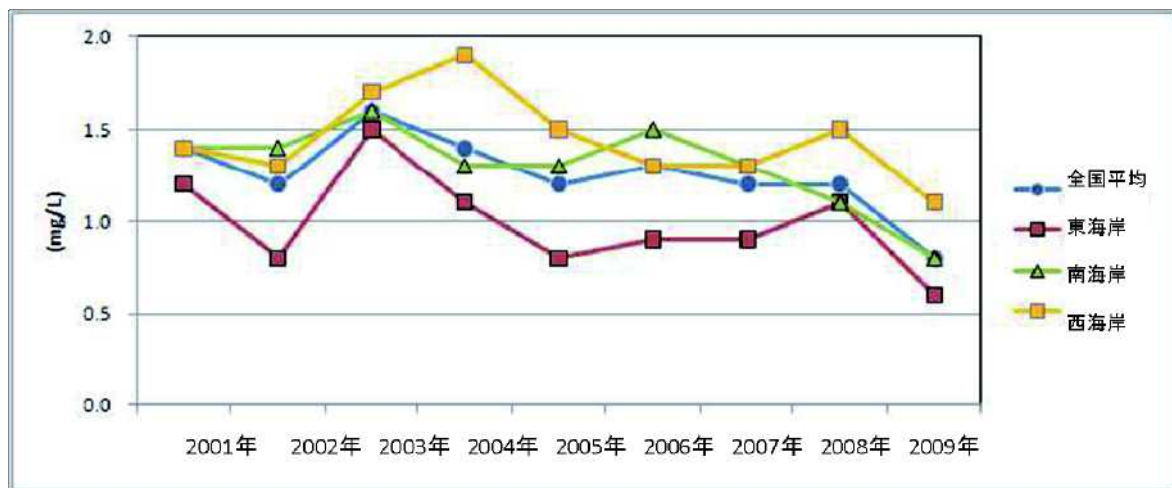
- 領海面積は 86,891 km² で、排他的経済水域の 17%、国土面積の 87%を占める。
 - 西海岸は潮汐の干満差の大きな干潟、南海岸はリアス式海岸で豊富な沿岸資源が分布し、東海岸は主に岩盤海岸で海岸線が単調である。
 - 有人・無人島嶼は計 3,358 個で、島嶼の約 61.4%が全羅南道に位置する。



【図 3-1】 韓国管轄海域の範囲

- 海岸線は 13,509 km であり、陸地部の人口海岸線の比率が増加
 - 陸地部の人口海岸線の比率は 26.2% ('00 年) から 49.4% ('10 年) に増加
 - 干潟の面積は 2,489 km² で、2003 年 (2,550 km²) に比べ約 2.4% 減少
 - ※ 松島および北港建設、平澤港の背後地造成、栗村産業団地の造成等による埋立
 - 沿岸依存型産業の開発 (造船、海洋観光、港湾・漁港等)、海洋新再生エネルギー (潮力、潮流等) の開発推進に伴い自然海岸および生息地の破壊が増加

- 全国の海域の水質は、化学的酸素要求量（COD）基準で過去5年間レベルⅡを維持
 - 今まで、特別管理海域は汚水・廃水処理施設の拡充、汚染海域の浚渫等の集中管理により、馬山湾、始華湖を除いて、COD基準でレベルⅡを維持
 - ※ 2009年現在、馬山湾特別管理海域 COD 3.2 mg/l、始華湖特別管理海域 COD 4.07 mg/l



【図 3-2】 全国の沿岸海域における COD の変化推移

注：韓国の海域の水質基準は3つのレベルで区分するが、レベルⅠ（1 mg/l 以下）は、水産生物の生息、養殖および産卵に適合した水質をいう。レベルⅡ（1~2 mg/l）は、海水浴等海洋での観光およびレジャー専用と、レベルⅠ以外の水産生物に適合した水質をいう。レベルⅢ（2~4 mg/l）は、工業用水、船舶の停泊等その他の用途で利用される水質をいう。

資料：e-国の指標 (<http://www.index.go.kr/>) 国立水産科学院 韓国海洋環境調査年報

- 沿岸・海洋保護区域は525カ所、10,006.9 km²で、国土面積（100,033 km²）の10%、領海面積（86,891 km²）の11.5%に該当

<表 3-1> 沿岸・海洋保護区域の指定現況

区分	個数	面積 (km ²)	関連部処および地方自治体	関連法令
海洋保護区域	4	70.4	国土海洋部	海洋生態系の保全および管理に関する法律
生態・景観保全地域	3	34.6	環境部	自然環境保全法
湿地保護地域	13	308.4	環境部、国土海洋部、仁川広域市	湿地保全法
特定島嶼	167	10.5	環境部	独島等島嶼生態系の保全に関する法律
国立公園	4	3,348.4	環境部	自然公園法
環境保全海域	4	1,882.1	国土海洋部	海洋環境管理法
野生動・植物保護区域	127	191.6	環境部	野生動植物保護法
水産資源保護区域	10	3,034.6	農林水産食品部	水産資源管理法
天然記念物 (天然保護区域を含)	193 (6)	1,126.4 (32.4)	文化財庁	文化財保護法

む)				
計	525	10,006.9	4	9

注：1) 2010年12月末現在の資料

2) 自然環境保全法に基づき指定された「生態・景観保全地域」のうち「海洋生態・景観保全地域」は2007年から海洋生態系の保全および管理に関する法律により「海洋保護区域」に名称変更および管理（薪斗里砂丘、蚊島等周辺海域、五六島および周辺海域、大伊作島周辺海域）

3) 湿地保護地域は、国土海洋部指定の9カ所、環境部指定の3カ所、仁川市指定の1カ所である。

4) 洛東江河口は、2011年3月に生態・景観保全地域が解除されたが、資料の同時性のために、解除前である'10年末を基準とした。

2. 社会および経済の現況

□ 沿岸の市・郡・区は74カ所であり、陸地部の面積（32,077.3 km²）は全国比32.1%である。

○ 韓国の総人口の26.9%が沿岸の市・郡・区に居住しており、人口密度は417人/km²で、全国平均の人口密度（498人/km²）より多少低い。

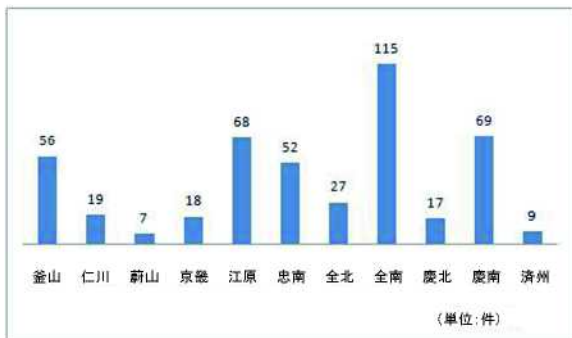
○ 沿岸の事業体従事者は、全国の事業体従事者の25.4%（4,525千人）を占める

- 京畿道 874千人（19.3%）、慶尚南道 628千人（13.9%）、釜山広域市 617千人（13.6%）、仁川広域市 562千人（12.4%）

□ 沿岸における密度の高い利用・開発（観光、港湾・漁港、交通、産業団地等）への圧力が常に存在

○ 2010年の沿岸利用および需要調査の結果、観光開発が計457件のうち40%を占めていて、次に港湾および漁港の建設（13.8%）、交通状況の改善（11.6%）、産業団地の開発（7.2%）の順

○ 地域別に全羅南道地域の開発事業が115件で最も多かったが、海岸線の長さで比べると利用開発件数は江原道、釜山、京畿道が群を抜く



A. 利用・開発件数

B. 海岸線の長さ1 km当たりの利用・開発

件数

【図 3-3】 地域別の沿岸利用および開発需要の現況

- 有利な立地条件により産業団地および発電所が沿岸に集中
 - 沿岸に位置する国家産業団地は、面積基準で全国の国家産業団地の 83.8%を占める (723,296 千 m²)
 - 沿岸立地の発電所は 141 カ所で、全体の発電所の 66%が位置
 - 原子力発電所は 100%、火力発電所は 94.3%が沿岸に分布

<表 3-2> 産業団地の指定現況

(単位：個数、千 m²、%)

区分	全国		沿岸		構成比	
	個数	面積	個数	面積	個数	面積
国家産業団地	40	862,681	30	723,296	75.0	83.8
一般産業団地	368	422,461	149	248,050	40.5	58.7
都市先端産業団地	6	720	2	268	33.3	37.2
農工団地	401	63,925	123	19,649	30.7	30.7
合計	815	1,349,787	304	991,263	37.3	73.4

資料：産業団地公団産業立地研究センター、2009 年第 4 四半期、産業団地の現況

- 沿岸の都市地域と自然環境保全地域の両方が増加
 - 都市地域と自然環境保全地域の年平均それぞれ 1.86%、14.21%で増加
 - 農林地域は 85 km² 減少した一方、管理地域、都市地域、自然環境保全地域は面積が増加

<表 3-3> 用途地域別土地利用の現況

(単位：km²)

区分	合計		都市地域		管理地域		農林地域		自然環境保全地域	
	km ²	%	km ²	%	km ²	%	km ²	%	km ²	%
2009	37,656	100	6,707	17.81	8,506	22.59	14,645	38.89	7,798	20.71
2000	30,813	100	5,684	18.45	8,040	26.09	14,730	47.80	2,359	7.66
過去 10 年間の年平均増減率	1.86		1.86		0.63		-0.06		14.21	

資料：国土海洋部、2010、地積統計年報

- 漁業生産量および漁獲強度の増加
 - 全国の水産物生産量（一般海面漁業、浅海養殖漁業）は 2,540 千トンで、2000 年に比べて 37.9%増加
 - ※ 浅海養殖漁業の面積は 1,399 km² で、2001 年比で 1.7%増加
 - 漁獲強度は 7.37 で、2000 年の 4.66 に比べて高い水準
 - 漁業経営費は 2008 年 19,656 千ウォンで、2000 年の 8,583 千ウォンに比べて 129%増加

<表 3-4> 漁業現況および変化

区分		2000	2009	増加量 (%)
漁業生産量 (千トン)	小計	1,842	2,540	37.9
	一般海面	1,189	1,227	3.2
	浅海養殖	653	1,313	101.1
漁業経営費 (千ウォン)		8,583	19,129	122.9
漁獲強度		4.66	7.53	-
漁港 (個数)		354	394	11.3

注：漁港は国家漁港と地方漁港をいい、漁獲強度＝漁業経営費/漁業生産量

資料：韓国海洋水産開発院、2010、海洋水産統計

<表 3-5> 韓国の沿岸の変化

区分	2000年	2010年	変化
領海の面積	-	86,891 km ²	-
国土の面積	99,540 km ²	99,897 km ²	357 km ² 増加
干潟の面積	2,550 km ² ('03)	2,489 km ² ('08)	61 km ² 減少
島嶼 (有人/無人)	3,170 個 (491/2,679)	3,358 個 (482/2,876)	188 個 増加
海岸線 (陸地部の自然海岸 線)	11,542 km (4,596 km)	13,509 km (3,806 km)	1,967 km 増加
沿岸の人口 (沿岸の人口密度)	12,636,677 人 (398 人/km ²)	13,391,048 ('09) (417 人/km ²)	754,371 人 増加
沿岸の市・郡・区の数 (該当面積)	78 カ所 (31,797 km ²)	74 カ所 (32,077 km ²)	行政区域の調整により 4 カ所減少 (280 km ² 増加)
産業団地の数 (面積)	174 カ所 (483,064 千 m ²)	304 カ所 (991,263 千 m ²)	
港湾および漁港	50 カ所/354 カ所	57 カ所/394 カ所	7 カ所/40 カ所 増加
漁業人口	251,349 人	183,710 人 ('09)	67,639 人 減少
水産物の生産量	1,842 千トン	2,540 千トン ('09)	698 千トン 増加
港湾物流量	833,579 千トン	1,076,541 千トン	242,962 千トン増加
沿岸・海洋保護区域	422 カ所	525 カ所	103 カ所 増加
沿岸災害 (被害額)	1 兆 3 千億ウォン ('89-'98)	2 兆 1 千億ウォン ('00-'07)	8 千億ウォン 増加

注：水産物の生産量は、一般海面漁業と浅海養殖漁業の生産量をいう

第2節 沿岸の問題点

- 沿岸都市地域の人口増加率は全国平均を上回り、非都市の沿岸地域での人口離脱と定住状況の悪化
 - '09年の沿岸人口は全国の26.9%である13,391千人で、'00年の12,637千人に比べ約6%増加

- 過去10年の沿岸における都市人口の年平均増加率は0.66パーセントで増加し続け、一方非都市における人口の年平均増加率は-1.63%と減少
- 沿岸の市・郡・区の財政自立度は、全国平均（53.6%）に満たない25.7%にすぎない

<表 3-6> 沿岸における人口の現況および変化

区分	年度	人口 (人)	年平均増減率 (%)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
沿岸	2009	13,391,048	0.65	32,077.29	417.46
	2000	12,636,677		31,761.61	397.86
全国	2009	49,773,145	0.47	99,827.78	498.59
	2000	47,732,558		99,460.74	479.91

資料：統計庁（2000, 2009）、住民登録人口統計

- 沿岸の埋立に伴う開発で沿岸環境に及ぼす圧力が常に存在
 - 公有水面の累積埋立面積は、2002年には91,087千 m²だったが、2007年には254,756千 m²と増加
 - ※ 1982年以後2007年まで、韓国の沿岸では約420余りの地区の公有水面754 km²が埋め立てられ、1時間当たり3,440 m²の埋立が進行
- 海洋エネルギー、マリーナ、海洋構造物の開発等沿岸・海洋に依存する経済活動および沿岸享受の需要が増加
 - 最近の風力、太陽光、潮力等の新再生エネルギー団地の76%が沿岸に立地しており、深層水等の海洋資源の開発、マリーナ等の海洋観光の開発向け投資が拡大
- 港湾・エネルギー・産業団地の開発と海洋環境・資源保護との間の利害衝突が発生
 - 新港湾および造船所の開発による沿岸環境の歪み、水産資源保護区域、海岸・海上国立公園の解除を要望する請願、潮力発電開発による水産業の制約等
 - 沿岸地域の公共性を高めるという観点から保全、利用、開発需要を調整することのできるメカニズムが不在
- 漁業人口の減少と高齢化で漁村社会の衰退
 - 漁業人口は年平均-3.42%の減少、漁村は所得が減少し社会的弱者階層が多数居住 - 漁業人口：251千人（'00）→184千人（'09）、高齢人口比重：20.8%（'00）→33.7%（'09）
 - '09年漁家所得は33,945千ウォンで、都市勤労者の世帯所得（46,668千ウォン）の72.4%の水準にすぎない

<表 3-7> 漁家と漁業人口

区分	2009年	2000年	変化量	年平均増加率
漁家（戸）	69,379	81,571	-14.95%	-1.78%
漁業人口（人）	183,710	251,349	-26.91%	-3.42%

資料：統計庁（2000, 2009）

- 全国平均の沿岸水質は、化学的酸素要求量の基準でレベルⅡを維持していたが、密度の高い開発地域および半閉鎖性海域の汚染が持続
 - 背後地域に都市や産業団地等が発達した馬山湾、行岩湾、鎮海湾、始華湖等の海域はレベルⅢの水質
 - 全国の沿岸における下水処理能力は、普及率基準で大きく向上（'02年 56.3%→'09年 84%）
 - 忠清南道（53.9%）、全羅北道（70.0%）、全羅南道（70.4%）の下水道普及率は、低い水準

<表 3-8> 沿岸における下水道普及率の現況

地域	2002年			2009年		
	下水処理人口（人）	下水未処理人口（人）	下水道普及率（%）	下水処理人口（人）	下水未処理人口（人）	下水道普及率（%）
全国	36,760,402	11,757,469	75.8	45,264,192	5,379,589	89.4
沿岸	6,547,060	5,952,067	56.3	11,466,289	2,177,836	84.0

資料：環境部、2010、環境統計年鑑

- 基礎自治体の埋立・整備・資源採取等の短期成長を中心とした政策推進および協議・調整・権限の限界により地域の統合管理基盤が脆弱
 - 沿岸管理地域計画策定の目的が沿岸の開発－保全の調和にあるが、沿岸開発の根拠を確保するための手段として活用
 - 基礎自治体の沿岸管理担当者は、沿岸の懸案解決のための法・制度的手段の不備により協議・調整の難しさを露呈

第3節 沿岸管理の状況および展望

- 過去10年間の中央政府および沿岸の基礎自治体の沿岸管理体系の強化
 - 第1次沿岸統合管理計画の範囲内で67の地方自治体が沿岸管理地域計画の策定・完了および38の地方自治体が沿岸管理の条例を制定
 - 地域住民、専門家、中央行政機関等の協議と、中央・地域の沿岸管理審議会の審議手続きを経て、利害関係者の意見を取りまとめた後、沿岸管理政策（沿岸整備計画、沿岸管理地域計画、公有水面埋立基本計画等）を推進
 - 沿岸実態調査、海岸実態調査、沿岸情報管理体系の構築等政策支援システムの強化
- 沿岸管理法の改正により、沿岸管理政策の変化および沿岸用途海域制、自然海岸管理目標制等新しい業務需要が発生
 - 新沿岸管理制度の体系的推進のために海域定性評価の体系づくり、自然海岸管理目標の設定、自然海岸の実態調査等が必要
 - 沿岸管理の予測可能性と合理性を高める実質的管理手段である同制度の施行を成功させるために、沿岸関連計画における連携と中央部処－地方自治体との連携の強化が必要



【図 3-4】 韓国の沿岸管理制度の変化と発展

- 部門間の競合・衝突の解決のために沿岸の計画的管理が浮上
 - 沿岸の密度の高い利用・開発（産業団地、発電、港湾・漁港、観光、水産等）への圧力が常に存在し、国民の沿岸享受要求の増加に伴う空間不足で部門間の軋轢が増加する予想
 - 海洋空間を取り巻く軋轢を解決するために、利用、開発、保全の需要に対する合理的調整および計画的管理が中心的な政策として浮上
 - 例）仁川潮力、江華潮力、加露林潮力発電所の建設を取り巻く軋轢
 - ※ 開発－保全の調和、軋轢防止のために EU 国家、アメリカ、オーストラリア、中国等は、海洋空間計画（MSP, Marine Spatial Planning）を導入
- 資源不足および人口増加につれ、沿岸の利用・開発の需要が増加する予想
 - 沿岸都市の成長による人口の増加、国民所得の増大で海洋レジャー活動の増加
 - 沿岸人口（千人）：13,391（'10年）→14,848（'20年）
 - 海洋レジャーボート（隻）：3,833（'10年）→10,461（'20年）
 - ※ 2030年に世界の人口の50%が沿岸に居住するという見通し（Martinez et al., 2007）

<表 3-9> 沿岸管理に係る長期の見通し

指標	2010年	2020年
全国の人口（千人）	49,773	49,327

沿岸の人口（千人）	13,391	14,848
下水道の普及率（%）	84	90
水産物生産量（千トン）	3,411	3,940
コンテナ貨物（千 TEU）	19,935	32,731
海洋レジャーボート（隻）	3,833	10,461
沿岸・海洋保護区域が 国土面積に占める比重（%）	10%	13%

注：全国の人口、沿岸の人口、下水道の普及率は 2009 年現在の資料

資料：政府合同、2010、第 2 次海洋水産発展基本計画

- 気候変化および沿岸災害の対応が沿岸管理の中心的議題に台頭
 - 台風、地震・津波、海水面の上昇、海洋酸性化等海洋起因性による自然災害の発生頻度および強度の深刻化
 - 韓国の海水面の上昇（2.5 mm/年）が、全世界の平均（1.8 mm/年）を上回る（IPCC, 2007）：低地帯の氾濫、海岸浸食を誘発して沿岸に直接影響
 - ※'00 年から'07 年の間における沿岸災害の被害規模 2 兆 1 千億ウォン（全国比 58.4%）、沿岸管理のモニタリングの結果、浸食地域'05 年 44% → '10 年 59%に拡大
 - 気候変化、沿岸災害の事前予測および影響（被害、危険水準等）に対する情報と沿岸災害対応政策の開発の急務
 - 国家基盤施設の安全度、沿岸の脆弱性の評価、多様な適応政策（後退・順応・防御、自然防護体制等）の開発需要が増加する予想

- 新規の大規模な開発地域周辺の海洋環境の改善および管理の需要増加
 - 沿岸利用の形態に直接影響を与える窒素、リン、重金属、有害化学物質に対する管理需要の発生
 - 2002 年から 2008 年における仁川沿岸、始華湖、群山沿岸、光陽湾、馬山湾、蟾津江河口、行岩湾等の総窒素、総リンの平均濃度はレベルⅢ
 - * 総リンは水中に含まれるリンの総量をいい、富栄養化の指標である。総窒素は微生物、食物プランクトンの成長に必要な栄養物質である。一方、窒素・リンの量が多くなれば、富栄養化が発生しうる。
 - * 総リン、総窒素のレベル基準は全て「環境政策基本法施行令」別表 1 第 3 号エ（海域基準）で指示

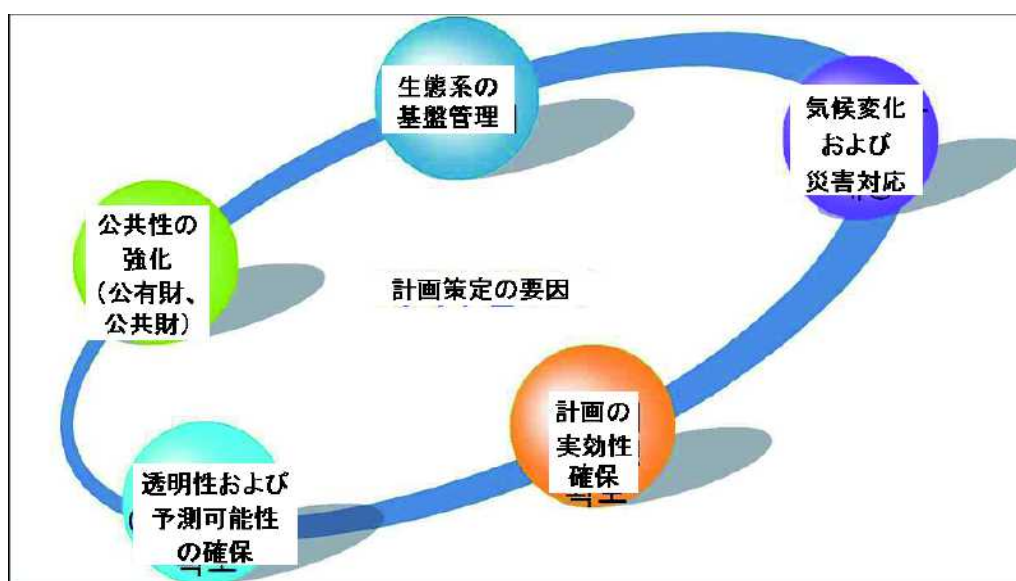
- 沿岸・海洋保護区域が継続的に増加し続け、管理が体系化される見通し
 - 2010 年、国土面積の 10%が沿岸・海洋保護区域に指定され、ほとんどの地域で管理計画を策定し推進中
 - 過去 10 年間、法律の訂正・改正、改善および復元政策の開発、管理手段の準備等の基盤が強化され、保護が必要な生物層の保護および個別保護区域の管理水準は高くなっている。

- 海洋の再生エネルギーの開発および沿岸災害の対応政策の開発が懸案に台頭
 - 始華湖潮力発電、珍島ウルドルモク潮流発電事業等が進められているが、一方では海洋の再生エネルギーの開発が海洋環境に及ぼす影響の指摘

- 海上構造物および発電施設の設置・運営が海洋生態系を破壊し、海洋環境を変化させることはもちろん、沿岸利用者間の軋轢の誘発
 - 気候変化による沿岸地域における社会経済活動の影響の低減および対応が必要
 - 沿岸は気候変化で海面上昇の影響を直接受ける地域であるとともに、自然災害（台風、津波、洪水、大波等）に脆弱な地域であり、これに対する対応が必要
- 公有水面の公正な利用、管轄権の拡大および能動的管理のための需要が増加する見通し
- 空間不足と国民の権利意識の高まりにより、公有財である公有水面の不法埋立、特定個人・企業による排他的先占の実体に対する改善要求の増加
 - 品位の高い沿岸景観の形成、海洋の清浄性、海洋領土の主権に対する国民認識の向上により、自然海岸保全、生態系保護、海洋管轄権を強化する要求の増大
 - 海洋生態系の保全のための国際社会の規制および義務負担の強化、国の支配的管轄のための海洋用途制が排他的経済水域に拡大する予想

第4節 第2次沿岸統合管理計画の計画策定要因

- 第1次統合計画の評価および示唆点、導入構築および発展期における特徴の相異、管理状況および見通し、国際社会の動向を合わせて5つの計画策定の要因を導出
- 「生態系の基盤管理」要因、「気候変化および災害対応」要因、「公共性の強化」要因、「透明性および予測可能性の確保」要因、「計画の実効性確保」要因



【図 3-5】 第2次沿岸統合管理計画の策定要因

- 「生態系の基盤管理」要因
- 生物多様性の保護、生態系の特性を考慮した沿岸空間管理の重要性が国際社会に広がっている国際動向の反映および無生物の環境指標に対する改善対策から生態系の価値生産への転換
- 「気候変化および災害対応」要因
- 環境的持続可能性とともに社会経済活動の持続可能性が沿岸管理の中心的懸案と

して浮き彫りにされ、これを計画策定の過程に取り入れて施行

- 「公共性の強化」要因
 - 公共の大衆が制限なく近づくことができ、沿岸の社会的、経済的、審美的、教育的価値を享受することができるよう計画に反映
- 「透明性および予測可能性の確保」要因
 - 沿岸の利用および開発需要に対する意思決定手続きを透明にし、関連の公刊資料を新沿岸管理制度に活用することができるよう基盤の強化
- 「計画の実効性確保」要因
 - 計画のビジョンと目標、推進課題が「宣言的、明示的」な内容ではなく、沿岸管理の基本構造と管理体制の革新を具現できる内容として構成

第4章 沿岸統合管理の基本方向

第1節 計画の構造

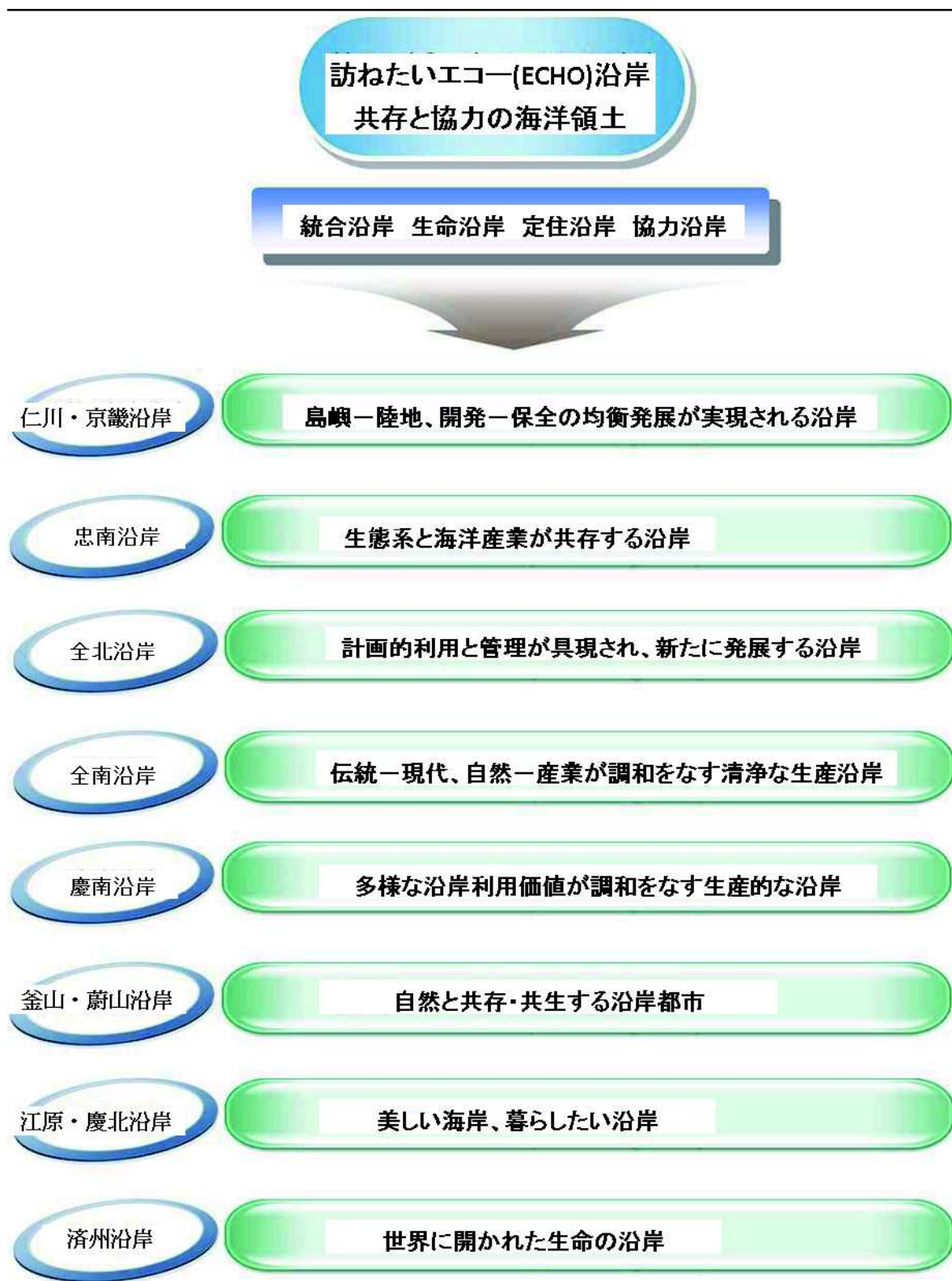
- 沿岸統合管理計画は、計画のビジョン、基本目標、推進戦略および推進課題、沿岸別政策方向、年次別推進体系からなる

1. 計画のビジョンおよび基本目標

1) 計画のビジョン

『訪ねたいエコー（ECHO）沿岸、共存と協力の海洋領土』創造

- 沿岸地域環境の持続可能性とグリーン経済の実現
 - 環境保全と経済発展が調和をなし、グリーン価値の創出を主導（Blue ECHO）
 - ※ ECHO: Ecosystem, Co-ordination, Human and Oceans
 - 海洋生態系の未来における産業価値と潜在力に基づいた計画的な海洋利用の実現
- 享受と定住の魅力で溢れ、訪ねたい、暮らしたい沿岸を実現
 - 計画的沿岸管理によって享受と定住の魅力で溢れる沿岸社会の創造
 - 自然災害に強く、災害被害の復元能力に優れた安全な沿岸を達成
- 同伴者的協力によって共存する海洋生産体制の具現化
 - 中央－地方間の協力、民間－行政－産業系間の協力により共に発展する沿岸共同体の創造
 - 南北および国際協力で沿岸・海洋の付加価値を最大にする共存の沿岸の具現化



【図 4-1】 第2次沿岸統合管理計画および8つの沿岸別ビジョン

2) 計画の基本目標

- 『訪ねたいエコー (ECHO) 沿岸、共存と協力の海洋領土』 創造のための基本目標を4つに設定

- **計画的管理により調和をなす「統合沿岸」(Integrated Coast)**
 - 沿岸の保全、利用、開発が体系的かつ調和をなして実現できるよう計画的に沿岸空間を管理
 - 沿岸用途海域性、自然海岸管理目標制の早期定着（'12 について）により計画的な管理を実現

- **生態系の価値を維持し高める「生命沿岸」(Eco-based Coast)**
 - 沿岸の干潟、海洋生物生息地、保護対象の海洋生物層を保護して、生物多様性が豊かな沿岸を実現
 - 2020 年までに沿岸・海洋保護区域を国土面積の 13%（現在 10%）まで拡大、潮間帯および公有水面の物理的歪みを現在の干潟面積の 0.2%以内（5 km²）に制限
 - 海洋環境を水産物摂取とレジャーが可能なレベルに維持・改善（河系レベル 2 の水質を達成、赤潮被害のゼロ化）

- **快適で安全に暮らしたい「定住沿岸」(Attractive Coast)**
 - 市民の沿岸享受を最大化することができる制度的、物理的インフラの構築
 - 災害に安全で、災害の被害後、生産的復元を実現することのできる安全な沿岸を具現化
 - 非都市の沿岸地域における居住者の所得を'20 年までに全国平均の 90%の水準（'07 年 80%）に向上

- **参加と責任により共に培う「協力沿岸」(Co-managed Coast)**
 - 沿岸の軋轢が合理的に調整され、利害当事者が協力する沿岸共同体を具現
 - 公正で透明な公有水面の利用体系の構築により、不法埋立のゼロ化および公共性を増進
 - 韓国・北朝鮮の接境地域における平和的利用、共存により朝鮮半島の統合型沿岸空間を構築

2. 計画の推進体系

- 基本目標を達成するために推進戦略および推進課題、沿岸別における沿岸統合管理の政策方向に従い、年次別に達成期限を設定して施行

1) 推進戦略および重点推進課題

- 沿岸統合管理の基本理念である持続可能な発展の実現と法律改正により導入した計画的沿岸管理制度の施行のため、推進戦略を 5 つに設定
 - 新沿岸管理制度の適用
 - 生態系の健康性および沿岸景観の増進
 - 気候変化および災害対応に対する強化
 - 沿岸ガバナンスの構築
 - 沿岸管理の実行力の強化

- 推進戦略 1 『新沿岸管理制度の適用』
 - 関係行政機関が沿岸を対象に保全・利用および開発行為をする場合、事前に沿岸管理法に従って国土海洋部との協議義務の履行
 - 全国の沿岸海域を利用沿岸海域、特殊沿岸海域、保全沿岸海域、管理沿岸海域に

- 区分して、計画的に管理
 - 自然海岸の効果的な保全と沿岸環境の機能を増進させるために、5年単位の利用・開発の需要調整を経て設定した目標に従って体系的に管理
 - ▶▶ 重点推進課題
 - ▷ 沿岸用途海域制（4つの用途）および機能区制（19の機能区）施行
 - ▷ 自然海岸管理目標制の施行：自然海岸線、海辺、干潟地の総量管理
- 推進戦略2 『生態系の健康性および沿岸景観の増進』
 - 沿岸における保護区域の指定面積の拡大、保護区域の管理実効性を高め、海洋保護対象の生物層と生息地の体系的保護のための管理基盤を強化
 - 汚染源により破壊された海域の環境改善と生態系の復元を推進し、利用・開発事業を環境受容力内で施行する適正な成長管理（smart growth）の推進
 - ▶▶ 重点推進課題
 - ▷ 沿岸保護区域と保護対象の生物層の管理強化によって生物多様性の増進
 - ▷ 汚染源の管理および復元事業の強化、環境受容力を考慮した利用開発の定着
- 推進戦略3 『気候変化および災害対応の強化』
 - 自然的・社会経済的脆弱性を考慮した地域ごとのニーズに合わせた沿岸空間計画および立地管理により、気候変化および自然災害の対応基盤の強化
 - 沿岸環境の変化に対する精密調査の結果および沿岸の状況変化を考慮し、沿岸整備事業の推進方向の革新等適応型沿岸管理（adaptive management）の実現
 - ▶▶ 重点推進課題
 - ▷ 沿岸陸域の空間計画と連携して気候変化適応型の沿岸空間管理の施行
 - ▷ 自然防御体系と人工防御体系が調和をなす沿岸整備事業の発掘の推進
- 推進戦略4 『沿岸ガバナンスの構築』
 - 沿岸軌轢の事前予防および事後管理システムの構築、利害関係者の参加と協力に基づいた沿岸管理責任制の定着
 - 南北関係の改善に備え、国際社会と沿岸の懸案を共有し、効果的解決のための沿岸管理の交際協力ガバナンスを構築
 - ▶▶ 重点推進課題
 - ▷ 軌轢管理システムの構築および計画の策定～施行過程に利害関係者の参加・協力の制度化
 - ▷ 沿岸管理について南北交流の活性化および東アジアにおける沿岸管理のハブ構築
- 推進戦略5 『沿岸管理の実行力の強化』
 - 沿岸統合管理の理念を実現し、国民の沿岸管理の認識を高め、公有水面の公共性増進のために公有水面管理体系の革新
 - 2020年沿岸統合管理のビジョンと基本目標を効果的に具現できるように沿岸管理の実行力確保の対策づくりに集中投資
 - ▶▶ 重点推進課題
 - ▷ 公共財・公有財として公有水面の公共性およびアクセス性を高めるための管理体系の改善
 - ▷ 沿岸統合管理の実行力確保のための4大対策施行に集中投資

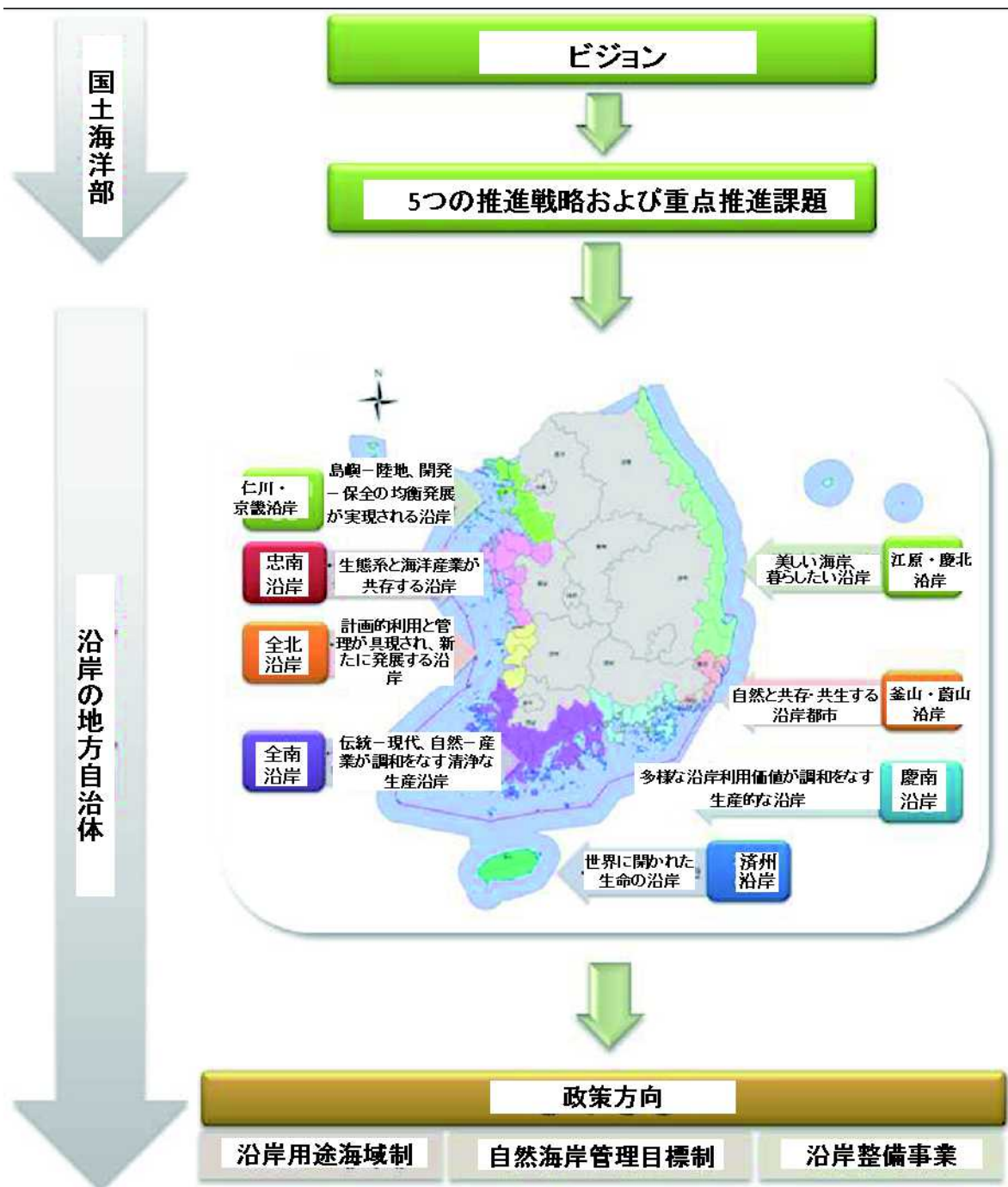
2) 計画の施行体系

- 国家計画の実効性確保のために沿岸区分および沿岸管理地域計画の策定・施行
 - 第1次統合計画の「圏域」の限界であった、執行体系の一致性が不十分であることと執行力の限界を克服することができるよう行政区域を中心に区分
 - 海洋の自然環境および海洋経済の特性、沿岸陸地部の社会経済的類似性を考慮して部分調整し、地域区分の名称を「圏域」から「沿岸」に変更
 - 仁川・京畿道沿岸、忠清南道沿岸、全羅北道沿岸、全羅南道沿岸、慶尚南道沿岸、釜山・蔚山沿岸、慶尚北道・江原道沿岸、済州特別自治道沿岸

- 沿岸統合管理推進戦略および重点推進課題を沿岸別に空間に反映
 - 国の沿岸統合管理の基調と方向を沿岸別に自然環境特性、社会経済現況、未来の沿岸の需要を考慮して沿岸管理の空間に適用
 - 沿岸別沿岸管理の現況および状況、懸案を土台に沿岸別沿岸管理ビジョン、沿岸管理目標、重点推進事項を提示

- 推進戦略による重点推進課題および沿岸別推進事項の目標年度の設定
 - 第2次統合計画では、重点推進課題および沿岸別推進事項の施行時期(目標年度)を設定
 - 第1次統合計画では政策方向と事業の施行目標年度を提示せず、履行評価の基準の不在および実効性の確保に限界
 - 目標年度は、今後の沿岸統合管理計画の周期的点検と履行評価に活用

- 重点推進課題および推進事項の主管機関(部処および地方自治体)の指定により責任管理を実現
 - 各推進課題と推進事項に対する責任および体系的な履行のために主管機関を指定し、これを目標年度と連携して年次別推進体系として構成



【図 4-2】 第 2 次沿岸統合管理計画の施行体系

第 2 節 推進戦略 1：新沿岸管理制度の適用

1. 概要

現況および問題点	推進課題
----------	------

<ul style="list-style-type: none"> 沿岸地域の非計画的開発、占用・使用によって自然海岸および生息地の急激な減少 計画的沿岸管理の資料基盤が脆弱 自然海岸の管理のための総合的な国家管理体系の不足 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ▶自然海岸管理インフラの構築および国家管理目標の早期確定 ・海岸線調査の早期完了 ・自然海岸管理図作成への集中投資および海岸変化履歴の体系的な管理 ・国の自然海岸管理目標の早期確定 ・優先管理対象地域の指定および純損失防止の適用
<ul style="list-style-type: none"> 自然海岸管理目標制の履行能力が不十分 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ▶自然海岸管理の支援体系の強化 ・年次別に自然海岸管理の報告書を作成 ・自然海岸管理の地域目標（案）の技術検討支援システムの構築 ・地方自治体および関連企業対象の教育を年1回以上実施
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸海域用途区分の基準が不明確 沿岸用途海域の指定時に実質的な地域住民の参加が不足 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ▶科学的方法に基づいた参加型沿岸用途海域の施行 ・沿岸海域適正評価の指針づくり ・住民参加型の沿岸用途海域制の施行
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸用途海域・機能区別の体系的な管理手段が不十分 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ▶沿岸用途海域制の運営の柔軟性および合理性を高める ・沿岸海域・機能区別に保全 ・利用・開発の認許可の指針づくり ・管理沿岸に対する柔軟な海域機能区の指定 ・沿岸管理地域計画の早期策定によって安定的な沿岸用途海域制の施行を誘導
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸管理制度と他の法律および計画による利用・開発事業との連携が不十分 沿岸地域内の多様な空間管理の手段間における連携および調整が不十分 	➡	<ul style="list-style-type: none"> ▶沿岸対象の保全・利用および開発行為時における国土海洋部との協議の強化 ・各種計画の策定、地区・区域の指定および認許可前の協議、未履行時の計画取消等の勧告措置 ・埋立に伴う開発事業の日没制・履歴制の適応→基本計画の解除および免許の取消 ・自然沿岸管理目標および地域計画が未策定である地域の追加利用開発行為の不許可 <ul style="list-style-type: none"> ▶自然海岸管理目標制、自然用途海域制、他の沿岸の空間管理制度間における体系的連携 ・沿岸用途海域制と付合するよう海岸類型を区分および類型別管理 ・無人島嶼の管理類型と沿岸用途海域制の連携 ・国土計画法上の用途制と沿岸長途海域制の連携

2. 現況および問題点

□ 全国の海岸線の長さは 13,509 km であり、自然海岸線は 9,476 km、人工海岸線は 4,033 km で、自然海岸線の比率（70%）は高い水準

- 沿岸の自然性、海洋生物の生息地の安全性、沿岸景観の審美性と直接関連のある自然海岸の比率は持続的に減少
- 地形図を利用して抽出した場合や、測量調査において定めた海岸線が自然状態であれば、海辺が人工物であっても自然海岸線として分類する誤りが発生
 - 自然海岸は、海岸線の自然性のみ考慮する線の概念ではなく、海辺の自然性を考慮する面の概念を適用

- 沿岸開発が集中した西海沿岸の自然海岸線の比率は、過去 30 年間速い速度で減少
 - 西海沿岸の場合、水産資源の産卵および生息に重要な役割を持つ中心生息地が 10 カ所から 8 カ所に減少
 - 西海沿岸の陸地部の自然海岸の比率は 33.7%で、人工海岸化が進行
 - 京畿道、仁川、忠清南道の一部の地域における海岸線の長さは、沿岸埋立および干拓によって 2,411 km ('75 年) から 1,976 km ('09 年) に減少
 - 海岸線の長さの絶対的な減少のみならず、自然海岸線の比率の減少
 - 仁川広域市南洞区・西区・南区・東区は自然海岸線がなく、延寿区はわずか 1.51 km

- 小規模開発行為および占用・使用に対する影響評価と計画的管理の不在で乱開発が進行
 - 政府における政策の変化、市民社会の認識変化に伴い、過去のような大規模埋立に対する社会的統制と監視は強化しているが、小規模な利用開発行為の計画的管理は不在
 - 小規模事業の影響は大きくないので、許容事例が多くなり乱開発が発生

- 自然海岸の体系的管理のための資料の不足および既存資料の不正確さ
 - 過去 8 年間に進行した海岸線の調査として調査対象の海岸線のうち 34.9%の海岸線に対する調査を完了したが、陸地部に限定して調査
 - 島嶼部まで調査を完了するのに長期間の所要を予想
 - 地形図の抽出結果の資料と実際の海岸線の測量資料との間における自然海岸線の比率は非常に大きく異なる
 - 京畿道仁川、忠清南道の海岸線の実測資料と抽出資料の差異は最高 50%

- 自然海岸の計画的管理および自然海岸管理目標制の早期定着に限界
 - 地域別の自然海岸管理目標制に対する地方自治体の認識不足、財源不足、自然海岸の計画的管理のための能力が不十分等
 - 今後の地域開発事業の推進過程において、陸地部に小規模の地域開発事業が集中および島嶼部に開発増加が予想され、海岸の計画的管理に困難が予想される
 - 人工海岸線の約 92%が陸地部に分布

- 沿岸用途の指定基準が不明確、地域計画の策定権者の恣意的運用
 - 全国に指定されている沿岸区域 (37,066 km²) のうち絶対・準保全が 81.2%を占める
 - 広域市は利用・開発調整 (68.1%)、または絶対・準保全 (82.5%) の比重が高い
 - 旧沿岸管理地域計画の策定指針上、指定基準があいまいで、策定権者が恣意的に解釈できる余地が多く、開発志向の用途指定をえり好み
 - 沿岸区域の指定基準が抽象的なので、用途指定時に他の法律による用途地域・地区等に依存して、沿岸用途の指定過程で海域の特性を反映することの限界

- 沿岸地域の用途制の実効性を確保することのできる管理手段が不足
 - 過去の沿岸区域の指定は、沿岸管理地域計画の策定指針によりなされ、法的根拠が微弱で、沿岸区域の管理手段が不足して運用の実効性が不十分
 - 実質的な沿岸地域の管理は、沿岸区域の指定以前と同じく開発法に従うため、沿岸管理地域計画に基づく沿岸区域の指定の実効性が不十分
 - 既存の沿岸管理地域計画には、沿岸区域別に勧奨行為および不許可行為を提示して、

管理の実効性を高めようとしたが、実際に執行するには限界

- 沿岸地域の特性が類似した地域における異なった沿岸用途の指定
 - 自然環境的、社会経済的状況が類似した地域であっても、計画の策定主体が相違し、沿岸用途の指定基準に対する解釈が異なり、互いに別の用途が指定される
 - 海洋環境の特性が同一の沿岸海域が、統合的に管理されることが不可能で、管轄区域の中心に分節的に管理される現象が発生
 - 基礎地方自治体で指定した沿岸区域の適切性について検討および審議することのできる広域地方自治体および地域沿岸管理審議会における沿岸用途の統合・連携の限界
 - 特に、広域市・道地域の沿岸管理担当公務員の頻繁な交代と関心不足によって、管轄地域内の地域計画における連携を検討するのにおろそかである

3. 推進課題

1) 自然海岸管理のインフラ構築および国家自然海岸管理目標の早期確定

- 2014年までに管轄沿岸の海岸線調査を完了し、海岸管理の基盤の拡充
 - 自然海岸管理目標制の定着の成功に必要な海岸線の資料を確保するために、現在進行中の海岸線の測量、評価事業に集中投資
 - 有人島嶼のみならず無人島嶼の利用需要の増加を考慮して、2014年までに島嶼部の調査の完了
 - 济州島、鬱陵郡、新安郡、甕津郡島嶼、他の国家計画により開発事業が集中している島嶼地域を優先した調査
- 自然海岸管理図の作成に集中投資および海岸変化の履歴の体系的な管理
 - 海岸線の調査資料を基に国および地域次元で海岸現況図、将来5年間の利用・開発の需要分析の遂行
 - 国および地域管理目標を空間的に反映した自然海岸管理図の作成のための集中投資
 - 国から地方自治体に海岸現況図および自然海岸管理図の提供（'11年）
 - 利用開発事業によって人工海岸に転換、または復元を通じて自然海岸に転換した場合、最初の調査事業に海岸類型を別途評価して累積影響評価等に活用
- 2011年までに国家自然海岸管理目標の確定および地域管理目標（案）の提示
 - 自然海岸の計画的な管理が実現可能なように国家自然海岸管理目標を優先して設定
 - 2011年の国家自然海岸管理目標の早期設定および優先管理対象地域の指定
 - 優先管理対象地域については自然海岸の純損失防止の原則（no net loss）を適用
 - 開発事業が集中していて、他の沿岸地域に比べて需要が多い地域
 - 第3次公有水面埋立基本計画に反映された埋立事業対象地域

2) 自然海岸管理の支援体系の強化

- 自然海岸管理の年次別報告書の作成：周期的点検および履行評価の報告に反映
 - 毎年の沿岸統合管理計画における履行評価の報告書作成時に、自然海岸管理の実態結果を添付

- 自然海岸管理地域の支援体系を構築
 - 地域目標（案）の技術検討システムの構築
 - 地方自治体で提出した自然海岸管理目標（案）の作業性を検討する専門担当機構の運営
 - 地方自治体、調査・測量企業、関連専門家対象の教育訓練を年1回実施
 - 自然海岸管理目標の設定関連業務従事者に対する事前教育・訓練を支援

3) 科学的方法に基づいた参加型沿岸用途海域制の施行

- 効率的な用途海域・海域機能区を指定するための科学的・客観的基準づくり
 - 海洋環境、社会経済、歴史文化等が充実して反映している沿岸海域適性の評価方法および手続きを作成して、沿岸用途海域制の施行を支援
 - 2011年までに沿岸海域適性評価の方法および手続きを盛り込んだ国家次元の指針づくり
- 住民参加型の沿岸用途海域制の施行によって協力的な沿岸管理基盤づくり
 - 当事者の地域住民を沿岸管理地域計画の策定の初期から参加させ、沿岸用途海域制の現実適合性を高め軋轢を予防

4) 沿岸の管理実態を反映して、沿岸用途海域制の運営の柔軟性および合理性の向上

- 用途海域および沿岸海域機能区の実効性を増進するための国の指針づくり
 - 4カ所の沿岸用途海域および19カ所の海域機能区別に可能な公有水面の占有・使用行為を準備して、計画的な沿岸管理を誘導し沿岸用途海域制の実効性を増大
 - 用途海域・海洋機能区の指定目的に合う沿岸の保全・利用が可能なように公有水面の占有・使用の類型と規模に適合した国の指針づくり
 - 国の指針に沿って運営した沿岸用途海域制の成果と限界を総合して、計画期間内の用途海域・海域機能区別に行き制限および支援事項の制度化
- 柔軟な海洋機能区の運営によって管理沿岸の合理的な運営体系の構築
 - 用途海域別に固定された海域機能区を、2つ以上の用途海域が重複した管理沿岸に限り、各々の用途海域上の海域機能区を全て指定することができるよう許容（法律改正）
 - 管理沿岸では海域機能区を柔軟に指定し、該当地域の自然環境および社会経済的状况を考慮して管理の優先順位の設定および政策方向の提示
 - ※ 「沿岸管理法」では、利用・特殊・保全海域別に指定することができる海洋機能区を区分したが、管理沿岸に関する別途の規定が不備
- 沿岸管理地域計画の早期策定によって安定的な沿岸用途海域制の施行の誘導
 - 沿岸用途海域制が計画的に沿岸管理に寄与することができるよう大規模な公有水面埋立に伴う開発事業は、沿岸用途海域制を適用した沿岸管理地域計画策定後に推進
 - 多数の地方自治体と接していて海域利用の主体が多様な港湾区域と湾は、沿岸管理地域計画を優先して策定

※ 優先策定の対象地域：

- ① 京畿道：始華湖内側、平澤港の港境内（忠清南道共同）
- ② 忠清南道：浅水湾、加露林湾、平澤港の港境内（忠清南道共同）、群山港の港境

内

- ③ 全羅北道：群山港の港境内（忠清南道共同）
- ④ 全羅南道：咸平湾、得粮湾、光陽湾、木浦港の港境内

5) 沿岸対象の保全・利用および開発行為について国土海洋部との協議の強化

- 沿岸対象の保全・利用および開発行為の計画段階で国土海洋部と必ず協議
 - 他の法令により各種計画（基本・総合・実施計画）、区域・地区・地域等の指定および許可・認可の免許等の行政処分の前に沿岸統合管理計画の構築可否の協議
 - ※ 「沿岸管理法」第 13 条第 3 項および第 14 条による統合計画の関連事項について協議・遵守義務
- 利用開発事業の遅延または未施行時の行政措置の取消：日没制・履歴制の適用
 - 公有水面埋立に伴う海岸開発事業の埋立免許が 5 年以内に未発給時に、自然海岸管理目標の修正（日没制の適用）
 - 今後 5 年以内に同一地域を対象または同一事業者による埋立申請を制限（履歴制の適用）
- 自然海岸管理目標および沿岸管理地域計画の未策定地域における追加利用開発の制限
 - 自然海岸管理目標を未提出の地方自治体および地域の公有水面埋立基本計画について変更計画の反映および埋立免許の発給禁止
 - 自然海岸管理目標および自然海岸管理図について未反映の海岸開発および占用・使用の厳格制限
 - 今後 5 年間の開発計画を綿密に検討、反映されていない開発事業および占用・使用行為は原則的に不許可で、海岸の計画的管理の実現
 - どうしても追加の開発が必要な場合、自然海岸の復元事業の推進

6) 自然海岸管理目標制、沿岸用途海域制、他の空間管理制度間における体系的連携

- 沿岸用途海域制と付合するよう海岸類型を区分および類型別管理
 - 沿岸海域の用途区分の結果と自然海岸の類型区分の結果が一致するように管理
 - 4 つの沿岸海域用途と 5 つの自然海岸類型が付合するようにし、沿岸管理の地域計画に反映
 - 地域沿岸管理審議会および中央沿岸管理審議会における付合性の集中検討・審議
 - 自然海岸の類型別に、沿岸用途海域制の 4 つの海域用途区分および沿岸海域の機能区の設定結果との連携
 - ※ 「自然海岸管理目標制の設定のためのガイドライン」による海岸類型区分を参照
- 無人島嶼の管理類型と新沿岸管理制度を連携した統合的な沿岸海域の管理
 - 無人島嶼に指定する 4 つの管理類型のうち絶対保全・準保全・利用可能な無人島嶼は保全沿岸、開発可能な無人島嶼は利用沿岸として分類
 - 「沿岸管理法」第 17 条に無人島嶼の保全および管理に関する法律上の管理類型に関する条項を追加
 - ※ 2013 年までに全国の無人島嶼および周辺海域（満潮水位線から 1 km 以内）に対して絶対保全・準保全・利用可能・開発可能の 4 つの管理類型の指定予定
- 沿岸陸域の空間管理制度と沿岸用途海域制の有機的連携

- 沿岸陸域の空間を管理する「国土計画法」上の用途地域・地区と沿岸用途海域制を連携することのできる方策をつくり、統合的な沿岸管理の実現
- 沿岸用途海域の指定目的を効果的に達成できるように沿岸用途海域と連携して、陸上の「国土計画法」上の用途地域・地区の指定および変更
- 都市基本計画・都市管理計画の空間範囲において沿岸海域の排除
- 将来の都市の発展のために必要な沿岸海域の空間は、未来の需要に適合した海域用途および機能区として指定して管理

4. 年次別の推進体系

<表 4-1> 新沿岸管理制度における適用分野の推進体系

推進課題	推進主体		目標年度
	主管	協力	
1) 自然海岸管理のインフラ構築および国家管理目標の早期確定			
- 島嶼部の海岸線調査の完了	国立海洋調査院 (水路測量課)	市・郡	2014
- 自然海岸管理図の作成/海岸変化の履歴管理	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡 市・道	2011 計画期間
- 国家自然海岸管理目標の確定および地域目標(案)の提示	国土海洋部 (沿岸計画課) / 市・郡	市・道/ 市・郡	2011
- 優先管理対象地域の純損失防止の適用	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡	計画期間
2) 自然海岸管理の支援体系の強化			
- 年次別に自然海岸管理の報告書の作成	市・郡 国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道 環境部	計画期間 翌年初
- 自然海岸管理の地域目標(案)について技術検討支援システムの構築	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 地方自治体および関連企業を対象、利害関係者の教育を年1回以上施行	国土海洋部 (沿岸計画課)	地方自治体	計画期間
3) 科学的方法に基づいた参加型沿岸用途海域制の施行			
- 沿岸海域適性評価の指針づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)	-	2012
- 住民参加型の沿岸用途海域制の施行	市・郡	-	地域計画 の策定時
4) 沿岸の管理実態を反映して、沿岸用途海域制の運用の柔軟性および合理性の向上			
- 沿岸用途海域および海域機能区について管理のための国の指針づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)	地方自治体	2012
- 管理沿岸海域に対する柔軟な海域機能区の指定を許容	国土海洋部 (沿岸計画課)	-	計画期間
- 沿岸用途海域制を適用した沿岸管理地域計画の早期策定	市・郡・区	-	2013
5) 沿岸対象の保全・利用および開発行為について国土海洋部との協議の強化			
- 沿岸対象の保全・利用および開発行為について国土海洋部との協議の強化	国土海洋部 (沿岸計画課)	-	計画期間

- 埋立に伴う開発事業の日没制・履歴制の適用	国土海洋部 (沿岸計画課) 市・道	市・郡 農林水産食品部 (水産開発課) 知識経済部 (立地総括課)	計画期間
- 自然海岸管理目標／地域計画の未策定地域における開発制限	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道、市・郡	計画期間

6) 自然海岸管理目標制、沿岸用途海域制、他の沿岸空間管理制度間における体系的連携

- 沿岸用途海域制と一致性を確保、海岸の類型別管理	市・郡	-	計画期間
- 無人島嶼の管理類型と新沿岸管理制度の連携	市・郡	-	地域計画の策定時
- 「国土計画法」上の用途制と沿岸用途海域制の連携	市・郡	国土海洋部 (沿岸計画課)	地域計画の策定時

第3節 推進戦略2：生態系の健康性および沿岸景観の増進

1. 概要

現況および問題点	推進課題
<ul style="list-style-type: none"> ・ 非都市地域における沿岸海域内の有機物および栄養塩類の汚染度の増加 ・ 海域汚染物質（重金属等）の多変化および沿岸別に汚染度の多様化 ・ 沿岸市・郡の低い下水道普及率 ・ 河口堰等、淡水湖の水質悪化 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸汚染源の統合的管理 <ul style="list-style-type: none"> ・ 陸上起因汚染源の管理について国家計画を策定・履行 ・ 環境管理海域の実効性増進および特定汚染区域制度の導入 ・ 沿岸および河口堰の淡水湖における水質管理の強化 ・ 沿岸の利用開発行為における環境負荷の管理 ・ 海洋環境測定網の改善による科学基盤の強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋生態系に対する知識基盤の政策支援および活用が不十分 ・ 重要生息地および生態系の復元措置が不足 ・ 保護区域の地域的偏重によって代表的生息地の保護が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸生態系の保全的管理手段の適用 <ul style="list-style-type: none"> ・ 海洋生態系における健康性中心の沿岸海域の管理 ・ 海洋生態系の核心部（ホットスポット）の復元および管理の強化 ・ 重要生態系および生息地の保護区域の指定拡大（14カ所/288km² → 30カ所/800km²）
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区域の指定を中心にして事後管理がおざなり ・ 沿岸・海洋保護区域の管理能力が不足 ・ 保護区域の管理について評価・疎通・還流体系の不備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区域を通じた生態系の保全と地域所得の増進効果の連携性が不十分 ・ 保護区域の指定効果の評価が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 保護区域における管理の実効性を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護区域の管理機関および管理者の能力の向上 ・ 保護区域の管理者ネットワークの構成を通じた政策疎通の強化 ・ 保護区域を通じた地域発展の模範事例の育成 ・ 保護区域の生態系サービスの増進効果の評価
<ul style="list-style-type: none"> ・ 人工海岸の増加によって沿岸の景観的価値および災害予防機能の低下 ・ 海岸砂丘、海岸林等、沿岸緩衝空間の管理がおろそか ・ 乱開発による沿岸景観の毀損 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸景観（Coastalscape）の管理基盤の形成 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸景観（Coastalscape）の概念定立・管理体系の導入 ・ 沿岸緩衝空間の計画的な管理と保全 ・ 沿岸景観審議制度の施行および建築物・施設物の管理体系の構築

2. 現況および問題点

1) 水質環境と沿岸汚染源

- 半閉鎖性海域を中心に溶存酸素濃度の減少
 - 水中生物の生存に決定的な影響を及ぼす指標の溶存酸素（DO）は、海域水質レベルⅠ（7.5 mg/L 以上）で良好だが、一部の海域で濃度減少
 - 全羅南道沿岸の一部の半閉鎖性海域（光陽湾、得粮湾、駕莫湾、高興沿岸、咸平沿岸、汝自湾）と東海岸の中部沿岸海域で溶存酸素が減少傾向
- 西南海岸の半閉鎖性海域および東海沿岸の有機物汚染度の増加
 - 海水の有機物の指標である化学的酸素要求量（COD）は、全海域の平均はレベルⅡであり、経年変化は著しくない
 - 背後地域に島嶼と産業団地等が発達した馬山湾、行岩湾、鎮海湾、始華湖等の海域はレベルⅢの水質
 - 忠清南道の保寧沿岸から南側に、全州浦沿岸と東海岸中部と北部沿岸海域で継続的に化学的酸素要求量が増加する傾向
 - ※ 南海岸底層の化学的酸素要求量の平均が最も高く、溶存酸素が低い南海、西海域と高い相関性
- 富栄養物質の総窒素基準で平均レベルⅡであるが、レベルⅠ、Ⅲの海域の増加
 - 総窒素（TN）は全海域の平均 0.456 mg/L（表層）、0.436 mg/L（底層）で、海域水質基準レベルⅡであり、年度別の変化はない
 - レベルⅡの海域の数が減りつつある一方、レベルⅠとレベルⅢの海域数の増加
 - 海域別には全羅南道地域の半閉鎖性海域と済州特別自治道沿岸の全ての小海域で小濃度が増加
- 総リン濃度は少しずつ減りつつあるが、全羅南道沿岸および東海沿岸で増加
 - 総リン（TP）の全海域平均は 0.043 mg/L（表層）、0.046 mg/L（底層）で、海域水質基準レベルⅡに該当し、2002 年以後少しずつ減少傾向
 - 総リン基準はレベルⅠの海域の数が増え、レベルⅢ（レベル外の海域含む）に該当する域の数が減少
 - 全羅南道沿岸と東海沿岸（慶尚北道沿岸、江原道沿岸）の大部分の海域において、リン濃度が増加傾向
 - 大部分は背後に産業団地等特定の汚染誘発施設がない地域であるが、総リンはレベルⅢに該当するなど悪化傾向
- 特別管理海域を中心に重金属汚染の進行
 - 背後地域で産業が高度で発達した釜山、蔚山、温山、始華、馬山海域を中心に重金属汚染の進行
 - 有害化学物質のトリブチルスズ（TBT）は九龍浦、長生浦、釜山南港および北港、統営港、麗水港の堆積物で堆積物の浄化・復元の上位基準（105 ppb）を超えるなど、汚染が深刻
 - 特別管理海域外で海水の循環が円滑でない一部の湾で、物質別に汚染度が憂慮すべき水準で検出
 - 重金属は地域の地質学的特性に左右されるが、南海岸の半閉鎖性湾を中心に高い

濃度の確認

- 沿岸の市・郡の低い下水道普及率
 - 沿岸の市・郡の下水道普及率（'09 現在）は 84.0%で、全国平均 87.1%には及ばないが、1997 年 34.1%、2002 年 52.8%と比較すれば、相対的に早い増加ぶり
 - 地域別には全羅南道沿岸（35.3%）、忠清南道沿岸（46.5%）、全羅北道沿岸（65.3%）の下水道普及率が相対的に低い
- 沿岸地域の下水および廃水の排出量の増加
 - 沿岸の市・郡で発生した糞尿（'07 年現在）は、下水との統合処理を通じて 2002 年に比べ約 9.5%減少した反面、処理対象は下水処理区域が広がるとともに 24%増加
 - 沿岸地域の工場廃水の発生量もやはり 2001 年に比べ 43%減ったが、処理を経た廃水放流量は 29%増加

2) 生態系および景観

- 海洋生態系に対する知識基盤の強化および管理制度の確保
 - 海洋生物多様性の関連研究事業の結果、海洋生物 9,574 種、無脊椎動物は全体の 51.6%に該当する 4,941 種（国土海洋部、2008）の推定
 - その他の外来種に対する調査とモニタリング、被害規模の算定、管理対策づくり等の進行
 - 保護対象海洋生物、回遊性海洋動物、海洋生態系攪乱生物、有害海洋生物の指定管理制度導入等、海洋生物多様性の管理手段の確保
 - 海洋生態系の保全および管理に関する法律の制定および施行（2007）
- 海洋生態系の基本調査を通じた海洋生態系の現況把握および小生態系の区分
 - 海洋生態系の基本調査は 2006 年に始まり、10 年周期で 8 つの圏域に対して年次的に進行
 - 総合的な生態系調査を通じて各分類群の出現層、種樹のみならず、圏域別に小生態系を確認

<表 4-2> 海洋生態系の基本調査による小海域の主要現況

区分	小生態系	主要調査結果
西海北部 (37° 牙山湾 ~38° 最北端) (2006 年度)	仁川~牙山湾 沿岸域	ISEP D+ 生態的活力の低下状態
	外海域	ISEP A0 生態的健康度が優秀
西海中部 (35.5° 熊沼湾入口 ~37° 牙山湾) (2007 年度)	京畿湾圏	ISEP C+ 仁川~牙山湾の沿岸域と連結
	全州湾圏	河系の富栄養化
	錦江影響圏	産卵場の役割、環境生態の良好
	黄海底層冷水域	生物生産性が良好、安定的生態系
西海南部 (34.5° 珍島 ~35.5° 靈光) (2008 年度)	沿岸島嶼干潟の海域	産卵生息地としての保護価値
	黒山島泥質帯の海域	外洋海域の特性、低い生産性
	靈光~七山島~曾島 海域	赤潮原因生物のメリット、富栄養化の管理の必要性
南海西部 (2009 年度)	-	○ 計 1,798 種の出現（大型底生動物 670 種）、新種 3 種を発見

		<ul style="list-style-type: none"> ○ 莞島郡小和島地域の大規模な柔珊瑚の群落地 ○ 得粮湾海域に亜熱帯性の生物（ブラックタイガー）が出現 ○ 海域の水質状態および底生生態系の状態が良好
--	--	---

資料：国土海洋部、2006～2009 各年度、「海洋体系基本調査」を再整理

- 沿岸湿地基礎調査の調査結果によるデータベース構築を通じた政策支援が不十分
 - 1999～2005 年の第 1 次調査以後、2008 年から第 2 次調査を進行中
 - 2 次調査では調査指針書に基づき調査方式の標準化、基本・精密モニタリング・緊急調査等の調査の程度と目的を多様に区分して活用
 - 調査結果のデータベース化が不完全で、調査資料を総合的に解釈し、これを干潟管理および干潟関連の政策策定に活用する政策支援が不十分
 - 生態自然図または干潟現況図の開発作業が不完全

- 湿地保護地域の地域的偏重によって個別沿岸を代表する重要な干潟管理の限界
 - 1970 年代以後 1990 年代まで干潟面積は大きく減少し、2000 年代に入って減少率が多少鈍化
 - 3,905 km² (1964 年) → 3,203.5 km² (1987 年) → 2,550 km² (2003 年) → 2,489.4 km² (2008 年)
 - 2001 年、務安干潟を干潟・湿地保護地域として最初に指定して以後、2010 年 5 月末現在 10 カ所（面積 218.15 km²）を指定するなど、年平均 1 カ所を指定
 - 湿地保護地域指定の地域的偏重現象によって個別沿岸の代表的な干潟に対する管理が不備
 - 全国の干潟の 42%占める全羅南道地域では 5 カ所の湿地保護地域（務安、寶城郡筏橋、順天、新安郡曾島、珍島）と全羅北道（全国の 4.7%）で 2 カ所を指定
 - 一方、全体の 35.1%が分布する京畿道仁川沿岸で 2 カ所（長峯島、松島干潟）、忠清南道（全国の 14.4%）で 1 カ所指定

- 沿岸・海洋保護区域の指定以後、実効性のある管理の不足
 - 国土面積の 10%が保護区域として指定されたが、2000 年代に入って湿地保護地域外では追加の指定が非常に少ない
 - 保護区域を通じた生態系の保全および地域所得増進効果の連携性が不十分
 - 保護区域の保全計画の履行実績および評価が不完全
 - 干潟センターおよび管理人材等のインフラ確保以後、コンテンツの制作と教育広報活動、地域発展戦略との連携等、ソフトウェアの側面における発展が不振
 - 管理の実効性を高める「質的成長」より指定中心の「量的拡大」に重点が置かれる

- 保護価値が高い海岸砂丘と海岸林等の管理がおろそか
 - 生態的・防災的価値が非常に高い海岸砂丘と海岸林等について、関連部処（山林庁、環境部、国土海洋部）間で、管理の死角地帯における乱開発等の毀損のおそれが増える
 - 海岸砂丘は全国 133 カ所に分布するが、保護区域に指定された砂丘はわずか 3 カ所（下詩洞里・安仁洞砂丘、小篁砂丘、新斗里砂丘）
 - 計画的管理の死角地帯にある海岸林は、沿岸全体の面積の 8.7%に該当（296.8 km²）
 - 一部の海岸砂丘と海岸林のみの生態的価値に注目して、生態景観保全地域や天然記念物として指定

- 過去の沿岸整備事業が護岸建設等、人工的であり、硬性管理方式が中心
 - 砂丘の復元や海岸林の造成等を通じた軟性管理の政策が不足
- 自然海岸線を中心に豊かな沿岸地形と素晴らしい景観の分布
 - 22 カ所の詳細な沿岸地形（国土海洋部、2009）に沿って区分した結果、全国の沿岸地形は計 4,861 カ所で、西海岸で 1,389 カ所（29%）、南海岸に 2,785 カ所（57%）、東海岸に 687 カ所（14%）分布
 - 南海岸は長い海岸線、半島と島等、海岸線の複雑な出入り、外海の波浪と小規模河川による堆積物の供給等で多様な地形を形成
 - 東海岸は、海岸線の長さに対する沿岸地形の数が海岸線 1 km 当たり 0.882 カ所で南海岸（0.412 カ所/km）、西海岸（0.368 カ所/km）に比べ多い
 - 地形の個数と海岸線の長さは比例（相関性係数 $R^2=0.76$ 自然海岸とは 0.77）
 - 全羅沿岸に 2,042 カ所の海岸地形が分布（全国の 42%）する一方、京畿道は 16 カ所にすぎないなど地域別に大きく偏りがある
 - 市・郡別には全羅南道莞島郡 463 カ所、新安郡 455 カ所、統営市 269 カ所、麗水市 255 カ所、巨濟市 240 カ所、南海郡 237 カ所、高興郡 227 カ所等、南海岸で高い比率
 - 素晴らしい地形景観として区分された 986 カ所（全体の 20.3%）のうち西海岸には 35.6%、南海岸 47.2%、東海岸 17.2% に分布
 - 西南海岸の素晴らしい景観は、ほとんどが国立公園地域内に分布しているが、東海岸（鬱陵郡を含む）は素晴らしい地形景観があまねく分布するものの、保護区域となった区域は多くない

3. 推進課題

1) 沿岸の汚染源の統合的管理

- 陸上起因汚染源の管理について国家計画の策定・履行
 - 現在推進中の全国の沿岸流域における汚染源調査を早期に完了（'12 年）し、これを基に国家計画を策定（'13 年）
 - 流域内の汚染原因である非都市地域での水洗式普及、窒素・リン・施肥、干拓地内部の淡水湖における富栄養化等、既存の環境基礎施設による直接対応が難しい流入経路の管理が拡大
 - 島嶼地域の下水道普及率は高くなったが、管渠埋立と遮集方式で処理しにくい非都市地域の沿岸汚染管理に限界
- 環境管理海域の実効性増進および特定汚染区域制度の導入
 - 環境管理海域および水産資源保護区域制度の実効性を診断（2012 年）
 - 得粮湾、駕莫湾、咸平沿岸、汝自湾等、過去に清浄水域だった全羅南道沿岸における一部の半閉鎖性の湾と東海中部沿岸で、溶存酸素の減少と栄養塩類の増加に対する対策づくり
 - 沿岸海域の環境変化に対する原因究明および管理対策の提示（2013 年）
 - 過去の有機物中心から栄養塩類および重金属、有害化学物質等へ多様に変化した管理状況に対応
 - 下 wastewater 処理施設（高度処理等）および管渠の改善、非点汚染源および地下水の管理、汚染堆積物の浄化復元等、多様に変化した沿岸および海域について管理方式の適用を模索

※ 海洋環境基準の海洋汚染堆積物の浄化・復元事業の基準（国土海洋部、2010）の活用

- 沿岸および河口堰の淡水湖における水質管理の強化
 - 河口堰の締め切りによる淡水湖または半閉鎖性海域で貧酸素水塊が発生
 - 有機物の汚染が深刻な鎮海湾、浅水湾をはじめ、河口堰によって締め切られた栄山江河口域と霊巖湖、始華湖、半閉鎖性で養殖場が密集する駕莫湾等
 - 淡水湖の外部汽水域環境の復元方策づくり
 - 淡水湖の汚染した水質は、外海域に排出すると生態系と水環境に致命的
 - 淡水湖を造る目的および利用環境に基づいた汽水域復元方策の検討

- 沿岸の利用開発行為における環境負荷の管理
 - 全国の沿岸流域における汚染排出の特性を把握するための総合実態調査の実施（2012～2013年）
 - 陸上起因の汚染源の把握および発生量・排出量・汚濁負荷量の調査、汚染物質の海域流入・移動・蓄積に関する特性調査
 - 未処理汚染物質の沿岸流入を低減するための非点汚染源管理の強化
 - 沿岸の特性に適合した非点汚染物質の低減施設についてパイロット事業を推進
 - 環境負荷の大きな沿岸利用開発の行為規制および調整（2012年～）
 - 管理権限が明確な特別管理海域および環境保全海域を中心に汚染負荷の誘発が大きな沿岸地域の開発事業に対する調整

- 海洋環境測定網の改善による科学基盤の強化
 - 国家海洋環境測定網の合理的な調整および改善
 - 定点の位置、定点数、測定対象等、測定網の体系化およびモニタリングの強化
 - 定期運行船舶を利用した広域海洋環境観測網の追加
 - 有害化学物質による沿岸の汚染実態調査の拡大
 - 大気、地下水、河川等を通じて沿岸に流入する有害化学物質の実態調査
 - 優先管理対象物質のモニタリングおよび有害化学物質の対応方策づくり

2) 沿岸生態系の保全的管理手段の適用

- 海洋生態系における健康性中心の沿岸海域管理
 - 生態系の健康性評価体系を通じた生態系中心の管理基盤を確保
 - 海洋生態図、干潟生態レベル図の作成および活用を通じて生態的に重要で代表的な海洋生態系に対する管理を強化
 - 指標層等、生物指標を活用した水質変化のモニタリングおよび水質－生態の因果関係の分析
 - 非点汚染源の負荷が大きく、水産業の活動が活発な内湾に対する海洋生態系の健康性について管理の強化
 - 国土海洋部で開発中の海域別・用途別海洋環境基準と連携

- 海洋生態系の核心部（ecological hotspot）の復元および管理強化
 - 海洋生態系の生産力が高い河口堰、干潟、島嶼近隣海域を中心に生態系の復元および制度的管理の強化
 - 閉塩田、埋立、防潮堤等で毀損した沿岸生態系地域に対する復元事業の拡大

- 小規模な防潮堤で締め切られた小河川を対象に復元および成果評価、中大型河口域に拡大

※ 干潟復元推進計画（2009）に沿って復元対象地として 81 カ所、32.12 km²が調査され、2010 年からパイロット事業として順천시（1.25 km²）、高敞郡（0.79 km²）、泗川市（0.56 km²）等、2.6 km²施行

○ 沿岸整備事業を通じた沿岸における自然景観の復元の拡大

- 海岸砂丘の復元事業を沿岸整備事業の範疇に含め積極推進

※ 第1次沿岸整備基本計画における 629 カ所の事業対象地域のうち護岸接地は 163 カ所である一方、海岸砂丘に関連が深い砂丘浸食防止事業は 13 カ所にすぎない

□ 重要な生態系および生息地の保護区域の指定の拡大

○ 保護区域の指定を通じた沿岸と海域の重要な生態系に対する空間的管理を強化

※ 2008 年、水産資源保護区域の陸地部 842 km²が解除されるなど面積が一部減少したが、海洋環境を保護することのできる重要手段の海洋保護区域（旧生態景観保全地域）は、2001 年以後追加指定がない

○ 湿地保護地域指定の拡大および拠点空間の集中管理

- 2001 年以後 2010 年まで計 10 カ所 218.15 km²の指定

- 2020 年までに計 20 カ所 600 km²以上を指定（全体の干潟面積の約 25%）

○ 海洋（生態系生物景観）保護区域の指定の拡大

- 島嶼海域等、素晴らしい海洋生態系を中心に指定の推進

- 2010 年の既存の 4 カ所（70 km²）から 2020 年までに計 10 カ所（200 km²）以上に拡大

※ 2003 年の五六島と大伊作島周辺海域の指定以後、追加指定がない

○ 国内外の保護対象海洋生物の調査の強化および生息地の保護区域の指定

- 各種海洋生態系の調査結果の活用の強化

- 生息時期および生息地域単位で生物調査の実施

. 既存の調査で処理できない空間の島嶼圏域、沿岸地域、河口域および潮上帯、海岸砂丘および生物別の生活時期による集中調査

- 法定保護種の主生息地として海洋保護区域の指定

○ 国際保護生物関連における国際ネットワークの構成または参加

- 東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ（EAAF）等、国際ネットワークに参加

3) 保護区域における管理の実効性の強化

□ 保護区域の管理機関および管理者の能力の向上

○ 保護区域の管理者の管理能力の向上プログラムの運営

- 海洋環境管理公団 MPA センター、海洋環境教育開発院等の活用

- 保護区域管理者の国内外の研修プログラムの活性化

○ 沿岸・海洋保護区域指定の「量的拡大」から「質的成長」へ転換し、効果を高める

- 履行評価および管理政策の還流の体系の構築

□ 保護区域の管理者ネットワークの構成による政策疎通の強化

○ 沿岸・海洋保護区域に対する多層的ネットワークの構成・運営を通じた管理体系の強化および成果の共有を通じた責任管理の実現（power sharing）

- 沿岸における海洋保護区域の利害関係者および機関政策協議会の構成：民一民、

民－官、官－官協力体系の構築

- 中央政府（国土海洋部、環境部、農林水産食品部、文化財庁、国立公園管理公団等）および地方自治体（道、市郡区等）、漁村系、漁師団体機関、市民社会団体、学会および研究機関、教育系等の対象
- 保護区域別に民間連フォーラムの構成：共同学習および教育、管理方策の模索
 - 海洋保護区域全国大会、ワークショップ等を通じた保護区域の同伴成長の模索
 - 沿岸・海洋保護区域の特性に沿った統合および連携管理方策の検討
- 保護区域別の指定目的および管理特性、重複指定等を考慮して管理定型を最適化

□ 保護区域を通じた地域発展の模索事例の育成

- 住民自治の活動を強化、生態観光の連携を活性化、生態系サービスを増進等、地域発展の類型別模範事例の育成（2013～2015年）
 - 地域の特性に沿った多様な効果を育成し、成果の異なる保護区域への普及
 - 保護区域・沿岸地域別に特化した発展戦略づくり
 - 沿岸地域の特性および条件、周辺地域との連携を通じたシナジー創出の可能性を検討
 - 地域別代表ブランド、イメージの引き上げと連携
- ※白翎島（アザラシ）、舒川干潟（ミヤコドリ、国立海洋生物資源館）、務安干潟（務安生態干潟センター、テナガダコ）等、地域代表性を通じて連携事業発掘の基盤を確保

□ 保護区域の生態系サービスの増進について効果の評価

- 保護区域における生態系のモニタリングおよび生態系サービスの増進について評価（2012～2015年）
- 保護区域の生態系および環境変化のモニタリング
- 水産資源、種多様性、気候安定、文化的側面の生態系サービスについて評価
- 沿岸・海洋保護区域を通じた社会経済的変化に伴う地域社会の前後の効果を評価（2015年）
- 地域経済の活性化（産業年鑑の分析）、地域社会構造の変化、所得変化、地域イメージの引き上げ効果等

4) 沿岸景観（Coastalscape）の管理基盤を形成

□ 沿岸景観（Coastalscape）の概念の成立および管理体系の導入

- 生態的連結性を基準に「海岸－潮間帯－海中」を単一の沿岸景観管理の単位として設定
- 素晴らしい沿岸景観を対象に景観保護区（沿岸海域）、景観地区・美観地区（沿岸陸域）に指定し、沿岸景観の眺望点を設定確保
- 沿岸景観を適切に管理して、海洋環境の快適性と生態的健康性の増大
- 沿岸景観に関連する法制度の改善：沿岸管理法の改正
- 沿岸景観の概念および沿岸景観の保全、管理（毀損した景観）、形成（新規事業）の概念の導入
- 景観の類型別景観管理計画の策定およびパイロット事業、管理指針等、法的根拠の確保

□ 沿岸景観制度の施行および建築物・施設物の管理体系の構築

- 沿岸の開発計画および産業に対する沿岸景観の制度づくり

- 沿岸開発事業に対する沿岸景観の検討事項を沿岸管理条例に含む
 - 国、地方自治体、開発事業者等に管理義務を付与
 - 生態性、快適性、親水性、安全性等を考慮した沿岸景観の評価および管理指針（仮称）づくり
 - 沿岸の開発事業推進時に、個別に建築物の立地が周辺景観と調和をなすことのできるように誘導
 - 島嶼の南海岸の体系的な景観管理のために沿岸景観の評価体系の構築
 - 沿岸景観の評価結果に従って建築物、施設物等の設置可能可否を判断
 - 沿岸景観の類型（港湾、漁村、海水浴場、生態景観等）を考慮した景観管理計画を策定およびパイロット事業の推進
 - 沿岸管理地域計画に含む
- 沿岸緩衝空間の計画的な管理と保全
- 海岸砂丘、砂丘湿地、海岸林、潟湖等、主要な沿岸景観について保護区域の指定をの拡大
 - 保全対象と特性に沿って湿地保護地域（国土海洋部、環境部）、生態景観保全地域（環境部）、山林保護区域（森林庁）等、各種保護区域制度の立体的活用
 - 沿岸海洋保護区域の統合管理体系づくり
 - 沿岸生態系を沿岸緩衝区域制度を活用して体系的に管理
 - 砂丘、干潟等、緩衝区域として優先指定

4. 年次別の推進体系

<表 4-3> 生態系の健康性および沿岸景観増進分野の推進体系

推進課題	推進主体		目標年度
	主管	協力	
1) 沿岸汚染源の統合的管理			
- 陸上起因汚染源の管理に関する国家計画の策定・履行	国土海洋部 (海洋環境政策課)	市・郡	2013
- 環境管理海域の実効性増進および特定汚染区域制度の導入	国土海洋部 (海洋環境政策課)	市・道／市・郡	2012
- 沿岸および河口堰の淡水湖について水質管理の強化	環境部 農林水産食品部	市・道／市・郡 国土海洋部	計画期間
- 沿岸における利用開発行為の環境負荷管理	国土海洋部 (海洋環境政策課)	市・道／市・郡 環境部 (流域総量課)	2013
- 海洋環境測定網の改善を通じた科学基盤の強化	国土海洋部 (海洋環境政策課)	市・道／市・郡	2013
2) 重要な沿岸生態系に対する保全的管理手段の適用			
- 海洋生態系における健康性中心の沿岸海域管理	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道／市・郡 農林水産食品部 (資源環境課)	2015
- 海洋生態系の核心部（ホットスポット）の復元および管理の強化	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道、市・郡	計画期間
- 重要な生態系および生息地における保護区域指定の拡大	国土海洋部 (海洋生態課)、 市・道	環境部 (自然政策課) 山林庁 (山林資源課)	計画期間

3) 保護区域制度の実効性を強化

- 保護区域の管理機関および管理者の能力の向上	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道／市・郡	計画期間
- 保護区域管理者ネットワークの構成を通じた政策疎通の強化	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道／市・郡	計画期間
- 保護区域を通じた地域発展の模範事例の育成	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道／市・郡	2015
- 保護区域の生態系サービスの増進効果の評価	国土海洋部 (海洋生態課)	市・道／市・郡	2015

4) 沿岸景観 (Coastal Scope) の管理基盤の形成

- 沿岸景観 (Coastal Scope) の概念の成立・管理体系の導入	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道	計画期間
- 沿岸景観制度の施行および建築物・施設物の管理体系を構築	国土海洋部 (沿岸計画課) 市・郡	市・道	計画期間
- 沿岸緩衝空間の計画的な管理と保全	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道／市・郡	計画期間

第4節 推進戦略3：気候変化および災害対応への強化

1. 概要

現況および問題点	推進課題
<ul style="list-style-type: none"> ・気候変化の地球的環境変化による沿岸災害の増加 ・事前予防的災害対応体系が不十分 ・社会・制度の側面における対応体系が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変化に適応するための沿岸地域総合対応方策の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害脆弱性評価の基本計画および指針づくり ・ 浸水痕跡図および海岸浸水予想図の作成 ・ 脆弱地域における住居施設の再配置を誘導 ・ 沿岸生態系の影響調査および対応方策づくり
<ul style="list-style-type: none"> ・ 長期調査資料の不足 ・ 個別事業単位での接近によって根本原因を究明する過程が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 科学的調査体系の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 浸食モニタリング事業の拡大 ・ 広域市単位での漂砂系移動の調査
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自然海岸管理目標制を履行する能力が不十分 ・ 災害防止事業の沿岸環境に対する考慮が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 気候変化に対応する沿岸管理技術の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸整備施設的设计基準づくり ・ 沿岸施設物における安全度の検討方策づくり ・ 環境に優しい沿岸整備技術の開発
<ul style="list-style-type: none"> ・ 沿岸保全事業の偏重が深刻化 ・ 沿岸事業による自然海岸毀損のおそれ 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸整備の新しいモデルを設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の極大化／施行効率化構想 ・ 自然海岸復元事業の推進 ・ 海岸線・沿岸景観のデータベース構築および管理方策づくり ・ 生態的再開発の推進方策づくり ・ 環境性および安全性の検討強化
<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害危険地域の継続的な災害被害の 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸災害地域の利用行為の制限

発生 ・ 人為的防護施設による追加被害の発生	・ 沿岸緩衝区域制度の導入 ・ 沿岸緩衝区域の評価・指定について指針づくり ・ 沿岸管理地域計画に反映 ・ 沿岸緩衝区域における財産権の購入または国有化
・ 事業の推進および管理のための能力不足 ・ 事業効果の評価および改善体系が不十分	▶ 沿岸整備計画の実行力および管理の強化 ・ 事業の段階的推進戦略を策定 ・ 中間評価および結果のフィードバックを通じた柔軟性のある計画を推進 ・ 技術検討および諮問組織の構成・運営 ・ 事後管理の指針づくり ・ 事業施行の評価結果について沿岸管理情報システムとの連携

2. 現況および問題点

- 気候変化等の地球的環境変化による海面上昇、沿岸侵食、災害被害の増加
 - 気候変化に伴う海面上昇率が継続的に増加する見通し
 - 今世紀末までに海水面が最大 59 cm 上昇する見通し (IPCC, 2007)
 - 20 世紀後半以降における地球の平均海面上昇率は約 3.16 mm/年と分析 (Bindoff et al., 2007)
 - 韓国周辺海域の海面上昇 (平均 2.5 mm/年) は、全世界の平均 (1.8 mm/年) を上回る (IPCC, 2007)
 - 国土海洋部における沿岸浸食のモニタリングの結果、浸食が懸念される水準に至り、被害規模が増加する傾向
 - 白い砂浜の侵食および土砂の流出、その類型が多数あり、対象地域のうち沿岸浸食のおそれのある地域が 41%、浸食が深刻な地域が 17% ('10 年現在)
 - 被害地域と重なって沿岸浸食を原因とする被害規模も拡大する勢い
- ※ '00~'07 年における沿岸災害の被害規模は 2 兆 1 千億ウォン (全国比 58.4%)
- 沿岸管理法第 13 条に基づいた「第 2 次沿岸整備計画 ('10~'19)」の推進
 - 第 1 次沿岸整備計画 ('00~'09) における推進成果の分析を通じた沿岸整備の実効性の向上
 - 海岸線の維持・復元を通じた沿岸の連結性確保、気候変化に伴う沿岸適応体系づくり等を通じて「沿岸国土の質の向上」と「沿岸の付加価値創出」を目標に設定
 - 「SEA Coastline」を基本方向に設定
 - 沿岸災害から予防的保護を定着させ、海岸線の管理中心、沿岸の安全性、環境性、快適性の調和の追求
 - 沿岸保全事業と親水沿岸造成事業に区分し、具体的な施行事業の選定
 - 沿岸漂砂系の移動モニタリング等侵食の原因の科学的調査により、事前予防的な対応体制としての調査事業を沿岸整備事業として推進するよう試みる

<表 4-4> 第 2 次沿岸整備計画の事業規模

(単位：個数、億ウォン)

区分	計	沿岸保全事業	親水沿岸造成事業
地区数	308	229	79
事業費	10,996	7,107	3,889

資料：国土海洋部告示 第 2009-272 号

- 構造物の建設事業を中心とした、単純な沿岸整備事業の施行体制に対する改善が不十分
 - 沿岸災害防止のための沿岸保全事業に集中した事業推進により、沿岸整備事業の分野別に不均衡が深刻
 - 沿岸保全事業の場合、海岸線の人工化を誘発する護岸補償事業が大部分を占め、自然海岸の毀損問題が台頭
 - 事業施行の周辺沿岸における生態的環境に対する考慮が不足
- 気候変化に適応するための沿岸災害の事前予防的な対応体系が不十分
 - 沿岸災害の被害地域に対する復旧および施設補強等の事後対応事業を主とした沿岸災害対応事業の推進
 - 沿岸災害の根本的原因の究明と長期的観点からの効果的な対応方策の開発が不十分
 - 社会制度的側面からの沿岸災害対応体系の不足
- 安定的・持続的な沿岸整備事業推進のための基盤の不備
 - 沿岸整備のための技術的・科学的状況が不十分
 - 沿岸整備事業の施行による2次沿岸環境被害を防止するための対応体系の不確実性
 - 沿岸整備関連の長期調査の資料不足と対応技術開発の不十分さを原因とする効果的な対応計画づくりの混乱
 - 事業の推進および管理のための能力不足
 - 沿岸保全事業の場合、国庫支援比率が50%から70%に増加したが、地域的財政状況に伴い事業推進実績の不均衡が深刻化
 - 沿岸整備事業関連の能力を強化するためのプログラムまたは組織の不在

3. 推進課題

- 沿岸地域の気候変化に適応するための総合対応体制の構築
 - 沿岸地域の気候変化に伴う災害脆弱性の評価体制の構築
 - 「沿岸災害脆弱性の評価体系基本計画」の策定およびシステムの構築（2014年）
 - 地域別に海岸浸水予想図を作成・確保して対応体系の強化（2013年）
 - 災害脆弱性を反映した都市計画および建築・建設関連の規定の改善（2017年）
 - 都市計画の策定時に、災害脆弱性の評価を実施し、評価結果の都市計画への反映
 - 災害脆弱地に対する新規開発の制限または安全性を強化するための建築・建設関連の規定の整備
 - 既開発地に対する防災施設の設置強化および緩衝空間として保全地域の追加確保等の対応方策の探求
 - 災害脆弱性の結果に沿って沿岸管理地域計画と都市計画を連携し、脆弱地域内における住居施設の再配置への誘導（計画期間）
 - 空間計画を通じて災害被害地域の建築物等を災害に安全な地域へ再配置し、被害を最小化または事前予防
 - 気候変化に伴う沿岸生態系の影響調査および保護のための対応方策づくり
 - 海域別に生物の種および多様性の変化等に対するモニタリングを施行
- 沿岸価値の増進と保護のための新しい概念による沿岸整備モデルを設定
 - 「海岸線の質の管理」のための沿岸整備

- 単純な海岸線の毀損防止ではない保全、復元および親水空間化等、多様な目的の事業を推進
 - 沿岸災害の対応機能はもちろん複合的機能を備えた施設を設置して利用価値を増大
 - 新しい沿岸整備概念を適用した沿岸整備計画の修正・変更（2012年）
 - 沿岸自然資源の保護と復元に基づいた自然災害防災対策の推進
 - 海岸線の維持・復元を通じた沿岸の生態的連結性の強化
 - 自然海岸の効果的保全と自然海岸管理目標を達成するために、自然海岸復元事業の推進（計画期間）
 - 海岸線・沿岸景観の管理のためのデータベース構築と管理方策づくり（2015年）
 - 沿岸付加価値を増進するための生態的再開発の推進
 - 沿岸周辺環境と共存する沿岸整備の推進方策づくり
 - 沿岸地域の環境改善＋沿岸接近および文化休養空間の確保＋気候変化適応の統合的沿岸発展構想の実現
 - 環境性検討の強化
 - 沿岸災害のおそれのある地域において開発事業に対する環境性および安全性の検討の強化
 - 海域利用影響評価、環境影響評価および事前環境性検討等における環境性検討機能の強化方策づくり（2014年）
 - 沿岸の保全のために、構造物設置のような事後対応方式ではない被害原因の調査事業、事前対応・事後復元を連携する技術の開発、沿岸価値増進事業を統合的に推進
 - 新しい沿岸整備概念の普及のために国単位の代表事業を発掘して推進（2012年～）
- 沿岸保全のための科学的調査体系を構築および対応方策づくり
 - 全国の沿岸・海水浴場に対する持続的なモニタリング体系の運営を通じた科学的資料の確保および活用
 - 沿岸浸食のモニタリング対象事業地域を徐々に拡大（181→370カ所）して、海岸線の変化の監視を強化
 - 持続的なモニタリングの結果を基に、被害の根本的原因の把握と効果的で持続可能な対応計画の策定を行い、被害を防止するための技術開発
 - 広域市単位による浸食原因の把握と効果的な対応方策づくり（計画期間）
 - 局地的な浸食防止対応事業の限界を克服するために広域市単位の漂砂系の移動を分析して、根本的・効果的な対応体系づくり
 - パイロット地域を対象に調査および今後徐々に調査地域の拡大
 - 気候変化への適応および対応のための沿岸管理技術の開発
 - 気候変化の影響に適切に対応するための適応技術（沿岸整備）の開発
 - 気候変化に適応するための沿岸整備施設的设计基準づくり（2012年）
 - 各種沿岸施設物の安全度について検討方策づくり（2013年）
 - 生態に優しいハイブリッド型沿岸整備技術の開発
 - 浸食防止および沿岸災害防止施設の設置時に軟性工法として活用して、自然と調和する可逆的な対応技術の開発
 - 沿岸整備事業の設計の標準化を通じた2次環境被害の低減および事業効果の向上
 - 沿岸災害の被害発生規模を最小化するための利用行為調整制度の導入
 - 沿岸緩衝区域制度（Setback）の導入

- 気候変化および自然災害の脆弱地区と保全価値の高い沿岸陸域を沿岸緩衝区域として指定
- 沿岸緩衝区域の評価・指定のための指針づくりおよび指定区域を沿岸管理地域計画の図面に表示
 - 主要な沿岸緩衝区域の指定時に財産権の侵害が深刻な場合、政府の購入を推進
 - 沿岸緩衝区域の指定によって財産権の侵害が深刻であると判断される場合、政府が購入することのできる法的根拠づくり
 - 購入財源は、近隣の海辺のうちから土地に転換した国有財産（雑種財産）と交換する方を優先して検討し、国・公有地が沿岸緩衝区域に含まれる場合、土地の転用と売却を制限して政府政策の一貫性の確保
 - 持続的なモニタリングの結果を基に、被害の根本的原因の把握と効果的で持続可能な対応計画を策定し、被害防止のための技術を開発
 - 広域市単位の浸食原因の把握と効果的な対応方策づくり（計画期間）
 - 局地的な浸食防止対応事業の限界を克服するために、広域市単位の漂砂系移動を分析して、根本的・効果的な対応体系づくり
 - パイロット地域を対象に調査および今後、徐々に調査地域の拡大
- 条件を考慮した沿岸整備計画の推進力の強化
 - 事業の段階的推進
 - 事業推進において資源の効率的利用のために、至急性、効果性、公益性、財源調達能力等を考慮して、事業の段階的な推進戦略の策定（2012年）
 - 事業需要者の意見を受け入れた段階的な優先順位を設定し推進
 - 計画の適応性の向上
 - 事業執行の定期的な点検および結果のデータベースの構築について、計画の管理に必要な事項を導出し、適切に対応
 - 沿岸整備変更計画の策定のために、計画の中間評価の実施及び結果のフィードバックの適用（2015年）
 - 事業の事後管理体制の構築にともなう評価結果を類似の事業に反映し、計画の弾力的な推進の誘導
 - 沿岸整備事業の技術検討及び諮問のための専門組織を構成・運営（2013年～）
 - 沿岸災害の被害低減と海岸の自然性を回復するために、実施計画の策定段階から親環境的な工法等、技術的・環境的事項に対する検討および諮問の強化
 - 足りない地域の沿岸整備事業の管理能力を向上させるための支援を行い、事業効果の増大を図る
- 沿岸整備事業の事後管理の強化
 - 沿岸整備事業の実施後、施設の効果および維持管理状況に対する点検を強化（計画期間）の導入
 - 施設管理の主体による周期的な点検の義務化の推進
 - 評価結果によってインセンティブの付与、またはレベルに相当する支援方案を備える
 - 沿岸整備事業の施設物を事後管理するための指針の整備（2013年）
 - 施設物の管理および施設物の効果分析のためのマニュアルの整備と普及
 - 事後管理業務の規定化による業務の質的な管理および政策活用度を高める
 - 事業施行の評価結果について積極的な活用方策づくり（計画期間）
 - 評価結果をデータベースで構築して沿岸管理情報システムと連携した利用環境づ

くり

- 沿岸整備計画の策定および変更と沿岸整備技術開発の需要の把握の反映

4. 年次別の推進体系

<表 4-5> 気候変化および自然災害の対応能力強化分野における推進体系

推進課題	推進主体		目標年度
	主管	協力	
1) 気候変化に適応するための沿岸地域総合対応方策の構築			
- 沿岸の災害脆弱性の評価体系基本計画の策定	国立海洋調査院 (海洋観測課)	-	2014
- 海岸浸水予想図の作成	国立海洋調査院 (海洋観測課)	市・道／市・郡	2013
- 災害脆弱性を反映した都市計画および建築・建設の規定の改善	国土海洋部 (都市政策課、沿岸計画課)	市・道／市・郡	2014
- 気候変化に伴う沿岸生態系の影響調査および対応方策づくり	国土海洋部 (海洋生態課)	市・郡	計画期間
2) 沿岸価値の増進と保護のための新しい概念による沿岸整備モデルを設定			
- 沿岸整備計画の修正・変更	国土海洋部 (沿岸計画課)		2012
- 沿岸整備事業の統合・複合事業の拡大	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 自然海岸管理目標制と連携した自然海岸復元事業を推進	市・道／市・郡	国土海洋部 (沿岸計画課)	計画期間
- 海岸線・沿岸景観の管理のためのデータベース構築および管理方策づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡	2015
- 生態的再開発の推進	国土海洋部 (沿岸計画課、海洋政策課)		計画期間
- 環境性の検討強化方策づくり	国土海洋部 (海洋保全課)	環境部(国土環境評価課)	2014
- 新しい沿岸整備概念を普及させるための代表事業を発掘・推進	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道	2012
3) 科学的調査体系の構築			
- 沿岸浸食のモニタリング対象事業地域の拡大	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 広域市単位の漂砂系移動調査	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道／市・郡	計画期間
4) 気候変化に対応するための沿岸管理の技術強化			
- 気候変化に適応するための沿岸整備施設の設計基準づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)		2012
- 沿岸施設物の安全度について検討方策づくり	消防防災庁 (気候変化対応課)	市・郡	2013
- 自然に優しい沿岸整備技術の開発	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
5) 沿岸災害の被害を最小化するための利用行為調整制度の導入			
- 沿岸緩衝区域制度の導入	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 沿岸緩衝区域の評価・指定の指針づくり	国土海洋部		計画期間

	(沿岸計画課)		
- 沿岸緩衝区域について沿岸管理地域計画の図面に反映	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 沿岸緩衝区域における財産権の購入、国有化	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
6) 沿岸整備計画の推進力の強化			
- 事業の段階的推進戦略の策定	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 中間評価および結果のフィードバックを通じた柔軟性のある計画の推進	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡	計画期間
- 技術検討および専門組織の構成・運営	国土海洋部 (沿岸計画課)		2013
7) 沿岸整備事業の事後管理の強化			
- 沿岸整備事業の施行の点検の強化	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間
- 沿岸整備事業の事後管理指針づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)		2013
- 事業施行の評価結果の活用方策づくり	国土海洋部 (沿岸計画課)		計画期間

第5節 推進戦略4：沿岸ガバナンスの構築

1. 概要

現況および問題点	推進課題
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸の利用・開発需要の増加および多様化 沿岸環境、生態的に持続可能性を増進するための政策需要の増加 開発と保全の調和および軋轢防止のための統合と調整に関する行政体制の不備 海洋資源開発関連の部処間、部署内の競争および政策の軋轢 	<p>▶ 沿岸における軋轢管理（調整）の体制構築</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸の軋轢発生を事前に予防するための体制の強化 軋轢管理審議委員会等、各種調整機構を積極活用して、軋轢の誘発の最小化 地域沿岸管理審議会の実効的運営
<ul style="list-style-type: none"> 沿岸・海洋分野における持続可能な発展のための業務担当者の沿岸管理に対する能力が不十分 	<p>▶ 沿岸における軋轢管理の能力を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸利用開発の受容力を評価する手段の導入および情報共有の体系の構築 中央部処および地方自治体の公務員に対する毎年の軋轢管理教育への参加の督励
<ul style="list-style-type: none"> 韓国・北朝鮮間における協力業務の政治的依存性が大きく、予測が難しい 水産部分を中心とした南北協力の試図 	<p>▶ 朝鮮半島における海洋領土共生のための南北協力の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 水産および流通分野、港湾開発および運営、海洋科学技術および海洋新再生エネルギーの開発協力
<ul style="list-style-type: none"> 効率的な海洋環境保全および沿岸管 	<p>▶ 国際協力の強化を通じた海洋環境保全および沿岸管理協力体</p>

理をするための国際協力の持続の強化

制の構築

・沿岸の海洋環境保全等、国際社会での位置づけを高めるための協力強化

2. 現況および問題点

- 沿岸地域の利用・開発の需要増加および多様化
 - 国土の成長潜在力を最大化するため、東海岸・西海岸・南海岸の超広域圏の開発計画が策定されるに伴い、沿岸地域の開発圧力の増加
 - ※ 沿岸利用および開発需要調査の結果、沿岸に観光・港湾・漁港の交通状況を改善、産業団地開発の集中
 - 過去の沿岸活動が運送および漁業中心であったのに対して、現在は生活空間、生産空間、産業空間、交通および輸送空間、レジャー空間、増殖・養殖空間等への拡大
 - 海洋を通じた暮らしの質の向上に対する要求が増大するなか、沿岸都市の建設、海洋のレジャー活動、再生エネルギー開発等、海洋空間の利用が多様化する勢い
 - ※ 43カ所のマリナを開発する予定、風力・太陽光・潮力等、再生エネルギー団地の76%が沿岸に立地

- 沿岸の環境生態的持続可能性が増進するための政策需要の増加
 - 2000年代以後、沿岸海洋環境の法律および制度の整備
 - 海洋環境管理法の制定（'08）、海洋生態系の保全および管理に関する法律の制定（'07）、無人島嶼の保全および管理に関する法律の制定（'08）、沿岸管理法の全部改正（'10）によって海洋の持続可能な発展のための制度的枠づくり
 - これに伴い沿岸・海洋保護区域の管理、沿岸用途海域制および自然海岸管理目標制の導入、沿岸汚染総量管理制の施行、無人島嶼総合管理等、政策懸案への対応が必要

- 海洋資源開発関連の部処間、部署内の競争および政策の軋轢の深刻化
 - 陸上・海洋管理の統合が相変わらず不十分、中央部処間における政策の障壁がむしろ深刻化
 - ※ 砂浜、海洋石油資源、ガス資源、深層水資源、再生エネルギー開発の分野：国土海洋部、環境部、知識経済部等
 - 開発部処の政策決定時に、対象地域の海洋現況受容力、環境管理方向、水産資源の特性等に対する総合的・体系的検討が不十分

- 沿岸軋轢を効率的に調整・管理するのが不可能で、社会・経済的損失をもたらす
 - 軋轢の諸主体が、信頼によって沿岸の発展を促進するのではなく、消耗的な対立で社会的費用の支出
 - 社会の軋轢を調節して社会的合意を導き、分散した社会的エネルギーを統合する必要性が増大
 - 軋轢を体系的に調整・管理することのできる制度および組織はあるが、実質的な軋轢解消の役割は不十分

- 開発と保全の調和および軋轢防止のための統合と調整に関する行政力が不十分
 - 国土海洋部－農林水産食品部、国土海洋部－環境部等、中央部処における政策の障壁によって利用開発保全の協力体制が不備
 - 沿岸の利害関係者が実質的に参加するための制度的装置が弱く、沿岸の公共の軋轢に対する調整および能力が不足

- 沿岸・海洋分野における持続可能な発展のための業務担当者の沿岸管理に対する能力が不十分
 - 関連中央部処、主務部処内の担当部署・地方自治体の担当公務員の頻繁な交代、地域住民（漁民）の沿岸管理に対する認識の不足
 - 沿岸管理地域計画を策定したが、相変わらず計画の推進が不十分で、沿岸整備および公有水面の埋立のための根拠としての活用

- 韓国・北朝鮮の軋轢・対立によって沿岸発展の潜在力の制限
 - 北朝鮮との協力は、海洋や沿岸分野においても南北の政治的状況に左右されるが、韓国・北朝鮮の軋轢によって付加価値の追加創出の限界
 - 金剛山観光客銃撃事件、北朝鮮の核実験とミサイル発射、西海上の警備艇間交戦等によって、韓国・北朝鮮間の交流・協力が行き詰まり

- 海洋環境分野における主要な国際行事の開催および誘致で国の位置づけを高める基盤の確保
 - 2008年に慶尚南道の昌原市で行った第10回ラムサール条約締約国総会を通じた国際湿地センター誘致をはじめ、地域海プログラムである北西太平洋地域における海洋および沿岸の環境保全・管理・開発のための行動計画（NOWPAP）事務局（釜山）、黄海大生態系プロジェクト（YSLME）事務局（安山）、東アジア海域環境管理パートナーシップ（PEMSEA）共同事務局（ソウル）等を誘致するなど、域内海洋環境分野の協力の強化
 - 今後、2012年麗水世界博覧会開催等、2012年東アジア海洋会議（EAS Congress）の誘致
 - 博覧会の誘致当時に提案した麗水プロジェクトを通じて開発途上国の海洋環境問題の解決を支援するプログラム（2012年までに200万ドル、以後800万ドルを投入）を運営

3. 推進課題

1) 沿岸の軋轢管理（調整）の体制の構築

- 沿岸の軋轢発生を事前に予防するための体制を強化
 - 沿岸用途海域制の指定、沿岸利用・開発等に伴う利害関係者について事前の意見収束の機会の強化
 - 計画策定の過程だけでなく、施行過程において随時に参加機会の付与
 - 沿岸の軋轢発生を最小化するために政策過程の透明性の向上および手続きの正当性の確保
 - 沿岸管理政策の策定・施行時に、利害関係者の参加と実質的な権限の付与

- 軋轢管理審議委員会等、各種調整機構を積極活用して軋轢の誘発の最小化
 - 国土海洋部内で構成・運営中のNGO政策諮問団および軋轢管理審議委員会を活用して、軋轢の初期段階から積極的に対応
 - 役割：問題認識→客観的資料の共有→利益と被害の判断→被害の低減努力および協議→利害調整
 - ※ 公共機関の軋轢予防と解決に関する規定（大統領令）、軋轢管理の運営規定（国土海洋部訓令）、政策諮問団規定（国土海洋部訓令）による委員会および諮問団を

活用して、軋轢の解決の推進

- 隣接地域間における相互補完のための地域沿岸管理審議会の実効的運営
 - 沿岸管理地域計画の策定対象地域が隣接の地方自治体に影響を与える、または連携があると判断した場合、地域沿岸管理審議会に市、隣接広域市地方自治体が審議委員としての参加

2) 沿岸の軋轢管理の能力を強化

- 沿岸の利用開発受容力を把握できる管理手段および情報共有体系を構築
 - 利用・開発および保護主体の間の意見の相違を客観的な調査結果と科学的なアクセスによりの解決
 - 利用開発の主体や政策決定者が開発事業の施行過程での活用
- 中央部処および地方自治体の担当公務員を対象に軋轢管理の教育の奨励化
 - 関連する当事者が軋轢分野の調整・解消をするために、軋轢管理教育の研修を強化

3) 朝鮮半島における海洋領土共生のための南北協力の推進

- 韓国・北朝鮮の共同漁路、水産物の流通を体系化、水産分野の経済協力の活性化
 - 西海、東海において韓国・北朝鮮の共同漁路区域の指定または共同漁路のためのシステム開発をはじめ、韓国・北朝鮮の特殊関係に基づいた水産物の円滑な流通を実現
 - 接境沿岸の韓国側または北朝鮮側の地域で流通、加工工場の設置、運営等
- 北朝鮮の港湾開発および港湾運営体制を改善するための支援
 - 立ち後れている北朝鮮の港湾施設の改良と北朝鮮経済の活性化に備えた港湾拡充に韓国の優れた技術で支援
- 海洋科学技術および海洋新再生エネルギーの開発協力
 - 共存協力の経済的潜在力が大きく、協力の可能性が高い海洋資源開発、水産増殖・養殖、港湾運営、海洋環境保全、沿岸管理、海洋エネルギーの開発、情報通信分野において科学技術協力を推進
 - エネルギー開発と資源開発、水産資源の開発、環境保全は、経済効果と開放をもたらす象徴性ゆえに、協力優先順位が高い

4) 国際協力の強化を通じた海洋環境保全および沿岸管理の協力体制の構築

- 沿岸の海洋環境保全等、国際社会における位置づけを高めるための協力強化
 - 国際社会の海洋環境保全協約への対応について、能動的、先制的に対応
 - 国際協約の国内受容のための技術的、財政的、社会的、制度的基盤を確保
 - 協約別に専門家対応集団を構成し、国際的な論議の議題を発掘および先導
 - 地域海次元で海洋環境保全の協力の強化
 - 国際機構による地域海管理のプログラム別に対応チームの構成を通じた議題を先導
 - 議論の主題別に地域海プログラムの会員国と交流し、プログラムを通じて協力強化
 - 持続的な韓米協力事業の情報共有および理解の促進

- 沿岸侵食低減および沿岸保全技術を向上させるための共同研究および相互訪問を通じた持続的な協力体制の維持
- ・ 砂浜の資源管理および海岸侵食の管理基準線を設定・管理
- ・ 沿岸侵食に及ぼす気候変化の影響と適応方策
- ・ 環境保全型、低費用、高効率、浸食防止工法の地域特性別による適用の可能性等

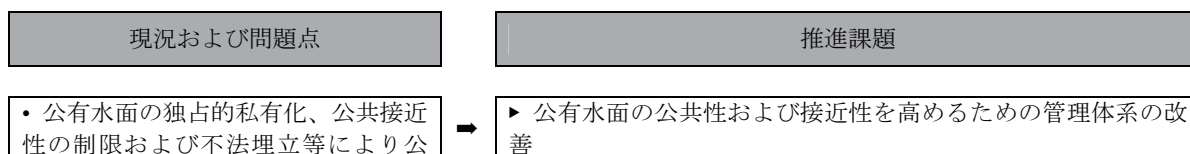
4. 年次別の推進体系

<表 4-6> 沿岸ガバナンスを構築する分野の推進体系

推進課題	推進主体		目標年度
	主管	協力	
1) 沿岸の軋轢管理（調整）の体制を構築			
- 沿岸の軋轢発生を事前に予防するための体制の強化	道／市／郡	-	計画期間
- 軋轢管理審議委員会等、各種調整機構を積極活用して軋轢の誘発の最小化	道／市／郡	国土海洋部 (沿岸計画課、 行政管理担当官)	計画期間
- 隣接地域間の相互補完のための地域沿岸管理審議会の実行的な運営	道	道	計画期間
2) 沿岸の軋轢管理の能力の強化			
- 沿岸の利用開発受容力を把握することができる管理手段および情報共有体系を構築	国土海洋部 (沿岸計画課)	研究機関	計画期間
- 中央部処および地方自治体の担当公務員に対する毎年の軋轢管理教育の施行	国土海洋部 (沿岸計画課、海洋 環境政策課)／道／ 市／郡	-	計画期間
3) 朝鮮半島における海洋領土共生のための南北協力 (水産分野、港湾分野、環境・エネルギー分野の多層的協力を推進)			
- 朝鮮半島における海洋領土共生のための南北協力	国土海洋部 (沿岸計画課、 海洋領土開発課、 海洋環境政策課、 海洋生態課、 港湾政策課) 農林水産食品部 (資源環境課)	統一部 (京畿道、 仁川広域市、 江原道)	計画期間
4) 国際協力強化を通じた海洋環境保全および沿岸管理の協力体制を構築			
- 沿岸の海洋環境保全等、国際社会での位置づけを高めるための協力強化	国土海洋部 (沿岸計画課、海洋 環境政策課)	研究機関	計画期間

第6節 推進戦略5：沿岸管理の実行力を強化

1. 概要



<p>共利益の侵害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 公有水面埋立を随時に反映する過程において埋立需要の検討体系の不備 ・ 違法な占用・使用、他法による擬制措置によって未来志向的な沿岸管理の実現の限界 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 統合計画の確定後、他法の擬制条項の最小化 ・ 公有水面埋立の案件別の審査の強化 ・ 公有水面埋立土地の私有化を制限、賃貸による埋立土地の利用体系の定着 ・ 埋立土地化の賃貸料率の算定表を作成および更新 ・ 占用・使用、埋立土地の賃貸延長に対する受託者の義務遵守の評価の施行 ・ 公有水面および公有資産の管理について専門担当の執行組織の設置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 体系的な沿岸実態のモニタリングおよび沿岸情報管理・活用が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸実態のモニタリングおよび沿岸情報の体系的管理 ・ 沿岸・海洋情報の調査・収集体系と情報管理体系の統合性の向上 ・ 沿岸情報の体系的構築として政策意思決定の相互作用 (Interactive DSS) の向上 ・ 沿岸管理政策の問題解決志向性に基づいた沿岸空間情報の構築および分析手段の開発
<ul style="list-style-type: none"> ・ 周期的点検および履行評価の不在により実効性のある沿岸管理に限界 ・ 自発的、模範的な履行に対する合理的補償体系が不十分 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 沿岸管理実態の周期的点検および履行評価の施行 ・ 沿岸管理の実態点検および履行評価について年例報告書の提出の義務 ・ 地域別履行状況を点検、評価して、インセンティブ供与等の基礎資料として活用 (他部処と共有) ・ 実態点検 (10 項目)、履行評価 (5 項目)
<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用開発の需要検討・調整および統合的な審査機能の不備 ・ 需要が徐々に増え、多様化したことにより対応に限界および中央沿岸管理審議会の機能上、技術的検討が限界 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 中央沿岸管理審議会の強化および沿岸管理における行政の効率化 ・ 沿岸における保全・利用および開発行為の検討強化 (8 項目で総合評価報告書を作成) ・ 技術検討および中央研鑽会が支援するための「沿岸評価センター」(仮称)を設置
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発・保全の均衡を追求する沿岸管理に対する低い認識水準 ・ 沿岸地域の乱開発を防止するための地方自治体の実質的な権限が不足 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 地方自治体の能力強化支援および国民への広報強化 ・ 地域の沿岸管理の懸案を解決するための協議体を構成 ・ 沿岸管理員の運営体制を改善 ・ 沿岸管理条例の制定 ・ 沿岸管理担当の公務員に対する長期的な教育および海外研修の実施 ・ モバイルを基盤とする多者間疎通システム (U-Coast) を構築することで、ユビキタス沿岸を具現

2. 現況および問題点

- 公有水面の不法埋立および未活用の埋立地への公共接近性の制限
 - 周辺地域の開発と土地値段の上昇、観光客の増加等、周辺の状況変化と個人の私的目的のために公有水面の不法埋立が盛ん
 - ※ 進入路の開設、駐車場の確保、臨時の仮建物の用途としての干潟、白浜の埋立
 - 公有水面が土地として物理的に形質が転換した後でも、当初の目的どおりに活用されずに公共のアクセスと利用機会を制限
 - ※ 公有水面の低い竣工率 ('07 年 12 月現在 42.3%) も、沿岸空間の先占および排他性によって公共利益が侵害

- 公有水面埋立基本計画に比べ随時に反映段階の埋立需要を検討する体系の不十分
 - 第 2 次公有水面埋立基本計画の変更計画の際、埋立反映面積 7.329 km²、過去 4 年間の随時反映による変更計画反映面積が 26.207 km²

- 日常的に公有水面埋立需要の妥当性を体系的に検討、審査することのできる制度的規制が脆弱
 - 公有水面埋立基本計画の体制にもかかわらず、他法によって擬制される場合が多く、現行の埋立需要の管理体制としては未来志向的な沿岸管理を実現する限界
- 違法な占用・使用および独占的私有化によって公共利益の侵害および軋轢の発生
 - 公益と私益の衝突、保全と開発のぶつかり合い等、沿岸地域の大部分の軋轢は独占的私有化から始まる
 - 違法な占用・使用による公共利益の侵害
 - 海砂採取の過程で採取量を縮小して報告、鉱物採取の過程で副産物である骨材の販売等が発生
 - 今後、沿岸統合管理計画の実効性の確保は、公有水面の管理体系を改善できるかにより左右されるものとの見通し
- 体系的な沿岸実態のモニタリングおよび沿岸情報の管理・活用が不十分
 - 沿岸実態のモニタリングは、沿岸生態に対する点検が目的であり、沿岸管理の政策策定と沿岸変化の把握に限界
 - 沿岸用途海域制、沿岸海域適性評価、自然海岸管理目標制、公有水面関連の政策を策定して推進する際、関連する沿岸・海洋空間の情報の必要性が増大
- 周期的点検および履行評価の不在により効果的な沿岸管理に限界
 - 小規模な不法埋立、占用・使用、計画と異なる利用開発事項の点検は、中央部処の政策意思に沿って左右され、断続的に進行
 - 日常的に常時点検機能が脆弱で、事前予防的な管理に限界、結果的に公有水面の管理費用の増加を招く
 - 計画の履行回避を点検し、評価を改めて計画に反映する適応管理（adaptive management）の不在により、計画の実効性の増進に限界
 - 沿岸管理の業務は地域の立場から一回性の業務として認識され、公有水面埋立、沿岸整備事業、沿岸管理地域計画の策定以後、別途に日常業務がなく常時関心が不足
 - 地域の自発的沿岸管理の能力強化および模範的履行に対する補償根拠が不十分
 - 中央部処が地域の利害を反映する支援事業の施行時に、客観的な評価基準がなく、沿岸管理の進んだ地方自治体に対してインセンティブを与える根拠が脆弱
- 沿岸利用開発の需要検討・調整および統合的な審査機能が不十分
 - 沿岸の利用・開発需要は徐々に増え、類型は多様になるものとの見通し
 - 海洋エネルギーおよび資源開発の需要増加に伴い海洋空間の大規模な埋立と占用・使用の需要増加を予想、利用・開発の類型も多様化されるものと予想
 - ※ 潮力、潮流、風力発電所、メタンハイドレート資源の開発等
 - 中央沿岸管理審議会の検討、評価、審議機能の構造的限界
 - 局長クラスの委員で構成された審議会が、政策および事業の詳細内容と複雑な技術的事項を実務的に分析・評価し審議するのに限界
 - 沿岸の空間管理と環境管理の維持的連携および統合を通じた総合的検討が不十分
 - 最近になり、公有水面埋立、占用・使用時に環境性評価が強化される動きだが、環境性検討と立地の適切性検討は別々に進行
 - ※ 沿岸用途海域制（海域適性評価）、自然海岸管理目標制等、新規導入の空間管理政策と沿岸汚染総量管理における開発事業の技術検討、環境影響評価性との維持的連携

が不十分

- 開発・保全の均衡を追求する沿岸管理に対する低い認識水準
 - 沿岸地域を利用・開発の対象としてしか認識していないため、必ず保全しなければならない自然環境の毀損が進行
 - 無分別な沿岸開発によって、生物生息地の破壊、自然景観の毀損、水質悪化、侵食発生等の被害が広範囲に現れているが、相変わらず沿岸地域の保全に対する危機意識が不足
- 無分別な沿岸地域開発を予防することのできる地方自治体次元での実質的な権限が不足
 - 沿岸管理の基本法である沿岸管理法に、沿岸を計画的・統合的に管理することができる権限の規定が不備
 - 沿岸地域に否定的な影響を与える開発事業が推進される場合、これを制御することのできる根拠が不足

3. 推進課題

1) 公有水面の公共性および接近性を高めるための管理体系の改善

- 統合計画の確定後、他法の擬制条項を最小化および案件別の審査の強化
 - 沿岸用途海域制および自然海岸管理目標制の定着後、公有水面埋立基本計画策定方式の公有水面埋立の認可・許可体制の改善
 - 公有水面埋立の妥当性に対する評価機構の設定および公有水面埋立に対する国の承認手続きである基本計画体制の変化が必要
 - 沿岸統合管理計画が中央沿岸管理審議会を通過後、国家計画として確定した時点から、他法による埋立および占用・使用の擬制を厳格に制限
 - 他法による擬制条項に伴う手続きの特恵措置の制限
 - 公有水面埋立基本計画の確定以後、追加の公有水面埋立要請に対して案件別の審査の強化
 - 埋立需要に対して経済的妥当性、実需要の有無、環境的持続可能性、公共利益の侵害範囲、事業の実現可能性等の集中検討
 - 専門家諮問団を構成して現場確認後、別途に検討報告書を作成
- 公有水面埋立による土地の私有化を原則的に制限、賃貸による埋立土地の利用体系の定着
 - 公有水面埋立による土地の私的所有を制限し、公共資産として登録
 - 私的所有禁止の対象となる土地は、第3次公有水面埋立基本計画以後の事業から適用
 - 私的所有の根拠となる条項の削除等、公有水面の管理および埋立に関する法律の改正の推進
 - 公有水面管理体制の革新を沿岸地域における公正な社会具現の中心戦略として採択
 - 公有財、公共財として公有水面が衡平の原則に基づき公共の利益に寄与できるように体制の整備
 - 埋立事業者に対しては埋立費用を賃貸費用として換算し、費用に該当する期間の間、無償賃貸

- 埋立費用の過多計上に対する検証と賃貸料率は、開発後の類似地域における同一用途の土地の賃貸費用を基準の設定
 - 最初の賃貸料率を算定後、毎年の公有水面埋立土地の賃貸料率の体系更新
- 公有水面の占有・使用、埋立土地の賃貸延長に対する受託者の義務遵守の評価の施行
- 公有水面の占有・使用および埋立土地の賃貸延長時の信託義務の遵守を評価
 - 公有水面の占有・使用後、原状回復義務条項による措置履行および同一の義務条項を賃貸土地に対して適用
 - 原状回復を点検および評価体系を設けた後の施行
 - 占有・使用および賃貸用途としての使用可否、環境管理に対する義務履行の可否等を中心に評価
- 公有水面および公有資産の管理について専門担当の執行組織を設置
- 公有水面の埋立土地の賃貸管理、無人島嶼の管理、不法埋立地の調査、原状回復の施行等、公有水面の管理業務が急増する予想
 - 現在の地方自治体または国土海洋部の行政力で徐々に増える業務需要を満たすのは限界
 - ※ 公有資産の埋立によって発生した土地と一般の国公有地は区分して管理
 - 徐々に増える公有水面の管理需要を効果的に満たし、体系的・効率的管理のために専門担当執行組織の設置
 - 専門担当執行組織は、既存の類似した管理組織（海洋環境管理組織）の業務を拡大する方策、新しい管理組織を設置する方策が可能
 - ※ 海洋環境管理公団内の本部設置または「沿岸管理公団（仮称）」を設置
 - 2011 年上半期に専門担当執行組織を設置するためのタスクフォースを構成後、最適な方策を設けて沿岸管理法の改正（2012 年）

2) 沿岸実態のモニタリングおよび沿岸情報の体系的管理

- 沿岸・海洋情報の調査・収集体系と情報管理体系の統合性を向上
- 沿岸・海洋情報の調査活動および情報構築の連携を通じて調査体系の費用効果性を高め、情報管理の統合性を確保
 - ※ 生物資源、環境資料と資源調査資料の統合性向上等
 - 沿岸管理に係る研究結果および調査内容は、沿岸管理情報の専門担当機構を通じて空間データベースとして構築
- 沿岸情報の体系的構築によって政策決定の互惠性の向上
- 公共参加型の地理情報システム（PPGIS: Public Participation GIS）の構築の推進
 - 軋轢の水準が高い場合、また地域住民の国家経済波及効果がある計画には、政策策定前の過程および関連情報を公開して利害関係者間の共有と参加の誘導
 - ※ 計画策定、政策決定関連資料の公開と参加の機会の拡大
 - 政策および事業情報提供サービス、住民意思の反映サービス、双方向的な意見交換サービス、地理情報サービス等の提供
 - 一般国民の日常生活に有用な情報（海霧、気象、波高、海水浴が可能かどうか、海岸までのアクセス、沿岸観光等）で構成された「BOIS (Blue Ocean Information Service)（仮称）」の構築

- 沿岸管理政策の問題解決志向性に基づいた沿岸空間情報の構築および分析の手段の開発
 - 気候変化、海洋空間計画、沿岸災害、沿岸生態および資源保護、自然海岸を含む沿岸の懸案を把握することができる空間情報の構築

3) 沿岸管理実態の周期的点検および履行評価の施行

- 海域管理庁における沿岸管理の実態点検および履行評価の年例報告書の提出
 - 年例報告書は沿岸管理の実態点検報告書と履行評価報告書の構成
 - 年例報告書の提出は 2011 年末から施行
 - 提出機関は、市・道、地方海洋港湾庁、経済自由区域庁に限定し、国土海洋部に年例報告書を提出する前に地域沿岸管理審議会への報告
 - 海域管理庁が提出した年例報告書を元に、沿岸統合管理国家年例報告書を白書の形態で作成し、中央沿岸管理審議会への報告

- 地域別の履行状況を点検、評価してインセンティブ供与の基礎資料として活用
 - 海域管理庁が提出した年例報告書を評価し、評価結果を財政企画部および行政価値部との共有
 - 今後の地方自治体および管理庁に対する中央部処のインセンティブ（財政および人材、地域発展事業）供与の根拠として活用
 - 沿岸整備事業、遊休地を活用した複合観光地等、沿岸事業の国費支援比率の上昇

- 沿岸管理実態点検報告書に含むべき事項
 - ① 沿岸の海洋環境状態：水質基準の超過比率
 - ② 地域社会経済の現況：人口（一般、漁民）、地域平均所得
 - ③ 認可・許可対象の利用および開発に関する事項の直接措置実績
 - ④ 他の法令による利用開発行為の協議事項および結果
 - ⑤ 沿岸地域における軋轢の現況および調整の結果
 - ⑥ 利用開発の事業および自然現象による海岸変化の状態
 - ⑦ 自然海岸管理目標制の履行および沿岸用途海域制の遵守可否、遵守できていない事由を記述
 - ⑧ 公有水面埋立の現況および占用・使用の実態
 - ⑨ 不法埋立、不法占用・使用の件数および措置事項
 - ⑩ 沿岸管理員の運営実績および結果

※ 当該年度の点検結果および累積点検の結果

- 履行評価に含むべき事項
 - ① 沿岸統合管理計画の沿岸別、地方自治体別の履行状況
 - ② 沿岸管理地域計画の修正、変更、施行状況
 - ③ 沿岸整備事業の履行状況
 - ④ 地域沿岸管理審議会の運営結果
 - ⑤ その他沿岸ガバナンスに関連する組織の運営結果

4) 中央沿岸管理審議会の強化および沿岸管理における行政の効率化

- 中央沿岸管理審議会における構成の合理化
 - 中央沿岸管理審議会の民間比率の拡大
 - 現在、19 人のうち政府委員 9 人、民間委員 10 人だが、多様な民間領域の利害と

需要を反映できるよう民間委員の拡充

- 沿岸管理に係る案件を審議する際に「沿岸評価センター」（仮称）の検討報告書を基に最終意思決定

- 沿岸における保全・利用および開発行爲の検討の強化
 - 事前環境性検討および環境影響評価の検討を対象にした利用開発事業に対して、中央沿岸管理審議会が提出する報告書の作成要件の強化
 - 検討報告書の作成および提出の施行は 2012 年から適用
 - 検討報告書に含むべき評価内容：8 項目
 - ① 上位計画との関連性および一貫性
 - ② 自然環境的立地の適正性
 - ③ 利用開発者の実需要の有無
 - ④ 経済的妥当性および地域経済への寄与効果
 - ⑤ 自然海岸および海洋環境の毀損水準
 - ⑥ 他の法律による制限
 - ⑦ 他法による権利と衝突の有無
 - ⑧ 利害関係者の衝突および軋轢の影響
 - 沿岸海洋評価および管理資源センターを設置（「沿岸評価センター」仮称）
 - 中央沿岸管理審議会の調査、分析、評価および審議過程の支援体系の強化
 - 沿岸管理制度の発達にもかかわらず、依然として地方自治体の沿岸管理の点検および監督機能は専門担当人材が不足、循環補職による問題点等を解決するための代案
 - 地方自治体の公務員と地域住民の特殊関係による温情的、任意的執行の限界を克服
 - 「沿岸評価センター」の機能
 - 公有水面埋立の需要の検討、自然海岸管理の地域目標（案）および修正・変更（案）の検討、海域適性評価、沿岸管理地域計画（案）および修正計画（案）の検討、事前環境性の検討、海域利用協議書の検討、利害評価書の検討、開発事業の負荷量における技術の検討、無人島嶼の類型区分、沿岸情報管理等
 - 沿岸評価センターの設置および運営方策を沿岸公有資産管理専門担当の執行機構タスクフォースを通じて準備
 - 2012 年、法律改正および財源確保、2013 年から運営
 - 資源センターは既存の組織を活用して設置、運営
- ※陸上環境影響評価（KEI）、土地適性評価（国土研究院、韓国土地住宅公社）、負荷量算定（環境科学院）

5) 地方自治体における沿岸管理の能力強化支援および国民への広報強化

- 地域における沿岸管理の懸案を解決することのできる沿岸管理協議体の構築
 - 基礎地方自治体を中心に沿岸管理の専門家、地域住民、NGO 等が参加する沿岸管理協議体を構成（2012 年）して、地域における沿岸管理問題の解決への活用
 - 地域の構成員それぞれの主体が有する能力を活用して、沿岸管理の懸案を調整・解決し、これを通じて沿岸管理に関する社会的資本の形成
- 沿岸管理員の運営体制の改善
 - 沿岸基礎地方自治体は、公有水面の占用・使用地域、埋立地域等、沿岸管理の側

- 面において重要な視点で沿岸管理員の事務室の設置・運営
 - 沿岸管理員の事務室において、海辺に沿って形成された道を通行する自転車を整備できる簡単な設備を置き、一般の国民に沿岸管理員の重要性の強調
 - 国は、基礎地方自治体が沿岸管理員の運営に必要な財政を支援する手段の模索

- 地域が沿岸管理活動を活性化するための沿岸管理条例の制定
 - 地方自治体の沿岸管理に関する包括的な制度的根拠づくりのために、沿岸管理条例の制定（2013年～）
 - 沿岸管理協議体の構成、沿岸管理員の支援、沿岸管理の教育および広報の実施等に関する規定を盛り込んだ沿岸管理条例の制定の推進

- 沿岸管理担当の公務員の能力を強化するための定期的な教育および海外研修の実施
 - 沿岸管理担当の公務員の専門性を確保するために、沿岸管理関連大学、研究所、NGO、企業等が参加する専門教育センターの設置・運営（2015年）
 - 沿岸管理専門教育センターには、沿岸管理担当公務員の認識を広める次元で沿岸管理先進国に訪問して、現場の経験を身につけられる機会の提供

- モバイルを基盤とする多者間疎通システム（U-Coast）を構築することで、ユビキタス沿岸の具現化
 - 一般国民がスマートフォン等のモバイル機器を通じて自由に自然環境、観光、災害等の沿岸情報にアクセス・参加することのできる沿岸地域多者間疎通システムを構築
 - 国土海洋部の主導で沿岸地域多者間疎通システムの基盤を構築するために、QRコード、アプリケーション等のモバイルを基盤とした沿岸地域情報システムの構築
 - 多者間疎通システムと公有水面埋立および占用・使用、沿岸整備事業等の保全・利用・開発行為の履歴情報を連携して、地域沿岸管理を担当する公務員の管理・監督の支援
 - 公有水面を利用・開発する主体は、関連事業の完了時に該当事業の情報を多者間疎通システムに登載

4. 年次別の推進体系

<表 4-7> 沿岸管理の実行力を強化する分野の推進体系

推進課題	推進主体		目標年度
	主管	協力	
1) 公有水面の公共性および接近性を高めるための管理体系の改善			
- 統合計画の確定時点以後、他法による擬制条項の最小化	国土海洋部 (沿岸計画課)	知識経済部	計画期間
- 公有水面埋立の案件別に審査の強化	国土海洋部 (沿岸計画課、 海洋保全課)	知識経済部 文化観光部 市・道／市・郡	計画期間
- 公有水面埋立の自由化を制限および埋立土地の賃貸制の導入	国土海洋部 (沿岸計画課)	-	計画期間
- 埋立土地の賃貸料率算定表の作成および更新	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道／市・郡	計画期間

- 占用・使用、埋立土地の賃貸延長時に受託者としての義務遵守の評価	市・道 (沿岸管理の部署)	国土海洋部	計画期間
- 沿岸公有資産管理の専門担当執行組織の設置	国土海洋部 (沿岸計画課)	知識経済部 行政安全部	計画期間
2) 沿岸実態のモニタリングおよび沿岸情報の体系的管理			
- 沿岸・海洋情報の調査・収集体系と情報管理体系の統合性の向上	国土海洋部 国立海洋調査院	道／市／郡	2015
- 沿岸情報の体系的構築によって政策決定の互恵性の向上	国土海洋部 (沿岸計画課)	道／市／郡	2013
- 沿岸管理政策の問題解決志向性に基づいた沿岸空間情報の構築および分析手段の開発	国土海洋部 国立海洋調査院	研究機関	計画期間
3) 沿岸管理実態の周期的点検および履行評価の施行			
- 沿岸管理実態の点検および履行評価の年例報告書の作成／審議	市・道 (沿岸管理の部署)	国土海洋部	計画期間 翌年初
- 地域別履行状況の点検評価を関連部処と共有およびインセンティブ供与の基礎資料として活用	国土海洋部 (沿岸計画課)	行政安全部 企画財政部 知識経済部 環境部 文化観光部 農林水産食品部 統一部	計画期間
4) 中央沿岸管理審議会および沿岸管理における行政の効率化			
- 沿岸における保全、利用、開発行為の検討強化：中央研鑽会に8項目からなる総合検討報告書を提出し、作成要件の強化	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・道／市・郡 知識経済部 文化観光部	2012~ 計画期間
- 技術検討等、中央研鑽会が支援をするための「沿岸評価センター」を設置	国土海洋部 (沿岸計画課)	行政安全部 企画財政部	2012~ 計画期間
5) 地方自治体の沿岸管理の能力強化支援および国民への広報強化			
- 地域における沿岸管理の懸案を解決するための協議体の構成	市・郡 (沿岸管理の部署)	市・道	2012
- 沿岸管理員の実効性の確保	市・郡 (沿岸管理の部署)	市・道	2012
- 沿岸管理条例の制定	市・郡 (沿岸管理の部署)	市・道	2013
- 沿岸管理専門の教育センターの設立および担当公務員の海外研修の実施	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡／市・道	2013~ 計画期間
- モバイルを基盤とする多者間疎通システム (U-Coast) の構築	国土海洋部 (沿岸計画課)	市・郡／市・道	計画期間

資料 7 (海洋政策研究財団 訳) ※

韓国・北極総合政策の推進計画(2013.7.25)

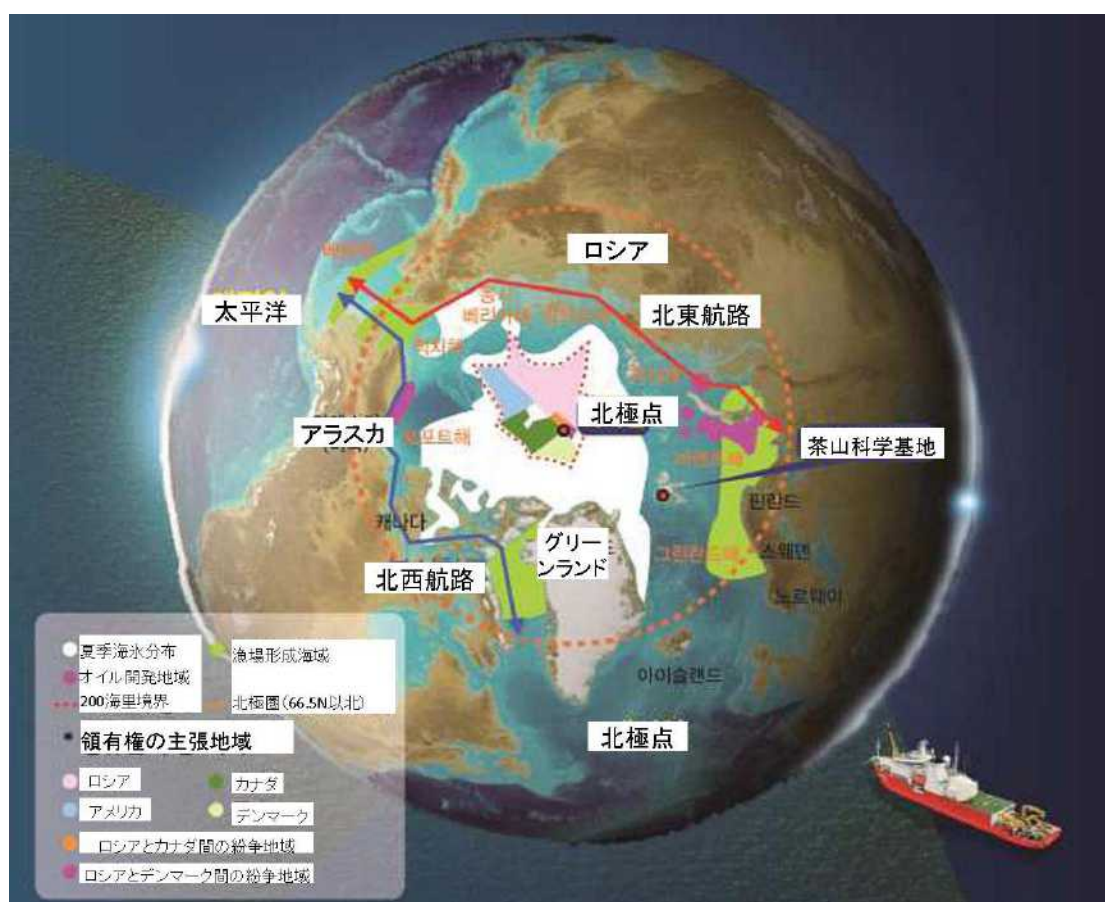
※翻訳の正確性に関する責任は海洋政策研究財団にあります。

北極総合政策の推進計画

2013. 7. 25
関係部処合同

《北極圏の現況》

- ◆北極圏は北緯66.5度以北の地域又は永久凍土層の限界線をいう
(面積：約2,100万km³、地球の地表面の約6%)
 - 気候的側面においては、7月の平均気温が10度以下であるところ（北極海の冬季平均気温は零下35°C~零下40°C程度であり、夏季気温は概ね0°C前後）
- ◆ 北極海は北米およびユーラシア大陸に囲まれた海洋をいう
(面積：約1,400万km³、平均水深1,200 m)
 - 約82%が沿岸国の領海および排他的経済水域で構成されており、公海は約18%の253万km³と推定される



I

北極政策の基本方向

1

策定の背景

◆大統領が「北極航路の開拓とエネルギー・資源開発等、北極政策の全般について、政府全体での協議を通じて総合的な青写真づくり」を指示（5.20/首席秘書官会議）

- オブサーバーへの進出が契機に
 - 韓国の北極評議会の正式オブサーバー国への進出（'13年5月）が契機となり、北極沿岸国および関連する国際機関の動向と多様な政策環境の変化に迅速に対応するための総合的な北極戦略づくりが必要
- 北極の解氷が加速
 - 北極海における解氷の加速化により、北極地域が有する将来の可能性と潜在力について各国の関心と北極進出計画が可視化された状況
 - * 北極の海水面積は、1950年から40年間で約40%の減
- 北極のビジネスモデルを模索
 - 既に進行中の環境保護および気候変化の研究活動を強化し、北極航路の開拓、石油・ガス等エネルギー・鉱物資源の開発、水産資源の確保等、ビジネスモデルの発掘を目的とした政府全体の体系的戦略づくりが必要

2

政策環境

- （国際法の環境）北極は、南極と異なり統一の国際条約がなく、海洋法に関する国際連合条約（'94年発効）により沿岸国の排他的権利を認定
 - 南極の場合、南極条約体制（50カ国加入）の確立により、領有権紛争や鉱物資源開発が禁止（'48年まで）され、平和的・科学的利用のみの許容
 - 北極は、海洋法に関する国際連合条約（多国間）、スバルバル条約（地域）と北極評議会等、多様な規範と協議体の存在
 - 特に、沿岸カ国（米、カナダ、ロシア、ノルウェー、デンマーク）は、「イルリサット宣言」を通じて北極を対象にした新しい国際法体制の策定に反対（海洋法に関する国際連合条約の適用を支持）
 - * イルリサット宣言（'08年5月）：北極の海洋環境保護を強調、北極における新しい国際法体制への反対、海洋法に関する国際連合条約の適用を支持
- （物理的環境）北極は、地球の気候変化および環境の変化*等、人類共通の関心事について解決策を見つけることのできる自然科学の誕生の地
 - 北極の気候変化は朝鮮半島にも影響を及ぼすだけでなく、地球の気候システムの中心として国際的に研究が活発に進行中
 - * 北極の解氷が加速していて、'08年の夏には氷河期以来、初めて北東航路（ロシア北側）と北西航路（カナダ東側）が同時に開通
- （政策的環境）急激な北極海の解氷は、北極航路、エネルギー・自然開発*等、新しい機会を付与
 - これにより、沿岸国を中心に、大陸棚の経済確定と北極海の航路・資源の商業的利用に関連した政策的動きが急速に進行
 - * 北極海には、世界中の未発見石油・ガスの約20%が賦存すると推定（米国地質研究所/'08年）。北極海における水産資源の年間総漁獲高は、全世界の約40%水準

3

政策の基本方向

- ◆ （国際社会への寄与）地球の気候変化、環境保護、沿岸国との共同利益等のために科学研究および国際協力活動を強化
 - ◆ （新産業の創出）北極航路の開拓、エネルギーおよび資源の開発、水産分野の進出等の経済的実利を着実に確保
- 北極評議会、国際機関およびオブサーバー国との国際協力の拡大
 - 北極関連の各種国際会議、シンポジウム・フォーラム、先住民との協カルート構築
 - 中国・日本・インド等、同時進出オブサーバー国との共同協カ基盤づくり
 - 人類の共通課題の解決に寄与する科学研究の強化

- 北極海の解氷、海洋生態系の保全、先住民、持続可能な発展等、沿岸国の関心課題について科学研究を通じてアプローチし、北極問題に関わるよう努力
- 沿岸国との二国間協力を通じて新産業を創出するための基盤の確保
 - 実現の可能性が高い北極航路の開拓をビジネス成功の模範事例とし、他の分野に拡散
 - 石油・ガス・鉱物等の資源開発、極地での造船・海洋プラント・航行の技術、水産業への進出等、新産業を発掘し産業化する基盤づくり

II **ビジョンおよび政策目標**

ビジョン **持続可能な北極の未来を開く極地先導国家**

政策目標

- ① 国際社会に寄与する北極パートナーシップの構築
- ② 人類の共通課題解決に寄与する科学研究の強化
- ③ 経済領土を拡張するための北極新産業の創出

4大戦略課題	詳細な推進課題
北極圏における国際協力の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 北極評議会関連の活動の拡大 ▪ 北極関連の国際機関活動の強化 ▪ 北極先住民との協力の推進
北極における科学研究活動の強化	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 基地等のインフラ活用の研究・活動を拡大 ▪ 研究・活動基盤の拡充 ▪ 気候変化の研究の強化 ▪ 北極圏の空間情報の構築
北極のビジネスモデルの発掘・推進	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 北極航路の開拓等、海運・港湾協力 ▪ 資源開発への協力および造船・海洋プラントの技術開発 ▪ 水産協力
法・制度の基盤の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 極地関連の法律の整備 ▪ 極地専門担当部署の新設等

III **重点の推進課題**

1 **北極圏の国際協力を強化**

(1) 北極評議会関連の活動を拡大 (未来創造科学部・外交部・産業通商資源部・環境部・海洋水産部)

- 目的
 - オブザーバー入りをきっかけに、評議会、ワーキンググループ*等への継続的な参加を通じて、会員国およびその他のオブザーバー国との協力基盤の確保

- 評議会においてもオブザーバー国のワーキンググループ参加の勧告
 - * 6つのワーキンググループは、北極評議会内の主要な議題に対する研究および調査活動を行い、研究結果を通じて評議会内の意思決定に影響

□ 推進方策

① 北極評議会との協力を強化（準備－着手段階）

- 北極評議会の8カ国の会員国と多国間・二国間レベルの協議体制を構築
 - 駐ノルウェー大使館と評議会事務局間の協議体制の構築
 - 評議会事務局が置かれているフラムセンター（ノルウェー・トロムソ）に韓国－ノルウェー極地研究所共同研究センターの開設し（'13年下半期）、事務局とのネットワークの強化
- 北極評議会におけるオブザーバー国との協力を強化
 - 特に、中国、日本等、新規に進出した東アジアのオブザーバー国との北極関連政策協議および共通利害の基盤構築の推進
 - * 中国の国家海洋局と海洋水産部との海洋科学技術協力をめぐる了解覚書の改正によって、韓国、中国の極地分野における協力強化の契機づくり（'13年6月26日）
- 民間の専門家が主導する北太平洋北極海コンファレンス（NPAC/韓国海洋水産開発院 主管）による民間協議の活性化の促進（'12年8月第1回開催/'13年8月第2回開催予定）

② 北極評議会における6つのワーキンググループへの参加および活動の拡大（着手段階）

- 6つのワーキンググループを対象に産学連携して関連の専門家集団を構成、定期的に派遣し、グループ別に関連活動への参加（'13年下半期～）

ワーキンググループ	発足	目的および活動	議長国
北極モニタリング評価プログラム（AMAP）	'91	北極の汚染問題をモニタリング、評価、予防	デンマーク
北極動植物保全（CAFF）	'91	北極における生物資源の持続性を維持、気候変化等、関連議題を主管	ロシア
非常事態予防準備対応（EPPR）	'91	北極の環境非常事態に対する対応・管理・評価、北極の環境保護と持続可能な開発を企図	ノルウェー
北極海洋環境保護（PAME）	'91	北極の海洋環境政策、汚染予防・統制措置および北極の海洋汚染予防の事案等に関する協力 北極の海洋環境保護に係る重点課題の提示	アイスランド
持続可能な開発ワーキンググループ（SDWG）	'98	北極の持続可能な開発を企図 北極共同体の経済的・社会的環境を改善	スウェーデン
北極環境汚染物質措置プログラム（ACAP）	'06	北極評議会における環境汚染の管理対応活動を遂行 環境汚染物質の排出を制限・削減するための努力 国際機関および各国との協力を模索	フィンランド

○ 新規の共同研究プログラムの開発・推進および関連会議・セミナー等の誘致

- アラオン号の活用、両極海でのR&D事業*と北極海洋環境保護（PAME）ワーキンググループの遂行事業との連携
 - * 南・北極の両極海で起こる環境変化の現象の理解および海水・海底の環境図の構築、生物資源の研究等（'11年～'15年/極地研究所）

(2) 北極関連の国際機関活動の強化（外交部・海洋水産部）

□ 目的

- 国際機関の活動を通じた北極圏国家とのネットワークの拡大、二国間協力の基盤づくりおよび北極関連の国際機関における韓国の立場強化

□ 推進方策（着手一本格段階）

- 北極科学委員会（IASC）、太平洋北極グループ（PAG）等の研究協議体を通じて砕氷研究船を活用し、共同研究の企画（'14年）を主導して、国際協力の強化
- 国際海事機関（IMO）の極域行動規範（Polar Code）（'14年完了予定）等の極地航行および船舶建造関連の国際基準づくりへの参加
 - * Polar Code：極地における運航船舶の増加に伴い、安全、事故の予防、環境保護等のために開発中の極地運航船舶に対する運航・建造・環境基準等を盛り込んだ航行規程
 - Polar Code開発の作業班に専門家の参加（'13年～'14年）および船舶設計専門委員会へ出席（'14年）
- 北西大西洋漁業機関（NAFO、'93年）、国連食糧農業機関（FAO、'49年）等の機関内活動を強化し、北東大西洋漁業委員会（NEAFC）等未加入の水産機関への加入の推進
- 北極水路委員会（ARHC）のオブザーバー加入推進（'14年）と活動を通じた会員国における海図情報の把握および共同製作への参加（ARHC第4回会議に出席/'13年10月）
- 「北極圏」（アイスランド）、「環極地ビジネスフォーラム」（北極評議会）等新しい会議体の設立動向を把握、国内の専門家および業界等の関係者が参加への支援

(3) 北極先住民との協力を推進（外交部・海洋水産部）

□ 目的

- 北極評議会の常時参加者である先住民と協カルート構築することで、中長期的な側面から北極における協力および国益向上の基盤づくり

□ 推進方策（着手段階）

- 先住民を対象に、仁川ーノーム（アラスカ・ノーム）区間をアラオン号に乗船する体験プログラムの作成
- 現在運営中の国内の青少年対象の北極研究体験団*を拡大して、先住民の青少年を招待し、北極の気候変化、生態系関連の教育の実施
 - * 北極研究体験団：極地研究所主管、茶山基地訪問および現場教育のプログラム

< 北極評議会に参加する先住民団体の現況 >

名称	構成	設立	目的および役割
イヌイット極域評議会 ICC	イヌイット先住民 (グリーンランド/デンマーク、カナダ、アメリカ、ロシア)	'77	北極圏イヌイット族の団結および権利増進、北極の環境保護、北極圏の国家と政治、経済、社会発展のための協力
サーミ評議会 SC	サーミ先住民（フィンランド、ロシア、ノルウェー、スウェーデン）	'56	サーミ族の権利および理解増進、先住民間の協力増進
ロシア北方民族協会 RAIPON	41の先住民 (ロシア北部、極東およびシベリア地域の約25万人)	'90	北極、シベリアおよび極東地域の先住民の法的権利保護、環境、社会経済問題、教育および文化発展
アリュート国際協会 AIA	アリュート先住民 (アメリカ、ロシア)	'98	アメリカおよびロシアのアリュート族の環境、文化交流の増進
北極圏アサバスカ評議会	アサバスカ先住民 (アメリカ、カナダ)	'00	アサバスカ族の権益保護と彼らの文化遺産に対する理解増進に努力

AAC			
グイッチン 国際評議会 GCI	グイッチン先住民 (アメリカ、カナダ)	'99	北極圏の環境、青少年、文化と伝統、社会経済の発展および教育部門における政策開発および提案

2

北極の科学研究活動の強化

(1) 基地等のインフラを活用して、研究・活動の拡大 (未来創造科学部・海洋水産部)

□ 目的

- 茶山基地およびアラオン号、北極5大観測拠点を活用した科学研究・活動を拡大し続け、北極関連の国際社会に寄与し、北極海でのリーダーシップの拡大
 - 茶山基地が位置するスバルバルは、13カ国が4つの地域で研究基地を運営する北極関連研究活動の中心地で、国際ネットワークの構築が必要

<北極茶山科学基地の現況>



- 北極の気候と環境変化を研究する拠点基地
- 開所日：2002年4月29日
- 位置：ノルウェー領スバルバル島（北緯79度）
- 遂行研究：北極海の海水と衛生資料の分析を通じた気候変化の研究、大気観測研究、海洋および陸上生態系のモニタリング等
- 施設現況：研究施設および宿所250m²

□ 推進方策

① 北極茶山基地を基盤として研究・活動の拡大 (着手-本格段階)

- スバルバルにおける地質環境の特性の研究を通じて、スバルバル地質図（岩石分布、地質構造、古生物、変成作用、鉱物資源、地形特性、生態系）の作成を推進
- スバルバル統合北極観測システム (SIOS-PP)* プロジェクトへの継続的な参加およびスバルバルグリーンランド東北部国際共同研究事業（デンマークーノルウェー主導）への参加推進（13年～）

* SIOS-PP (Svalbard Integrated Arctic Earth Observing System Preparatory Phase) : 北極スバルバル地域内における専門担当の研究インフラを共同活用して、気候変化に関連するモニタリングシステムの構築を目標とする進行中の国際共同プロジェクト

② アラオン号を活用した研究の強化 (着手-本格段階)

<アラオン号の概要>

船舶名	アラオン (Araon)
総量	7,487トン
建造	2009年10月
大きさ(m)	111 × 19 × 9.9 (長さ × 幅 × 深さ)
速度	16ノット (最大)、12ノット (航海)
推進システム	アジマススラスタ2機 (5,000 Kw × 2) トンネル型スラスタ (Tunnel Thruster) 2機 (1,200 kw × 2)
運営主体	KOPRI (極地研究所)